

令和 2 年

小樽市議会会議録(3)

第 2 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

令和 2 年

小樽市議会第 2 回定例会

令和 2 年 6 月 9 日開会

令和 2 年 6 月 30 日閉会

令和2年第2回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 6月9日～6月30日（22日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
6月 9日（火）	提案説明	
10日（水）	休 会	
11日（木）	〃	
12日（金）	〃	
13日（土）	〃	
14日（日）	〃	
15日（月）	会派代表質問 [松岩・丸山 両議員]	議会運営委員会
16日（火）	会派代表質問 [秋元・佐々木 両議員] 質疑及び一般質問 [中村（岩雄）・小池 両議員]	議会運営委員会
17日（水）	一般質問 [面野・山田・小貫・高野・横尾・須貝 各議員]	議会運営委員会、 予算特別委員会（選挙）
18日（木）	休 会	予算特別委員会
19日（金）	〃	予算特別委員会
20日（土）	〃	
21日（日）	〃	
22日（月）	〃	予算特別委員会
23日（火）	〃	総務・経済両常任委員会
24日（水）	〃	厚生・建設両常任委員会
25日（木）	〃	公共施設の再編に関する調査特別委員会
26日（金）	〃	
27日（土）	〃	
28日（日）	〃	
29日（月）	〃	
30日（火）	討論・採決等	議会運営委員会

令和 2 年
第 2 回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 6 月 9 日（火曜日） 第 1 日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	議長から発言（新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る対応について）	3
1	日程第 1 会期の決定	3
1	日程第 2 議案第 1 号ないし議案第 1 6 号	3
	○提案説明 市長（議 1～議 1 4）	3
	○提案説明 川畑議員（議 1 5）	6
	採 決（議 1 6）	7
1	日程第 3 休会の決定	7
1	散 会	7

○ 6 月 1 5 日（月曜日） 第 2 日目

1	出席議員	9
1	欠席議員	9
1	出席説明員	9
1	議事参与事務局職員	10
1	開 議	11
1	会議録署名議員の指名	11
1	日程第 1 議案第 1 号ないし議案第 1 5 号	11
	○会派代表質問 松岩議員	11
	○会派代表質問 丸山議員	29
1	散 会	48

○ 6月16日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	51
1	欠席議員	51
1	出席説明員	51
1	議事参与事務局職員	52
1	開 議	53
1	会議録署名議員の指名	53
1	日程第1 議案第1号ないし議案第15号	53
	○会派代表質問 秋元議員	53
	○会派代表質問 佐々木議員	68
	○質疑及び一般質問 中村（岩雄）議員	86
	○質疑及び一般質問 小池議員	89
	採 決（議1）	94
1	散 会	94

○ 6月17日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	95
1	欠席議員	95
1	出席説明員	95
1	議事参与事務局職員	96
1	開 議	97
1	会議録署名議員の指名	97
1	日程第1 議案第2号ないし議案第15号	97
	○一般質問 面野議員	97
	○一般質問 山田議員	108
	○一般質問 小貫議員	117
	○一般質問 高野議員	123
	○一般質問 横尾議員	133
	○一般質問 須貝議員	143
	予算特別委員会設置・付託	149
	常任委員会付託	149
1	日程第2 陳情	149
1	日程第3 休会の決定	149
1	散 会	150

○ 6月30日（火曜日） 第5日目

1	出席議員	151
1	欠席議員	151
1	出席説明員	151
1	議事参与事務局職員	152
1	開 議	153
1	会議録署名議員の指名	153
1	説明員から発言の申出	153
1	日程第1 議案第2号ないし議案第15号並びに陳情並びに調査	153
	予算特別委員長報告	153
	○討 論 酒井議員	153
	採 決	154
	総務常任委員長報告	154
	○討 論 酒井議員	154
	○討 論 松田議員	155
	○討 論 佐々木議員	155
	採 決	156
	経済常任委員長報告	156
	○討 論 高野議員	157
	○討 論 中村（吉宏）議員	157
	○討 論 横尾議員	157
	○討 論 面野議員	158
	採 決	158
	厚生常任委員長報告	159
	○討 論 丸山議員	159
	採 決	159
	建設常任委員長報告	160
	○討 論 小貫議員	160
	採 決	161
	公共施設の再編に関する調査特別委員長報告	161
	○討 論 丸山議員	161
	採 決	162
1	日程第2 議案第17号ないし議案第20号	162
	○提案説明 市長（議17～議20）	162
	採 決	163
1	日程第3 意見書案第1号ないし意見書案第9号	163
	○提案説明 酒井議員（意1～意5）	163

○提案説明	中村（誠吾）議員（意6、意7）	164
○討 論	中村（吉宏）議員	165
○討 論	高橋（龍）議員	165
○討 論	川畑議員	165
採 決		167
1 閉 会		168

第2回定例会議事事件一覧表

議案番号	件名
1	令和2年度小樽市一般会計補正予算
2	令和2年度小樽市一般会計補正予算
3	令和2年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
4	小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案
5	小樽市税条例の一部を改正する条例案
6	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
7	小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
8	小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
9	小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
10	工事請負契約について [潮見台中学校校舎耐震補強工事]
11	工事請負契約について [旧緑小学校解体工事]
12	不動産の取得について [旧最上B住宅敷地]
13	動産の取得について [ロータリ除雪車]
14	工事請負契約について [重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事]
15	小樽市非核港湾条例案
16	小樽市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案
17	令和2年度小樽市一般会計補正予算
18	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について
19	人権擁護委員候補者の推薦について
20	小樽市農業委員会委員の任命について

○意見書案

1	看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書(案)
2	介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書(案)
3	「国による全国学力・学習状況調査を全員参加の悉皆から抽出に改めること」を求める意見書(案)
4	「公立学校教員に1年単位の变形労働時間制を適用しないこと」を求める意見書(案)
5	農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に反対する意見書(案)
6	2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)
7	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)
8	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)
9	義務教育費国庫負担制度堅持等を求める意見書(案)

○陳情

15	小樽市立塩谷小学校の存続方について
16	小樽の子どもたちの教育水準を維持するための一人一台タブレット支給方について
17	「COVID-19 感染拡大に伴う小樽市内の中小企業の倒産を防ぐための基金」創設方について
18	「COVID-19 感染拡大に伴う中小企業の倒産を防ぐ為の小樽市条例」制定方について

質 問 要 旨

○会派代表質問

松岩議員（自由民主党）（6月15日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
 - (1) 医療提供体制等の整備について
 - (2) 高齢者及び障害者施設への取組について
 - (3) 新たな市内経済の展開について
 - (4) 観光振興施策の展開について
 - (5) 食産業の振興について
 - (6) 市内企業の事業継続について
 - (7) 雇用対策について
 - (8) 水産業の影響について
 - (9) 今後の対策財源について
 - (10) 職員の自宅待機について
- 2 市政上の諸課題について
 - (1) 自然災害と感染症への備えについて
 - (2) 市営住宅について
 - (3) 文化活動の振興について
 - (4) スポーツ活動の振興について
 - (5) 国際交流について
 - (6) 小樽看護専門学校の開校について
- 3 教育問題について
 - (1) 学習の遅れ等への対応について
 - (2) 学校行事等について
 - (3) ICT環境整備について
- 4 その他

丸山議員（日本共産党）（6月15日2番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 新型コロナウイルス感染の影響について
 - (1) コロナ疑い相談の対応について
 - (2) 医療資器材等の不足について
 - (3) 保健医療体制について
 - (4) 市内経済について
 - (5) 特別定額給付金について
- 2 小中学校の休業要請について
- 3 公共施設再編計画について
- 4 保育所等入所申請の情報開示と早期化について
- 5 小樽看護専門学校開校の報道について
- 6 (仮称)北海道小樽余市風力発電所について
- 7 その他

秋元議員（公明党）（6月16日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 市政運営について
 - (1) 令和元年度決算見込みについて
 - (2) 予算編成方法の見直しについて
 - (3) 令和2年度小樽市一般会計補正予算について
 - (4) 議案第4号について
- 2 市内経済と市民への支援について
 - (1) 特別定額給付金について
 - (2) 支援策と考え方について
 - (3) 文化芸術への支援について
 - (4) 介護現場への支援策について
- 3 新型コロナウイルス感染症対策について
 - (1) 情報発信について
 - (2) 情報発信手段について
 - (3) 災害時の避難所体制について
 - (4) 避難所での感染症対策について
 - (5) 避難所での衛生材料の供給について
- 4 その他

佐々木議員（立憲・市民連合）（6月16日2番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 新型コロナウイルス感染症対応と市財政、今後の取組について
- 2 これからの観光施策について
 - (1) 今後の経済・観光復興策について
 - (2) オーバーツーリズムについて
 - (3) サイクルツーリズムについて
- 3 避難所における感染症対策について
- 4 歴史文化関係
 - (1) 小樽市が初めて単独で申請した地域型日本遺産について
 - (2) 小樽市歴史文化基本構想に沿った活動・事業について
- 5 教育子育て関係
 - (1) 子育てに関する各種相談業務への新型コロナウイルス感染症の影響について
 - (2) 小中学校関係について
- 6 その他

○ 質疑及び一般質問

中村（岩雄）議員（無所属）（6月16日3番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 新型コロナウイルス感染症による本市財政への影響について
- 2 小樽市内の看護師養成について
- 3 その他

小池議員（無所属）（6月16日4番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 新型コロナウイルス感染症による医療体制等について
- 2 新型コロナウイルス感染症による本市の支援事業について
- 3 その他

○ 一般質問

面野議員（立憲・市民連合）（6月17日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 （仮称）北海道小樽余市風力発電所について
- 2 新型コロナウイルス感染症への対応について
 - （1）次亜塩素酸水の配布事業について
 - （2）文化団体へのサポート
 - （3）介護施設や障害者施設等へのケアについて
 - （4）公共施設で働く従業員の状況について
 - （5）小樽市役所のテレワーク導入について
 - （6）子どもの生活実態調査に関連して
- 3 小樽看護専門学校の開校について
- 4 その他

山田議員（自由民主党）（6月17日2番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 寄附制度に関連して
- 2 海水浴場について
- 3 港湾や北運河について
- 4 新型コロナウイルス感染症による児童・生徒への影響について
- 5 その他

小貫議員（日本共産党）（6月17日3番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 特殊地下壕^{ごう}について
- 2 北海道新幹線の札幌延伸について
- 3 その他

高野議員（日本共産党）（6月17日4番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 町内会への支援について
- 2 性的指向及び性自認により困難を感じている方々の権利保障と支援の拡充について
- 3 学校給食について
- 4 その他

横尾議員（公明党）（6月17日5番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 新型コロナ対策による市民等への影響について
 - (1) 市民生活について
 - (2) コロナうつについて
 - (3) 熱中症について
 - (4) 町内会活動について
- 2 学校の対応について
 - (1) 休業中の家庭との連絡について
 - (2) 学校でのICT活用について
 - (3) 学校の暑さ対策について
 - (4) 新しい生活様式を踏まえた行動基準について
 - (5) 臨時休業の判断基準について
- 3 小樽市役所の感染予防対策について
 - (1) 職員に対する取組の結果について
 - (2) BCP（業務継続計画）について
 - (3) 業務の選別について
 - (4) オンライン会議について
 - (5) テレワークについて
 - (6) 喫煙所について
- 4 新型コロナ対策による市の計画への影響について
 - (1) 観光基本計画について
 - (2) 公共施設再編計画について
- 5 その他

須貝議員（自由民主党）（6月17日6番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 新型コロナウイルス感染症の医療体制について
- 2 経済対策について
- 3 教育関連について
- 4 その他

令和2年
第2回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

令和2年6月9日

出席議員（25名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
副市長	小山秀昭	総務部長	中田克浩
財政部長	上石明	教育部長	森貴仁
総務部総務課長	津田義久	財政部財政課長	笹田泰生

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤 正 樹
庶務係 長 加藤 佳 子
調査係 長 柴田 真 紀
書 記 相馬 音 佳
書 記 眞屋 文 枝

事務局 次長 佐藤 典 孝
議事係 長 深田 友 和
書 記 樽谷 朋 恵
書 記 松木 道 人
書 記 三上 恭 平

開会 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和2年小樽市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、松岩一輝議員を御指名いたします。

議事に先立ち、今定例会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る対応について御説明いたします。

現在、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言は解除されておりますが、北海道内では、いまだに予断を許さない状況が続いておりますことから、クラスター発生の防止及び感染リスク軽減の観点から、十分な換気や座席の消毒等の対策を講じることに加え、第1回臨時会に引き続き、次のとおり特別な対応をとることといたします。

採決は全議員の出席で行いますが、そのほかの議事において、各会派並びに各議員の権能を侵すことなく、かつ、会議運営に支障のない範囲で、会議に臨場する議員の人数を、各会派において調整していただくことといたします。

その際、議事堂に残る議員は、議席の間隔を空けて着席し、議事堂を退出する議員は、会派控室等で放送又は議会中継を視聴して会議の状況を常に把握し、いつでも臨場できるよう備えていただくことといたしますので、各会派並びに各議員の御協力をよろしくお願いいたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から6月30日までの22日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第16号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第14号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 令和2年第2回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件に係る提案理由の説明に先立ち、一言、申し述べさせていただきます。

まず、この度発生いたしました本市職員による準公金の私的流用について、おわびを申し上げます。

この事案は、市の関係団体である小樽港貿易振興協議会の会計事務を担当しておりました職員が、その会計処理に当たり私的流用を行っていたものであります。

当該職員に対しては、懲戒処分を行ったところでありますが、当該職員の行為はもとより、組織としてのチェック体制の甘さは、行政に対する信頼を著しく損なうものであり、市民、関係者、そして議員の皆さんに不信を抱かせることとなりました。改めて、深くおわびを申し上げます。

今後におきましては、会計処理を担当者任せにすることなく、内部管理や点検確認を徹底し、公金の取扱いに関する適正な管理を図り、二度とこのような事案が生じないよう、全庁的な再発防止に努めてまいります。

なお、この度の件につきましては、私といたしましても、責任を感じているところであり、また、副市長も同様の思いでありますことから、私と副市長の給料について、それぞれ10分の1を1か月減額す

る条例案を本定例会に提案させていただいておりますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

さて、新型コロナウイルス対策についてですが、本市ではこれまで、議会の協力をいただきながら小樽市独自の対策を講じてまいりました。

対策の第1弾として実施しております飲食店の家賃を補助する飲食店事業継続支援事業につきましては、先週までに443件の申請を受け付けており、約3,140万円の支給決定をしたところであります。

また、先の臨時会におきましては、対策の第2弾として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、以下臨時交付金と略させていただきますが、この臨時交付金を活用した医療体制の整備、経済対策、生活支援策に係る6事業の補正予算について御審議をいただき、小売業等事業継続支援等の経済対策事業については、今月1日から申請受付を開始したところであります。

一方、特別定額給付金につきましては、これまでに全体の9割を超える世帯からの申請を受け付けており、約53,000世帯に約98億4,600万円の給付決定を行ったところであります。

これに引き続き、本定例会では、本市における新型コロナウイルス感染症対策の第3弾としまして、臨時交付金を活用した観光需要復興支援、飲食・商店街等市民応援のほか、教育環境整備や医療機関支援など14事業を選定し、総額約2億4,200万円を予算計上いたしました。

現在、国の第2次補正予算が審議されており、事業者やひとり親世帯へのさらなる支援、医療体制の強化、学生への支援などのほか、臨時交付金の拡充も予定されているところであります。

これらの国の動きなどを受け、本市においても、新たな感染や感染拡大に備えつつ、次のステージに向けた施策をスピード感を持って講じていく必要があるものと考えております。

それでは、ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第3号までの令和2年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号につきましては、一般会計において、新型コロナウイルス感染症対策の第3弾の市独自事業といたしまして、国の令和2年度補正予算で創設された臨時交付金を活用し、緊急事態宣言の解除に伴う経済活動の段階的な回復への動きを見据えた経済対策として、市内経済を支える中小・小規模事業者の事業継続を支援するため、飲食店や商店街などにおける市民の皆さんの消費を喚起する飲食・商店街等市民応援事業費、市内の観光関連施設や宿泊施設での需要を喚起する観光需要復興支援事業費を計上いたしました。

これらの経済対策につきましては、7月からの実施が予定される国の観光需要喚起事業に合わせて、国の事業との相乗効果による政策効果を最大限に図るため、早期の事業着手が必要なことから、先議をお願いするものであります。

次に、議案第2号及び議案第3号は、一般会計及び介護保険事業特別会計の通常分の補正予算であります。

一般会計補正予算の主なものといたしましては、臨時交付金を活用した市独自事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症患者の受入れに向けた医療機関への支援として、感染症患者のケアに従事した医師や看護師に支給する手当などを助成する感染症対応医療機関支援事業費補助金を計上したほか、教育環境の整備として、国の緊急経済対策におけるGIGAスクール構想事業の前倒しに伴い、令和2年度中に小・中学校の全ての児童・生徒に1人1台の学習用端末を整備するため、教育用端末整備事業費の増額など、所要の経費を計上いたしました。

また、国の補助制度を活用し、新型コロナウイルス感染症の入院患者の医療費を公費負担する新型コロナウイルス感染症対策事業費を計上するとともに、離職等により経済的に困窮し、住居を失うおそれがある場合などに、住居確保給付金を支給する生活困窮者住居確保給付金支給事業費につきましては、

国の制度改正により支給要件が緩和され、対象者の増加が見込まれることから、事業費を増額いたしました。

そのほか、地域医療に貢献する看護師の育成と市内医療機関の安定的な看護師確保を図るため、小樽市医師会看護高等専修学校の学生の臨床実習費用を助成する看護師養成施設実習費補助金などを計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金、諸収入を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、5億1,825万2,000円の増となり、財政規模は707億1,871万5,000円となりました。

次に、特別会計では、介護保険事業特別会計において、6月に年次改定される国のマイナンバーによる情報連携に対応するため、介護保険事務処理システム改修事業費を計上いたしました。

続きまして、議案第4号から議案第14号までについて説明申し上げます。

議案第4号特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案につきましては、市長及び副市長の令和2年7月分の給料月額を10%減額するものであります。

議案第5号市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税のひとり親控除を新設するとともに、固定資産税の現所有者の申告の制度化、新型コロナウイルス感染症等に係る特例措置の新設等を行うほか、所要の改正を行うものであります。

議案第6号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、通知カードの再交付に係る手数料を廃止するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第7号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準内閣府令の一部改正に伴い、改正後の基準内閣府令のとおり適用することにより、連携施設の確保の緩和を行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第8号家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令の一部改正に伴い、改正後の基準省令のとおり適用することにより、連携施設の確保の緩和等を行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第9号放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令の一部改正に伴い、改正後の基準省令のとおり適用することにより、放課後児童支援員に認定されるために必要となる研修の受講機会を拡充するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第10号工事請負契約につきましては、潮見台中学校校舎耐震補強工事の請負契約を締結するものであります。

議案第11号工事請負契約につきましては、旧緑小学校解体工事の請負契約を締結するものであります。

議案第12号不動産の取得につきましては、最上2丁目の土地9,470.27平方メートルを取得するものであります。

議案第13号動産の取得につきましては、ロータリー除雪車を取得するものであります。

議案第14号工事請負契約につきましては、重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事の請負契約を締結するものであります。

以上、概括的に説明申し上げますが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

(拍手)

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第15号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 提出者を代表して、議案第15号小樽市非核港湾条例案の説明を行います。

昨年11月に、ローマ・カトリック教会のフランシスコ教皇が来日されたことは、皆さんも記憶されていることと思います。

教皇が長崎と広島で行った発言は、国内外に多大な感動と共感を広げました。教皇の来日の主要なテーマは「すべてのいのちを守るため」として、「核戦争の脅威による威嚇をちらつかせながら、どうして平和を提案できるでしょうか」と核抑止論を正面から否定し、「人道的及び環境の観点から、核兵器の使用がもたらす壊滅的な破壊を考えなくてはなりません」と、核兵器の非人道性、環境破壊を厳しく告発いたしました。

核兵器禁止条約は、2017年7月7日、国連加盟国の3分の2を超える122か国の賛成で採択され、同年9月20日に調印・批准・参加の受付が始まり、50か国の批准書が国連事務総長に寄託されてから90日後に発効します。

この条約は、核兵器の全廃と根絶を目的として起草された国際条約であり、核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用及び威嚇としての使用の禁止並びにその廃絶に関する条約とも呼ばれています。

条約に署名した国は、2020年5月20日現在で81か国になります。しかしながら、日本政府はまだ署名していません。

2020年5月19日、ベリーズが新たに核兵器禁止条約の批准書を国連事務総長に寄託し、これで37か国となりました。

ベリーズは中央アメリカ北東部、ユカタン半島の付け根部分に位置し、北にメキシコ、西にグアテマラと国境を接する立憲君主制の国家です。

日本政府が、2019年の国連総会に提出した核兵器問題の決議案は、核兵器禁止条約への言及は一切なく、核兵器廃絶を究極の目標として永久に先送りし、これまでの核拡散防止条約いわゆるNPT再検討会議で合意された一連の積極的内容を反故にして、米国など核保有国への追随姿勢をあらわにし、世界から厳しい批判を受けました。

NPT再検討会議は、5年に1度開かれる核軍縮・不拡散問題の重要な会議です。今年4月27日から5月22日にニューヨークの国連本部で開催が予定されていましたが、新型コロナウイルス感染拡大を受けて延期することになりました。感染の収束のめどが立たないことから未定ではありますが、国連加盟国は、状況が許され次第、2021年4月までに開催することで合意しております。

小樽市議会は1982年6月28日、「核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている」と、核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。

日本政府に核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書を決議している自治体は、2020年5月31日現在で449となっておりますが、本市議会では、核兵器禁止条約への批准を求める意見書は今もって可決されておられません。

1975年3月18日に神戸市会は「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」を可決しています。可決後、フランス軍やイタリア軍、インド軍などの艦船が証明書を提出して神戸港に入港しております

が、アメリカ海軍は神戸港のこの方式を嫌って、近郊の姫路港には入港するものの神戸港には入港しておりません。

小樽港への外国艦船入港は、今年の国際的な新型コロナウイルス感染の関係のためと思われませんが、入港はありませんでした。しかし、1961年以降2019年2月12日現在で、巡洋艦、駆逐艦、海洋調査船、揚陸指揮艦など91隻に及びます。

小樽港は、石狩湾に面する弓状に入り組んだ海岸線に建設され、平機岬から茅柴岬に引いた一線内となっており、北、西、南の三方は山で囲まれ、港内は静穏が保たれ、気象的にも恵まれた天然の良港と言われており、核兵器廃絶平和都市宣言をした平和を願う市民の宝であります。

2008年10月2日の市議会で、多くの人に愛されるまち、より質の高い時間消費型観光のまちを目指す、観光都市・小樽を宣言しています。

この観光都市宣言と併せて、末永く平和で自然豊かな小樽港を守るためにも、今定例会で非核港湾条例を制定しようではありませんか。

各会派、各議員の賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） ただいま上程中の案件のうち、議案第16号について、先議いたします。

本件につきましては、提案理由の説明等を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

議案第16号は可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から6月14日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時26分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 松 田 優 子

議 員 松 岩 一 輝

令和2年
第2回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

令和2年6月15日

出席議員（25名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍樹
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元進
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
副市長	小山秀昭	病院局長	並木昭義
総務部長	中田克浩	財政部長	上石明
産業港湾部長	徳満康浩	生活環境部長	阿部一博
医療保険部長	勝山貴之	福祉部長	小野寺正裕
保健所長	貞本晃一	建設部長	西島圭二
病院局小樽市立病院 事務部長	佐々木真一	教育部長	森貴仁
総務部総務課長	津田義久	財政部財政課長	笹田泰生

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長	佐藤 正 樹
庶務係 長	加藤 佳 子
調査係 長	柴田 真 紀
書 記	相馬 音 佳
書 記	眞屋 文 枝

事務局 次長	佐藤 典 孝
議事係 長	深田 友 和
書 記	樽谷 朋 恵
書 記	松木 道 人
書 記	三上 恭 平

開会 午後1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高橋龍議員、酒井隆裕議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第15号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）（拍手）

○12番（松岩一輝議員） 質問に先立ち、申し上げます。新型コロナウイルス感染症による感染者が本市でも確認され、緊急事態の宣言以来、これまで多くの関係者の御尽力で感染拡大の波を何とか乗り切り、日常の生活を取り戻しつつあります。この感染症でお亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、現在も病床にある皆様の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

また、本市において市長をはじめとする市職員の皆様、保健所や市立病院など最前線で対応に当たられている関係者の皆様、厳しい経営状況に置かれている中小企業等や、日々不安を抱える市民の皆様からの相談対応に当たっている皆様の御尽力に、心から敬意を表する次第であります。

6月以降も小康状態にあり、感染者が増えている地域もあるため、油断せず新たな感染拡大の波に備える必要があります。それぞれの健康管理に十分留意しながら、市長には市民が安心して生活し、にぎわいあふれるまちづくりの実現に向けて、改めてお願い申し上げます。

それでは、自民党会派を代表し、順次、質問してまいります。

第1項目めは、新型コロナウイルス感染症対策について。

初めに、医療提供体制の整備についてであります。

国の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の解除を受けて、本市では6月1日より小・中学校や公共施設が感染症予防策を実施することで一部再開されました。道が発表した警戒ステージは6月1日より適用されますが、振興局別の対応となっております。隣接する札幌市は、現在も新規感染者が連日発生しています。今後、本市においても通勤通学や観光客の来樽により人の往来が増えることで3密が発生する可能性が高く、予断を許さない状況にあります。札幌市との往来を制限することは様々な観点から難しいと考えますが、本市において予防と蔓延防止に向けてどのように対応されるつもりか伺います。

保健所設置市で検査体制を有している本市において、対策の基本となる感染状況については、PCR検査などを充実させることで広範に把握し、対策に反映させることが重要です。検査方法もこれまでの方法に加え、唾液を採取して行うものや抗原検査キットを使用するものなど多様化しています。現在の感染収束と次の感染拡大に備えるために検査体制の整備をどのように進められる考えなのか伺います。

道は、感染症対策に従事した職員の特殊勤務手当を最大4,000円に増額し、本年1月まで遡及して適用することで処遇を改善すると発表しました。小樽市立病院においても新型コロナウイルス感染症患者を受け入れてきたため職員の特殊勤務手当が支給されているということですが、その金額や支給基準の理由について伺います。

また、臨時交付金実施計画では公的市内3病院への補助金が計上されていますが、基礎となる危険手当の金額についても伺います。あわせて、保健所等を含めた市職員の処遇改善について、今後どのようにされるお考えなのか伺います。

市立病院では、院内感染防止対策マニュアルに沿って日頃より院内感染防止に努めていると伺っています。しかしながら、全国的に集団感染の例は多く発生しています。前定例会では、マスク等の医療物資の不足が問題になりましたが、その後、解消に向けてどのように対応されたのでしょうか。

また、現場の医療従事者の皆様の労働環境や心理的、精神的不安に対する配慮についてどのように取り組まれていますか。現状と今後の対応策も併せて伺います。

加えて、医療従事者以外にも人々が日常生活を送る上で欠かせない仕事を担っているエッセンシャルワーカーの皆様、休校や外出自粛によって多くの時間を自宅で過ごされた方々、経済活動の停滞により影響を受けた経営者、労働者など立場は違いますが、年代を問わず多くの市民が心理的、精神的不安を抱えられています。差別的な扱いを受ける方やコロナ疲れ、コロナ鬱を引き起こす方も多くいらっしゃいます。本市ではどのように考え、対応するつもりか伺います。

次に、高齢者及び障害者施設への取組についてであります。

新型コロナウイルス感染症については、高齢者や基礎疾患のある抵抗力の弱い方が重症化するリスクが高いとされています。道内でも高齢者や障害者施設等での集団感染が発生し、残念ながら多くの方がお亡くなりになりました。感染者が死亡した場合、感染防止の観点から御家族が最期をみとることができず、悲しみがより大きいものとなっています。今後は、障害や要介護状態を有する方、その御家族にとって必要不可欠なこれらの施設に対して、利用者が安心して利用し、また、職員の皆さんも安心して働けるように環境を整備するため、行政として感染拡大防止の支援に取り組むことが重要と考えますが、見解を伺います。

また、外出自粛やデイサービスの利用控えなどによって、特に高齢者等の閉じ籠もりにより生活不活発に起因する健康への影響が全国的な課題となっていると認識しておりますが、どのような対策を講じるお考えか伺います。

次に、新たな市内経済の展開についてであります。

このたびの新型コロナウイルス感染症が拡大する以前より、IoTの普及や社会のグローバル化など急激に変化していましたが、収束した後はそれに合わせて従来とは全く異なった価値観や行動様式が一般化すると言われており、そのことが経済や産業構造の在り方にも大きな影響を与えるものと考えられています。とりわけ本市においては、人々の移動が制限されたため、観光業が大きな影響を受けました。

一方、大消費地から遠い地方都市はこれまで経済活動に不利な点が多く考えられてきましたが、ICT化によりインターネットの活用が急速に進んだため、ビジネスの幅も拡大していくものと考えられています。給付や補償等によって既存の産業、企業を守っていくことも大切ですが、市の財源ではその全てを網羅することは現実的ではありません。国の第一次補正により創設された、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した本市の取組には、市内の消費を喚起する事業費が盛り込まれています。これにより市内経済が少しずつ循環し始めることと考えられます。ですが、この機会に新たな将来を見据え、企業のIT化を促進するような投資的な支援が必要と考えますが、所感を伺います。

大都市圏においては、企業が満員電車の通勤や職場内の3密を解消するためにもオフィスを分散化し、感染リスク低減と働き方改革、そして生産性向上を同時に実現しようとする動きも広がる可能性があります。道は、企業誘致施策として大都市圏での混雑緩和やリスク分散のために北海道でのサテライトオフィス、テレワークを推奨しています。本市は、平成18年に制定した小樽市企業立地促進条例で、工場等の新增設の支援を掲げておりますが、収束後の状況を踏まえると需要のある制度なのか疑問であります。本市への企業進出や産業集積が結果的に働く場の創出、人口増加に寄与していくので、条例の趣旨

を拡大していくなど早急に取り組むべきことと考えますが、収束後を見据えた対応について見解を伺います。

次に、観光振興施策の展開についてであります。

本市は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い影響を受けた観光関連業者を支援するため、今定例会において旅行需要喚起に向けた支援措置を補正予算に盛り込んでいますが、現在は感染を抑え込むことができているとはいえ、今後も流行の再燃を警戒しなければならない状況が見込まれていることから、従来のように観光客のにぎわいを取り戻すには相当な時間を要するものと考えます。感染防止を徹底し、第二次小樽市観光基本計画に計画推進の行政の役割として記されている内容を丁寧に実行していく必要があります。滞在時間や観光消費額の少なさが長年の課題でしたが、加えてこれらの新たな困難に直面した状況を踏まえ、安心して市民や観光客が訪れることのできるまちづくりを推進していくため、今後の観光振興をどのように進めていく考えなのか伺います。

臨時交付金による観光需要、そして復興支援策の一つに動画制作事業が盛り込まれています。観光客の落ち込みは言うまでもありませんが、例年並みに回復するまで全く見通しが立たない状況で、今後の観光需要を見据えた小樽の知名度を生かした動画による観光PRは全世界に発信可能なため、大変効果的であると認識しています。ですが、恐らく様々な自治体や企業で同様の取組が行われると考えますので、適切なプロモーションが行われなければこれは埋没してしまい、総額960万円の予算措置以上の投資的効果が見込めないと考えられます。具体的にどのようにプロモーションを行い、そして目標や効果を見込んでいるのでしょうか。

さらに、当事業が終了し、来年度以降の運用などについても併せてどう取り組んでいくのか、具体的にお伺いします。

東京オリンピック・パラリンピックが延期され、全国的にも大規模なイベントが延期または中止となり、本市でもおたる潮まつりが中止となりました。先週末には、小樽青年会議所が3密を防ぎ、市内飲食店の振興と市民に楽しんでもらう目的で、ドライブスルー形式により弁当を販売する企画を実施しました。2日間で300台以上の来場があり、予想以上の速さで完売となりました。このイベントは市の御厚意により、おたるマリン広場使用料と保健所の申請手数料、合計約3万円の減免が認められ、今後も同様のイベントを水平展開が可能であることを証明しました。

このように、3密を防いだ新しいイベントが今後も市内において実施されていくことになると思いますが、市が所有する公共施設で公共性が高いイベントなどを実施する場合には、どのような支援が考えられますか。

また、博物館や美術館など社会教育施設の利用促進についても併せて伺います。

次に、食産業の振興についてであります。

本市の食関連事業についても、対面販売を中心とした魅力発信が困難な状況にあります。道は、輸出額1,500億円を目指し、食の輸出拡大戦略を推進していますが、今後どのように展開していくのか、まさに議論されている模様であります。本市においても給食の停止や飲食店の休業により行き場を失った食品が問題になりました。この機会に、市内産品はインターネット等を活用し、国内外に向けて販売を促進していく取組が必要と考えますが、見解を伺います。

次に、市内企業の事業継続についてであります。

全ての都道府県で緊急事態宣言が解除されましたが、その後も感染リスク低減を目指し、国は新しい生活様式、道は北海道スタイルの実現を呼びかけています。感染症に対する警戒と経済再生の両立を目指すこれらの呼びかけは、現状を踏まえるとやむを得ないところではありますが、緊急事態宣言や外

出自粛要請等の感染症対策が市内企業の経済活動を制約し、事業継続の岐路に立たされているところも少なくありません。仮に、企業が廃業の選択をするような事態に至れば、地域経済回復に取り返しのつかない打撃へつながります。本市には、創業100年を超える企業が多数存在し、先人たちによって歴史が築かれてきました。人口対策の観点からも、これまで創業支援や商店街、市場の振興などに取り組んできましたが、昨今の厳しい状況を踏まえると、今後も事業継続について効果的な取組が必要であると考えますが、見解を伺います。

次に、雇用対策についてであります。

今回の、新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染防止対策などを契機として、多くの企業や事業所で来客や売上げの大幅な減少が続いており、その影響でパートやアルバイトとして働かれていた方々が就業の機会を大きく減らされるなど、極めて厳しい状況に置かれています。全国的には、新規卒業者の内定が取り消される事例のほか、採用活動や求人募集の停止、オンライン就活などの実施などにより、例年どおりの就職活動が十分にできないため、影響が広がっています。本市では、多様な人材の就労支援と地元定着の促進に向けて取り組み、労働環境を整えてきましたが、企業と労働者を結びつける従来の活動は、その多くが3密を伴います。雇用面から市民の暮らしを支えていくことが重要なため、就労支援が必要と考えますが、認識と今後の対応について見解を伺います。

次に、水産業への影響についてであります。

新型コロナウイルス感染症の世界的な広がりや、輸出の低迷や需給変化などにより様々な分野に影響を及ぼしています。国内においても、消費の低迷により魚価が大きく下落しています。大幅な減収によって経営が悪化している漁業関係者の皆様の支援など、迅速な対応が求められます。本市の水産業への影響と、その今後の対策について伺います。

次に、今後の対策財源についてであります。

本市の財政状況は依然として厳しく、新型コロナウイルス感染症に関連する様々な対策に充てる財源のほとんどを国の臨時交付金や道の補助金に頼らざるを得ない状況にあります。政府は、臨時交付金の第2弾として2兆円規模の予算措置を決定しており、前回は1兆円規模であることを考えると、本市でも今回の約5.4億円以上の交付金が見込まれます。多くの市民、事業者の皆様から頂いた寄附金を原資とするコロナ基金や、僅かな財政調整基金はありますが、それ以上の財源を有しない本市において企業や市民に対する支援策には限界があり、本来あってはならない事態ではありますが、財政が豊かな自治体との地域間格差が生じる結果となってしまいます。これは、本市に限った話ではありませんが、それぞれの自治体や首長、議会がどのように対応していくのか判断が分かれるところでもあります。国の第二次補正で拡充された臨時交付金は、選択と集中によって効果が最大化するような実効性の高い使い方を検討しなければなりません。これに対する認識と、今後どのような取組を行っていく考えなのか伺います。

関連して、経済情勢の悪化は戦後最大の危機に瀕しているとも言われており、国全体で税収の大幅な減少が予測され、本市もその影響は計り知れません。税収等の予測も立たない状況下において、今後の市財政を見通すこともままならないのではと考えます。これまで以上に感染症対策に財源を充てなければならない以上、疲弊した地域経済の再生と自然災害をはじめとする突発的な緊急事態などに対応していくには、様々な視点で財政運営の在り方を検討する必要があると考えます。これらを踏まえ、中長期的な財源の確保と財政運営にどのように取り組むお考えなのか、見解を伺います。

次に、職員の自宅待機についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、職員の自宅待機による出勤制限を実施しましたが、その概要を伺います。

市庁舎内での感染やクラスターの発生はあってはならない事態のため、このような措置には賛同するものの、実施内容について幾つかお伺いします。

まず、3割の職員に出勤を制限し、自宅待機を命じた日は、職務専念義務を免除する取扱いとし、休日扱いではなく勤務時間とした上で、連絡の取れる状態で業務に資する自己研さんに励むとしております。多くの民間企業では、在宅でテレワークを実施していたため、このような対応は市民からの理解を得にくいのではないかと考えられます。例えば、年次有給休暇の扱いにすることや、自己研さんではなく在宅で業務を行うことができなかつたのか伺います。あわせて、想定している自己研さんの内容とその実施検証を行う予定はあるのか伺います。

3割の出勤制限期間中は、それに対応して業務の縮小は行われたのでしょうか。従来どおり業務が行われていたとすると、10割の業務を7割の職員で対応したことになるが、無理なく業務が行えたのでしょうか。3密を防ぐ観点なら、休日出勤を行うことでそれを補うことも考えられましたが、残業時間数などを示し、状況を伺います。

7割の職員数で業務が円滑に行われていたとなると、翻れば単純計算で3割の職員が多かった。もしくは、余っていたと市民に考えられても仕方ありません。この機会に業務棚卸表や業務継続計画を作成することで、業務の見直し、適正な職員の配置を行うことができます。感染拡大防止に向けた適切な職員数について認識を伺います。

新しい生活様式には、業務のオンライン化や社会的距離確保などの観点が盛り込まれています。それを受けて、例えば法律業界では判こを省略し、直接会うことなく契約行為を結べる仕組みが既に整えられております。その他の業種においても、自宅でも職場と変わらない生産性確保に向けて一歩進んだ取組が既に行われております。

このように、働き方の新しいスタイルを行政が要請する以上は、市役所も率先してそれに取り組む必要があります。今後も感染者が急増、もしくは別の感染症流行により同様の措置を取らなければならないことも予想されます。サテライトオフィスの設置やペーパーレス化、オンライン化などをより一層充実させることで、以前から議論されていた業務の効率化と感染拡大防止を実現できるものと考えられますが、認識と今後の対応について伺います。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松岩議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、新型コロナウイルス感染症対策について御質問がありました。

初めに、医療提供体制等の整備についてですが、まず、本市における予防、蔓延防止の対応につきましては、5月25日に国の緊急事態解除宣言があり、6月1日から外出自粛や施設の使用制限等が段階的に緩和されることとなりましたが、道内における感染状況は予断を許さない状況にあることから、引き続き市民の皆様が、咳エチケットや、いわゆる三つの密を避けるなどの新しい生活様式を日常生活に取り入れ、継続していただけるよう、市のホームページや町会への通知など、様々な機会を通じ呼びかけてまいります。

次に、感染収束と感染拡大に備えるための検査体制の整備につきましては、本市では1か月以上感染者が発生していない状況ですが、感染者が発生した場合には、国の要領に基づき濃厚接触者に対するPCR検査を速やかに実施する体制を整えています。

また、今後、感染者や施設等でのクラスターが発生した場合、PCR検査数の増加が想定されることから、市内及び道内における感染状況について注視しながら、PCR検査の民間委託などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、臨時交付金実施計画における市内の公的な3病院への危険手当の金額につきましては、予算計上時には他都市の状況などを参考に1日当たり3,000円の単価として設定をしておりましたが、今後、国や北海道、他都市の動向を考慮しながら、単価の設定を検討する必要があると考えております。

次に、市職員の危険手当などの処遇改善につきましては、国の人事院規則を参考とし、市立病院のほか、保健所及び消防署の職員を対象に新型コロナウイルス感染症、またはその疑いのある者との接触が避けられない業務に対する特殊勤務手当の新設について検討を進めており、現在、支給対象者の範囲など制度設計を行っているところであります。

次に、差別的な扱いを受ける方やコロナ疲れ、コロナ鬱を引き起こす方への本市の考えと対応につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する誤った知識や過度のおそれによる偏見が、医療関係者等に対する心ない言動や行動につながり、また仕事や学校、日常生活の変化による不安やストレスの蓄積が、コロナ疲れ、コロナ鬱の原因になると考えております。差別的な扱いをなくすため、今後、市のホームページや健康教育を通じ、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識の普及に努めるとともに、保健師によるこころの健康相談で相談者の悩みに寄り添い、必要な場合は医療機関につなぐ支援を行ってまいります。

次に、高齢者及び障害者施設への取組についてですが、まず、行政としての支援につきましては、重症化リスクの高い要介護状態や障害を有する方とその御家族にとって、介護や障害福祉のサービスは地域で安心して生活していくために大変重要なものであります。したがって、これらのサービスに及ぶ新型コロナウイルス感染症による様々な影響をできる限り小さくすることが行政に求められる支援であると考えております。本市におきましては、これまで市民や市内企業などから寄附を受けたマスクや消毒液など衛生、防護用品を介護や障害者施設等に提供しているほか、国や北海道からの新型コロナウイルス感染症に関する情報の共有にも努めております。

今後は、コロナ禍の長期化を見据え、国や北海道の支援メニューを活用するとともに、本市としても感染拡大防止対策をはじめとする事業者のニーズを踏まえた支援について取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高齢者の閉じ籠もりに起因する健康対策につきましては、現在市では、シニアからだづくり教室などの通いの場の活動自粛によって高齢者のフレイルと呼ばれる虚弱状態の進行を防ぐため、自宅で手軽にできる運動の紹介やフレイルの状態を自分でチェックできるリーフレットを作成しているところであり、7月初旬に新聞折り込みを行うほか、地域包括支援センターをはじめとした市内各施設に配布の上、周知を図ってまいります。また、中部地域包括支援センターでは、小樽市高齢者お元気プロジェクト！と題し、体操動画を作成し、インターネット上での公開やDVDの貸出しを行っているほか、地域住民が主催する地域版介護予防教室でも各教室のリーダーから参加者に対し電話による健康状態の確認を行うなど、各機関、関係者が連携しながら重層的な対策に取り組んでいるところであります。

次に、新たな市内経済の展開についてですが、まず、企業のIT化の促進に向けた支援につきましては、情報通信技術は業務の効率化のほか、生産性の向上や販売促進といった新たな事業に取り組む上で必要かつ効果的であると認識をしております。2018年版の中小企業白書によりますと、IT導入の際の課題としては、コスト負担ができない、導入効果が分からないなどが挙げられておりますが、今回の新型コロナウイルス感染症を契機に非対面型でのビジネスモデルなど、ITを活用した新しい生活様式へ

の対応が一層必要になるものと想定されることから、ITの導入促進に向けては国の補助制度の活用促進を図るとともに、市としても検討する必要があるものと考えております。

次に、収束後を見据えた企業誘致につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に今後、大都市圏の企業によるオフィスの分散化の動きや、国内への生産回帰、テレワークの拡大などの動きが加速されるものと認識をしております。こうしたこれまでとは異なる企業の動向も注視しながら、本市の企業立地促進条例などの優遇制度を含め、今後の取組を検討する必要があるものと考えております。

次に、観光振興施策の展開についてですが、まず、今後の観光振興の進め方につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束には時間を要するため、段階的に誘客を図っていく必要があるものと考えております。そのため、まずは既存の観光事業者の事業継続を支援することが喫緊の課題であり、併せて市民による観光消費を喚起するため、宿泊施設市民応援キャンペーンを実施してまいります。

次のステップとしましては、札幌市を中心とした道央圏や近隣の市町村から徐々に道内、道外へと国内客の誘客を図ってまいります。また、海外からの誘客につきましては、一定程度時間を要すると思われることから、本市の魅力の発信や情報提供を継続するとともに、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見極めながら、海外キャンペーンなどの誘致施策を行ってまいりたいと考えております。

また、観光客の皆様が安心して過ごしていただくため、観光事業者には感染防止対策の徹底を要請するとともに、北海道が示している新北海道スタイルや北海道コロナ通知システムの周知にも努めてまいりたいと考えております。

次に、動画作成事業のプロモーションにつきましては、新型コロナウイルス感染症収束を見据え、観光客に本市の魅力を探り出した情報を発信することにより、新たな小樽ファンの掘り起こしや、小樽への再訪の意欲喚起を目的として小樽をPRする動画を作成し、定期的に動画共有サイト、ユーチューブにて情報発信を行うものであります。具体的には、堺町通り商店街観光需要喚起事業については、商店街における個店のPR動画を作成し、また、観光PR動画制作事業については、地元の方が勧める店やスポットを訪問する動画番組を作成するものであります。どちらも定期的な更新を行うことにより、動画再生回数やチャンネル登録数を伸ばしていくことを目標とし、このことにより認知度が増し、主に国内客の訪問意欲の喚起につなげるとともに、多くの市民にも視聴してもらうことで本市の新たな魅力に気づいていただきたいと考えております。

また、来年度以降の運用につきましては、今回、撮影をした動画素材の再編集による観光PRへの活用や広告収入の増加による自立した運営に発展することを期待しております。

次に、イベントに対する支援につきましては、支援の方法としましては、御紹介のありました使用料や手数料の減免のほか、そのイベントに対する後援やPRなどが考えられます。しかしながら、市が支援を行う以上は、そのイベントの公共性、公益性が前提条件として必須とならざるを得ず、また他の事業者との公平性にも配慮する必要があります。そのため、個々のイベントの内容を踏まえた上で判断することとなりますが、公共性、公益性が高いイベントにつきましては、可能な限り支援してまいりたいと考えております。

次に、食産業の振興についてですが、これまで全国で開催される百貨店での物産展や首都圏での展示商談会への参加など、小樽産品の販路拡大を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による開催中止が相次ぎ、食料品製造業者が販売機会を失うなど、大きな打撃を受けております。そうした中、インターネットによる通信販売は、非接触による感染リスクの低さや外出自粛に伴う内食の拡大から売上げが伸びていると認識しておりますので、今後はインターネットのさらなる活用や物産展を補完する販路の確保など、販売チャンネルの多様化に向けた取組を支援する必要があると考えておりま

す。

次に、市内企業の事業継続についてですが、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた飲食店や宿泊業などの支援を現在実施しておりますが、経営者の高齢化や後継者不足などから事業承継は重要な課題となっておりますので、今年度中に実施予定の中小企業等実態調査による実態把握や、関係機関との連携した取組により、市内の雇用と伝統ある産業の技術を守るため、市内企業の事業継続を支援してまいりたいと考えております。

次に、雇用対策についてですが、就労支援の必要性の認識と今後の対応につきましては、学生を対象として職場体験などを行う若者就職マッチング支援事業や市内で就職や転職を希望する方を対象とした合同企業説明会の実施は、地元企業への定着を図るため重要な事業であると認識しておりますので、参加企業や学校、参加者にも御協力を頂き、北海道スタイルの実践など、感染防止に十分配慮しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、水産業の影響についてですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、ホテルや飲食店などの消費が減少し、一部の魚価が低迷しておりますが、全体としましては、ホタテの稚貝出荷量やホッケ、タラなどの漁獲量が増加しており、1月から5月期までの漁獲金額は前年並みと聞いております。今後も感染症の長期化が懸念されますので、漁獲量や魚価の推移など小樽市漁業協同組合や小樽機船漁業協同組合と情報共有を図りながら、必要に応じて対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、今後の対策財源についてですが、まず国の第二次補正予算で拡充された臨時交付金の使い方に対する認識につきましては、国の第一次補正予算で創設された臨時交付金では、感染拡大防止策と医療体制の整備、雇用の維持と事業の継続を図る経済対策、子育て世帯の暮らしを支える生活支援を柱に据え、その時々において支援の必要性が高いと判断したものについて段階的に進めてきたものであり、引き続きこの観点に沿って実効性の高い事業の検討を行う必要があるものと考えております。このたび拡充された臨時交付金の使途につきましては、国や北海道の支援策を考慮するとともに、これまで行き届かなかった分野へも対策を講じてまいりたいと考えております。

このほか、現在の閉塞感を打破するためには、感染症の拡大防止に配慮しながら市内経済を循環させることが大切だと考えておりますので、そのバランスを取りながらスピード感を持って取り組んでいくことで、市民の皆さんや事業者の方々が少しでも早く以前の生活や事業を営むことができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、中長期的な財源の確保や財政運営につきましては、本市では人口減少が続く市税収入などの一般財源収入の減少が見込まれる中、新型コロナウイルス感染症の影響により、さらなる税収減が予想され、感染抑止と経済対策の両立や今後の公共施設の更新費用など、新たな財政需要を考慮すると財源の確保は大きな課題であると認識をしております。そのため、平常時だけではなく不測の事態が生じた際にも時期を逸することなく、市独自の対策を講じることができる一定程度の財政調整基金を確保し、安定的かつ持続可能な財政構造が構築できるように、収支改善に向けたさらなる取組を進める必要があると考えております。

また、国に対しても地方の厳しい状況を踏まえて地方交付税などの地方財政措置の拡充をするよう、北海道市長会などを通じて要望してまいりたいと考えております。

次に、職員の自宅待機についてですが、まず、職員の3割出勤制限の概要につきましては、この出勤制限は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、職員の感染防止を図り、もって行政サービスの継続と市民の安全・安心の確保につなげるため、各職場における、いわゆる三つの密を避けることを主眼として実施したものであります。内容としましては、本年5月7日から5月20日まで、市立病院、保育

所、保健所の一部、消防署を除いた職場単位で、職員数の3割に当たる職員の出勤を制限するものであり、出勤制限をする日については職務専念義務を免除する取扱いとして自宅待機の上、常時所属からの連絡に対応できる体制を取りつつ、業務に資する自己研さんを行うこととしたものであります。

次に、職員の在宅勤務につきましては、このたびの出勤制限はあくまでも三つの密を避けることによる感染防止を趣旨とし、市として行ったものでありますので、職員本人の意思により取得する年次有給休暇を取得させた上で、出勤を制限するというにはならなかったものであります。また、情報漏えいの危険性から公文書の持ち出しは禁止しており、セキュリティ対策を含めたインターネット環境も必ずしも万全ではない状況の中では現実的に在宅勤務は困難と判断し、業務に資する自己研さんに努めることとしたものです。想定した自己研さんの内容としましては、各職場により業務内容が異なりますので一概には言えませんが、例えば業務に関わる法令の確認など、職員のスキルアップに資するものを想定しております。なお今回は、事前に自己研さんの内容報告を求めておりませんが、今後、同様の実施があった場合には検証できる方法について考えてまいります。

次に、出勤制限期間中の業務の縮小につきましては、このたびの措置を実施するに当たり、あらかじめ各部局に対し業務の優先性を考慮し、人員数に見合った必要最小限の業務継続を見据えた業務整理を指示していたところではありますが、その整理を行うまでの時間が足りず業務整理まで至ることができなかった職場もあるものと認識をしており、結果として出勤した職員にその分の負担がかかったものと考えております。対象期間となった5月の時間外勤務手当の支給状況を、昨年度同期と比較しますと約2,000時間、約27.5%増加しており、これは特別定額給付金給付事務など、新型コロナウイルス感染症関連による全庁的な業務量の増加も要因と考えられますが、このたびの出勤制限もその一因と推測されるところであります。

なお、休日出勤につきましては、業務多忙等のために任意に週休日の振替等、既存の制度を運用して閉庁日に業務を行ったところも一部ありますが、窓口業務には休日出勤はなじまないということもあり、全体としては休日出勤は行わないこととし、特段の位置づけはしなかったものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大時の適切な職員数につきましては、このたびの出勤制限は新型コロナウイルス感染症拡大防止のために行ったものであり、決して余剰な職員がいるということではありませんので、結果として職員に負荷をかけたということは先ほど申し上げたとおりですが、今後につきましては、業務継続計画を策定する中で非常時を見据えた業務整理を行いながら、その際に必要な職員数についても検討してまいりたいと考えております。

次に、サテライトオフィスの設置、業務のペーパーレス化、オンライン化などにつきましては、業務のペーパーレス化は経費の削減にもつながり、サテライトオフィスの設置や会議などのオンライン化は、感染拡大防止に効果的であるものと認識しております。

一方で、これらの導入に当たりましては、新たな経費が発生するほか、情報漏えいの危険性への対応を含めた技術的な課題も多くあります。このたびの出勤制限を機に働く場所や手段の多様化の必要性を改めて認識したところではありますが、導入の可否につきましては、セキュリティ対策やシステム整備の状況も踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 病院局長。

○病院局長(並木昭義) 松岩議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、新型コロナウイルス感染症対策について御質問がありました。

医療供給体制等の整備についてですが、まず、小樽市立病院で支給している特殊勤務手当の金額や支

給基準についてであります。

当院は、第二種感染症指定医療機関であることから、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れることになりました。しかし、防疫作業等手当に該当する特殊勤務手当が規定されていないことから、検体採取時のウイルス曝露の危険性を勘案し、検体採取を行った看護師に対し、一勤務日、患者1人につき500円を支給することにいたしましたものであります。なお、この手当の算出根拠につきましては、他都市の防疫作業等手当を参考に当院独自で設定しております。

次に、マスク等医療物資の不足解消に向けた対応についてであります。

マスク等の医療物資については、通常の流通による納入だけでは不足している状況にあったため、医療物資を取り扱っている業者に対し、在庫状況の聞き取りや調査、納入交渉等を随時行ったほか、当院の医師たちが他の医療機関に不足している医療物資の提供を依頼するなどの取組を行ってきたところであります。

しかしながら、現在も流通は一部しか回復しておらず、手術用のガウンなどは品薄状態が続いております。マスクなど一部の医療物資については、国や北海道からの支援や企業等からの寄附により2か月程度の在庫を確保したところであります。引き続き流通が不安定な状況にありますので、公益財団法人全国自治体病院協議会などを通して医療物資の安定的な供給について国に要望してまいりたいと考えております。

次に、医療従事者の労働環境や心理的、精神的不安に対する配慮の取組についてであります。

労働環境については、新型コロナウイルス感染症対応手順や感染防止などのマニュアルを作成し、職員へ周知するとともに、保健所から連絡があった疑い患者との動線を分けることや、各外来受付や病棟スタッフステーションにフィルムを貼るなどの感染防止対策を行っております。

心理的、精神的不安に対する配慮については、対応する職員のメンタルヘルス対策として、院内相談窓口の設置や臨床心理士による講演会などを行い、精神的な不安やストレスの軽減に向けた取組を行っております。

また、今後の対策といたしまして、国の交付金などを活用し、病棟の一部または全部を隔離できる空気感染隔離ユニットの配置や簡易陰圧装置の増設を行うとともに、今月12日から発熱者を感知するサーモグラフィーを正面玄関に設置し、発熱のある来院患者を入り口部分で把握して病状を確認するなど、院内感染の防止対策を強化することなどで労働条件の整備を図りたいと考えております。

感染症患者に携わる医療従事者は、感染リスクの不安を抱えながら日々業務に取り組んでおりますので、労働環境の改善や心理的、精神的不安の軽減を図るよう引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 松岩議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、新型コロナウイルス感染症対策について御質問ございました。

初めに、観光振興施策の展開についてでございますが、博物館や美術館など社会教育施設の利用促進につきましては、6月に再開した社会教育施設では感染リスクを低減させるため、現在、開館時間の短縮などを行っておりますが、今後は他都市の類似する社会教育施設の開設状況などを見ながら、段階的に緩和することを検討しているところでございます。教育委員会といたしましては、今後とも入館者の安全に十分配慮しながら魅力のある企画展を開催するなど、1人でも多くの市民や観光客の皆様に来館していただけるよう、努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）

○12番（松岩一輝議員） 第2項目めは、市政上の諸課題について。

初めに、自然災害と感染症への備えについてであります。

自然災害はいつ発生しても不思議ではなく、新型コロナウイルス感染症拡大が懸念される中、避難所の感染症対策は急務となっています。医療現場でもマスクや消毒液といった資材不足の解消が課題になっているところでありますが、今後も今回のような世界規模での感染症拡大と大規模自然災害が同時発生することを念頭に置き、新たな資機材の準備や3密対策を図る必要があると考えます。本市は、自然災害と感染症拡大の同時発生といった事態にどのように備える考えなのか伺います。

次に、市営住宅についてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、雇用先からの解雇に伴い、現に居住している社宅などから退去を余儀なくされる事例が全国的に発生しております。そのような方々に対して公営住宅を提供し、生活の安定を図ってもらう取組が行われている自治体がありますが、本市において同様の取組は行われているのか。

また、その制度が活用された実績等を併せて伺います。

次に、文化活動の振興についてであります。

舞台芸術など屋外での活動が中心の文化活動は、会場の構造などから3密が発生しやすいため、ほとんどの団体が講演などの活動停止を余儀なくされています。芸術文化は人々がゆとりと潤いを実感し、心豊かな生活を実現する上で欠くことのできないものであり、外出を自粛していた市民の皆さんの心に活力を与えるなど、重要な役割を果たすものと期待しているところですが、活動の再開に当たっては、イベント会場における新しい生活様式を取り入れた環境をしっかりと確保していく必要があります。本市の文化活動の振興をどのように考え、実施していくつもりなのか、所感を伺います。

次に、スポーツ活動の振興についてであります。

東京オリンピック・パラリンピックの延期だけでなく、国内では開催予定であった競技会や文化系の大会も軒並み延期または中止となりました。それぞれに目標を持ってこれまで練習を重ねてきた皆様、特に卒業を控えた学年の皆様にとっては痛恨の極みと言わざるを得ません。練習を重ね切磋琢磨し、大会などで成果を発揮するこの一連の活動は、教育的効果が高いと言われ、その後の人間形成や本人の自信につながります。また、大会等での成績は、進学や就職等の活動において実績として使用されることもあります。小樽市総合体育館では、利用人数の制限やトレーニング室の利用休止など、市民の運動、健康維持の活動が満足に行えない状況にあります。スポーツは、声を掛け合うこと、体がぶつかり合うことなど、3密を完全に防ぐことができません。文化活動の行われる市民会館などの集会施設でも同様のことが言えます。今後のスポーツ活動の振興について、本市の取組と感染防止を図りながら段階的緩和措置についての考えを伺います。

次に、国際交流についてであります。

今年度は、韓国の江西区と提携10周年、ニュージーランドのダニーデン市と提携40周年を迎えるなど、様々な姉妹都市交流事業を実施予定でしたが、渡航制限などの状況を鑑み、延期または中止されるものと考えられますが、今後どのように対応していくお考えか伺います。

3密を防ぐため、世界的に実施された外出自粛制限は、ウェブ上で集まることを一般化させたと言わ

れております。従来のように訪問型の交流だけではなくウェブ上の交流であれば、使節団以外の交流や旅費がかからないため、費用も大幅に圧縮できます。そのような、工夫した新たな取組による国際交流の輪を広げる事業の実施についても併せて伺います。

次に、小樽看護専門学校の閉校についてであります。

本年5月26日、小樽看護専門学校を運営する学校法人が令和3年度以降の入学者の募集を停止し、令和5年3月末での閉校の決定を発表しました。同校は、准看護師を対象として、正看護師養成を行う1学年の定員が40名、修業年限が3年の夜間定時制で、本年開校55周年を迎えた看護学校であります。卒業後は、多くが市内医療機関に勤務されるため、閉校は今後の看護人材供給に深刻な影響を与えるものと考えます。また、閉校により現在、准看護師資格を取得し、進学を希望されている方の市内進学先がなくなってしまう。

同校は、夜間部ということでその学生の多くが小樽に在住し、日中に准看護師として勤務をしながら通学をしております。同様の学校は、札幌市琴似にもありますが通学距離が遠いため、本市で勤務後に通学することは難しく、就学のための経済的負担が増加してしまいます。以前から議論のあるとおり、若者は小樽より札幌を選択する優位性が高いため、札幌に転居し就業しながら通学をする。もしくは、選択肢がなくなり、看護師の道を諦めざるを得ない状況になると考えます。これは、本市が抱える人口減少の点からも悪影響を与え、まちの活力低下につながることは明白であります。6月5日には、来年度の入学を希望している学生の方々が存続を求め1,600筆の署名とともに市長宛に要望書が提出されました。存続に向けての支援策として何ができるのか、例えば、正看護師を養成している小樽市高等看護学院の夜間部設置による受皿の創設など、まずは取り得る手段を模索し、最悪の事態を回避しなければなりません。そこで、本市として同校の閉校についてどのように受け止めているのか、お示してください。

最近では、小樽海上技術学校が存廃の危機を迎えた際、市の活力低下につながる等の理由で国や道と連携し存続を模索した結果、存続が実現した経緯があります。両校は、運営主体が公立と私立で立場が違いますが、前述のように本市に与える影響は甚大です。これについては、自民党として国政や道政においても積極的に取り組むところであります。学生の学習機会確保に向けて積極的な取組を期待しますが、本市の御所見を伺います。

以上、2項目め質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、市政上の諸課題について御質問がありました。

初めに、自然災害と感染症への備えについてですが、これらが同時発生する事態への備えにつきましては、本年5月に北海道版避難所運営マニュアルが改正され、感染症対策が新たに追記されたことを受け、まずは本市の避難所運営マニュアルの改正作業に着手したところであります。また、避難所においては、避難者等の健康管理や衛生管理のための体温計や消毒薬の確保、発症患者等の隔離に対応するための間仕切り板などの確保が急務であることから、今後、国の第二次補正予算による臨時交付金を活用し、必要な資機材を整備することにより、同時発生事態に備えてまいりたいと考えております。

次に、市営住宅についてですが、解雇により住居を失った方への市営住宅提供につきましては、平成20年度より雇用先からの解雇等に伴い、居住している住居から退去を余儀なくされる方、または同居親族に対して、市営住宅の一時的入居を認めておりますが、制度発足以降、今回の新型コロナウイルス感染症に関する案件も含めて実績はありません。

次に、国際交流についてですが、まず、本市と各姉妹都市との周年事業につきましては、5月に開催が予定されていたロシア連邦ナホトカ市の市制70周年記念事業については、同市から中止の連絡を受けたところであります。

また、10月に開催が予定されている韓国ソウル特別市江西区の姉妹都市提携10周年及びニュージーランドダニーデン市の姉妹都市提携40周年の各記念事業につきましては、両市から開催及び受入れの可否について連絡を待っているところであります。

今後も各姉妹都市との交流は必要であると考えておりますので、記念事業が中止や延期となった場合でも、渡航制限の状況や新型コロナウイルス感染症の収束状況を考慮しながら、別の時期でも記念事業の開催が可能かどうか、各姉妹都市と協議を継続してまいります。

次に、ウェブ等を使った交流の実施につきましては、どのような場面で使用すれば有効に活用ができるのか、相手とその意向も伺ってまいりたいと考えております。

次に、看護専門学校の閉校についてですが、まず、同校の閉校の受け止めにつきましては、小樽、後志はもとより、道内の看護師を育成する3年間の夜間定時制の学校として、看護人材の養成のために重要な役割を果たしてきており、閉校となることは地域医療にとって大きな問題であると考えております。

次に、学生の学習機会の確保に向けての取組につきましては、看護専門学校の閉校により看護師の資格取得を目指す方々の進学先が限られることとなり、さらには地域医療現場における看護師確保や若い世代の人口減少、独り親家庭の資格取得場所の減少といった影響が想定されますので、本市といたしましても当該専門学校の存続に向けた取組が必要であると考えております。このため、改めて専門学校を運営する法人からの聞き取りや関係機関との協議を進めており、存続に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） ただいま、市政上の諸課題について御質問がございました。

初めに、文化活動の振興についてでございますが、新しい生活様式を取り入れた文化活動の振興につきましては、本市の文化活動は美術、音楽、書道、合唱など非常に多くの分野で行われておりますが、緊急事態宣言解除後は各種教室の自粛要請が解除され、徐々にではありますが活動が再開されてきているところでございます。このような状況を踏まえ、教育委員会といたしましては、収益の減収などにより経営環境が厳しさを増している方や、今後、感染症対策との両立を図りながら実施するイベントなどを支援するため、国や北海道が実施する文化活動の支援策について、関係団体に対し情報提供を図っていくとともに、新たに関係する団体の活動や行事などの情報を収集し、広く市民に周知するなど、文化に触れる機会の創出に努めてまいりたいと考えております。

次に、スポーツ活動の振興についてでございますが、今後の取組につきましては、市民を対象とした卓球、バドミントン、水泳などの各種教室を順次再開し、主に高齢者を対象とした市民歩こう運動を引き続き実施するほか、本年度から総合体育館において小学生を対象としたフットサルスクールを新たに開講するなど、子供から高齢者まで幅広い年齢層がスポーツに親しむ機会を提供するなど、市民の健康維持、増進を図ってまいりたいと考えております。また、現在、施設の利用を制限している総合体育館の段階的緩和措置につきましては、バスケットなど種目別の人数制限やトレーニング室及び一部体育室の休止などを行っておりますが、これらにつきましては他都市の類似するスポーツ施設等の開設状況や各競技団体の活動状況などを見ながら、段階的に緩和することを検討しているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 12番、松岩一輝議員。

(12番 松岩一輝議員登壇)

○12番(松岩一輝議員) 第3項目めは、教育問題について。

初めに、学習の遅れ等への対応についてであります。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、小・中学校の臨時休業が長期に及んだことから、子供たちの学習の遅れをどう取り戻すかが保護者の方々の最大の関心事となっています。国では、時間割編成の工夫や長期休業期間の短縮、土日の活用のほか、学年内に指導を終えることの難しい場合の繰延べや、学校の授業における学習活動の重点化などの特例的な対応等についても、子供たちの学びを保障するための補完的取組として示しています。各学校では、学校の新しい生活様式をしっかりと定着させるとともに、臨時休業の長期化で受けた心身の変調にも十分配慮しながら、授業時数の確保を含め学習の遅れを取り戻すための様々な取組が求められます。国の関連予算には、学校の感染症対策や学習支援の経費が盛り込まれていますが、小樽市教育委員会では子供たちの学びの保障に向けてどのように取り組む考えなのか伺います。

次に、学校行事等についてであります。

学校行事は、子供たちの学校生活に潤いや秩序と変化をもたらすものであり、それぞれの行事には重要な意義や教育的効果があります。市教委では、北海道教育委員会からの通知等を踏まえ、感染リスクを考慮し、1学期中の学校行事をほぼ全て見合わせる判断をしました。この判断の難しさは私たち大人には十分理解できますが、学校生活が大きく変わり、子供たちにとっては勉強の毎日のように感じられる変則的な日々となっています。勉強の遅れは工夫次第で追いつくことができますが、行事などの経験は単に機会の喪失であり、取り返しがつきません。学習面における学びの保障はもとより、学校行事や体験学習、さらに本市のふるさとキャリア教育は、子供たちの心身の健全な発達や社会性の育成のために欠かせないものと考えています。今年度の学校行事などの実施に対する市教委の考え方について伺います。

次に、ICT環境整備についてであります。

国は、GIGAスクール構想による小・中学校のICT環境整備を今年度まで前倒しするとともに、緊急事態宣言下で特定都道府県とした地域を優先し、7月中の整備を目指しています。また、臨時休業等の影響で授業における通常の学習活動で指導を終えることが困難な場合は、特例的な対応としてICTの活用を含む多様な学習活動を、学校の指導計画に位置づけることも認めています。これまでは、学校や家庭でのICT環境が十分に整っておらず、オンライン学習が実施できませんでしたが、今後は整備のスピードが自治体間の学習格差を招く段階に移っており、早急に取組を進める必要があります。

本市における学校のオンライン学習環境の整備、充実に向けて、ハード面の整備も重要ですが、家庭事情によりPCやタブレット端末を有していないことやインターネット環境が整っていない場合に子供たちの学習機会に差が生じてしまいます。これらを市教委としてどのように取り組んでいくお考えか伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) ただいま、教育問題について御質問がございました。

学習の遅れ等への対応についてですが、子供たちの学びの保障に向けての取組につきましては、国の第二次補正予算では、学習保障等に必要な人的体制の整備として、教員の加配のほか、学習内容の定着が十分でない児童・生徒に対し、放課後などを活用して補習授業等を行う学習指導員や学級担任等の業務をサポートするスクール・サポート・スタッフの追加配置について示されております。

学習支援の事業につきましては、国からまだ配置基準が示されていないことや北海道教育委員会が実施主体であることから、本市への配置人数などの詳細は現時点では分かりませんが、小樽市教育委員会といたしましては、今後、措置される感染症関係予算を活用し対策を強化するとともに、配置される人材の活用により、児童・生徒の教育環境のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、学校行事等についてでございますが、今年度の学校行事に対する市教委の考え方につきましては、学校で行われる感染リスクのある主な行事については、子供たちの健康、安全を第一に考え、1学期中の実施を見合わせることでしております。2学期以降につきましても、感染症対策に万全を期す必要があるため、主な行事につきましては実施内容や方法を工夫するなどして、各学校で実施を検討するよう指導しているところでございます。

なお、修学旅行などの宿泊を伴う行事の実施につきましては、6月12日付の道教委からの通知を踏まえ、感染症対策の徹底に努めた上、実施するよう指導してまいります。

次に、ICT環境整備についてでございますが、まず、インターネット環境がない家庭への取組につきましては、文部科学省の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして、児童・生徒の端末整備支援だけでなく、緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備に向けた実現についても示され、国及び道からは各自自治体においても早急な整備について要請されているところでございます。このことを受け、教育委員会におきましても現在、児童・生徒一人一人に遠隔授業を実施するための環境調査を行っており、その調査結果を基に、端末と合わせて通信機器につきましても、必要に応じ整備を検討する必要があるものと考えております。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 12番、松岩一輝議員。

○12番(松岩一輝議員) 再質問として、8点質問させていただきます。

順次、上からさせていただきます。

まず1点目、1の(1)医療提供体制等の整備について。

病院局長からの御答弁で、2か月分の医療物資を確保したというふうな御答弁を頂きましたけれども、この2か月分というのはどういう意味での2か月分なのか。今までどおりの資材の使い方をして2か月分なのか、例えばマスクは1日1枚とか、ほかのもので代替するなどをして、節約しながらの使い方での2か月分の確保なのかを伺います。

2点目が、医療従事者や市民などのコロナ鬱、コロナ疲れだとかの心理的、精神的な配慮についてですけれども、市民や民間事業者の方々のそういったことへの対応というのは、全市民、全従業員に一人一人対応することは市としても困難だと思うので、来た方に対して対応するというところでよろしいのかと思うのですが、殊、市立病院の職員においては、市の職員でありますし、現場で最前線で対応されている方々なので、頂いた御答弁では相談窓口を設置することと、少し聞き取れなかったのですが、臨床心理士の講演を行うことでそれに対応されるということでした。まず、相談窓口を設置したことでそういった配慮をされたと言えるかということ、なかなか働きながら、お休みの日だとかその合間に病院内に設置された相談窓口に行くというのは、職場の人間関係だとかもあるとなかなか行きにくいのかなというところもありますし、臨床心理士の講演がどういうものか私は分かりませんが、それだけ

ではなかなか不十分かと思えます。やはり、現場で対応されている方々の、本当に言葉にできないような精神的なそういったことについての配慮というのは、特段に注意して取り計らうべきだと思うので、その辺りをもう一度お答えいただきたいと思えます。

次に、1の(3)新たな市内経済の展開について、私はIT化の促進をこの機会にすべきだというふうなことを質問させていただきました。御答弁では、具体的に今後検討していきたいというような受け止めを私はしましたけれども、正直申し上げて、具体的に検討するというのではなくて、もっとスピード感を持ってほかの他の自治体に負けないぐらい小樽市が積極的に取り組んでいるぐらいの勢いでここは進めていただきたいと思っているので、それについて、もし何か検討されていることがあれば、具体的にお聞かせいただきたいと思えます。

次に、1の(4)観光施策の展開についてです。

この動画制作事業、私は大変すばらしいものだと思っています。行政がこんなに多額の予算をかけてこういったことを整備するというのは、恐らくあまり今までなかったのではないかと思いますし、新型コロナウイルス感染症になってよかったということは絶対にありませんけれども、ピンチをチャンスにという観点から言えば、観光が打撃を受けて、しっかりと財政的な措置をして観光を盛り上げていくという本市の姿勢は、きっと市内の観光事業者やその関連の方々には小樽市のそういった誠意というかやる気を、強く示せたものなのかと思えます。

ただ、予算の使われ方をチェックするという私の議員としての立場において話させていただきますと、やはりこの大きな予算を投入している以上は、大きな効果をしっかりと見込んで欲しいと思えます。市長の御答弁では、今後の展開について広告収入によって運営するというような御発言もありましたけれども、私自身もこのユーチューブの動画については少し専門知識を持ち合わせていないので、事前に様々な方に確認をしたところ、広告収入で自転車操業的にしっかりと運用していくのであれば、かなり積極的にプロモーションをしていかないと、なかなか行政が作っただけでは、作って終わりになってしまうのではないかというような懸念も頂いておりますので、その辺りをもう少し明確にお聞かせいただきたいと思えます。

次に、食産業の振興についてです。

販売チャンネルの多様化に向けた支援というふうに御答弁いただいたと思うのですが、これは何を指しているのかがいまいよく分からなかったもので、その言葉の意味というか内容、何か裏側にある意味があればお聞かせいただきたいと思えます。

次に、(9)今後の対策財源について。

御答弁で行き届いていない分野への支援を、今後していきたいというようなことをおっしゃっていましたが、その行き届いていない分野というのはどういうことを指されているのか。もちろん検討段階だと思うので、言えることとできないことがあると思うのですが、差し障りない範囲でそのことをお聞かせいただきたいと思えます。

それから、職員の自宅待機についてであります。

残業時間数だけでいうと、昨年度より27%多いということですが、定額給付金の事業だとか、今回の新型コロナウイルス感染症に対応しての事業がその他あったために、単純に業務量を前年と比較できないという点や、今回の4月30日に総務部から議会宛に説明資料として配付された文書には、管理職に対しては今回3割の出勤を適用していない。なので、管理職員は全員出勤をしていて、かつ残業時間数を記録していないということなので、恐らくこの27%以上に管理職の皆様へのしわ寄せ、御負担の増加もあって、何とかこの約1か月ほどの3割出勤制限の間、市の行政は回っていたのかというふうな私は認

識を持っています。市民の皆様からすると単純に3割多いのではないかというようなニュアンスを受けますが、そこはそうではないということが御答弁の中から頂いたと思います。

それから、民間ではテレワークは進んでいるのですが、公の業務を行っている市役所においては、なかなか情報漏えいだとか、公文書管理の観点から在宅ワークは難しいということですが、例えば北海道や、ほかの自治体においても、一部テレワークを推進することで効率化と感染対策防止を図っていくという動きもあるので、これは今すぐということはないですけれども、今後そういった業務も見据えて適切な職員数の確保を図っていただきたいと思いますが、そのことについて何かお考えがあればお聞かせください。

最後に、小樽看護専門学校の閉校についてです。

市としても、積極的に取り組むということを前向きに御表明いただきまして、本当にありがとうございます。その中で、市として積極的に取り組むということが、いろいろな形があると思います。財政的な支援だったり、それこそ小樽市の開設している看護学校に夜間部を設置することで受皿をつくるということもあると思うのですが、それ以外に、例えば地元の企業なのか、医療機関なのか分かりませぬけれども、そういったところで受入れを探すとか、そういったお手伝いだとかも市として出てくると思うのですが、そういったことも併せて、市として積極的に取り組むということについて何か具体的なお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松岩議員の再質問にお答えをいたします。

少し本答弁を振り返りながらお答えさせていただきたいと思います。

私からは、最初の2点は病院の関係だと思しますので、その後の御質問についてお答えさせていただきたいと思います。1点目につきましては、この新型コロナウイルス感染症の関係から市内企業のIT化を進めていくべきではないかというお尋ねでありましたけれども、私としても御答弁させていただいたように、この後しっかりと検討させていただきたいと思っておりますが、まずは、どういった業種、あるいはどういった企業で、どのような需要があるのかをしっかりと探っていきたいというふうに思っておりますし、生産性の向上だとか、経営の改善につながるものがより望ましいことだと思っておりますので、行政の考えと企業側のミスマッチが生じないような形で、しっかりと業界の皆さんのお話も伺って、需要があればそれに応じた対応を行政としてもしっかりとさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

それから次は、観光の動画の関係でございましたけれども、もちろん松岩議員の御指摘のとおり作って終わりということではなくて、予算のチェックも含めていかに継続性があるかどうかということを作成の段階から議論をしながら進めさせていただきたいなというふうに思っております。それによって予算を効率的に活用できるのではないかとこのように思っているところでございます。

それから、食産業の販売チャンネルの多様化でございますけれども、今まではどちらかというと食産業の販路拡大というのは、国内の百貨店で開催されている物産展がメインであったわけですが、今回新型コロナウイルス感染症の関係で百貨店での物産展が中止、延期になっているところが多い中で、やはり物産展だけではなくて、例えばデパートの地下で行われている地下催事に視点を向けるだとか、あるいは今回の補正予算の中にも計上されている、生活協同組合のトドックを活用しながら食産業を振興していくという取組もありますけれども、そういった形で従来の物産展だけではなくて、いろいろな形で

食産業を振興していきたいということで、多チャンネルというような言葉を使わせていただいたところでございます。

それから、行き届いていない分野への支援についてお答えをさせていただきましたけれども、これまでは小樽が、やはり観光都市ということで大きな影響を受けている業種として、飲食、それから宿泊、後は土産物屋を含めた小売店、あるいは生活関連サービスというところを重点的に支援をしてまいりました。ただ、今回の新型コロナウイルスの影響というのは非常に広い範囲にその影響が及んでおりますので、これ以外の業種に対して支援をしていきたいということで答弁させていただきました。

次の第二次補正予算に基づく臨時交付金を活用した形での支援策になろうと思っておりますけれども、具体的には今後、庁内で議論をさせていただきたいというふうに思っておりますので、現時点ではどの業種にどういった支援をすることについては、今の時点ではお答えできないというところでございます。

それから、自宅勤務のことでございましたけれども、これは私どもとしても初めての体験でございます。自宅待機といいますか、自宅勤務を実施させていただきましたが、これは本答弁と重複することにもなりますけれども、今後、業務継続計画を策定していきますので、その中で非常時を見据えた業務整理を行っていきたいというふうに思っております。

今回この対応するときに、各職場に対して業務の優先順位をしっかりと見極めた上で対応して指示は出しましたけれども、先ほどの答弁の中で、それをしっかりと検討する暇がなかったということで、業務継続計画の中でしっかりとこのことを検討させていただきながら、必要な職員数について明記していきたい、考えていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、看護専門学校の対応について積極的にはどうということかということでございますが、まだ5月下旬に法人から閉校のお話がありまして、私どもとしては市内地域において看護人材を輩出してきたこの学校を閉校することはできないということで、私どもも今考えております。具体的にはこれから関係機関といろいろと協議をさせていただきながら考えていきたいというふうに思っておりますけれども、積極的にということは、ある意味、私がしっかりとリーダーシップを取りながら、学校法人ですとか、関係機関である小樽市医師会など、あるいは、他の医療機関に働きかけを行わないのかというようなお尋ねもありましたけれども、そういったことも含めまして、しっかりと市長としてリーダーシップを発揮しながら、この看護師を養成する学校の存続に向けては取り組んでいきたいというところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 病院局事務部長。

○病院局事務部長（佐々木真一） 松岩議員の再質問にお答えいたします。

初めに、2か月の医療物資を確保した部分についてですが、先ほど局長からも答弁いたしましたとおり、流通がまだ完全には回復しておりません。そうしたことから、物資の入荷は一定量限られてきているところでございます。例えばマスクであれば、さきの定例会でお話ししたとおり1日1枚というそういう節約を継続した使い方、2か月間の備蓄を確保したというような状況にあるところでございます。

次に、職員の心理的な配慮の部分で、当院の取組ではまだまだ足りないのではないかなというふうなお話でございましたけれども、まず講演会の内容といたしましては、当院の臨床心理士より長期間のストレスと付き合いのための対処法について講演を行ったほか、受入れ病棟の陰圧室についての説明、さらには医師から新型コロナウイルス感染症についての説明、妊娠と新型コロナウイルス感染症の関係についての説明を行い、職員の不安の解消などに努めたところでございます。

また、相談窓口につきましては、直接、臨床心理士に相談するという形ではなくて、気軽に相談でき

るように一旦事務部で、事務課長が相談窓口となりまして、一旦相談を受け、その後、臨床心理士にながような配慮をしているところでございます。

いずれにいたしましても、これで対策が終わりということではなく、今後もリスクの不安を抱えながら職員は勤務しておりますので、労働環境の改善や心理的精神的不安の軽減が図られるよう、これからも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 松岩議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 3時00分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党を代表して、質問します。

初めに、新型コロナウイルス感染拡大への処遇についてお聞きします。

北海道が緊急事態措置をした外出自粛要請が、国の緊急事態制限解除を受け、5月25日から段階的に解除となりました。小樽市での感染は、6月11日現在19例18人で、5月8日以降、新たに確認されておりませんが、隣接する札幌市では引き続き新たな感染者が確認されています。小樽市と札幌市は、通勤や通学などで日常的に往来が多く、小樽市内でも感染者が確認されたことで不安を感じる市民は少なくありません。PCR検査を受けるに当たっては当初、政府が出した基準は37度5分以上の熱が4日以上続いているか。あるいは、高齢者であったり、糖尿病や心不全、呼吸器疾患などの持病がある人で、症状が2日以上続く場合に相談窓口につながるというもので、こうした条件は5月中旬まで続きました。そのために、医師が必要と判断しても検査につながらなかったケースはなかったのでしょうか。6月11日現在の小樽市保健所への相談件数を見ると、全部で3,371件です。そのうち、医療機関からの相談に限ると478件ですが、検査人数は255人と、医療機関からの相談件数の半分程度にとどまっています。医療機関からの相談件数478件のうち、医師による検査依頼は何件なのか。

また、医療機関からの相談件数と検査件数に差が生じている理由についてお答えください。

札幌市では、市中感染とともに病院や介護施設内での感染拡大が深刻なものとなりました。こうした施設内での感染拡大は千歳市でも起きており、6月12日現在、病院での感染40例、高齢者施設等での感染20例を含む千歳市での感染者数は104例となっています。新型コロナウイルス感染症は、特に高齢者において重篤化しやすいと言われており、高齢化率40%を超える小樽市でも施設内感染は大変心配される場所です。病院や高齢者施設で働く職員の皆さんは、自身もいつ感染するか分からないという不安を抱えながら日々の業務に当たっています。

一方で、いまだマスクや消毒液などの安定的な供給には不安があります。先日、高齢者施設で働く方に伺ったお話では、在庫が切れたときにきちんと入ってくるのかが心配で節約しながら使っているということでした。使い捨てマスクは、使い捨てにするからこそ、その効果が発揮されるのであり、洗って使うとか何日も使うということでは、期待される効果はありません。医療、介護の現場でマスクや消毒液などが十分に用意されないことは、感染の危険にさらされている仕事の緊張をさらに高めることとなります。市として、医療機関や介護保険施設等の医療資器材が足りているのか調査をし、状況を把握しているのでしょうか、それぞれについてお答えください。

国や北海道に潤沢に支給されるよう要請すると同時に、市としても必要量を把握し確保に向けた取組をするべきだと考えますが見解を伺います。

報道によると市内で医療資器材等を製造する企業が出てきています。今後の感染流行の第2波に備え、こうした物資の製造並びに調達について、市に優先的に供給する内容でのパートナーシップ協定などを構築していく予定はありますか、お答えください。

さて、今回のような新たな感染症が現れたとき市民の暮らしや健康を守るとりでの一つは、保健所です。しかし、1991年には全国には852か所あった保健所は、2020年には469か所まで減らされています。実に30年間で45%も減っています。全国的に保健所が削減された中においても、保健所政令市である小樽市に保健所があることは、市民の健康を守る上でも大きな役割があると考えますが、市長の見解を伺います。

第7次小樽市総合計画では、保健衛生の現状と課題として、「近年、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生が懸念されており、人が免疫をもたない感染症が広がると、甚大な健康被害が起きる可能性があります。（中略）こうした市民の生命や健康の安全を脅かす新たな感染症や食中毒などの「健康危機」に迅速に対応できるよう、予防に関する知識の普及、医療や関係機関との連携体制の構築等による被害拡大防止対策が求められています。」と述べています。

小樽市では、1月31日に第1回新型コロナウイルス庁内対策会議が開催され、保健所が市民などからの相談窓口になりました。日々、市民や医療機関から寄せられる相談や問合せ、検査依頼が殺到し多忙を極めたと聞いています。そうした中で、市民からは新型コロナウイルス感染症の感染を疑って保健所に電話をかけたがつながらないといった声を聞いています。

保健所において相談に当たった人員、並びに勤務体制についてお答えください。

また、保健所における通常の業務に支障を来すことはなかったのでしょうか、お答えください。

そして、今後の感染流行の第2波に備え、臨時職員の採用も含め相談対応の人員確保が速やかにできるように準備する考えはありますか、お答えください。

新型コロナウイルス感染症は、感染しても無症状であったり、軽症のまま病状が推移し回復するケースが報告されています。本人の知らないうちに感染を広げることを極力避けるため、特に医療、介護分野などでの院内感染、集団感染を防ぐためにも検査体制を拡充する必要があります。

今後は、感染流行の第2波に備え治療目的だけにとどまらず、広く感染の有無を調べるスクリーニング目的で検査を行う必要があるのではないのでしょうか。

そのために、PCR検査だけでなく、抗原検査、抗体検査ができる体制構築が必要です。施設職員や入院患者、介護サービス利用者など、場合によっては、学校関係者、児童・生徒など必要と考えられる方の検査を徹底するために、今後、検査実施件数を抜本的に増やす必要があるのではないのでしょうか、見解を伺います。

また、ふだんあまり医療機関にかかることがないような、特にかかりつけ医のないような方の場合は、いざ発熱やだるさなどを感じても診察をしてくれる医療機関につながるまで何件も電話をかけなくてはならず大変です。感染予防の観点からも医療機関との協力で発熱外来の設置を検討する考えはありますか、お答えください。

ここまで述べたような検査体制の拡充を実現するためには、市の財政負担が増えると考えられます。国に対しても財政支援を求めるべきと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、地域医療について第7次総合計画では、市立病院は、総合的医療を行う地域基幹病院としての役割を推進することが必要としており、実際に、今後また感染症が拡大することになれば市民の間には

市立病院の果たす役割について大きな期待があります。感染拡大を受け市立病院では21床の受入れ病床が確保されました。こうした病床が空いたままになる場合はどれほどの減収になるのか、国からはどのくらい、また、いつ頃この減収分が補填されるのか、見通しをお答えください。

市内経済についてお聞きます。

市内を訪れる観光客は、2月には減少し始めていましたが、緊急事態宣言が出された3月になると地元客までもが外出を控えたために商店主たちからは、売上げは落ちる一方、何らの補償も受けられない、外出自粛がいつまで続くのか、商売にならない、店が続けられず閉店に追い込まれてしまうと切実な声が出されていました。

2020年1月から3月の小樽市経済動向調査結果では、企業の景況感を示す業況判断D Iはマイナス41.8、前年同期と比べ33.5ポイント低下という驚くべき結果でした。全ての業種で低下しており、調査に答えた市内企業は、その理由として新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を挙げています。

企業の声がまとめられています。インバウンドや量販店向けの出荷が減少した。観光やイベント関係のキャンセルが多く苦戦していると食料品製造事業者、売上げが下がり今後どこまで続くのか見通しが立たない、会合、行事が自粛傾向にあり国内外の観光客が減少したため宿泊、飲食、物販に関わる業者が厳しい状況にある、市民も外出を控え、深刻な状況という食料飲料卸売業者などです。

さらに、来季についてもゴールデンウィークまでは辛抱だというやや楽観的と言えるコメントも見受けられたものの、ほとんどの回答は、新型コロナウイルス感染症の影響が来季も続くと考えています。例えば固定費や人件費の支払いが厳しくなると予想する宿泊業、今後の見通しが立たず経営できなくなる可能性があるとして考えている飲食店などです。来季の業況判断D Iの予想はマイナス36.1という深刻な状況です。

日本共産党は、外出自粛を要請するなら補償とセットにするべきだと訴えてきました。2月、3月で既に観光業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が出ていましたが、さらなる外出自粛は地元客中心の飲食店や小売店などの売上げにも影響が出ることは、誰もが予想つくことであり、自粛要請と同時に幅広い補償が示されなければ、生活のために出かけざるを得ず感染予防としての効果は薄くなります。また、雇用調整助成金のように申請書類をそろえること自体が難しかったり、持続化給付金のようにオンラインだけの対応など申請すること自体に困難があると支援にたどり着けない場合があり、使える支援であることが重要です。

小樽市独自でも既に対策を出していますが、支援の網からこぼれ落ちてしまう人がいます。小売業等事業継続支援事業で救うことができない個人タクシーなどの交通事業者について、臨時会で、市長は、支援を検討すると言っています。

また、一人親方や小規模経営などの建設業への支援も検討していただきたいと思います。これについてお答えください。

2020年1月から3月の実質GDPは年換算でマイナス2.2%と下落したと報じられましたが、既にその前の2019年10月から12月の実質GDPはマイナス7.3%と大幅に下落していました。2019年10月の消費税引上げによる景気の悪化と考えられます。以前には見られた消費税増税前の駆け込み需要は期待ほどにならなかったにもかかわらず、増税後の買い控えが起こったことでGDPが下落しています。それに続いての実質GDPの落ち込みは、コロナ不況とも言える厳しい状況ではないでしょうか。政府は、昨年10月の消費税増税前、リーマンショック級の出来事があれば10%への増税はしないと言っていました。消費税は、収入が低いほど負担が重くなる不公平な税制です。今、新型コロナウイルス感染症の影響で未曾有の経済危機と言われています。

小樽商工会議所が5月にまとめた新型コロナウイルス影響調査でも期間限定でいいので消費税の税率を見直してほしい、新型コロナウイルス感染症終息まで消費税をゼロ%にしてほしいといった切実な声が小売業の方から上がっています。新型コロナウイルス感染症の影響で先の見通しが立たないことで不安を増幅させています。消費税はせめて5%まで戻すことを国に求めるべきではないでしょうか、見解を伺います。

特別定額給付金については、私がお話を聞いた中でも申請書が届くなり手続を済ませたとおっしゃる方や、もう振り込まれたよとおっしゃる方が何人もいました。新型コロナウイルス感染症の影響でうつむきがちになるところをほんのいつとき息がつけた思いです。

先月の臨時会で小貫議員が4月27日の基準日の後、28日以降に生まれた赤ちゃんにも給付金の給付対象を広げてはどうかと提案をいたしました。市長は国からの財政措置がないため実施しないとの答弁でした。4月28日以降、緊急事態宣言が解除された5月25日までに生まれ、小樽市に住民登録をされた赤ちゃんは何人で、給付に必要な金額は幾らになるか、お答えください。

お隣の札幌市でも緊急事態宣言期間だった5月25日までと期間を区切って、第2回定例会で補正予算の追加提出をしてまで赤ちゃんへの給付を拡大しています。本市でも子育て世代を応援し、小樽市に生まれてきてくれてありがとうという感謝も込めて4月28日から5月25日までに生まれた赤ちゃんに特別定額給付金相当額を給付することを求めますが、お考えをお聞かせください。

以上、1項目めの質問を終わります

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 丸山議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、新型コロナウイルス感染症感染の影響について御質問がありました。

初めに、新型コロナウイルス感染疑いの相談への対応についてですが、医療機関からの相談件数478件のうち医師によるPCR検査依頼件数につきましては、実際の検査件数と同じ255件となっており、医師が必要と判断した検査は全て実施しております。

また、医療機関からの相談件数とPCR検査件数に差が生じている理由につきましては、医療機関からの相談の中には医師からの検査依頼だけではなく、当初、院内感染対策や国の通知内容の確認等、様々な内容が含まれていたことから差が生じているものであります。

次に、医療資器材等の不足についてですが、まず、市内医療機関や介護保険施設の医療資器材等につきましては、感染症指定医療機関や二次救急病院などに加え、本市が所管する介護保険施設について調査を行い、状況を把握しております。これまで、国、北海道からの配付や本市が寄附を受けた医療資器材等を医療機関及び介護保険施設に配付しておりますが、十分な量が確保されている状況にはないものと考えておりますので、引き続き、国や北海道に要望してまいりたいと考えております。

次に、市内の消毒用アルコールや医療資器材等を製造する企業とのパートナーシップ協定などにつきましては、今後の感染症流行に備え医療資器材等の調達は重要であることから、市内企業からの優先的な物資の調達方法について、協定の締結も含め検討してまいりたいと考えております。

次に、保健医療体制についてですが、まず、市民の健康を守る上で本市に保健所があることにつきましては、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し、市民や医療機関などの相談に応じるほか、必要な方へのPCR検査の実施や入院病床確保のために医師会と共に市内医療機関と協議するなど、今般の感染症対策において大きな役割を果たしていると考えており、

保健所が本市にあることの意義を再認識したところであります。

次に、相談に当たった人員と勤務体制につきましては、本年2月7日、保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し24時間体制で対応しており、日中は保健所の保健師18名全員で相談に応じ、夜間休日の相談は7名の管理職と5名の係長職の保健師、合わせて12名で輪番体制をつくり対応しております。

また、通常業務への影響につきましては、感染拡大防止のため、各種教室を中止するとともに、国からの通知により乳幼児健診を延期するなどの影響はありましたが、相談対応による業務への支障はありません。

次に、感染流行に備えた相談対応人員の確保につきましては、感染が拡大した場合、相談業務に加え、医療機関への入院調整や疫学調査等の業務が増大し、いずれの業務も専門職である保健師による対応が必要となります。このため、感染拡大による業務増大時には、まずは本庁に勤務する保健師を速やかに保健所へ応援派遣することで対応したいと考えております。

次に、感染の拡大状況を調べるためのスクリーニングを目的としたPCR検査や新たに抗原、抗体検査を増やすことにつきましては、国や北海道のスクリーニングに対する考え方にに基づき対応してまいります。

次に、発熱外来の設置につきましては、現在のところ保健所として本感染症が疑われる方については、市内に設置している帰国者・接触者外来で対応が可能な状況であります。今後、疑い患者の発生状況によっては医師会などとも相談をしながら発熱外来の設置の必要に必要性について検討してまいります。

次に、検査費用の国に対する財政支援の要請につきましては、感染拡大等による検査件数の増加により市の財政負担は確実に増大することから、状況に応じ国に対し財政支援の充実を求めてまいりたいと考えております。

次に、市内経済の状況についてですが、まず、建設業への支援につきましては、コロナ禍の長期化に伴い、これまで支援を行ってきた業種以外にも影響が広がっている状況にありますので、業界の状況を聞き取ってまいりたいと考えております。

次に、消費税の減税につきましては、昨年10月に実施された消費税率の引上げは、現役世代の負担を増大させずに、少子高齢化によって増え続ける社会保障費や少子化対策費の財源を確保することを目的としたものであると承知をしております。

全国市長会におきましても国に対し持続可能な社会保障制度の構築に向けた地方財源の確保のために引上げを求めてきた経過がございますので、市内経済の厳しい状況については十分認識しておりますが、現時点におきまして、国に対し消費税の減税を求めるという考えは持っておりません。

次に、特別定額給付金についてですが、まず、本年4月28日から5月25日までの間における本市の出生数につきましては37名で、これらの新生児を対象として特別定額給付金相当額10万円を給付した場合、その必要額は370万円となります。

次に、4月28日から5月25日までに生まれた子供に対する特別定額給付金相当額の給付につきましては、5月26日以降に生まれた子供との公平性を保つことが困難でありますことから、現在のところ行う考えはありません。

なお、今般、成立いたしました国の第二次補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充等が盛り込まれており、それらの財源を活用しながら子育て世代に対する支援策を含め、本市における数々の課題の解決に向けた効果的な取組を検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 病院局長。

○病院局長（並木昭義） ただいま、丸山議員から、新型コロナウイルス感染症感染に関する保健医療体制についての御質問がありました。

小樽市立病院の病床確保による減収などにつきましては、空床で21床を確保し続けた場合、本年4月の入院患者1人当たりの単価を基に感染病床等を除く一般病床17床が満床であると仮定して試算しますと、1か月で約3,000万円、1年間で約3億6,000万円と算出されます。

しかしながら、感染増大のリスクを考えますと病棟単位で一般患者の入院制限を行う必要がありました。このことから、二つの病棟全体で60床の一般病床を制限することになりました。これらの対応により4月の1か月間の入院収入は約1億円の減収と試算しており、この状況につきましては、北海道に報告をしております。

また、この減収に対する国からの支援につきましては、当院に対して、いつ、どのような規模で交付されるかは現時点では示されておられません。今回の病床確保は、第二種感染症指定医療機関の責務として患者を受入れに備えたものであり、このため生じた減収額などは、適切に支援をしていただくよう国に対して要望してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）

○7番（丸山晴美議員） 次に、小・中学校への休業要請についてお聞きいたします。

2月26日北海道教育委員会は、道内の学校の臨時休業を要請しました。この要請に小樽市教育委員会は無批判のまま市内小・中学校の1週間の休業を決めました。小樽市は、全国全道と比べても独り親世帯の割合が高いというデータが出ています。あまりに突然の学校の休業で、特に独り親世帯で昼間すぐに子供を預けられる体制が取れない家庭で混乱が起きました。共働き世代も同様です。ふだんはなかなか行けない祖父母の家に預けっ放しになったり、逆に祖母が泊まりで孫の面倒を見に来てくれたり、どうにも手が打てない場合は、昼間子供だけで留守番をするという事態も起きました。その後、放課後児童クラブについては、休業が延長された28日の連絡で3月5日から開くことになりました。また、保育所等は閉所になりませんでした。こうして小・中学校は、一斉休業としながら放課後児童クラブは開所し、幼稚園には通えないのに保育所等には通えるということになり、感染予防対策としては場当たりので一貫性のない対応だったのではないのでしょうか。

道からの休業要請を受け2月27日から市内小・中学校は、一斉休業になりました。教育現場や児童・生徒、そして保護者に混乱をもたらした北海道や国の責任をどのように考えているか、お聞かせください。

5月25日からは分散登校が実施された市内小・中学校ですが、ほぼ3か月に及ぶ休業で学習が遅れ、教育格差も心配されています。小樽市教育委員会は、夏季休業と冬季休業に登校日を設け、今年度の学習内容を今年度中に実施しようとしています。しかし、特に夏の間、マスクをしていることで熱中症の心配が出てきました。新型コロナウイルスとは別の健康上の心配が教室内に生まれてしまいます。今年度の学習内容のうち、核となる内容は重点的に取り上げ、ほかの内容は教科横断的に行ったり、小学校3年生、小学校5年生と中学校2年生で実施している標準学力調査を見送るなどして長期休業中の登校日を1日でも減らすことを検討してほしいと思いますが、考えをお聞かせください。

小樽市教育委員会より6月9日に頂いた資料によると、4月1日現在、市内の小・中学校の中には扇風機が全くない学校が8校、学級数を下回る学校が5校となっていました。特別教室を含め児童・生徒

が授業を受ける教室には扇風機の配備が必要と考えますが、現在どのような状況になっているのか、お聞かせください。

再開後の学校生活での感染予防のポイントの一つに密集の回避があります。5月22日に文部科学省から示された学校の新しい生活様式では、地域の感染レベルを3段階で示しています。生活圏内で実際に感染があり、さらに広がるおそれのあるレベル2、レベル3では、1学級20人程度とすることで教室内の児童・生徒の間隔を可能な限り2メートル、最低1メートル確保しています。

問題はレベル1です。レベル1は、感染観察都道府県とされ引き続き感染状況をモニタリングしながら新しい生活様式を徹底する地域としています。文部科学省の資料では、例として1学級40人のケースを示していますが、児童・生徒の間隔は、隣同士で105センチメートル、前後の間隔は85センチメートルしか取れません。身体的距離の確保を新しい生活様式の重要な一つとして社会全体で取り組んでいるときに、教室の中だけを例外とするのは大きな問題です。それでも40人学級に戻らざるを得ないのは、教員が全く足りないからです。文部科学省は、第二次補正予算案に小・中学校の教員3,100人の増員を盛り込みました。市内に小学校は17校、中学校は12校ありますが、実際に小樽市では何人加配されますか。加配される人員は、教員免許を持った人材と考えてよろしいでしょうか、お答えください。

学校では、感染予防のため児童・生徒の健康チェックや消毒、清掃など、今までになかった業務が増えています。今までも長時間労働をしていた教員に、これ以上の業務を負担することはあまりに過酷です。子供たちへ手厚く柔軟な教育をすることと同時に感染予防を効果的にするためにも、教職員や学習支援員などのスタッフを増やして少人数学級を実現する、そのための財政措置を道へ依頼するべきです。見解をお聞かせください。

また、政府は、GIGAスクール構想で児童・生徒が在宅でのオンライン授業ができる環境整備を急いでいます。小樽市でも、そのための予算をつけましたが、実際に小・中学生全員にタブレット端末が行き渡るのはいつ頃になると考えているか、お答えください。

今後、また感染が広がるような場合、自宅でオンライン学習ができるネット環境がない児童・生徒や放課後児童クラブに通う児童には、どのように対応しようと考えているのでしょうか、お答えください。

ここは、一旦、GIGAスクール構想は置いておいて、教職員を増やすことを優先し予算を組み替える考えはありませんか、お答えください。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 丸山議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、小・中学校の休業要請について御質問がございました。

まず、新型コロナウイルス感染症対策に対応した臨時休業につきましては、2月下旬の時点で道内でも感染者が拡大し、他市では児童・生徒や教育関係者への感染も確認されていきましたので、北海道教育委員会からの緊急要請を受け、本市におきましても新たな感染を未然に防止するとともに児童・生徒及び教職員の健康管理を行うことが大変重要であり、まずは子供たちの健康、安全を第一に考え、臨時休業を決定したところでございます。

次に、今年度の学習内容につきましては、これまで指導できなかった内容を年度内に確実に指導するため、今後の臨時休業も想定し、授業時数確保の取組を行っているところでございますが、各学校におきましては、児童・生徒の実態に合っていない学習が進められたり、一度に多くの学習課題を課し、児

童・生徒に過度な負担が生じたりすることがないように、児童・生徒の状況や発達の段階などを十分配慮しながら進めていく必要があるものと考えております。

なお、今年度の標準学力調査につきましては、学校長の判断において調査問題を家庭学習として取り組むなど、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、小・中学校の教室に扇風機は必要ではないかということにつきましては、まず、今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため学校が休校となりましたことから、不足する授業日数を確保するため、夏季休業期間に授業を行うこととしたところでございます。

また、近年、北海道では、本州並みに真夏日になることが多いことから、当初予算では計上しておりませんでしたが、3密を防ぐ換気対策と併せて各学校へ扇風機や冷風機を早急に整備したいと考えております。

次に、国の第二次補正予算による小・中学校教員の加配につきましては、国からはまだ配置基準が示されていないことや北海道教育委員会が実施主体でありますことから、本市への配置人数などの詳細は現時点では分かっておりませんが、加配する教員は教員免許を持った人材となっております。

次に、教職員や学習支援員などの増員による少人数学級の実現につきましては、国の第二次補正予算では、学習保障等に必要的人的体制の整備として教員の加配のほか、学習内容の定着が十分でない児童・生徒に対し、放課後などを活用して補習事業等を行う学習指導員や学級担任等の業務をサポートするスクール・サポート・スタッフの追加配置について示されており、これらの人材活用により児童・生徒の教育環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、教育委員会といたしましては、少人数学級拡大のための教員の加配について、北海道都市教育委員会連絡協議会を通じ重点項目として北海道教育委員会に要望するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応として学習指導員等の人員配置について緊急要望を行っているところでございます。

次に、小・中学校全員にタブレット端末が行き渡る時期につきましては、文部科学省では6月5日付文部科学省事務次官通知で示された学校運営のためのガイドラインにおいて、直ちに調達行為に入るとともに納期を分割することなどにより、特に早急に整備が必要な分は、優先的に整えるなどの対応を行い、中でも早急な整備が必要な小学校第6学年、中学校第3学年の児童・生徒については、8月までに環境が整備されることを目指すとの方針が示されました。現在、第2回定例会に関連予算を提案させていただいており、議決後直ちに発注するため準備を進めているところでございますが、市内業者からは、現状では8月中の整備は難しいとの情報を得ているところでございます。

本市といたしましては、一括調達に限らず分割調達も含め、さらに情報収集に努めるなど、少しでも早く整備ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、自宅でオンライン学習ができるネット環境がない児童・生徒への対応につきましては、まず、インターネット環境がない家庭への取組は、文部科学省の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして、児童・生徒の端末整備支援だけでなく、緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備に向けた実現についても示され、国及び道からは、各自治体においても早急な整備について要請されているところでございます。

このことを受け、教育委員会におきましても、現在、児童・生徒一人一人に遠隔授業を実施するための環境調査を行っており、その調査結果を基に端末と併せて、通信機器につきましても必要に応じ整備を検討する必要があるものと考えております。

また、放課後児童クラブに通う児童への対応につきましては、学校または学校近隣に児童クラブを開設しておりますことから、学校との連携を図りながら学習環境を整えていく必要があるものと考えてお

ります。

次に、優先して教職員を増やすための予算を措置することにつきましては、国のGIGAスクール構想におきまして、令和2年度中に児童・生徒1人に1台の端末を整備するだけでなく、緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備に向けた実現についても示され、国や道からは、各自治体における早急な整備について要請されております。

本市といたしましては、国の補助金を活用し、早急に整備することとしており、この財源は端末やネットワーク整備に対する補助金であるため、他の予算に振り替えられないこととなっております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、丸山晴美議員。

(7番 丸山晴美議員登壇)

○7番(丸山晴美議員) 次に、公共施設再編計画について質問します。

4月24日までのパブリックコメント募集期間が終了し、97人196件の御意見が寄せられました。しかし、計画案からの変更点は、字句修正のみで計画そのものの変更はありませんでした。

最初に、市営室内水泳プールの建設についてです。

教育委員会は、スポーツ基本法との関係で水泳を楽しむ機会が減少していることを教育委員会としてどう考えるのかとの質問に、現状として機会が減少しているということは、そのとおりと答弁しています。市民に対し水泳を楽しむ機会が減少している現状から、水泳プールを整備しないままでは機会を確保することはできないと考えます。どのように機会を確保するのか説明してください。

パブリックコメントに対する市の考え方では、新室内プールについて建設や整備するとしています。それならば、もうひとこえ整備計画を示すべきではないでしょうか。スケジュールを示していただきたいと思えます。

塩谷児童センターと塩谷サービスセンターについてです。

地域住民への影響が大きい施設であり、住民と共に考えることが大切です。塩谷児童センターは、塩谷小学校へ移転が計画されています。ここでは、放課後児童クラブも行われていますが、放課後児童クラブを利用している児童もしていない児童も一緒に活動しています。トランポリンやバドミントンができる広さの遊戯室も活用し、昨年度は109回行事を開催しています。毎年恒例の児童センター祭りやお化け屋敷は、保護者も交えて100人を超える参加があると聞きました。こうした行事を通じて子供を中心に地域に根差した活動をする上で塩谷児童センターは、大きな役割を担っています。パブリックコメントには、児童センターの現在地での存続希望が5件、移転することで今までのような行事に支障が出ることを危惧する意見が10件ほど出ています。放課後児童クラブ利用者を含む児童センター利用者は、塩谷小学校に移転した後も今までの遊戯室のような利用ができるか不安を持っています。この不安に対して、具体的にどのような対応を取ろうと考えていますか、お答えください。

また、計画では塩谷児童センター跡に塩谷サービスセンターを移転するとしていますが、現在のサービスセンターは国道沿いで利便性が高く、また、建物の前面に駐車スペースが取られており使いやすい施設です。地域住民からは、再編計画に疑問の声が上がっており、強引な進め方をすれば地域から反発が起きかねません。場合によっては、計画変更も考えるべきではないでしょうか、考えをお聞かせください。

産業会館と生涯学習プラザレピオについてです。

パブリックコメントでの産業会館のバリアフリー化を求める意見については、必要な設備の改修を行うとの市の考え方が示されています。エレベーターの設置も含めたバリアフリー化が必要な設備の改修であると捉えてよろしいでしょうか、お答えください。

公共施設の再編について、市長は、適切な行財政運営を継続するために施設総量の削減を図ると答弁しています。日本共産党は、人口減少の中、施設総量を抑制していくことはやむを得ないと考えていますが、今ある使い方や行政サービスを維持、充実することが大切です。長寿化計画を作成していく中で現在の行政サービスや使い方を縮小する計画にしていけることが必要ではないでしょうか、市長の考えを示してください。

ブランド総合研究所が発表している2019年の魅力度ランキングで、小樽市は全国4位と高い評価を頂いています。しかし、住みたい街ランキングでは40位と位置づけられました。パブリックコメントでは、将来世代への負担を心配する声がありました。御心配はごもっともです。しかし、将来世代への負担軽減は、公共施設の削減だけで達成できるものではありません。もし、小樽には満足な体育館もない、ホールもない、市民プールもない、安く使える集会場もないまちということになってしまえば、市民が将来小樽ではなくてもいいかと考えるのはもっともではないでしょうか。魅力度ランキングで得た高い評価を住みたい街ランキングに反映していくためには、住みたいと思える行政サービスを市民に提供していく必要があります。市長は、教育、学習、福祉、文化・芸術、スポーツなどは、いずれも市民の暮らしに不可欠なものであり、これらを様々な公共施設によって支えることは、自治体の重要な責務だと考えませんか、市長のお考えをお聞かせください。

公共施設の在り方は、まちづくりと一体に考えていく必要があります。そのことは、自治基本条例で定めている協働のまちづくりに直結します。その上で必要なことは、節目節目で意見交換会などを実施することです。現状では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため難しいところですが、長寿化計画の策定前に利用者や市民を対象にした意見交換会を実施していただきたいのですが、前向きな答弁をお願いいたします。

以上、3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、公共施設再編計画について御質問がありました。

初めに、新・市民プールの整備計画とスケジュールにつきましては、再編計画では総合体育館と新・市民プールの併設、またはそれぞれ単独での整備について検討することとなっており、その整備方針と整備時期につきましては、現在、策定中の長寿化計画の中で示してまいりたいと考えております。

次に、放課後児童クラブと塩谷児童センターの機能移転に伴う利用者の不安への対応につきましては、塩谷小学校へ移転した後も今までの児童センターの遊戯室で行ってきたことが可能な限り行えるよう、今後、教育委員会と調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、塩谷サービスセンターの移転につきましては、昨年10月に塩谷地区で開催した市民意見交換会において老朽化が進んだ塩谷サービスセンターを塩谷児童センター跡に移転してはどうかという御意見を多数頂いたことを踏まえ、再編計画を決定したものであります。

また、塩谷・桃内連合町会からも再編計画案に沿って進めていただきたいという要望も頂いていることから、計画どおり塩谷児童センター跡に塩谷サービスセンターの移転を進めていきたいと考えております。

次に、生涯学習プラザの産業会館への移転につきましては、生涯学習プラザとして使用するに当たっては、高齢の方なども利用することが想定されますので、エレベーターを含めた施設のバリアフリー化は、必要なものであると考えております。

次に、今後の公共施設の使い方や行政サービスにつきましては、公共施設再編計画は、人口減少や少子高齢化が進む中、施設の統合化や複合化といった再編手法を用いて施設総量の削減を行うことを目指すとともに、利用者利便の確保、改善を目指した計画であり、今後、作成する長寿命化計画も可能な限り現在の使い方や行政サービスを維持する計画としてまいりたいと考えております。

次に、公共施設に関する自治体の責務につきましては、公共施設は、市民の福祉の増進に寄与する重要な役割を担っていると認識をしており、これまでも公共施設の環境整備や利用促進に努めてきたところがあります。今後でもできる限り市民の皆さんの活動の場は、維持してまいりたいと考えております。

次に、利用者や市民を対象にした意見交換会につきましては、長寿命化計画の案をまとめた際にパブリックコメントの実施により、広く皆さんの御意見を頂く予定でおりますので、意見交換会を実施することについては考えておりません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) ただいま、公共施設再編計画について御質問がございました。

市営プールを整備しないまま水泳を楽しむ機会の確保につきましては、現在、市民の皆様が水泳を楽しむ機会として高島小学校温水プールを通年で開放しているほか、子供たちには例年、各小・中学校のプール授業や夏季休業期間中には学校のプール開放を行っているところでございます。

また、市内中心部の民間施設に委託する形で教育委員会主催の水泳教室や水中体操教室を開催し、水泳に親しむ機会の確保に努めているところでございます。

○議長(鈴木喜明) 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、丸山晴美議員。

(7番 丸山晴美議員登壇)

○7番(丸山晴美議員) 保育所等の入所に関してお聞きします。

5月28日付の北海道新聞に小樽の潜在的待機児童常態化と題された記事が掲載されました。日本共産党は、たびたび希望する保育施設に入れない入所待ち児童の解消を申し上げてきました。入所待ち児童が発生する原因は、保育士不足です。保育士が不足している原因は、保育士の処遇改善がなされないからです。しかし、記事中には、保育士の処遇改善は1自治体では限界と報道されています。日本共産党は、かつて、このままでは子育て世代からそっぽを向かれると申し上げていました。このまちでは子育てできないことを理由とした転出が止まりません。既に、子育て世代が逃げ出すまちなっているのです。

市長に伺います。小樽市は新聞記事にあるとおり、1自治体では限界があるというお考えでしょうか。小樽市として保育士の処遇を改善するため効果的な対策を取らないのでしょうか。

子育て世代の市民が失望しています。私の知り合いにも入所不可となり、やむを得ず企業主導型保育園に預けている方がいます。日本共産党に市内高等教育機関の教員をする市民から実名のメールが寄せられました。この方は、小樽市の保育所入所手続に大きな問題がある。未就学児を持つ子育て世代にとって市内へ転入を促す要素がないと御自身の体験を寄せられました。

本市では、入所申込みがあった場合のみ各保育所等に受入れ可能かを確認しており、近隣市で行っているような受入れ可能人数の公表はしていません。この方は、児童数と定員数、入所待ち児童は、一部の保育所のみであることから、保育所入所に当たって余裕があると理解していました。

しかし、結果的に待機児童となりました。この方は、江別市や石狩市では入所月報が公表されている

ため、受入れ可能人数が推定できるとしています。本市のホームページで保育所等入所児童数及び入所待ち児童数調べを公表する考えはありませんか、受入れ可能人数を調査、公表するお考えを伺います。

この方は、第1希望から第4希望まで入所不可となり、3月下旬に第5希望でようやく入所が決まりましたが、4月に仕事に復帰する計画でいるのに大変不安を感じたと言っています。これでは、転居を前提に札幌市で保育所を申請し、入所が決まれば札幌市へ転居するというやり方のほうが現実ではないかとまでおっしゃっています。4月からの保育所等への入所申込みについて近隣自治体の状況をどのように捉えていますか。本市の保育所等の利用調整結果について、市から保護者に連絡するタイミングを早めることはできませんか。

4項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、保育所等入所申請の情報開示と早期化について御質問がありました。

初めに、保育士の処遇改善の対策につきましては、国が定める基準に基づき保育士の人件費に係る基本単価や処遇改善等加算などを内訳とする公定価格が設定されていることから、処遇改善に必要な財源の確保につきましては、全国市長会を通じて国に要請しているものであります。

また、本市独自の対策につきましては、今後の財政負担や実施した場合の効果なども見据え、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、保育所等の受入れ可能人数の調査、公表につきましては、道内他都市の公表方法を調査し、保育所等の御意見も頂いた上で、どのような方法が可能か検討してまいりたいと考えております。

次に、4月からの保育所等への入所申込みにつきましては、近隣自治体では受付期間を2回以上に分け、1回目の利用調整結果を早めに通知するなど、利用申込の件数や施設数など、各市の状況に応じて対応されているものと認識をしております。

一方、本市では4月入所の利用申込みの受付期間を1月中旬から2月中旬までとし、利用調整結果は2月中旬以降、順次、保護者等に連絡をいたしております。その後も3月中旬まで入所申込みを受け付けるほか、入所を希望される保育所等において必要となる保育士の確保状況を見極めるなど4月入所に向け1人でも多くの児童を受け入れるための最終調整を行うことから、保護者への結果連絡が3月下旬となるケースもありますが、保育所等にも御協力を頂き、早めの連絡ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）

○7番（丸山晴美議員） 小樽看護専門学校の閉校の報道についてお聞きします。

小樽看護専門学校が2023年3月末で閉校と報じられたことについて、同校は昭和40年、准看護婦有資格者のための進学コースの設置要望が高まり、1期生36名から始まりました。第50回の卒業式を挙行した2017年3月までに2,362名の卒業生を送り出しています。

ところが、報道では早くも来年度から募集停止とされ、関係者を動揺させています。日本共産党に相談が寄せられています。准看護師の資格取得を目指して昼間働きながら勉強を続けるシングルマザーです。この方は、准看護師資格取得後、同校に入学し、働きながら看護師の資格取得を目指しています。

この方のキャリアプランが目の前で崩れようとしています。

市長は、小樽市に准看護師が看護師の資格を目指す学校がなくなることの影響をどのように捉えていますか。

また、准看護師が働きながら看護師の資格を取得するために他市へ転居することも検討されていることを、人口問題の観点でどのような所感をお持ちになったか、併せて伺います。何らかの形で小樽市に准看護師が夜間定時制で学び、看護師を目指すことができる方策を関係機関と協議して検討していくことを求めます。見解をお聞かせください。

5項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、看護専門学校の閉校の報道について御質問がありました。

初めに、本市に看護師養成校がなくなることの影響につきましては、当該専門学校は看護人材の養成のために重要な役割を果たしてきており、閉校後の影響といたしましては、地域の医療現場における看護師確保や独り親家庭の資格取得場所の減少などが考えられます。

次に、准看護師が他市への転居を検討されていることにつきましては、当該専門学校の閉校により准看護師の進学先が市内になくなることとなり、市外への転出につながる可能性があることや、小樽市医師会看護高等専修学校への入学希望者の減少も考えられ、若い世代の人口流出を懸念いたしております。

次に、准看護師が看護師を目指す方策を関係機関と協議、検討することにつきましては、現在、小樽看護専門学校を運営する法人からの聞き取りや関係機関との協議を進めており、存続に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）

○7番（丸山晴美議員） 最後に、風力発電について質問をいたします。

4月24日より（仮称）北海道小樽余市風力発電所の環境配慮書が縦覧になりました。毛無山を中心とした1,443.9ヘクタールに4,300キロワット出力が最大27基、総発電出力は最大11万6,100キロワットになります。工事開始は4年後です。

まず、環境影響評価の手法についてです。

小樽市自治基本条例では、第2条において市内で事業活動を行う方も市民であると定義しています。そして、第3条では、「市民、議会及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、情報を共有することを基本とします。」と定めています。小樽市内で事業活動を行う方が市民に対して情報を共有できるようにすることは、自治基本条例に照らしても当然のことです。ところが、石狩湾の洋上風力のときもそうでしたが、配慮書がインターネットで閲覧できても印刷することができません。また、今回は、新型コロナウイルス感染症の影響があり説明会を開いてほしいとも言えない状況にあります。環境影響評価の配慮書段階でも事業者には、市民に情報提供ができるよう印刷やコピーを可能にするべきではないでしょうか、お考えをお聞きます。

洋上風力を実施予定のコスモエコパワー株式会社は、配慮書段階で全市民を対象とした説明会を実施しました。小樽市生活環境部の働きかけがあつてのことだと思えます。先ほども述べたように、今回の

風力発電計画では説明会を実施できない状況にあります。配慮書の説明会が実施できるまで方法書を作ることを中断するよう事業者に申入れを行い、配慮書の説明会を実施させるべきです。見解を伺います。

事業者は、配慮書において対象事業実施区域を絞り込んでいくことを明言しています。区域の縮小が起きれば基数を設置できなくなるため1基当たりの出力が上がります。ところが、現行の環境アセスメントの手法では、区域と総出力が範囲内ならば同じ計画として扱われます。小樽市として、1基当たりの出力が大幅に上がった際には、新しい計画として環境アセスメントのやり直しを求めることが必要だと考えませんか、お考えをお聞きます。

自然への影響についてです。

事業区域は、ほぼ全域が水源涵養保安林に指定されています。指定の目的は、林野庁北海道森林管理局のホームページによれば、「水源地の森林が指定されます。その流域に降った雨を貯え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や濁水を防止する働きがあります。また、きれいな水を育む効果もあります。」とされています。

当該地域は、石狩空知森林計画区に位置します。石狩空知国有林の地域別の森林計画では、当該地域の国有林をどのように整備していく計画になっているのか。そして、その計画と照らし合わせて、今回の風力発電事業が計画にどのような影響を与えると市長は考えているのか、お聞かせください。

風力発電の資材は大型になります。そのためには、道路が必要です。配慮書では、道路について幅員だけで7メートルとしています。風力発電は、尾根沿いに設置されることと思いますが、当該地域の尾根沿いに機材を運び込めるような道路を造るとすれば、かなり広い面積の国有林の伐採が必要ではないですか。市長の認識をお聞かせください。

配慮書によれば、哺乳類の重要な種としてエゾシマリスやエゾヒグマなど6種が挙げられています。近年、道内の市町村でヒグマが山から下りてきて、住宅地で確認される事例が増えていています。北海道の統計では、2011年に688件だったヒグマの駆除件数が、2018年は879件に増えていています。山を切り開くことでヒグマの生息地を脅かし住宅地や農地に出没し、住民の命が危険にさらされることになります。このことについてどのように考えているか、市長のお考えをお聞きます。

鳥類への影響もあります。オオワシ、オジロワシ、クマゲラ、クマタカなど多くの希少種が確認されています。配慮書でも事業実施による影響を生じる可能性があると予測すると表現しています。小樽市環境基本計画では、「豊かな自然とそこに生息する野生動植物を守り、人と自然とがふれあいながら共生できるまちづくりを目標としています。」と定めています。今回の計画は、環境基本計画と整合性が取れないと思いませんか、お答えください。

風力発電は、石狩湾でも洋上風力が検討されています。それぞれの事業者はおのおのの事業による環境影響評価を行っています。仮に両方の事業が実施された場合、小樽市中心部は風力発電設備に挟まれることになります。海からと山から、仮に両方に設置された場合、環境影響評価は変わってくるのではないのでしょうか。累積された環境影響も評価させるべきではないですか、お答えください。

再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、（仮称）北海道小樽余市風力発電所について御質問がありました。

初めに、環境影響評価の配慮書の印刷などにつきましては、配慮書の情報を入手する手段としては、縦覧期間の閲覧による方法と事業者のホームページで閲覧する方法がありますが、本件配慮書では、著

著作権の関係から複製、転用などが禁止されており、印刷やダウンロードができない設定となっております。閲覧を希望する方々からは不満の声が寄せられておりますので、市といたしましては環境影響評価法に基づく知事への意見書を通じ、事業者に対して印刷がダウンロード可能な状態にするなど利便性の向上に努めるよう要請をしたところであります。

次に、配慮書の説明会につきましては、環境影響評価の手続においては、配慮書段階での住民説明会の義務づけはありませんが、本市としても当初から全市民を対象とした説明会の開催は必要と考えており、事業者には再三にわたって開催を要請してきたところであります。事業者側からは、地元町会において役員への説明と地域住民への説明会を実施し、市全体での説明会は行わない旨の回答があったところでありますが、配慮書段階で市全体の住民説明会を開催しないとしたことをもって、方法書作成の中断を申し出ることまでは考えておりません。

次に、1基当たりの出力が大幅に上がった際の環境影響評価につきましては、この手続では計画変更によって発電所の出力が10%以上増加しない場合は、環境影響評価法施行令において再手続は要しないと規定されております。

しかしながら、1基当たりの出力が大幅に増える場合は、周辺環境への影響が増大する可能性がありますので、事業者には市に対して詳細な報告を求めるとともに住民説明会などを通じて丁寧な説明を行うよう要請してまいりたいと考えております。

次に、森林計画における国有林の整備と風力発電事業の影響につきましては、本市が含まれる石狩空知国有林の地域別の森林計画書では、水環境や希少野生動植物種の生息環境に配慮した風害に強い森林整備などを基本的な考え方とし、水源涵養機能が持続的に発揮されることを目指した伐採、造林、間伐等を行うこととされております。

また、森林計画への影響につきましては、現段階の配慮書では、アクセス路の整備や森林伐採の面積などが示されておきませんが、計画の策定者である北海道森林管理局が判断することとなります。

次に、国有林の伐採につきましては、道路整備による国有林伐採の程度については、事業者からお示しできないと聞いておりますが、配慮書に示された事業規模からは、広い範囲での伐採が想定されることから私といたしましては、大部分が水源涵養や山地災害防止の保安林であり自然環境や生態系、景観などへの影響を心配しているところであります。

次に、事業に伴うヒグマの出没につきましては、ただいまお答えいたしましたとおり、動植物などの生態系や自然環境への影響を心配しているところであります。

次に、小樽市環境基本計画との整合性につきましては、環境基本計画に掲げる六つの基本目標の一つに地球環境を思いやるまちづくりがあり、地球温暖化の観点から再生可能エネルギーの導入は、推進すべきものと考えております。

しかしながら、このたびの風力発電事業は、基本目標のうちの自然と共生するまちづくりの具体的な取組としている森林面積の維持に対しては、森林伐採による影響が懸念されますので、事業者には環境影響評価の手続に沿って環境保全に十分に配慮するよう、知事への意見書を通じて要請しているところであります。

次に、海と山の両方に風車が設置された場合の累積的な環境影響評価につきましては、石狩湾沖の一般海域の洋上に風車が設置された場合であっても、今回、計画されている山側の風車との距離は数十キロメートル離れていることとなりますが、今後、手続が進む中で影響が懸念される場合には、市として必要な意見を述べていきたいと考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

○7番（丸山晴美議員） 再質問をいたします。

まず、新型コロナウイルス感染拡大についてです。

今、市内では感染について少し落ち着いていると思っております。ただ、新型コロナウイルス感染症は、感染していても症状が出ない方、軽症のまま回復するというケースが報告されている、そういったケースがあることが、この新型コロナウイルス感染症の怖さかと思うわけです。そういった中で、やはり検査の対象を抜本的に増やしていかなければならないと思ったので、このスクリーニング検査という言葉も使って、質問させていただいたところです。

ニュースを見ますと、スポーツ界、野球の選手ですとか、検査をしてみたら無症状だったけれども感染していたというケースもかなりニュースに出てきておりますので、今の検査対象よりもっと対象を広げなければ、この感染の広がりが心配される事態になったときに感染の実態が分からないと思うわけです。

それで、検査対象の拡大について、市としても取り組むということを御検討していただきたいのですが、それについて一つお願いをいたします。

それから、市立病院の減収についてですけれども、全国的にこれが大きな問題になっていて、なかなか国からの措置がされないということで、かなり不安もあると思うのですが、これについて国から措置がされることを期待すると、これについて具体的にどのようなふうに訴えというか、要望を上げていくのかということを少し確認させてください。

それから、特別定額給付金の赤ちゃんへの対象の拡大ですが、特別定額給付金相当額となりますと10万円ということですが、市長の答弁では実施しないという答弁でしたが、減額をしてでも実施するということは検討できないのでしょうか、お答えください。

学校についてです。

標準学力調査ですが、これについては家庭で取り組むとか、そういったことも考えて実施をしていくという方向だという答弁だったと思いますが、子供が標準学力調査をするその時間もそうなのですが、これを受けて教員たちはそれを分析するなりそういった仕事がまた出てくると。新型コロナウイルス感染症の今の状況の中で、掃除や、消毒ですとか、そういった仕事も増えている中で、教員が今までも大変だったのがさらに大変になる現状ですので、これについては、今年度は見送るというふうにはならないのか、子供の負担とともに教員たちも大変になるわけですから、もう一度御答弁をお願いします。

それから、教員の加配です。

教員の加配3,100人は教員免許を持った人材だということですが、学習指導員、それからスクール・サポート・スタッフというのは、どういった人を想定しているのか、少し確認をさせてください。

GIGAスクール構想で放課後児童クラブに通っている児童たちがオンライン授業をするとなったときに、学校の施設も利用してというような答弁だったと思うのですが、学校の教室で受けるというようなことを想定しているのか、確認をさせてください。

公共施設の再編計画についてです。

塩谷サービスセンター、塩谷児童センターについてです。

いろいろな利用者の声もお聞きしてきました。それで、計画についても担当課からどのようなことを考えているのかということで何回もお話を聞いたのですが、やはり今の遊戯室と同じような使い方ができるのか、この不安が解消されません。

そして、この塩谷児童センターの活用方法です、放課後児童クラブも一緒にあるのですけれども、質問の中でも言いましたが、子供たちだけではなく保護者、そして地域の方たち、卒業した先輩たちも来て活用しています。場所的にも多分あの場所がすごく使いやすい所なのだろうなど私も訪問して思ったところです。町会の方の御意見を聞いているということなのですから、ぜひ利用者の保護者の方、子供たちの声を直接聞く機会を設けていただけないかということをお答えください。

あと、保育士の問題ですけれども、質問を寄せていただいた住民の方は、3月ぎりぎりになってから決まったということで、少し御不満を抱いていたことについては、小樽市がぎりぎりまで調整をしていたと、そのことでお待たせをしてしまったということが分かりました。ただ、この保育士の処遇改善については、申し訳ないのですけれども、もう検討している段階ではないのではないかと思います。小樽市独自でもできることを早急に手を打たなければならないと思いますが、その辺りのお考えをお聞かせください。

小樽看護専門学校の開校についてですが、在校生の要望には、この学校自体を残してほしいという要望になっていたかと思います。ただ、先日その在校生に確認をしたところ、この学校を残してほしいというよりは、准看護師の資格を取った後に夜間勉強をして看護師になる、そういった教育機関を残してほしいということでした。関係機関とも協議をしてということでしたけれども、この学校は民間ですので、この学校を残せなくてもこういったコースがある学校を何とか残すという検討をするのか。そして、今2年生はもう半年後には入学ということになりますので、今の2年生の進学に間に合うのか、その辺りのお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（貞本晃一） 丸山議員の再質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、症状はなく、そのために市中に広がっているのではないかと、そのためには検査対象を拡大して、きちんと現状を調べる必要があるのではないかと御質問であったと思います。

市としましては、現在かなり検査の間口を広げておりまして、ほぼ無条件に近い状態で検査を受けております。そういう意味では、市中の感染を把握する上で、医療機関からいろいろな形で検査の依頼が来ます。それが多少首をかしげるような条件の患者のケースであっても今は受けておりますので、そういう意味では、スクリーニングという銘を打っておりませんが、検査の対象はかなり広げただけでやっておりますので、その中で市中感染については、ある程度把握できるというふうと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 病院局事務部長。

○病院局事務部長（佐々木真一） 丸山議員の再質問にお答えいたします。

病院の国への具体的な支援の要望についてでございますけれども、現在のところ病院によって新型コロナウイルス感染症対応の病床の確保の仕方というのは、様々な形になっております。国の現在の支援の状況につきましては、具体的にコロナウイルス患者を受け入れた人数をベースに支援していることが多いので、先ほど局長から御答弁させていただいたとおり、当院は21床を確保するために感染リスクを考えて、それ以外の60床の病床を使用制限しなければならない状況になっております。

ですので、このような病院にとっては、入った人数に応じた支援というのは、非常に減収に見合った十分な支援を受けることができない状況になっているところでございます。

そうしたことから、そのような病院の実情を十分に訴えて、減収に見合った支援となるよう国に対して要望してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 丸山議員の再質問にお答えをいたします。

最初に私からは、4月28日以降に生まれた子供に対する給付につきましては、先日の臨時会の中で小貫議員だったのでしょうか、御質問がありまして、他市の状況についても調べるということで、私どもも調べさせていただきましたが、いろいろ考えていきますと、やはり実際に実施している自治体の状況なども確認いたしましたけれども、そのまちの性格ですとか、産業構造だとか、そういったものも考えますと、それぞれの自治体でこのコロナウイルス対策というのはそのまちの性格などにもよるのではないかとというふうに考えております。

特に小樽の場合ですと、今のこのコロナウイルスの一番の重点というのは、感染拡大の防止と経済の両立、これが大きな柱になってくるわけでありまして、そういった意味からすると4月28日以降に生まれた子供に対する給付をするというのは、今の時点では少し難しいかというふうに判断をさせていただいているところでございます。

それから、塩谷の問題につきましては、塩谷・桃内連合町会からの御意見もございまして、塩谷サービスセンターが老朽化しているということで、塩谷児童センターの移転ということでは考えさせていただいているところでございます。少なくともこれからの対応といたしまして、遊戯室の使い方について皆さん御心配をされているわけでありまして、この遊戯室の機能が塩谷小学校で十分発揮できるかどうか、しっかりとその辺を教育委員会とも協議をしていきたいというふうに思っております。今、利用者の意見を聞く機会を設けていただきたいという話があったけれども、これについては、基本的に排除する考えはございません。お話は聞かせていただきます。

それから、保育士の処遇改善の問題でございまして、本市の独自対策の担当部は福祉部になりますが、福祉部でもそれなりに十分に認識を持っておりまして、実際、新年度予算の編成作業に当たっても、本市の独自対策というものを福祉部から提案いただいた経過もあります。ただ、財源的な理由ですとか、他の事業との兼ね合いから今回実施は見送りましたけれども、これにつきましては、大事な問題ですので引き続き検討をさせてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、看護専門学校の問題でございまして、先ほども松岩議員の御質問にお答えをさせていただきましたが、様々な観点から看過できない問題だというふうに思っております。5月下旬に定員が割れており、経営上の問題から存続が難しい、閉校するという話がありましたけれども、様々な観点から重要な問題だというふうに考えておりますので、先ほども言いましたようにリーダーシップを発揮してしっかり取り組んでいきたい。これが今の法人が引き続きやるのか、別の法人がやるのか、あるいは別の形があるのか、そういったものも含めて関係機関としっかりと協議をさせていただきたいと思っておりますし、先般、学生が私のところに要望に参りました。今、丸山議員がおっしゃっているとおり、卒業まであと数か月だということもお話をさせていただきました。スピード感を持ってしっかり取り組んでいきたいなというふうに思っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 丸山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、学習指導員などのスタッフについて、どういった資格の人なのかという御質問だとい

うふうに思いますけれども、国で今考えているのは、教員の加配のほかには学習指導員とそれからスクール・サポート・スタッフという、2種類の方がおられます。学習指導員につきましては、例えば学級が分散で別れたときに学習指導の準備をしたり、提出物の採点だとか授業準備の補助、複数によるIT指導だとか、もちろん教員免許を持った方が望ましいのですけれども、それ以外、免許を持たなくてもたくさんの人を雇用するというのもあって、現実的な部分もございますので、免許を持たなくてもできるということになっています。

それから、スクール・サポート・スタッフでございますけれども、家庭学習だとか、家庭への連絡資料の準備、印刷作業、調合、それから教室内の換気や消毒の感染対策、子供たちの健康観察表のチェックでありますとか、複数分散登校支援、家庭との連絡業務の増加に伴う補助だとか、そういったもろもろの教員が抱えた多忙を解消するためのサポートをしていくというような業務というふうに、今のところ説明を受けているところですが、詳しく要綱等が出てくれば、そこら辺ははっきりとしたことが分かるのかというふうに思っています。

それから、標準学力調査を見送れないのかということですが、いろいろな考え方があると思いますが、先ほど言ったスクール・サポート・スタッフだとか、学習指導員も配置になるということもございまして、採点するのはあくまでも委託業者になりますので、採点業務等はございません。ただ、やはり調査をした中で子供たちがどの程度の到達度になっているかだとか、今までずっと遅れてきたものをどういう形で今の状態を把握するのかという点ももちろんあり、そういった点で家庭学習の取組も含めて、学校長で取り組んでみたいということもございまして、その中でいろいろなやり方はあるかと思っておりますけれども、対応していきたいというふうに思っています。

それから、放課後児童クラブに通う児童への対応ということで、自宅でオンライン学習をするのに児童クラブに来ている子供はどうするのでしょうかという御質問だというふうに思うのですが、児童クラブのほとんどは学校内にある児童クラブに参ります。そこで、隣では授業を配信しているという状況、それから、IT環境も学校にございますので、その中で向かいの教室に行って使うのだということもできます。

ただ、稲穂だとか、塩谷だとか、少し離れたところに児童クラブがあるところもございまして。そういうところについては、朝から学校に通っていただいて、そこで何らかの形で授業を受けるとか、家庭学習をするだとか、そういうような対応を学校にお願いするということを今は想定しています。これは、あくまでも対応する学校とこれから協議していくことになろうかと思っておりますけれども、今はそういう想定の中で進めたいというふうに考えています。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

○7番（丸山晴美議員） 私の中では、小樽市の課題は幾つもあるとは思いますが、子育て支援、これは最優先というか、どのような施策をしても、やはり今の出生数を見れば子育て支援が最優先ではないかと思うので、この保育士の処遇改善だけではないにしても担当課から予算を振り分けてほしいということを上がってきているにもかかわらず、これが実現できないということが少し疑問です。そのことについて見解をお答えください。

それから、看護専門学校については、今、何か動いているのであればお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、学習指導員とスクール・サポート・スタッフは、教員でもいいけれども、教員を想定していないということではよろしいのか、最後をお願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 丸山議員の再々質問にお答えをいたします。

まずは、子育て支援策でありますけれども、小樽の今の新型コロナウイルス感染症の関係は別にしましても、今、小樽の抱えている一番大きな課題というのは人口の減少であり、その人口の減少の大きなテーマが少子化であります。その少子化を解決するためには、若い世代の方々に安心してこの小樽で子育てをして働いていただく、こういう環境を整えていくことが大変大切だということは十分認識をしております、その中で子育て支援策の充実ということは、意識して取り組んでいるところでございます。

新年度予算につきましても幾つかの子育て支援策を新しく打ち出していきまされたけれども、保育士の処遇改善に向けた独自施策につきましては、引き続き、財源の状況も見ながら検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、看護専門学校の問題でございますけれども、私にお話ございましたのは、5月下旬に学校法人で理事会があって、そこで閉校が決定されたのだという御報告を受けております。まだ2週間ほどしかたっておりませんので、具体的な動きについてはまだまだこれからになりますけれども、今でもこれから先、先ほど申し上げましたとおり学校法人に対して、理事会の決定を覆していただけるのかどうか、あるいは別の経営法人を探すのかどうか、あるいは別の方法があるのかどうか、いろいろな方法を探っていきながら先ほどの答弁で申し上げましたとおり、来春卒業する皆さん方に進学いただけるようにスピード感を持って取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 丸山議員の再々質問にお答えさせていただきます。

学習指導員、それからスクール・サポート・スタッフの教員資格の有無についてという再度のお尋ねでございますけれども、国が示している部分については先ほど言いましたが、想定している人材というのが、いるかないかというのはまた別の問題としまして、例えば学習指導員でありましたら、退職教員とか、それから教員志望の教育系の学生、塾の講師、NPO等で教育関係に携わっている方とか、幅広い人材をとということです、資格そのものがないと絶対に駄目ということではなくて、そういう、できれば関わっている方のほうが望ましいけれども、現在、全道域においても正規の教員というか、代替の教員も確保できていないという状況も、一方で現実としてございますので、そういったことを考えると全員をそういう形で集めるのは、なかなか難しいのかというのが現状でございます。

それから、スクール・サポート・スタッフにつきましても同じように、こちらはもう少し幅広い教員の下支えになるところを主に支援してもらうスタッフでございますので、学生をはじめ地域の方々にもお手伝いいただきたいというようなことを国では想定をしているということでございます。いずれにしても詳しい要綱が来ましたら、そこにはっきり書かれてくると思いますので、それを基に取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時46分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 高橋 龍

議員 酒井 隆 裕

令和2年
第2回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

令和2年6月16日

出席議員（25名）

1番 横尾英司	2番 松田優子
3番 小池二郎	4番 中村岩雄
5番 面野大輔	6番 高橋龍
7番 丸山晴美	8番 酒井隆裕
9番 秋元智憲	10番 千葉美幸
11番 高橋克幸	12番 松岩一輝
13番 高木紀和	14番 須貝修行
15番 中村吉宏	16番 中村誠吾
17番 佐々木秩	18番 林下孤芳
19番 高野さくら	20番 小貫元
21番 川畑正美	22番 濱本進
23番 山田雅敏	24番 鈴木喜明
25番 前田清貴	

欠席議員（0名）

出席説明員

市長 迫俊哉	教育長 林秀樹
副市長 小山秀昭	病院局長 並木昭義
総務部長 中田克浩	財政部長 上石明
産業港湾部長 徳満康浩	産業港湾部長 港湾担当部長 佐藤文俊
生活環境部長 阿部一博	医療保険部長 勝山貴之
福祉部長 小野寺正裕	保健所長 貞本晃一
建設部長 西島圭二	病院局小樽市立病院 事務部長 佐々木真一
教育部長 森貴仁	総務部総務課長 津田義久
財政部財政課長 笹田泰生	

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤 正 樹
議事係 長 深田 友 和
書 記 樽谷 朋 恵
書 記 松木 道 人
書 記 三上 恭 平

庶務係 長 加藤 佳 子
調査係 長 柴田 真 紀
書 記 相馬 音 佳
書 記 眞屋 文 枝

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、面野大輔議員、高野さくら議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第15号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

（9番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○9番（秋元智憲議員） 令和2年第2回定例会に当たり、公明党を代表し、質問いたします。

質問に入る前に、このたびの新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々に、心より哀悼の意を表しますとともに、現在も治療をされている方々にお見舞いを申し上げます。

また、医療従事者をはじめ、感染拡大防止に努めている全ての方々に心から御礼を申し上げます。

初めに、市政運営について質問させていただきます。

世界、そして国内においても新型コロナウイルス感染症による経済や生活にまだ経験したことがない深刻な影響が出ています。このような状況は、本市も例外ではなく、今後の市政運営は今まで以上に厳しさを増すことも想像されます。

このような状況を踏まえ、質問させていただきます。

まず、令和元年度決算見込みが5月12日現在の数値として示され、単年度収支見込みは5,100万円の黒字とのことです。歳入全体では、予算現額に比較し、33億3,800万円の減となっています。予算現額に比較して、決算見込みの増減の乖離の大きい繰入金、繰越金の11億7,100万円、諸収入の7億5,500万円について、それぞれ乖離となった理由を説明してください。

次に、歳出です。

歳出についても、例年同様、不用額が発生しており、その総額が34億1,000万円に上ります。まず、不用額の多い建設事業費8億2,900万円、行政経費8億2,900万円、維持補修費の4億2,200万円について発生の理由を御説明願います。

毎年度発生する不用額については、これまで何度か質問させていただきました。これまでの答弁としては、現在の予算編成の方法ではどうしてもこのような形になってしまいますとのことでした。年度末に発生した不用額は、地方財政法や小樽市財政調整基金条例に基づき、その半額が財政調整基金に積み立てられ、市の財政の健全な運営に資するために取り崩され、予算の不足分などを補うために活用されます。

もちろん、この基金の重要性については理解しますが、現在の予算編成方法は、財政調整基金の取崩しを見込んだ上での編成になってはいないのか、厳しい財政状況では仕方がないのか、それとも持続可能な財政状況を可能とするために、予算編成方法自体を見直す時期に来ているのではないかと考えます。

近年、予算編成方法を見直す自治体も増えてきているようですが、例えば寝屋川市のように、より効果的な事業への予算の重点化等を反映していくパフォーマンス重視型予算編成や、三田市におけるスマートセレクトと事務事業の見直しです。これは、それまで行ってきた「選択と集中」、「ゼロベースの見直し」、「スクラップアンドビルド」などの課題や全体的なバランスを損ないかねないことも起こり得ることからも見直されたものです。さらには、伊賀市における枠配分方法です。これは当時、事業費

の見直しや一般財源の減額を行わなければ基金が枯渇するために、それまでの1次事業予算と2次事業予算を枠配分することで、配分された経費の範囲内で予算要求を行うもので、これらの自治体は、それまでの予算編成方針を改善することにより、財政の健全化や持続可能性を追求しております。

本市においても、他市の予算編成方法を調査し、課題解決を前提に、実情に合った予算編成方法へと移行するべきと考えますが、市長のお考えを伺います。また、現状では来年度に向け税収が減少し、予算編成すら厳しくなると考えますが、来年度予算編成に向けた財源対策の考えを伺います。

次に、令和2年度小樽市一般会計補正予算について質問いたします。

初めに、議案第1号、補正額1億5,160万円についてです。

市内の事業者の方からも、市がこれまで実施してきた新型コロナウイルス感染症対策としての事業について質問などが多いことから、事業内容の詳細について説明願いたいと思っておりますが、まず飲食店応援クーポン事業費の9,500万円です。説明資料では、登録飲食店で使用できる額面5,500円分のクーポン券を4,000円で15,000冊発行するとのことですが、販売方法と期間、使用できる期間、1人当たりの最大購入可能冊数も説明願います。

また、クーポンが使用できる店舗としての登録方法もお知らせください。飲食店の種類などの制限はあるのか、第1弾の経済対策でいわゆる家賃補助の対象から外れたテイクアウトのみの飲食店も登録できるのか伺います。

次に、宿泊施設市民応援キャンペーン事業費です。この事業は、市民を対象に、市内宿泊施設の宿泊料金等を補助するもので、5,000円券を2枚、1,000人分、事業費1,200万円です。

まず、宿泊施設の定義についてですが、ホテル、旅館はもちろんのこと、ペンションや民宿、場合によっては知り合いが経営する民泊にも家族で泊まりたい、応援したいなどの声も聞きますが、利用可能な施設の制限などはあるのか、お知らせください。

次に、議案第2号です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業費等2億8,598万3,000円が計上されました。

初めに、避難所衛生環境整備事業費64万8,000円についてです。

この事業費は、避難所における集団感染防止を図るため、備蓄品として、避難所用マスクを整備することと、枚数は1万8,000枚です。

まず、この1万8,000枚については、何を基に算出されたのか、また各避難所へどのように配分されるのか伺います。マスクの種類や保管方法によっては、消費期限にも大きく影響するといわれておりますが、今回購入予定のマスクは使い捨てタイプなのか、繰り返し使えるタイプなのか伺います。更新についてはどのようにお考えなのかも伺います。

次に、学校給食地場産品活用事業費補助金520万円についてです。

地場産品を給食の食材として活用することは、大変にいいことだと感じますが、事業の内容や事業費の内訳、地場産品とは何を指しているのか、お知らせください。以前、地場産品の活用について質問した際には、地場産品を活用するには、食材を一定数のロットで確保するのが難しいことから、なかなか給食での活用は困難であるとのことでした。この問題はどのようにクリアされたのか、お知らせください。

議案説明の資料によれば、地元食材を使ったメニューの提供機会を増やし、休校により生活リズムが崩れた児童・生徒を元気づけるためとしています。今後、地元食材の提供機会を増やしていくお考えなのか、地元食材を使った給食を提供するだけでは、元気づけたいとの思いはなかなか伝わらないと思います。児童・生徒を元気づけるためにどのような工夫を考えているのか伺います。

次に、教育用端末整備事業費の7,096万5,000円についてです。

この予算は、国のGIGAスクール構想の前倒し整備として、小・中学校の端末機を購入するものですが、現在、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全国的にまとまった数は手に入りづらいと言われていますが、必要台数確保のめどについてどのような状況なのか、お知らせください。

仮に、必要とする台数が確保されたとして、端末はWi-Fiモデルとのこと。現在、各学校の校内LANの整備状況と、GIGAスクール構想を実施する上で、どの程度対応できるものなのか、新たに整備しなければならないものもあると思いますが、それらの議論や対策の進捗状況をお知らせください。

次に、今後、新型コロナウイルス感染症等による影響で、臨時休業しなくてはならない状況になった場合、学校に通えない児童・生徒とのオンライン授業が必要になってくると思います。

他の自治体では、積極的に実施したとのニュースを見聞しますが、本市における各児童・生徒が自宅でオンライン授業を行う上での環境整備について、把握している状況を説明願います。既に、国により全国的な調査が行われたと聞いていますが、その内容についてもお知らせください。

オンライン授業を実施するに当たり、家庭での通信費が生活保護世帯、準要保護世帯の負担になってきますが、生活保護世帯については、国がモバイルルーターや通信機器の購入レンタル費用を、教育扶助または生業扶助における教材代として支給するとのこと。課題は、準要保護世帯の児童・生徒をどう支援していくかだと思います。

そこで、本市の小・中学校に通う児童・生徒がいる生活保護世帯数、準要保護世帯数と、それぞれの児童・生徒数をお知らせください。また、国への報告を踏まえ、インターネット環境がない世帯に対する対応について、どうお考えなのか伺います。

次に、議案第4号です。

これは、市職員による準公金の私的流用による責任を取る形で、市長、副市長の給与をそれぞれ10分の1、1か月減額するものです。先日、市側からも説明を伺いましたが、市民の方からもお叱りの言葉が寄せられ、信頼を失う大きな問題であり、私自身も大変残念に思っております。今後いかに再発を防止し、市民の信頼を回復するかが重要だと思います。問題の職員は5月29日付で免職の処分を受けましたが、問題の確認と再発防止の観点で幾つか質問させていただきます。

この職員は、今年3月まで小樽港貿易振興協議会の事務局職員として会計事務に従事していたとのこと、今年4月の人事異動において、事務の引継ぎの際に平成30年度、31年度の2か年にわたり不明な会計処理が発覚し、本人も私的流用を認めたとされています。報道によれば、平成30年度に入出金2件、平成31年度に入出金45件の不明な入出金があり、現時点の使途不明金は約87万円となっています。理解できないのは、不明な入出金の件数もさることながら、当該上司が届出印を保管している机に鍵をかけていなかったことです。入出金の件数からも、たまたま机に鍵をかけ忘れたというよりは、日常的に机に鍵はかけていなかったのではないかと思います。日常の施錠の状況やルールについて御説明ください。

今後、可能な限り調査を行うとのことですが、現在までの調査状況についてお知らせください。

また、調査後の確定額について弁済する旨の誓約書が提出されており、その弁済状況を見て被害届の提出についても判断するとしていますが、弁済状況の何をどう判断するのか、被害届を提出すると判断する基準について説明願います。

次に、再発防止策です。

過去にも何度か今回と同様の不祥事があったと思いますが、その都度、再発防止の取組も行われてきたことと承知しています。しかし、残念ながらまた不祥事が起きてしまいました。今回も再発防止策と

して3点示されていますが、どれを取っても本当に基本的な内容ですし、この対策は既に過去にも行ってきたのではないのでしょうか。記憶に新しいものでは今年2月に葬斎場で起きた盗難事件です。今回とはケースが違うことは承知していますが、葬斎場で起きた盗難事件では、今回の問題と似ている点として、通常は施錠していなければならない金庫が無施錠で、職員が席を外した隙に盗まれたということです。なぜ鍵をかけることになっているルール、決まりが守られないのか。この問題を解決しない限り、今後も同じことが繰り返されると思いますが、今の状況では何度再発防止策を徹底し、研修を行ったところで同じだと思うのです。なぜ繰り返されるのか、この点どのように考えているのか伺います。また、全職員に対し、どう再発防止を徹底されたのか伺います。

最後に、今回の件では市民の皆さんはもとより、協議会に参加している港湾関係者からの信頼も損ねた結果になったと思いますが、今後いかに信頼を回復するのか、市長の決意をお聞かせください。

以上、第1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 秋元議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、市政運営について御質問がありました。

初めに、令和元年度の決算見込みについてですが、まず歳入において、予算現額との乖離額が生じた理由につきましては、繰入金及び繰越金は、財政調整基金からの取崩し額などが減少したことによるもの。諸収入は、低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券販売収入や、商工費貸付金元利収入などが減少したことによるものであります。

次に、歳出において、不用額が生じた主な理由につきましては、建設事業費は、交付金の減少による橋りょう長寿命化事業費や、色内ふ頭老朽化対策事業費の減によるものであり、行政経費は、販売予定数を下回ったことによる低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券事業費の減によるもの、維持補修費は、少雪による除雪費の減によるものなどであります。

次に、予算編成方法の見直しについてですが、まず、予算編成方法につきましては、本市は自主財源が少なく地方交付税に頼らざるを得ない不安定な財政基盤であり、今後、収支均衡予算を編成するために、不断に調査・研究をし、その改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、来年度予算編成に向けた財源対策の考え方につきましては、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による税収減が続くことが予想され、感染抑止と経済対策の両立や新たな財政需要などを考慮すると、大変厳しい予算編成になるものと考えております。このため、各部においては、本年4月27日に財政部長より通知した、令和2年度予算執行方針により、予算執行段階に事務事業内容を改めて精査し、従来以上に効率的な予算執行を徹底することや、収支改善プランに掲げた取組の着実な推進により、財源の確保に努めているところであります。

しかしながら、令和3年度予算編成までに多額の歳入増を見込むことは困難であることから、これまで以上に事務事業の見直しを進める必要があると考えております。

また、国に対しても地方の厳しい状況を踏まえて、地方交付税などの地方財政措置の拡充をするよう北海道市長会などを通じて要望してまいりたいと考えております。

次に、令和2年度一般会計補正予算についてですが、まず飲食店応援クーポンにつきましては、クーポンの使用期間は7月上旬から9月末日までを予定しており、販売期間も同様に考えておりますが、感染防止の観点から7月上旬の一定期間は、広い会場で、新しい生活様式に沿った体制で販売促進に努め

たいと考えており、現在詳細を調整しているところであります。なお、1人当たりの購入ができる上限は、多くの方に購入していただけるよう5冊までとしております。

次に、登録対象となる飲食店については、食品衛生法による営業許可のうち、飲食店営業または喫茶店営業の許可を受けていることを要件としておりますので、居酒屋やスナックをはじめ、テイクアウトを行う店舗など幅広く対象となるものであり、その店舗の登録方法については、業務を委託する予定の商工会議所へ営業許可証の写しを添えて申請していただくこととなります。

次に、宿泊施設市民応援キャンペーン事業につきましては、現在予算の成立を前提として、本事業に協力いただける宿泊施設の登録募集を行っておりますが、登録可能施設の主な要件としましては、市内の宿泊施設で旅館業法により許可を得ている旅館、ホテル、簡易宿所及び住宅宿泊事業法による届出をしている民泊施設としております。また、市民応援キャンペーン専用プランを作成していただくことや、宿泊時に助成券を現地で決済できることも条件としております。

次に、避難所衛生環境整備事業費として計上している避難所用マスクの算出根拠と各避難所への配分方法につきましては、平成30年2月、北海道公表の平成28年度北海道地震被害想定調査結果から、本市の最大避難者数は約5,800人と想定されておりますので、指定避難所の63施設を開設した場合の、避難所運営職員数189人を加えて、5,989人を1日当たりとし、これに3日間対応できる総数を約1万8,000枚と見込んだものであり、各避難所1か所当たり約300枚を基本に配分することを考えております。

次に、避難所に備蓄するマスクの種類につきましては、繰り返し使えるタイプのマスクは、日々の付着した汚れを毎日しっかりと洗浄できる環境が前提でありますので、避難所の備蓄用としては使い捨てタイプを多く備蓄することが適切と考えているところであります。

また、更新の期間につきましては、一般に未使用・未開封、通常の保存状態で5年程度は使用できると言われておりますので、おおむね5年をめどに更新する必要があるものと考えております。

次に、議案第4号についてですが、まず、金融機関届出印の保管などにつきましては、保管する管理職は届出印を施錠できる場所に保管し、払出しの際には自ら押印するなど、責任を持って適切に管理することとしておりましたが、今回の件では、当該管理職が2年間、届出印を自身の机の引出しの中に入れ、施錠を行っていなかったものであります。

次に、被害額の調査状況につきましては、当該職員が関係書類を紛失したことから、会計処理の内容が確認できない状況となっておりますが、本年6月3日から、平成30年度、31年度の2か年における小樽港貿易振興協議会の会費等の収入や実施した事業の経費について、会員企業や支出先の事業者へ文書で確認作業を進めており、その回答の整理・検証を行った上で、6月中には調査を完了させたいと考えております。

次に、被害届を提出する場合の判断基準につきましては、現在進めている調査により被害額が確定した後、当人に弁済を求め、この履行状況により被害届の提出について判断するべきと考えておりますが、協議会の会員の皆さんの御意見も踏まえた上で対応してまいります。

次に、再発防止策につきましては、議員の御指摘のとおり、事件の再発は、金庫の鍵をかけ、しっかり保管するという最低限のルールを守っていれば防げたものであると認識をしております。今回の件につきましては、実際には悪意のある者によって引き起こされたものでありますが、過去の事件においても、現金等を管理する者の油断や確認の甘さがあり、管理・監督すべき立場の者が適切な指導を欠いていた結果であると言わざるを得ず、今後、基本的なことからしっかり見直していく必要があると考えております。職員に対しましては、部長会議におきまして、私から改めて訓示したほか、全職員に対し、6月1日付で庁達を発出し、金銭の取扱いについて注意喚起を促すとともに、各職場における金銭取扱

事務の総点検と定期的な出納確認の実施などを通達し、再発防止の徹底を指示したところであります。

次に、信頼回復につきましては、今回の件では小樽港の振興に向け、一緒に取り組んでいただいている協議会の会員の皆さんにも大変申し訳なく思っているところであります。今後、今回の件について皆さんの御理解が頂けるよう適切に対応を進め、信頼回復に努めるとともに、改めて協議会の皆さんと小樽港の振興に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

一度失った信頼を回復する道のりは非常に厳しいものと認識しておりますが、1人の職員の行為が市役所全体の信頼を揺るがすことになるという意識を職員全体で共有し、二度とこのような事件は起こさせないという決意を持って今後の市政に取り組んでまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 秋元議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、市政運営について御質問がございました。

初めに、令和2年度小樽市一般会計補正予算についてでございますが、まず学校給食地場産品活用事業費補助金の内容や事業費の内訳などにつきましては、学校給食において地場産品を提供することにより、休校により生活リズムが崩れてしまった児童・生徒を元気づけるとともに、地元の食品事業者への発注を増やすことで、地域経済に貢献することを目的に、給食でふだん提供している食材との差額分を助成することで、単価の高い地場産品の提供機会を増やすものでございます。

事業費520万円の内訳といたしましては、1食当たり85円を7,100食分、8回の実施を予定しております。また、地場産品につきましては、市内で生産された食材や加工・製造された食材を活用した献立を考えております。

次に、地場産品のロットにつきましては、学校給食センターでは平成28年度より地場産品を提供する事業として、「小樽・後志を味わおう」の実施をきっかけに、価格や供給能力など様々な地場産品に関する情報の蓄積を行ってきており、提供可能な食材について把握することができました。今回の事業実施におきましては、給食食材の指名登録業者や一括発注にこだわらず、複数の業者への分割発注を推進するなど、食材供給能力を高めることで、少しでも多くの市内業者の支援につなげてまいりたいと考えております。

次に、地元食材の提供機会を増やすことにつきましては、今回の学校給食地場産品活用事業では、ふだん提供している食材との差額を助成することで、地場産品の提供機会を増やすことが可能となりますが、来年度以降につきましても、今年度の事業成果を踏まえ、できる限り地場産品の提供機会を増やし、魅力ある給食づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、児童・生徒を元気づけるための工夫につきましては、地場産品の提供時には、食材の歴史や背景などについて、栄養教諭の食育指導や給食だよりを通じて児童・生徒に伝えていくとともに、生産者の声や思いなども紹介し、地元小樽の理解を深めてもらい、地元食材のすばらしさを紹介できればと考えております。

また、これまで実施してきました「小樽・後志を味わおう」については、残食が極めて少ない傾向にあるため、地場産品は児童・生徒からの支持を得られるものと考えております。今後、提供に当たりましては、児童・生徒に喜んでもらえる地場産品を使ったメニュー開発や工夫を行うとともに、ふだんの給食では提供していない地元産の伝統あるお菓子の提供なども検討してまいりたいと考えております。

次に、端末購入にかかる必要台数確保のめどにつきましては、現在、第2回定例会に関連予算を提案

させていただいており、議決後、直ちに発注するため準備を進めているところでございますが、市内業者からは、分割調達とした場合においても、現状では8月中の整備は難しいとの情報を得ているところでございます。したがって、本市の必要台数6,791台の確保につきましては、めどが立っていない状況でございますけれども、一括調達に限らず分割調達も含め、さらに情報収集に努めるなど、少しでも早く整備できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学校の校内LANの整備状況につきましては、北海道教育委員会から、国の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の交付決定が7月上旬になるとの情報がございましたので、7月中旬の契約に向けて準備を進めているところであり、工事終了後におきましては、授業を行う各教室は順次、ネットワーク環境が整備されることとなります。

また、新たに整備するものについてでございますが、端末数が増加するため、学校から外部へのインターネットの環境整備や情報セキュリティなどのアクセス制限等の設定が必要となることから、現在、その手法も含めまして協議を行っているところでございます。

次に、自宅でオンライン授業を行う上での環境整備につきましては、文部科学省では、令和2年5月にGIGAスクール構想の実現に向けた円滑な調達のために必要な情報提供についての調査があり、主な調査項目といたしまして、整備対象児童・生徒数、必要整備台数、家庭においてインターネットを介した学習活動が困難な児童・生徒数などの調査が行われ、整備対象児童・生徒数6,516人中、家庭においてインターネットを介した学習活動が困難な児童・生徒数につきましては、約1,000人との結果でございました。

次に、本市の小・中学校に通う児童・生徒がいる生活保護世帯数、準要保護世帯数とそれぞれの児童・生徒数につきましては、5月末時点で申し上げますと、生活保護世帯につきましては172世帯、小学生160名、中学生94名、準要保護世帯につきましては、950世帯、小学生892名、中学生515名となっております。

次に、インターネット環境がない世帯に対する対応につきましては、文部科学省の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして、児童・生徒の端末整備支援だけではなく、緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備に向けた実現についても示され、国及び道からは、各自治体におきましても早急な整備について要請されているところでございます。

このことを受け、教育委員会におきましては、先ほど答弁いたしました全国の調査に加え、現在、児童・生徒一人一人に遠隔授業を実施するための環境調査を行っており、その調査結果を基に、端末と併せ通信機器につきましても必要に応じ整備を検討する必要があるものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

（9番 秋元智憲議員登壇）

○9番（秋元智憲議員） 次に、第2項目め、市内経済と市民への支援について伺います。

初めに、特別定額給付金について質問します。

4月15日、公明党の山口代表が安倍内閣総理大臣と会談し、減収世帯に30万円の給付を行うとしていたそれまでの案を、所得制限なしで全国民一律10万円の給付をすることへ方針を転換いたしました。減収世帯30万円の対象となる基準が厳しく、私自身も自分が対象とならないことで生活の不安を感じていた多くの方々より、喜びの声もたくさん寄せられております。

本市においては、迫市長はじめ、職員の皆さんの尽力で、全国にも遅れを取ることなく市民の皆さん

の期待に応じていただき、心から感謝を申し上げる次第でございます。

今回、国としても各自治体としても、マイナンバーカードを利用しての給付作業は初めてということもあり、給付金申請段階でオンライン申請の不備があり、幾つかの自治体では、オンライン申請を中止するところも出てきております。本市では、5月12日からオンライン申請の受付が開始されましたが、まず、現在までオンラインでの申請は何件あったのか、また特に目立った問題などがあればお知らせください。

マイナンバーカードを利用しての給付金の申請は、国としても、当然市としても初めての取組であり、課題も多く残されていますが、国民理解の下、間違いなく今後マイナンバーカードと住民基本台帳、個人口座、税情報などとのひもづけは進むものと思います。しかしながら、これらを実施するための議論や、システム開発に時間がかかるとも感じます。いまだ収束のめどが立たない中で、次の給付金や新たな支援策に対応する準備も進めなくてはなりませんし、作業の迅速化・効率化も考えなくてはならないものと思います。

そこで、重要になるのが、現段階で給付作業をするに当たり、迅速化・効率化できるシステム等があるのかどうかですが、以前議会で提案し導入された被災者支援システムを給付事業に活用することにより、これらの課題、問題解決の一助になるシステム提供が行われています。

5月18日付で地方公共団体情報システム機構から、各市町村給付金担当部長宛に発出された、「被災者支援システムの特別定額給付金対応版（Ver. 9.01C）のリリースについて」の事務連絡では、被災者支援システムが特別定額給付金事業に係る給付金台帳を作成し、郵送とオンライン両方の申請を一元管理できるようになったこと、支給についても口座振込データを全銀協フォーマットで出力できること、集計表の入力状況、支給情報の合計件数、金額、明細の世帯リストの作成が可能とのことでした。

本市では、2010年5月に被災者支援システムのインストールキーを取得、使用許可を受けていたと記憶していますが、災害時の住民支援に実績のあるシステムなので、日頃からの運用を訴えてきましたが、使用許可後のシステム運用状況について御説明願います。

また、今後マイナンバーカードと各種情報のひもづけ後のシステムが運用開始されるまでの間、被災者支援システムを給付作業などで活用するべきだと思いますが、市長のお考えを伺います。

次に、支援策と考え方について伺います。

5月27日、令和2年度第二次補正予算が閣議決定され、内容は、新型コロナウイルス対策関係経費として総額約32兆円で過去最高とのこと。市内経済はもとより、市民生活も大変厳しい状況が続く中で、国の追加予算をいかに迅速に支援を必要としている方々につなげていくかが問われております。特に、今回の補正予算は、地方創生臨時交付金も倍増され2兆円であり、家賃支援給付金や低所得の独り親世帯への追加的な給付、教員、学習指導員等の追加配置、教育ICT環境整備等のための光ファイバー整備推進費、学校再開に伴う感染症対策、学習保証等ではありますが、予算成立後、直ちに予算執行できるように今から準備をしていただきたいと思います。

4月24日、公明党小樽市議会議員団として、9項目の新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望書を市長に手交させていただきました。今後、第4弾目となる事業を検討する際に、ぜひ考慮していただきたい内容について、何点か要望も含めてお聞きいたします。

本市第1弾目となる経済対策では、事業者の負担になっている固定費の補助という観点から、独自に飲食店事業継続支援補助金を実施し、第3弾目となる今定例会に計上された飲食店応援クーポン事業費、商店街応援商品券事業費補助金、また、宿泊施設市民応援キャンペーン事業費などですが、我が党にも様々な相談がある中で、固定費の支援は大変にありがたかったという声がある一方で、何とか今まで休

業しながらも事業を継続できてきたが、現在は運転資金に事欠く状況で厳しさは変わらないといえます。

また、国や道、市の支援事業からも外れてしまっている事業者や、フリーランスの方々へも支援を広げなくてはならないものと考えます。まず、これまでの事業の対象から外れた方々への支援について何か考えがあればお知らせください。

緊急要望書でも取り上げた、消費の先取りという考えで、他の自治体などでも行っている「さきめし」や「先払いチケット」的な考えはできないものかと思います。例えば飲食業でいえば、通常は店舗で飲食をして初めて店舗に現金が入りますが、消費の先取りは、決められた期間内であればいつでも飲食ができるので、3密を比較的回避できるとともに、特定の店舗のチケットを買えば、その店舗に現金が入り、登録した店舗全体を支援したい場合は現金が配分されるという仕組みで実施されている地域があります。

この考えで事業を実施できれば、飲食店に限らず、今、現金が欲しい、運転資金が欲しいという市内事業者の思いに応えることができるのではないのでしょうか。第4弾となる次期事業には、ぜひこの考えを反映し実施していただきたいと思いますが、市長のお考えを伺います。また、本市第4弾となる経済対策事業の考え方についてお知らせください。

次に、文化芸術への支援についてです。

自民・公明の与党両党は、5月19日、収入を失った芸術家や文化芸術団体を支援することを柱とした緊急要望を、萩生田文部科学大臣に申し入れ、閣議決定されました。

多くの文化芸術に携わる方々は、新型コロナウイルス感染症の影響で、緊急事態宣言が発出される前後から公演の中止、延期に追い込まれたことにより収入を得る手だてを失った状態が続き、緊急事態宣言解除後も新しい生活様式の見通しが不明な不安から、極めて深刻な状況が続いていると言います。このような状況は、規模は違えど本市で芸術・文化に携わっている方々にも言えることだと思います。本市では、我が党の斉藤陽一良前議員が中心となり、各議員の賛同も得ながら、議員提案の形により、平成18年7月1日、小樽市文化芸術振興条例が施行されました。また、条例に基づき昨年、第二次小樽市文化芸術振興基本計画が策定され、文化芸術の振興を図ってきたところでありますが、今回の影響で、文化芸術活動が行えない状況が続いております。

そこで確認ですが、新型コロナウイルス感染症に関連して、文化芸術の活動の場ともなっている市民会館、公会堂、市民センターは現在キャンセル料を徴収しないこととしていますが、これらの3館のホールについて、キャンセル数やその際、利用者に発生したキャンセル料などがあればお知らせください。

一定期間活動ができなかったことによる影響は大きく、文化芸術関係者はもとより、市民が文化芸術に触れる機会さえも奪われ、残念に思っている方々も多いのではないのでしょうか。以前のような状況に戻ることで、先が見えない中で、市として今だからこそできる支援をしてほしいと思います。

文化芸術の灯を消さないために、他の自治体も支援に乗り出しております。札幌市では、さっぽろアートライブとして文化芸術活動を行っている方が、無観客公演を動画配信する活動を募集し、審査の上、団体は200万円、個人で50万円を限度として交付予定です。相模原市では、文化芸術発表・交流活動支援事業では、市内の施設を会場とした事業に対して施設使用料などの一部を助成しています。本市として文化芸術に携わる方々の活動の場の提供、市民が文化芸術と触れ合う機会の創出との観点で、市民会館等3館のホールについて、感染予防対策をしっかりと図ってもらい代わりに、会場代の減免や免除といった支援を行い、収入の面、文化芸術の振興活動という面でのマイナス部分を期間設定なども行い、少しでも市が支援していただきたいと考えますがいかがでしょうか。

次に、介護現場への支援策について伺います。

NHKが行った全国自治体へのアンケート結果によると、2020年4月末時点で介護施設関連では、高齢者入所施設での感染者数は、利用者が約380人、職員数170人で合計550人に上り、死者数はそのうちの約1割に当たる利用者60人とかなり高い割合となっております。全国の高齢者施設での集団感染も確認されており、感染拡大や死者数にも影響している状況であります。幸いにも小樽市では高齢者施設での感染者はいまだ発生していないことから、介護従事者の方々も医療関係者同様、大変な御苦労があるものと感じます。厚生労働省の発表では、全国の介護事業所のうち858か所が新型コロナウイルス感染症の感染防止のため休業をしていたといえます。

そこで伺いますが、市内の高齢者施設等で新型コロナウイルスの原因による影響はどのようなものがあったのか、例えば休業や面会、施設利用の制限などがあったのか、具体的な影響を主な施設別にお知らせください。また、事業所や利用者の方から直接、市に相談などありましたら相談件数と、差し支えない範囲で内容についてもお答えください。

全国的な問題として、現場では、やはり衛生用品の不足と、何より人手不足が問題となっております。今後、国においても、介護報酬の引上げや人手不足解消の議論も進むと考えますが、今回のような緊急事態時には、市でできる支援も少なからずあると思います。介護職員の約3割の人は、身体の健康の心配を感じていたことから、安心して働ける環境を維持するために感染防止に取り組めるよう、市としてまずは、衛生用品の供給など支援を行うべきだと思いますが、市長の御見解をお伺いします。

以上、第2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま市内経済と市民への支援について御質問がありました。

初めに、特別定額給付金についてですが、まずオンラインでの申請件数につきましては、6月12日現在で876件となっております。

また、問題点につきましては、オンライン申請では、本来は申請できない世帯主以外によるものや、同一人が何度でも申請することが可能であるため、住民票との照合や二重申請のチェックなど、内容の確認作業が煩雑となっていることなどが挙げられます。

次に、被災者支援システムの運用状況につきましては、同システムを平成22年5月に導入しており、これまでシステムのバージョンアップ時に動作確認を行ってまいりましたが、現時点におきましては、システムの実働的な運用面で、まだ課題を残していることから、実際の運用までには至っておりません。

次に、被災者支援システムの給付作業などへの活用につきましては、今後におきまして、他都市の運用状況について、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、支援策と考え方についてですが、まず、支援対象の拡大と第4弾経済対策の考え方につきましては、これまで本市では、大きな影響を受けた業種を対象に、できるだけ速やかな資金繰りの対策として、支援金などの事業継続に向けた対策を実施しております。また、今定例会に第3弾経済対策として、消費や観光需要喚起のための支援策を提案しておりますが、第4弾経済対策の考え方といたしましては、これまでの取組を踏まえながら、感染対策や販路の多角化など、新たな取組への支援やこれまで支援が行き渡っていない業種への対策、経済回復や雇用の維持に向けた取組など、検討を進めているところであります。

次に、文化芸術への支援についてですが、まず、新型コロナウイルス感染症に伴う市民会館等3館のホールのキャンセルにつきましては、新型コロナウイルス感染症を理由としたキャンセルが出始めた本

年2月から5月末までの各ホールのキャンセル数は、市民会館8件、公会堂10件、市民センター24件、合計42件となっておりますが、いずれも前納金は返還をし、キャンセル料は徴収しない取扱いとしておりますので、利用者の皆さんに負担は生じておりません。

次に、市民会館等3館のホールの減免などにつきましては、これまでも小樽市文化団体協議会に加盟する団体やアーティストバンクに登録している方などが、文化活動または芸術活動を行う際には、一定の減免基準を設けておりますが、当分の間、国や北海道が定める指針に基づき、各施設において収容人数の制限を要請しておりますので、主催する利用団体等の負担軽減と利用促進の観点から、現在ホール使用料の減額を検討しているところであります。

次に、介護現場への支援策についてですが、まず、新型コロナウイルス感染症による主な施設の具体的な影響につきましては、デイサービスなどの通所系の施設では、2か所のデイサービスが短期間休業したほか、いわゆる三つの密を回避するために、利用時間の短縮などを行ったところがありました。

また、感染防止のため、利用者からの要請を受け、一部の事業所において通所サービスを訪問サービスに変更したところもありましたが、利用者数を昨年同時期と比較したところ、大きく減少している施設はほとんどありませんでした。

特別養護老人ホームや介護老人保健施設、グループホームなど入所系の施設では、感染が拡大した2月下旬に、厚生労働省から面会制限の要請が発出され、さらに4月7日からの緊急事態宣言を受けた感染症対策再徹底の通知に従って、面会制限を強化したことを確認しております。

次に、事業者や利用者の方から直接市に寄せられた相談の件数と内容につきましては、介護保険課で集計した2月下旬から6月上旬までの相談件数は241件ありました。大半が事業所からの相談であり、主な内容は、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮したサービス提供に伴う介護報酬の算定方法や人員基準などの緩和に関するもののほか、マスクや消毒液等衛生物品の不足についてであります。

次に、衛生用品の供給等の支援につきましては、これまでも市民や市内企業などから寄附を受けたマスクや消毒液などを介護保険事業所等に提供し、支援に努めているところでありますが、今後につきましては、コロナ禍の長期化を見据え、国からの交付金を活用した事業を検討する中で、事業所が感染防止対策を徹底し、安心してサービスを提供できるよう衛生用品の供給も含めた支援メニューを検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

（9番 秋元智憲議員登壇）

○9番（秋元智憲議員） 次に、最後の項、新型コロナウイルス感染症対策に関連し質問いたします。

今回発生した新型コロナウイルス感染症は、昨年12月31日、中国からWHOに対して行われた原因不明の肺炎クラスターの発生という報告から世界的なニュースとなりました。経済をはじめとする日常生活にも大きな影響を与えるなど、日を追うごとにその深刻さは増しています。収束のめどすら見えない中で、市民からの不安の声も多く聴くところです。市として感染予防はもとより、市民の不安解消を図るために、正確で信頼できる情報の提供に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、情報発信という観点から何点が質問いたします。

小樽市内において、3月12日に初の感染者が確認され、6月12日時点で、検査人数238人、陽性が累計で19人、患者数がゼロ人、死亡した方が2人、陰性確認が累計で17人とのことです。感染者が確認されてから、記者会見等で発表に至るまでの流れについて説明してください。

市民からは、感染情報が少なく、感染予防対策をすることすらできないという声を聞きます。個人情報やプライバシーなど十分に配慮した上で、感染に関わる情報提供を望みますが、現在、市が情報を発信する上で、どこまでの情報を、どんな根拠に基づき判断をされているのか。また、感染者情報で施設名を公表する場合としない場合の判断理由についても、市民に分かりやすく説明してください。

次に、情報発信の手段についてです。

必要な情報をタイムリーに提供することは、非常時には大変に重要であることは言うまでもありませんが、日頃から市政に関する情報の周知については、これまでも様々議論されてきたところです。現在、各自治体では様々な方法で情報発信を行っており、SNSやメールは多くの自治体で既に実施されてきておりますが、そのほかにも防災アプリの活用や防災行政無線を使った情報発信など工夫されているところでもあります。

本市として、これまで情報を受け取りにくかった市民に対して、新しい取組などが必要と考えます。他の自治体で広がりつつある取組に、ヤフーの防災アプリを活用した情報発信があります。私もスマートフォンにこのアプリをダウンロードし、日頃使用しております。アプリで小樽市を登録することにより、現状でも市内の地震や豪雨、不審者情報などを知ることができます。さらには、自治体がヤフーと災害協定を結ぶことにより、全てのサービスが無償で利用でき、市独自の情報を発信することができるようになります。また、スマートフォンを持っていない方々の対策として、防災行政無線の機能を利用して新型コロナウイルス感染症の情報を発信しているところもあります。本市も防災行政無線の機能を利用した登録制メールの運用も急ぐべきだと思います。ヤフーの防災アプリや登録制メールの導入について、市長のお考えを伺います。また、防災行政無線を利用した登録制メール運用のめども伺います。

次に、災害時の避難所体制について伺います。

4月、内閣府は、避難所での新型コロナウイルスの感染を防ぐために、都道府県に対して通知がされ、それを受けて北海道は、5月12日付で北海道版避難所マニュアルの改正についてを道内各市町村防災担当課長に通知いたしました。内容は、北海道版避難所マニュアルに基づき地域の実情に合わせて避難所マニュアルの見直し等を行ってくださいというもので、特に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく基本的対処方針の取組を徹底、避難所施設の鍵の管理を含め、施設管理や初動体制の再確認、地域の実情を踏まえ、事前にできることに取り組むとしています。道からの通知を受けて、市として取り組む内容について、どのように整理されているのか、お聞きいたします。

次に、道の避難所運営マニュアルでは、避難所の運営主体は避難所生活をする住民が主体となることが望ましいとされ、その運営をバックアップする体制の確立は、市町村の災害対応業務の根幹の一つとしています。しかし、本市では、避難所の運営主体を住民としていながらも、実情は市職員が運営主体とならざるを得ず、住民はそのサポート的役割を担っているものと感じますが、これまで住民が主体となるための訓練や連携はどのように行われてきたのか、お知らせください。

また、改正された道の運営マニュアルでは、避難所運営者の育成を行うともされていることから、市では今後、積極的に住民が主体となって運営されるよう、避難所運営者の育成を行っていくべきと思いますがお考えをお聞かせください。

次に、避難所での感染症対策についてです。

先ほど議案第2号のマスクの備蓄でも質問いたしました。避難所でのコロナウイルス感染症対策を進める必要が出てきています。これまでの避難所は3密になりやすい環境であり、その解決策の一つとして、道のマニュアルでは、可能な限り多くの避難所の開設が挙げられています。それは、避難所の収容人数を考慮し、指定避難所以外の避難所の開設など可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、

ホテルや旅館の活用等も検討とされています。

過去には、宮城県北部地震で1,000人規模の避難所でのインフルエンザ患者が多数発生したり、名取市の200人規模の避難所でも複数のインフルエンザ患者が発生したことなどからも、早急に対応策を検討していただきたいと思います。

災害関係協定で避難所に指定されている施設のほか、指定されていない宿泊施設等との災害関係協定締結も進めるべきと考えますが、お考えを伺います。

また、現在、避難所に指定されている施設では、主に体育館などに避難することになるとは思いますが、避難所機能の絶対数を確保するために、同じ施設内の部屋や空き教室の利用も検討してもらいたと思います。いかがですか。

次に、避難所での衛生材料の供給について伺います。

本市では、災害発生時、七つの事業者と災害時衛生材料等物資供給の協力に関する協定を結んでいると認識しています。小樽市地域防災計画には、これら七つの事業者との主な協定内容として、一般薬品、衛生材料の供給及び運搬となっています。そこで、衛生材料とは具体的に何か、また、各避難所への物資提供に当たり、必要数量の把握と提供のタイミングについて、その連携方法をお知らせください。

北海道のマニュアルには、災害発生時、避難所開設後、各避難所から物資の要請は現実的に困難な場合が多いため、プッシュ型支援で物資を送る体制を整えておく必要があるとされています。本市でのプッシュ型支援に対する対応方法や、現在、市指定の避難所で備蓄品として不足しているものや支援物資など、具体的に決まっているものがありましたらお知らせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、新型コロナウイルス感染症対策について御質問がありました。

初めに、情報発信についてですが、まず感染者が確認されたからの記者会見等発表までの流れにつきましては、PCR検査の結果、陽性が確認された場合には、直ちに北海道に報告を行うとともに、記者会見を行うまでの間に、当該感染者から病状の経過や感染に至るまでの行動歴等について聞き取りを行い、情報を把握、整理した上で記者会見等で公表をしております。

次に、感染者の公表時の内容と根拠につきましては、感染症法第16条において規定されており、感染症の発生状況や原因、予防等に関する情報について、新聞や放送、インターネット等適切な方法により、積極的に公表しなければならないとされています。

この規定に基づき、具体的には年齢や性別、職業、感染経路などの情報について、感染症対策の必要性と個人情報の保護を比較衡量の上、会見等で公表をすることとしております。

次に、施設名を公表する場合としない場合の判断理由につきましては、接触者の特定が困難である場合や施設等において複数の感染者が発生するなど、感染拡大が予測される場合には、状況を総合的に勘案し、施設名公表の可否について判断をいたしております。

次に、情報発信の手段についてですが、スマートフォン向けの民間事業者の防災アプリによる本市の情報発信につきましては、防災アプリの活用により災害時に位置情報を利用した情報発信については、避難所へのマップの表示ができるものと認識しており、道内の他都市でも導入が進んでいることから、本市でも導入に取り組んでまいりたいと考えております。

また、防災行政無線の機能を利用した情報発信につきましては、登録いただいた各自のメールアドレス

スへ災害時における避難所の開設などの情報を一斉送信するものであり、その運用のめどは市民の皆様へ本年7月頃に周知をし、登録の募集を開始したいと考えております。

なお、今回のような新型コロナウイルス感染症に係る情報を登録アドレスに送信することにつきましては、他都市の状況なども踏まえまして、その可否について検討してまいりたいと考えております。

次に、災害時の避難所体制についてですが、まず、北海道版避難所運営マニュアルの改正による本市の取組につきましては、今後、具体的な整理を行ってまいります。避難所においては三つの密の防止の観点から、居住空間における離隔の確保、体温計や消毒薬等の備蓄、避難所の運営職員の人員増などが想定されますので、庁内外の関係者と調整を図りながら改正作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、住民が主体となるための訓練につきましては、これまでも町会で訓練を担当している方から、訓練想定や項目を伺った上で、本市が訓練に関する助言や支援を行いながら、実地訓練等を定期的に実施してきております。また、連携につきましては、総連合町会とともに、町会における自主防災組織の結成の促進に向けた啓発活動を進めてきたところであります。

次に、住民主体で避難所運営を行う運営者の育成につきましては、避難所は被災者が一定期間、共同で生活を送る場所であり、適切な運営体制を早期に確立する上で重要であると認識をしております。

本市では、昨年11月に避難所の開設訓練を実施いたしましたが、今年度は避難所運営に主眼を置いた訓練を計画しており、その中で、市職員や地域住民を対象とした運営人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、避難所での感染症対策についてですが、まず、宿泊施設等との災害関係協定につきましては、朝里川温泉地区の宿泊施設等と、災害時における小樽市と朝里川温泉地区宿泊施設等の協力に関する協定を既に締結しておりますが、今後は、朝里川温泉地区以外の宿泊施設にも協定の締結を打診してまいりたいと考えております。

次に、避難所における体育館以外の空き教室等の利用につきましては、避難所運営マニュアルでは、原則小・中学校に関しては体育館を居住空間と定め、その他の空間においては施設管理者と協議の上で決めることとなっております。しかしながら、今回の感染症拡大の事象等を勘案いたしますと、今後においては感染症患者や要配慮者、授乳のための母子の利用空間などの確保について、施設管理者と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、避難所での衛生材料の供給についてですが、まず、協定に係る供給物資につきましては、風邪薬などの一般薬品やマスクやガーゼなどの衛生材料を対象と想定しております。また、物資供給時の連携方法につきましては、各避難所から衛生材料等の要請があった際、それらの必要量を本市で把握をし、集計した上で事業者へ要請を行い、本市または事業者が指定する者が迅速に避難所へ運搬を行うこととしております。

次に、災害時のプッシュ型支援への対応につきましては、避難所の要請にかかわらず、国や北海道から物資が輸送されてくるプッシュ型支援では、まずそのときに空いている市有施設で一旦受入れを行います。物資の具体的な選別、各避難所への運搬方法などにつきましては、今後、他都市の受援計画を調査してまいりたいと考えております。

また、避難所で不足する備蓄品や支援物資につきましては、避難期間が長期にわたる場合には、食料品のほか、被服類や生活雑貨など物資全般が不足するものと想定をしているところであります。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 9番、秋元智憲議員。

○9番（秋元智憲議員） 4点、再質問させていただきます。

まず、1点目なのですが、教育委員会のGIGAスクール構想のインターネット環境の件ですが、今、小樽市の調査をしているということなのですが、まずこのめどについてお示してください。

それと、二つ目は、今まで国や道や市が行ってきた支援から外れた方々に対する支援ということでお聞きしましたが、先日、令和2年度第二次補正予算が成立されて、先ほど本質問の中でお話しさせていただきましたが、倍増以上というかなりの予算規模になりました。第2弾のときは約5億数千万円の小樽市への交付額だったと思いますけれども、それを多分、超えることは間違いないのかと思います。昨日もどなたかお聞きになっていましたけれども、既に予算成立しましたので、あとはこの交付額がはっきりするまでだと思いますが、既にもうどういう事業を行っていくのかというのを多分議論されていると思いますけれども、あと予算づけの部分だと思うのですが、そういう細かい点はもうほぼ整っているという考えでいいでしょうか。予算の配分額が分かってから細かい事業内容を議論するというよりも、既にほぼ細かい内容まで詰めていただいている、交付されてすぐ事業予算化できるという考えでいいのか、その辺について伺います。

あとは、文化芸術支援についてのお話で、小樽市民会館、小樽市公会堂、小樽市民センターの3館について、今まで減免、免除といったことをやってきたというお話で、今後、さらにその減額をどうするか検討しているということなのですが、ぜひ、この件も早く結論を出していただいて、関係する団体の方や、文化団体の方や、アーティストバンクに登録されている方にも周知していただいて、今まで文化芸術活動ができなかった方々に対して、いち早く支援できるという、こういう対策をしっかりと行っていただきたいと思います。期間を決めて、ある意味では、会場によっては、団体によっては、個人によっては、無料ということも、もしかしたらあり得るのかもしれないと思うのですが、ぜひ、その辺も検討いただきたいと思いますので、まずは、いち早くということをお願いして、もう一度、いつぐらいまでに結論を出すのかお示しいただきたいと思います。

それと、介護施設の支援なのですが、先ほど241件の相談があり、介護報酬の件や衛生物品の不足について相談があったということで、先ほど言ったとおり介護報酬などについては、今後、国の中でも検討されると思いますけれども、衛生物品の相談については、その時点で、市としてどういう対応をされたのか、また今後どのように対応されていくのか、これについても伺いたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 秋元議員の再質問にお答えをいたします。

まずは、国の第二次補正予算に関わります臨時交付金の関係でお尋ねがございましたけれども、前回の1兆円対しまして、今回2兆円が地方自治体に配分されるということでございまして、地方自治体の配分額につきましても、この一両日中に我々にも報告があるということで伺っておりますが、この2兆円の臨時交付金につきましては、国からも早くから自治体に配分されるということでしたので、市といたしまして、私からも各部局に対して、幅広くこの対応に当たるようにという指示をしているところでございます。まだ細かい点について詰め切れていないところもありますけれども、今後、議会の合間を縫いながら、各部からヒアリングを行いまして、先ほどお話がありました、これまで支援の行き届いていない業種、方々に対しての支援なども含めて検討をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、文化芸術施設の減免等につきましては、国の考え方からいきますと、集客施設については

段階的に増えていきますけれども、やはりキャパシティの2分の1という制限はしばらく取れないのだろうなというふうに私どもとしても考えております。そういった中で、文化芸術活動を行う場合についての、いろいろな支障があるわけですから、市としても可能な限り、この減免にはお応えをしていきたいというふうに考えておりますし、時期については明示できませんけれども、可能な限り早く対応させていただきたいというふうに思っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 医療保険部長。

○医療保険部長(勝山貴之) 秋元議員の再質問にお答えいたします。

介護施設への衛生物品の支援の関係でございますけれども、衛生物品につきましては、各介護施設へ、道なりからマスクを配られることがございました。そのときに、各施設に聞き取りをしまして、マスクや消毒液が足りているのかどうかを確認して、足りないと言っているところについてはこちらから、寄附をもらったものとかもございましたので、そういうものを提供させていただいているというところでございます。

今後につきましても、必要に応じて聞き取りなどを行って、まだ不足していると、直接市に、マスクですとか消毒液が足りないのので何とかしてほしいという声は寄せられてはいないのですが、こちらから聞き取りなどをして、そのときにまた足りないということがあれば、必要に応じて供給をしていくなり、あと、この後、どのような支援があるのかということも検討していきたいというふうに考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 秋元議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ただいま市教委で実施している家庭学習のための必要な調査でございますけれども、一度、国の調査が実はございましたが、まだまだ細かい点を精査しないと、その調査結果を使えないということがございまして、それを踏まえて現在、個々に、例えば端末はあるけれどもインターネット環境がない、逆のケースもありますし、いろいろなケースが考えられるということで、今それにわたっての詳細の調査をしているところでございます。できれば、今、一生懸命にやっていますけれども、今月中には調査結果をまとめていきたいというふうに考えております。

○議長(鈴木喜明) 秋元議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時50分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 17番、佐々木秋議員。

(17番 佐々木 秋議員登壇) (拍手)

○17番(佐々木 秋議員) 立憲・市民連合を代表し、質問いたします。

それに先立ち、このたびの新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった方々へのお悔やみと、罹患された皆様にお見舞いを申し上げます。それとともに、その御家族や周囲の皆様の御心労をお察しいたします。また、感染症対応に携わる医療関係者をはじめ、様々な支障が出る中で、黙々と市民生活や家庭を支えるためにお仕事を続ける皆さん、また、不安が募る中、非常時のルールを守り、我慢と工夫

でステイホームを続けていた子供たちや家族の皆さんに改めて敬意を表するものです。これまでの皆さんの忍耐と御努力のおかげで、ようやく本時点で曙光が見えつつあります。コロナ以前の生活を取り戻すために、今少しお互いに頑張りましょう。

それでは、質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応と市財政、今後の取組について伺います。

去る4月10日、小樽市産業港湾部から議員に向けて、新型コロナウイルス感染症の拡大による小樽市内経済への影響等についてという資料が示されました。東日本大震災や北海道胆振東部地震以上に経済への影響は深刻という声が聞こえています。内容的にも、宿泊業や飲食業などの観光関連事業を中心に、大変な事態であることが痛感させられますし、現在は一層拍車がかかった事態となっています。

そこでお聞きしますが、市内における経済的影響を総合すると、具体的に昨年と比較してどの程度になるのか、何らかの方法で示せないでしょうか、できればお答えください。

次に、経済的影響と直結する小樽市財政への影響について伺います。

新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な方へ徴収猶予の特例制度が総務省から示されています。令和2年2月1日から3年1月31日までに納期限が到来する個人市民税、法人市民税、固定資産税など、ほぼ全ての税目が対象となります。この制度そのものは、困っている方を支えるために有効とは思いますが、市の税収減は避けられません。小樽市財政への影響はどのようになると考えられますか。また、税収減以外にも財政に影響を及ぼす事項があれば、影響額とともにお示しください。

これらの結果、ただでさえ大変な市財政への影響が、さらに深刻で不透明なものになると考えざるを得ないのですが、例えば市の今後の収支見通しや収支改善プランへの影響はどのようにお考えになりますか。

前回の臨時会、今回の定例会には、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使った対策が数々示されました。今後も追加の臨時交付金がある予定ですが、果たしてその交付金範囲内の対策で今回の危機を乗り越えられるのでしょうか。不幸にも第2波、第3波の感染拡大がないとは限りません。財政調整基金とは、年度間の財政不足に備えるための基金です。災害等により歳出が多くなったり、不況により税収が少なくなったときの備えです。実際に、東京都はこのたび、財政調整基金の95%を取り崩し、コロナ対策を打ち出しました。

一方、小樽市は財政が豊かな東京都と違い、そもそも財政調整基金が積み上がっておらず、むしろ財政再建団体への転落の可能性すら議論される状況です。そこで小樽市では、財政再建団体への転落を防ぐために、収支改善プランを平成31年に策定し、必死に立て直しを図っている最中です。その状況下で百年に一度と言われるこの非常時がさらに続いた場合、収支改善プランを見直すくらいの覚悟でコロナ対策を打ち出していくのか、あくまでも収支改善プランの範囲内での対策とするのか。つまりコロナ対策、財政規律のどちらを優先するのか、二つの選択肢があります。いざという際にリーダーシップを問われる選択だと思いますが、市長のお考え、決意をお聞きしておきたいと思います。

国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を自ら考えて使えとのことできています。そこで、市への交付額5億4,000万円を使って、感染拡大防止、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復、強靱な経済構造の構築などの分野に沿って、各種事業が提案され進められています。もちろん、全ての分野で大切なのは理解できますが、予算には限りがあります。例えば今後、ようやくコロナ禍を脱したという時点で財源が付き、回復のための投資はできないというのは困ります。国の緊急事態宣言は終結したとはいえ、多くの市民は今も先の見えない不安の中で手探りで生活している状態です。今こそ市長がしっかりとこの危機脱出の道筋を示すべき

です。

小樽市では、新型コロナ対策について、どの分野に、いつ重点的に配分するのかなどの戦略・構想に基づいて、これまでも策を立てていることと思いますが、いかがでしょうか。また、市民生活も含めたコロナ禍からの回復に向けた今後の取組について示してください。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、新型コロナウイルス感染症対応と市財政、今後の取組について御質問がありました。

まず、市内における経済的影響につきましては、本年3月の観光入込客数は前年比71%の減、主な宿泊施設の5月の宿泊者数は前年比95.9%の減となり、訪日外国人旅行者をはじめとした観光客の激減により、宿泊施設や観光関連の飲食店、土産店に非常に大きな影響が及んでおります。加えて、道外での物産展の中止が相次ぎ、食料品製造業者などが販売機会を喪失したほか、感染の広がりに伴う外出自粛や会合等のキャンセルなどにより、市民を顧客とした飲食業や小売業、生活関連サービス業にも影響が拡大をしております。

こうした状況の下、業況が悪化した際の資金繰りに必要なセーフティネット保証制度の認定件数は、今年は5月末時点で403件と、昨年同時期の3件に対し大幅に増加しているとともに、ハローワーク小樽が発表した北後志管内の4月の雇用情勢によりますと、事業主都合による離職者数が前年比で38人増加しているほか、有効求人倍率は3か月連続で前年同月を下回る状況となっております。

次に、本市財政への影響につきましては、新型コロナウイルス感染症は、個人や法人を問わず経済全体に大変大きな影響を与えており、市税においてはその影響が今年度から生じる可能性があるほか、徴収猶予制度の特例により、さらなる市税の減少が見込まれますが、新たに創設される猶予特例債や減収補填債の借入れにより一時的な税収の減に対応する予定であります。

また、税収減以外にも、市財政に影響を及ぼす事項としては、水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計における収支の悪化や公共施設の休館による使用料などの減少が見込まれますが、影響額については感染症の収束が現時点では見通せないことから、お示しをすることはできません。

次に、市の今後の収支見通しや収支改善プランへの影響につきましては、国の緊急事態宣言は解除となりましたが、現時点において経済が感染症拡大前の状況に回復する時期を見通すことが困難であり、今年度のみならず来年度以降においても税収減などの影響が長期に及ぶことが予想される中、さらなる感染症対策の実施や今後の公共施設の更新費用など新たな財政需要を考慮すると、これまで以上に厳しい収支状況になることが見込まれます。このため、収支改善プランの計画期間中に予定されている事業の実施や収支改善に向けた取組の進捗が計画どおり進まない可能性もあるものと考えております。

次に、今後の新型コロナウイルス感染症対策に取り組む私の姿勢につきましては、私といたしましては、感染症の収束が見えず、地域経済や市民生活に重大な影響が及んでいる状況下において、感染症対策は最優先に取り組むべき課題であり、財政調整基金や国の交付金などの財政措置の活用に加えて減額補正を含む事業予算の組替えを行うなどにより、財源を確保し、時期を逸することなく対策を行う必要があるものと考えております。

そのことにより、先ほどお答えしましたとおり、収支改善プランの期間内に計画どおり進まず、変更が生じることもあるかもしれませんが、本市財政の健全化も最優先課題であることから、プランに掲げ

た収支の黒字化と、財政調整基金の確保の目標実現のため、必要な取組の見直しも検討しながら着実に収支改善を図っていく必要があるものと考えております。

次に、これまでの新型コロナウイルス感染症対策につきましては、感染拡大防止策と医療体制の整備、雇用の維持と事業の継続を図る経済対策、子育て世帯の暮らしを支える生活支援を柱に据え、第1弾として、飲食店への事業継続を支援する家賃補助など、第2弾として、子育て世帯、事業者による事業継続の支援などを行ったほか、さらに第3弾として、医療機関支援、経済復興支援、教育環境整備などに必要な予算を今定例会に上程させていただいております。

今後につきましては、国や北海道の支援策を考慮しながら、国からの交付金や市民の方々から頂いた善意の寄附を活用させていただき、これまで行き届かなかった分野での対策を講じてまいりたいと考えております。

このほか、現在の閉塞感を打破するためには、感染症の拡大防止に配慮しながら、市内経済を循環させることが大切だと考えておりますので、そのバランスを取りながら、スピード感を持って取り組んでいくことで、市民の皆さんや事業者の方々께서少しでも早く、以前の生活や事業を営めるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木 秩議員登壇）

○17番（佐々木 秩議員） 2項目め、これからの観光施策について伺います。

一つ目は、今後の経済・観光復興策について。

昨年度の小樽市観光入込客数の概要が発表されました。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2月、3月が大幅に落ち込み、結果、年間入込客数は699万1,800人で、7年ぶりに700万人を下回りました。今年度に入っても同じ状況が続いています。

観光分野での回復に当たっては、いきなり外国人観光客がどっと帰ってくるというようなことは考えられません。まずはリピーターが多くを占める札幌圏からの観光客に戻ってきてもらうことが第1弾になるというのが大方の考えです。

一方で、いまだ新しい感染者が出ている札幌市との往来に不安を持つ市民感情も根強いものがありますし、一時、市長も心配されておられたようです。それらを踏まえながら、感染予防対策と経済・観光復興策のバランスをいかにとっていくかが市の役割、市長の手腕ということになるでしょう。こうした経過の中で、感染予防対策と経済・観光復興策のバランスについて、市長のお考えをお聞かせください。

また、そのために現段階でも道や札幌市との連携協議がポイントになるのではないのでしょうか。現在の対応はどうなっていますか。

また、今後の本市経済観光復興への道筋をどのように描いていますか。感染再々拡大のおそれがある中で、クルーズ船観光など、なかなか先が見通せない分野も多いですし、国や道の対応次第というところもありますが、ぜひ市には、市民に未来の展望を示しながら進んでほしいと思い、お聞きします。

続いて、オーバーツーリズムについて伺います。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響で観光客が激減していますが、いずれ回復し、以前にも増して多くの外国人観光客をはじめ、多くの来訪者が小樽にやってくる日を待ち望んでいます。そのときに備え、あえて今、観光の負の側面であるオーバーツーリズムについてお聞きしておきます。

私の地元朝里では、今年2月くらいまではJR朝里駅に多数の海外観光客があふれ、ホームや線路上

でJRの運行に支障を来す行為が繰り返され、近所のお宅の敷地にまで侵入、ごみを捨てていかれるというような状況がありました。このような状況が市内各地域で見られたそうです。現在は落ち着きを取り戻していますが、また繰り返されるのであれば、観光客が戻ってくることに抵抗感を持つ市民も多いようです。こうしたオーバーツーリズムと言われる状況について、本市での事例や地元住民、迷惑を被った方からの御意見等は把握をしていますか。

この課題については、受け身の応急処置的な対策に終始するのではなく、長期的な視野に立った観光地マネジメントの一環として、様々な側面に目配りをしながら対策に取り組むことが求められます。そこで、市としてのこれまでの事例に対する対応とその効果についてお聞かせください。

観光庁が示した「持続可能な観光先進国に向けて」には、本市でも設立を進める観光地域づくり法人DMOの目的の一つに、オーバーツーリズム対策を含めた環境整備をすること、とあります。小樽版DMOもその役割の中にオーバーツーリズム対策を含めた環境整備が位置づけられていますか。また、新型コロナウイルスの影響でストップしていますが、市が導入を検討している宿泊税には、オーバーツーリズム対応はその使用目的に含めて考えているのかも伺います。

この項、三つ目、サイクルツーリズムについて伺います。

令和元年第2回定例会において、サイクルツーリズムについての質問をしました。サイクルツーリズムとは、自転車を活用した観光の総称です。

初めに、前回質問以降の進捗について御説明ください。同時に、観光振興室に限らず、自転車活用に関わる市役所庁内外の状況などについて、把握している動きもあれば示してください。

今、またこの件を取り上げた理由は、前回からサイクルツーリズムを取り巻く状況がさらに進展しており、世界的な自転車活用推進の動きに小樽市が乗り遅れないようにとの思いからです。サイクルツーリズムは、今後確実に伸びていくコンテンツであるという、市場の成長性は世界的に認められています。その根拠として、そもそもスポーツ系自転車のブームが続いていること。以前、面野議員の質問にもありました2021年ATWS、アドベンチャートラベルワールドサミットの北海道開催が決定したこと。これにより北海道の自転車を含むアウトドア観光が世界各国に示され、以後の北海道観光復興の起爆剤として期待されます。

三つ目、ウィズコロナ、アフターコロナの中でもサイクルツーリズムはリスクの軽減にもつながる考えであることが広く認知されてきたことです。現にヨーロッパ各国政府や自治体が外出制限を緩和した後の感染防止策として、自転車活用の政策を相次ぎ打ち出しています。自転車通勤で感染リスクを下げるとともに、大気汚染や市民の肥満も抑えられるという環境配慮と健康志向の一石三鳥を狙う政策です。国も2017年5月、自転車活用推進法、続いて、道では北海道自転車条例が施行し、その活用を推進していることも挙げられます。よって、本市もサイクルツーリズムに積極的に取り組むべきときです。

以前に議会で質問した際には、坂道の多さ、一部通行上の安全性で懸念があるという理由から、活用に消極的な答弁にとどまりました。果たして坂道の多さは弱点でしょうか。小樽の坂道の多様さ、それが持つ歴史やストーリー性は、今やサイクリストだけではなく、観光客にとっても立派な観光コンテンツです。

さらに、電動アシスト自転車の中でもスポーツタイプのもを指すEバイクなど、坂道克服のための技術革新が急速に進み、既に弱点ではなくなり、むしろ坂道を楽しみやすい体験に転換できるのです。実際に私自身がEバイクを購入し検証中ですが、地獄坂ですら難なく登ることができました。札幌市でもシェアバイクに導入されていますし、世界的にもスポーツアクティビティの一つとして認知されてきています。

次に、安全性の懸念についてですが、石狩市はいち早く石狩市自転車活用推進計画を策定し、市街地において自転車が安全、快適に走行できる自転車走行環境の改善、サイクリスト受入れ環境の充実を図っています。本市でも自転車活用推進計画を策定することで、北海道開発局や後志総合振興局とも連携、支援を受けながら、道路や標識の安全環境整備などを行うことができるのです。

以上、市が懸念されていた点について申し述べましたが、さらには長距離走行が可能のため、小樽をゲートウェイとした後志への周遊ルートが描けること、DMOでの着地型観光商品を販売すると示されましたが、現地体験のコンテンツになり得ること、特にEバイクは様々なニーズに応えられます。これら、多様な展開も期待できます。さらに付け加えると、市民のコロナ以後の通勤・通学手段の多様化、健康増進、CO2削減等に貢献します。

以上の考えを踏まえ、改めて市のサイクルツーリズムについての御所見を伺います。

その上で自転車活用推進計画の作成を改めて前向きに考えていただき、まずは市の姿勢を示すために市内の事業者や公共施設、機関と提携して、各ポイントにサイクルラックの設置やトイレの提供など、あまり費用をかけずに取り組めるところから始めてはいかがでしょうか。今動けば、まだ自転車活用推進のための各種計画をリードする立場に立てます。御検討をよろしくお願いします。

2項目め終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、これからの観光施策について御質問がありました。

初めに、今後の経済・観光復興策についてですが、感染予防対策と経済・観光復興策のバランスにつきましては、現在、全国的な緊急事態宣言は解除されたものの、北海道としては札幌市と他地域との往来については、ステップ1である6月18日までは慎重な対応を求めている状況にあります。

本市は札幌市と隣接し、観光や通勤など社会経済活動においては一つの圏域であると考えており、そのためステップ2となる19日以降、札幌市などから来樽される観光客の増加を期待しているところですが、一方では往来の増加により、感染拡大のリスクも高まることから、市民や経営者の皆さんが感染防止のために新しい生活様式を日常に取り入れ、継続していただくとともに、北海道や札幌市とは、これまで以上に緊密な情報交換等を行い、互いの状況等を把握するなど、連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、本市における経済観光復興への道筋につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束には時間を要するため、段階的に誘客を図っていく必要があるものと考えております。そのため、まずは既存の観光事業者の事業継続を支援することが喫緊の課題であり、併せて市民による観光消費を喚起するため、宿泊施設市民応援キャンペーンを実施してまいります。

次のステップとしましては、札幌を中心とした道央圏や近隣の市町村から、徐々に道内・道外へと国内客の誘致を図ってまいります。また、海外からの誘客につきましては、一定程度、時間を要すると思われることから、本市の魅力の発信や情報提供を継続するとともに、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見極めながら、海外キャンペーンなどの誘致施策を行ってまいりたいと考えております。

次に、オーバーツーリズムについてですが、まず、本市におけるオーバーツーリズムの状況につきましては、近年JR朝里駅付近に多くの外国人観光客が訪れ、線路内で写真撮影をしたり、周辺住民の自宅敷地内に勝手に入っている状況や、また船見坂でも車道で写真撮影をする危険行為が行われている状況について把握をいたしております。特に冬期間には、これら地域を訪れる外国人観光客が急激に増加

する傾向にあり、迷惑に感じているという市民の方からの声が寄せられております。また、朝里駅付近の地域の方から直接お話をお伺いしましたところ、民家の壁にもたれ写真を撮影したり、窓から室内をのぞいた形跡があったなどという報告も受けております。

次に、これまでの事例に対する対応と効果につきましては、本年1月の春節前に船見坂及び朝里駅付近の状況に対応するため、多言語による注意喚起の貼り紙をそれぞれ作成いたしました。これらの貼り紙を電力会社の御協力を頂き、船見坂及び朝里駅付近の電柱に掲示をしたほか、朝里駅付近の住民宅にも配布をし、活用していただくようお願いをしまりました。朝里駅付近では、職員が配布中にも多くの外国人観光客が住民の敷地に入り込んでいる姿を散見したため貼り紙を指し示したところ、理解を示し、その場から離れていただけました。住民の方からも同じ状況があったと伺っており、一定程度の効果は認められるものと考えております。

次に、小樽版DMOのオーバーツーリズム対策につきましては、国が示している観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドラインにおいて、観光地域づくり法人の目的として、観光で地域が稼げる仕組みづくりやオーバーツーリズム対策を含めた環境整備をすることによって地域経済を持続的に成長させ活性化させることであると位置づけられており、本市のDMOにおきましても、その役割としてオーバーツーリズム対策も位置づけられていくものと考えております。

次に、宿泊税の使途としてのオーバーツーリズム対策につきましては、宿泊税の使途は本市の観光振興に資する事業に活用されるものであり、具体的には今後開催される有識者会議において協議していただく予定であります。観光地の除排雪や景観の保全などと同様に、オーバーツーリズム対策も観光客の受入れ環境の整備の一つに当たるものと考えております。

次に、サイクルツーリズムについてですが、まず、令和元年第2回定例会以降の進捗につきましては、昨年8月に開催された第8回自転車利用環境向上会議 in 北海道・札幌の全体会議に本市職員を派遣し、海外のサイクルツーリズムや自転車利活用についての情報収集を行ったほか、観光協会においても札幌市で開催されたサイクルツーリズムに関する会議に出席したと聞いております。

また、北海道からの照会により、自転車活用に関する行事等について定期的に全庁調査を行っておりますが、これまで該当する行事等はありませんでした。

次に、本市のサイクルツーリズムについての所見につきましては、議員が御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民のライフスタイルも変化をし、Eバイクをはじめとする自転車の活用については可能性があるとの認識をいたしましたけれども、本市においては坂道が多く、道路も狭隘であり、安全面での懸念があるものと考えております。

次に、自転車活用推進計画の策定とサイクルラック設置などにつきましては、計画の策定に当たっては関係者の御意見を伺うため、各道路管理者のほか、各種交通事業者や警察、自転車関係団体、一般市民を含めた協議会を開催し、さらに市民へのアンケートを実施しながら策定作業を進める必要があるため、一定の時間や費用も要すると思われしますので、ニーズを見極めた上で判断をさせていただきたいと考えております。

また、サイクルラックの設置などについては、観光協会をはじめ観光事業者ともサイクルツーリズムについての情報を共有するとともに、ニーズの把握に努めながら、設置場所や財源についても調査をしまりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、佐々木秩議員。

(17番 佐々木 秩議員登壇)

○17番(佐々木 秩議員) 3項目め、避難所における感染症対策について伺います。

このたびの新型コロナウイルス感染症の拡大で、大災害が複合して発生する可能性が現実的なものであり、それに対する備えが必要なが実感させられました。平成28年7月に道が市町村向けに避難所運営等の基本的な手順のひな形を示した北海道版避難所マニュアルについて、北海道胆振東部地震の際の対応を受けてや厳冬期の際の対策その他が盛り込まれたほかに、感染症対策も加えてこの5月に改正されています。

まず、北海道版避難所マニュアルに追記された感染症対策の内容について説明してください。この改正を受けての市の対応をお聞きます。

本市の避難所運営マニュアルは、北海道版避難所マニュアルなどを参考にして作成されていることから、今後、改正・見直しが早急に必要ではありませんか。

この道マニュアルに沿った形での改正を行い、具体的準備を進めるとすると、特に感染症対策について、具体的に避難所や人員において相当な変更が必要ではないでしょうか。その想定をお聞かせください。

改正を進めるためには、裏づけとなる財源も必要になります。国や道からは支援策等は示されていますか。このたびの新型コロナの臨時交付金は使えるのでしょうか。いずれにせよ、災害はいつ襲ってくるかは分かりません。早急な対応をお願いして、3項目めを終わります。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) ただいま、避難所における感染症対策について御質問がありました。

初めに、北海道版避難所運営マニュアルに追記された感染症対策の内容につきましては、新たに感染症対策の項が加えられ、その中に四つの項目が設けられました。

一つ目は、避難所の開設についてであり、避難所の過密状態を防ぐため、可能な限り多くの避難所の開設、親戚や友人の家などへの避難や自宅療養者等の避難の検討が必要であること。

二つ目は、避難者等の健康管理についてであり、避難者及び運営スタッフの健康状態を避難所到着時に確認した上で、その後も定期的な確認などが必要であること。

三つ目は、避難所の衛生管理についてであり、不特定の人が集まる避難所においては、手洗い、せきエチケット等の基本的な対策の徹底や、定期的な換気の実施、避難者同士の間隔の確保などが必要であること。

四つ目は、発症時の対応についてであり、避難者が感染症を発症した場合の隔離や病院への搬送、また、発熱やせき等の症状者が発生した場合の専用スペースの確保の検討が必要であることが示されました。

次に、本市の避難所運営マニュアルの改正につきましては、北海道版避難所マニュアルで追記となった感染症対策に関しては、速やかな対応が必要であることから、改正作業に着手したところであります。

次に、本市の避難所運営マニュアルの感染症対策部分を改正する際の避難所等の想定につきましては、今後、具体的な整理を行ってまいります。避難所においては、いわゆる三つの密の防止の観点から、居住空間における離隔の確保、体温計や消毒薬等の備蓄、避難所の運営職員の人員増などが想定されますので、庁内外の関係者と調整を図りながら、改正作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、感染症対策に伴う国などの支援策につきましては、既に新型コロナウイルス感染症対応地方創

生臨時交付金の活用事例として、避難所の衛生環境を保つために消毒薬等の備蓄品購入の経費充当が示されており、今後、国の第二次補正予算による臨時交付金を活用して、必要な資材を整備してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木 秩議員登壇）

○17番（佐々木 秩議員） 4項目め、歴史文化関係について伺います。

小樽市が初めて単独で申請した地域型日本遺産「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽～「民の力」で創られ蘇った北の商都～」について、例年であれば5月末には認定発表があるのですが、残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響で遅れているようです。よい結果を強く期待し、まずは発表を待ちたいと思います。

前議会でお願ひした申請内容の市民への周知については、市ホームページでの紹介を見せていただきました。今後、認定後とはいう条件付きで市、小樽観光協会、小樽商工会議所等で構成する小樽市日本遺産推進協議会が申請の際に文化庁に提出した地域活性化計画に基づき、各種事業を行いますとのこと、市長から認定、不認定にかかわらずとの言葉もあったことですので、事業の展開について期待しています。

そこで、日本遺産を含めてお聞きしますが、今後の歴史文化関係の事業展開について、その後、具体的にになった部分について御説明ください。特に、このコロナ禍により事業の見直しがあれば、予定も含めてお示しください。

2点目、小樽市歴史文化基本構想に沿った活動・事業について伺います。

歴史文化遺産の活用は観光資源としての一面が大きいということは言うまでもありません。しかし、それ以上にそこに住む市民にとって、その存在が心のよりどころとして本当に大事だということ、このたびのコロナ禍で観光客がいなくなった運河などを散策して、改めて考えさせられました。

昨年3月に策定された小樽市歴史文化基本構想を改めて読みますと、迫市長もその序文で、構想策定が最終目的ではない、身近な文化遺産に新たな価値を見だし、その価値を生かし、そして次の世代に継承していくことが目的。市民の皆さんと協働し、小樽の豊かな歴史文化を生かしたまちづくりを推進していきたいと述べておられます。その構想の基本理念に「小樽の多様で特色のある歴史と人々の生活の中にある文化遺産を見出し、守り、伝え、そして使う」とあり、特に多様な価値を見出すために、これまでの行政の枠組みを超え、市民はもとよりNPO法人、ボランティア団体等と多くの人々との連携により、調査・研究に取り組むこととする、さらに文化遺産を支える人々の輪を広げ、伝承する機会減少に歯止めをかけるためにも情報発信、次世代の人材育成を進めることになっています。

まずは、小樽市歴史文化基本構想が日本遺産申請以外に市政や市民生活の中で、現在の活用状況について、特に市民との協働、情報発信、次世代の人材育成について、本構想に沿った活動、事業は現在どのように展開されていますか。

地域の未指定文化財が価値に気づかれないまま消えていっていることを危惧し、次世代に文化財を大事なそのまちの資源として継承するため、福岡県太宰府市では2011年、住民が身近な遺産をリストに登録して守る取組を始めています。有形、無形を問わず、住民が失われたら寂しいと思うもの、例えば道の地蔵や石碑、小さいが地域に大事にされているほこらや神社、祭りや踊り、地域や家々に伝わる伝承や食文化などを対象にして、これらを地域や町会の皆さんができる範囲で収集・調査し、その結果を広

く住民にプレゼンテーションで示し、その価値を認め、今後の保存法なども提案、専門家の意見も聞きながら、それら遺産をリストに登録していくという活動です。

現在、認定太宰府市民遺産は14遺産になっています。このシステムづくりに関わった北海道大学観光学高等研究センターの西山徳明教授は、住民が自分たちの地域の遺産の価値を再認識し、自分たちの生活に生かす。1人でも多くの方が遺産に関わることで価値を高めていくこの取組に、市民遺産事業と名づけて提唱しています。こうした考えは、本市では、以前よりまちづくりの活動に熱心な市民の方が町内会遺産構想として、市長や総連合町会の方に提案をされているものです。こうした取組は、町会の歴史や文化に長く関わってきた高齢者の皆さんの活躍が不可欠です。町会での文化的レクの活動モデルの一つとして成り立つのではありませんか。また、小・中学校のふるさと学習の題材としても最適な題材となり得ます。高齢者の皆さんとの交流にもつながられます。

小樽市歴史文化基本構想には、市民、市民団体、そして行政の役割が記されています。行政の役割の中に、広く市民を対象とした普及啓発活動については、このような市民自身の活動に対し、効果的な支援を行う必要があるとあり、最後に地域や社会全体で支援する仕組みを構築する必要があると記されています。まさしく今、提案している内容がその一例となると考えます。もちろん専門家の調査研究が第一、本道だということは分かっていますが、これまで述べてきたように住民による活動の意義は大きいと考えます。

市民遺産、町内会遺産という市民が主体となって活動する歴史文化事業についての見解と、本市においてもこのような活動を進めるべきですし、そのために実際に動き始めた町会やグループもありますので、市として連携、支援を行い、市民参加の広がりにつなげてほしいと思いますが、お考えをお聞かせください。

2017年、市教委主催で開催された文化遺産を活かしたまちづくりシンポジウム、「歴史文化基本構想」から「日本遺産」をめざして」の中で、福岡県太宰府市教育委員会文化財課長、城戸康利氏の基調講演で、以上の市民遺産等のお話を伺っていますが、歴史文化基本構想、日本遺産の関連事業として、西山教授はじめ、先駆者のお話を聞く機会を設けるようお願いをしますが、いかがでしょうか。

以上、4項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、歴史文化関係について御質問がありました。

本市が初めて単独で申請した地域型日本遺産についてですが、歴史文化関係の具体的な取組につきましては、日本遺産においては、今年19日に地域型日本遺産の申請結果が公表されると聞いておりますので、その結果を踏まえた事業展開について検討していきたいと考えております。

次に、コロナ禍による事業の見直しにつきましては、既に日本遺産の認定を受けている炭鉄港において、炭鉄港推進協議会がカード型リーフレット制作事業及び映像制作事業を予定どおり実施することとしておりますが、コロナ禍により集中講座やモニターツアー、歴史文化資源調査研究事業については、グルメ普及事業やパネル制作、ガイド向けテキスト制作事業に、それぞれ変更する予定であります。

また、その他の取組としては、歴史文化資源の保全活用のため、教育委員会と連携して立ち上げた歴史を活かしたまちづくり庁内検討会議において他都市の事例を調査するなど、本市に適した国の支援制度の活用について引き続き検討してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、歴史文化関係について御質問がありました。

初めに、小樽市歴史文化基本構想に沿った活動、事業の展開についてであります。まず、現在どのように展開されているかにつきましては、市民との協働ではまちづくり活動を行っている団体から文化遺産に関連する相談を受けた際に、教育委員会において調査のお手伝いや専門家への橋渡しを行っております。

情報の発信では、博物館で公開しております所蔵資料のデータベースを充実させているほか、構想策定に当たって収集した文化遺産の情報につきましても、データベースの作成や、SNSホームページなどの活用、各種媒体などでの周知を図るための検討を現在行っているところでございます。

次世代の人材育成では、地域の伝統文化を子供たちに啓蒙し、郷土に対する愛着の醸成と継承者育成を目指す民俗芸能伝承事業を実施しておりますが、今年度からは忍路鯨漁撈の行事についても対象に加えることといたしております。

次に、市民遺産、町内会遺産についての見解と、市としての連携、支援及び市民参加の広がりにつなげていくことにつきましては、市民遺産、町内会遺産という取組は、市民や町会が未来に残したいと考える生活習慣や祭礼、自然環境などの身近なものを残そうというものであり、その調査、研究には高齢者の皆さんの活躍の場が提供されるとともに、多くの人々との連携により取り組むことで新たな価値が発見され、子供たちのふるさと学習の題材になり得るほか、遺産の継承が地域のまちづくりにつながるものと考えております。

また、実際に動き始めた町会などとの連携に当たりましては、歴史的な見地から専門的な助言などを行う学芸員による支援を行うとともに、身近なものを遺産として残し、地域のまちづくりに生かすという取組を他の地域にも紹介できるよう、例えば歴史文化基本構想を策定した際にワークショップを開催した忍路・蘭島地区や張碓・春香地区での学習会の開催について検討するなど、市民参加の広がりにつなげてまいりたいと考えております。

次に、先駆者の話を聞く機会につきましては、教育委員会といたしましても文化遺産を生かしたまちづくりの機運を高めていく上では、先駆的な活動をされている方のお話を聞くことは重要であると考えております。そのため、市民を対象とした小樽市民大学講座や生涯学習プラザで開講している、はつらつ講座などを活用し、先駆的な活動をされている方を講師として招き、市民が文化遺産を生かしたまちづくりを考える機会を検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木 秩議員登壇）

○17番（佐々木 秩議員） 5項目めの質問に入らせていただきます。

教育子育て関係について。

子育てに関する各種相談業務への新型コロナウイルス感染症の影響について伺います。

乳幼児健診は発達の遅れがないか、病気が隠れていないかなどを確かめる目的で、母子保健法で定められた1歳6か月児、3歳児の健診のほか、本市では10か月児にも実施されています。しかし、新型コロナウイルス感染症対策として2020年4月22日から5月29日に実施が予定されていた乳幼児健診が延期されていたとのことです。この健診は、育児不安の保護者に寄り添う相談の場としての役割も大きい

と聞いています。

また、母親・両親教室（にこたまクラブ）は、妊娠中の母親や父親を対象に、月1回の開催で出産の知識を学んだり、妊娠中の生活の注意や育児の実技体験など、待望の赤ちゃんを迎える準備をするための教室ですが、残念ながら9月まで活動中止となっています。乳幼児健診や子育てに関する各種教室が延期となった影響について、急を要する相談への対応はどのように行ったのか、子育て中の保護者の不安や孤立感に寄り添うための今後のフォロー等について伺います。

こうした中、厚生労働省の1月から3月の調査では、新型コロナウイルスとの因果関係は不明なもの、児童の虐待対応件数が1割から2割増加、同じような傾向が札幌市でも見られるそうです。

そこでお聞きしますが、本市において国や道の緊急事態宣言中の3月から5月の児童虐待等の状況はどうなっていますか。また、市として取り組んでいることはありますか。

2点目、小・中学校関係について伺います。

本市においても去る6月1日から小・中学校が再開されました。今回再開にこぎ着けたことは、多くの教育関係者や、何より小・中学生自身、保護者の皆さんの努力があつたのことと思います。

まず、教育委員会として、学校再開への思いと、今後、子供たちが平常の学校生活に戻るまでの間、特段配慮すべき留意点についてお伺いします。それらの点と多く重なってくるとは思いますが、何点か確認をさせていただきます。

まず、学校における感染症対策についてお聞きします。

道外では残念ながら緊急事態宣言解除後に感染が増え、小学校においてもクラスターが発生した事例もあります。油断は禁物、感染リスクはゼロにならないことを前提に学校でも対応していく必要があります。文部科学省は児童・生徒及び教職員の感染リスクを可能な限り低減するために、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」を作成しています。その中で、それぞれの地域の感染リスクの状況に応じて、学習活動内容や部活動、給食の取り方など、具体的に学校の行動基準を3段階のレベルに分けて示しています。そして、どのレベルにあるか、どのような行動様式を取るかは、自治体の学校設置者が判断することになっています。

そこでお聞きしますが、本市はどの地域の感染レベルに属していると判断されていますか。また、その判断の根拠は何ですか。それによって本市の学校での今後の活動はどのように進められることとなりますか。

努力にもかかわらず、児童・生徒または教職員の感染が判明した場合の対応について、教育委員会としてどのような判断をしていくのか、現段階でのお考えをお示しください。

児童・生徒の心身への目配り、心のケアについてお聞きします。

新型コロナウイルス感染症に起因する様々な悩みやストレス等に関し、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援もされてきたはずですが、学校再開後も引き続きのケアが必要です。目まぐるしい環境の変化が子供にふだんとは違う言動として現れる適応障害を引き起こすことも予想されていますし、中学校3年生の生徒にとっては進学に伴う不安も一層深まることでしょう。こうした子供たちの心の状態の把握や、寄り添うための対応は進んでいるのでしょうか、伺います。

次に、児童・生徒の学びの保障について伺います。

休校が長く続き、再開後も何かと支障が出てくる中でも、教育の機会均等が保障され、学習内容と質、公平性の確保が図られなければなりません。特に、受験学年の生徒、保護者の不安が大きくなっています。5月31日までの休校措置の間、長期間休校の影響について、現場の教員方が登校してきた児童・生徒の様子や保護者とのやり取りから把握していることはありますか。また、そのマイナス面の影響を最

小限にとどめるための今後の方策についてお聞かせください。

6月1日、再開した小・中学校では、失われた授業と学校生活の時間を取り戻すことになります。学習内容は文部科学省の定める指導要領に示されていますが、それに基づいて各学校が編成した教育課程、年間指導計画の見直しが早急に必要になっています。学習内容は原則としては、年度内に終えることとは思いますが、ひたすら時数消化を第一目的にすれば、あまりに無理な詰め込みに陥り、それだけでなく大きなストレスを抱える子供たちや教員の今にも増す負担となってしまうでしょう。児童・生徒の過度な負担とならないよう、十分配慮し、柔軟な対応をお願いします。

そこで、夏季休業、冬季休業の期間短縮や土曜授業、7時間授業も考えられるのか、それら実施の場合、配慮すべきことは何ですか。

続けて、学校行事の開催について伺います。

各旅行行事、運動会、文化祭、学習発表会等の実施の可否や内容について、基本的に各校において難しい判断をすることになると思います。というのも、行事を中止し、学習の遅れを取り戻すために教科の学習ばかりになれば、ただでさえストレスのたまっている児童・生徒への負担となりかねないからです。そこで、学校行事の現時点での各校の状況と、各校が判断する際の留意点についてお聞きをします。

続けて、部活動について、まずは新型コロナウイルス感染症に関連してお聞きします。

今年の全道・全国中学校体育大会については、主催者において、全国的な感染状況等を踏まえ、生徒の安全・安心を第一に考慮して、中止の決定がなされたところです。部活動に参加する生徒にとっては、極めて残念なことであり、大会関係者にとっては苦渋の決断であったと考えます。特に、熱心に部活動に取り組んできた3年生にとっては、これまでの活動の大きな目標が失われてしまいました。

そこで、部活動を含む学校教育活動が安全に実施できるような状況と、運営方法の確立が前提ですが、生徒の意向や心情を踏まえ、何とか市内中体連大会、もしくはその代替大会は実施してほしいと考えますが、市内大会開催について、小樽市中学校体育連盟のお考えは何でしょうか。

次に、中学校の部活動について、新型コロナウイルス感染症対応とは少し離れた質問です。

昨年第2回定例会で部活動について質問しました。その中で、部活動参加生徒数が減少していることが示され、その理由については、市教委としての把握は、勉強に集中するため、塾に通うためであるとのことでしたが、私からは主に経済的事情により部活動をしたいのにできない生徒が大勢いる現状について指摘しました。お金のかかる用具や楽器代、年々広域になっていく大会への参加費が各家庭の経済的負担になるからです。よって、個人の負担を減らすことで、多くの子供たちが文化・スポーツの面でも同じスタートを切れる機会が与えられるように公的支援等を求めました。その際、教育長からは、現在でも各種助成は行われているものの、部活動に参加する場合の各家庭の経済的負担について、教育委員会として実態を押さえていないので、まずは実際にどれくらい経費を要しているのか調査していきたいとの御答弁がありました。その調査結果についての概略と、それに対する教育委員会としての見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、代表質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、教育子育てについて御質問がありました。

初めに、子育てに関する各種相談業務への新型コロナウイルス感染症の影響についてですが、まず、乳幼児健診や各種教室が延期となった影響につきましては、健診の対象者全員に健診再開後の受診日を

個別通知したこと、母親学級と両親学級の対象者には、妊娠中の生活のアドバイスを記載したテキストを個別に郵送したことで、この間、混乱や苦情はなく、大きな影響はなかったと認識をしております。また、急を要する相談は、相談内容に応じて電話や来所相談、家庭訪問で個別に対応をしております。

今後のフォローにつきましては、乳幼児健診は6月1日に既に再開し、各種教室は9月以降再開することにしており、子育て世代包括支援センターは当初予定されていた9月に開設することにしております。各種教室等、全ての事業を再開するまでは、子育て中の保護者に寄り添うため、電話や来所相談、家庭訪問で個別の対応を行ってまいります。

次に、児童虐待等の状況と市の取組につきましては、本年3月から5月の児童虐待の対応件数は、前年の同時期に比べて13件増の22件で、内訳は子供の面前で親が家族に暴言や暴力を振るい、子供の心を傷つける心理的虐待が18件、子供自身への身体的虐待が4件であります。いずれも新型コロナウイルス感染症との因果関係は不明ではありますが、外出自粛などの生活様式の変化によるストレスが影響している可能性もあるのではないかと考えております。

市の取組としては、支援が必要な世帯への電話による状況把握や児童相談所などの関係機関と連携し、家庭訪問による相談を行っているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) ただいま、教育子育て関係について御質問がございました。

初めに、小・中学校関係についてですが、まず、学校再開への思いと、今後、特段配慮すべき留意点につきましては、子供たちには長期にわたり学校生活から離れていたことによる不安やストレスの解消を図るとともに、これまでの学習の遅れを取り戻し、一日でも早く通常の学校生活に戻れることと、何より子供たちが感染しないことを切に願っております。

今後、特段配慮すべき留意点といたしましては、学校の新しい生活様式に基づき、三つの密を避けることや、マスクの着用、手洗いなどの感染症対策を徹底するとともに、子供たちの心のケアに努めていく必要があるものと考えております。

次に、本市の地域の感染レベルなどにつきましては、国から示されました学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」に基づき、各自治体の衛生主管部局と協議の上、判断することとされております。

本市におきましては、衛生主管部局でございます保健所と協議した結果、感染症の発生状況が落ち着いていることや、医療提供体制等の状況を踏まえ、学校の行動基準ではレベル1と判断したところでございます。これらを踏まえまして、現在、教育活動を再開しており、本マニュアルに基づき感染リスクを可能な限り低減させながら、授業や給食、部活動などを安全に進めてまいりたいと考えております。

次に、児童・生徒または教職員の感染が判明した場合の対応につきましては、臨時休業の必要性を検討するために作成した小樽市立学校における新型コロナウイルス感染症発症時の対応ガイドラインに基づき、小樽市教育委員会連絡会議において感染した児童・生徒の教職員の学校における活動の態様や、接触者の多寡のほか、地域における感染拡大の状況や感染経路を保健所と協議の上、臨時休業の実施の有無や規模、期間を検討し、小樽市新型コロナウイルス対策本部会議の協議結果を踏まえながら、教育委員会において地域一律ではなく学級単位、学年単位、または学校全体の臨時休業の判断をいたします。

次に、児童・生徒の心の状態の把握や寄り添うための対応につきましては、学校におきましては、学校再開後も引き続き、学級担任や養護教諭等を中心とした、きめ細かな観察等により児童・生徒の状況を的確に把握し、一人一人に応じた健康相談や教育相談を実施するとともに、必要に応じスクールカウ

ンセラーや学校医などと連携した適切な支援を行っております。

また、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別が生じないようアンケートを実施するなど、小さなサインを見逃すことなく、これまで以上にきめ細かく見守り、いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応に努め、児童・生徒への指導を徹底してまいります。

次に、臨時休業による児童・生徒への影響につきましては、保護者から学習の遅れについて心配する御相談が多数寄せられており、特に中学校3年生におきましては、進学や成績に対する不安の声があったと学校から報告を受けております。これらのことから、学校再開後はこれまで指導できなかった内容を確実に指導することができるよう、授業時数を確保するための取組を行うとともに、授業の重点化を図り、学校での授業と、授業を補完するための家庭学習や放課後学習を効果的に組み合わせるなどして、学びの保障に努めてまいります。

次に、夏季休業、冬季休業の期間短縮や土曜授業等につきましては、長期休業中に小学校は18日間、中学校は19日間の登校日を設ける取組や、土曜授業は実施せず、5時間授業の日を6時間授業とするなどして、コマ数を増やす取組を効果的に組み合わせ、授業時数を確保するよう学校に通知しております。

その際、児童・生徒の実態に合っていない学習が進められたり、一度に多くの学習課題を課し、児童・生徒に過度な負担を生じさせたりすることのないよう、児童・生徒の状況や発達の段階などを十分配慮しながら進めていく必要があるものと考えております。

次に、学校行事につきましては、学校で行われる感染リスクのある主な行事につきましては、子供たちの健康・安全を第一に考え、1学期中の実施を見合わせることにいたしております。2学期以降につきましても、感染症対策に万全を期す必要があるため、主な行事につきましては、実施内容や方法を工夫するなどして、各学校で実施をするよう指導しているところでございます。なお、修学旅行などの宿泊を伴う行事の実施につきましては、6月12日付の道教委からの通知を踏まえ、感染症対策の徹底に努めた上、実施するよう指導してまいります。

次に、市内の中体連大会の開催につきましては、小樽市中学校体育連盟から、今まで熱心に部活動に取り組んできた3年生の心情に配慮し、中止となった各種目において独自に大会を実施することを前向きに検討しているところであると聞きしているところであります。部活動は学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、人間関係の形成など教育的意義が高く、とりわけ中体連の大会は生徒にとって中学校時代の心に残る思い出の一つであると考えておりますので、教育委員会といたしましても実施することとなった場合は、競技会場の確保など必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、部活動に参加する場合の各家庭の経済的負担の調査結果の概要と見解につきましては、生徒が1年間活動する際に個人負担することとなる部費や用具代、交通費などについて、昨年度、各中学校へ調査いたしましたところ、文化部活動では平均5,000円程度、運動部活動では平均3万円程度、年間でかかっております。例えば、運動部活動における各競技別の個人負担で申し上げますと、バドミントン部では約2万円から5万円、バスケットボール部では約5,000円から5万円の学校があり、同一競技であっても学校により大きな相違が見られる結果となりました。教育委員会といたしましては、このたびの調査を分析した結果、特に各種大会や練習試合に参加するための交通費などの遠征費が学校や競技によって大きな格差があることから、それらの経費の在り方について、改めて学校関係者と協議を進めてまいりたいと考えております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 17番、佐々木秩議員。

○17番(佐々木 秩議員) 何点か再質問をさせていただきます。

1点目は、市長に何点かにわたって市長の決断、リーダーシップについてお聞きをしました。日本国内だけではなく、世界でリーダーが新型コロナウイルス感染症についての決断を迫られました。その思いを言葉にして発信をし、その結果がそのリーダーの力量、評価につながっているという現状があります。国や道の判断が最優先というものも、お聞きしていてもたくさんあるようではありますが、やはり市が主体的に判断すべき課題というの、またあるというふうにお聞きしております。政策判断の際には様々な要素が複雑に絡み合っていて、時には有形無形の圧力が方々からあるということもあるのでしょうか。しかし、市長におかれましては、ぜひぶれずに最善の判断をしていただきたいと思います。

そこで、この件だけではないかもしれないのですが、市長にお聞きしておきたい。市長が決断をされる際の最終的なよりどころ、原点はどこにあるのか。これについてお聞きしておきたいと思えます。抽象的な話ですが、申し訳ありません。

それから、再質問の2点目、コロナ禍からの今後の取組、臨時交付金活用についてですけれども、私達も党として、これまで市に申し入れ、要請をしてきましたが、それにしてもこの活用の立案のスピードが非常に速い。スピード感を持ってやらなければならないというところは十分に理解するところなのですが、それにしても、その速さのせいで私達議員が、その後、いろいろなところから、市民の皆さんから聞いてきた要望などをその中に反映させてもらうということが出来る前から、もう決まってしまうということが続いています。ぜひ今後の、また2回目の臨時交付金その他についてくるときには、私達議員の、市民からの声なども反映する機会をぜひ持ってほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

これからの観光施策について伺います。

感染予防対策と経済・観光復興策のバランスについて市長のお考えをお聞きしました。ステップ1、ステップ2ということで、ステップでお答えを頂いておりましたが、やはり一旦そのステップが進んだ段階で、一旦復興に舵を切ると決断をした際には、ぜひ市長が自ら先頭に立って、札幌の皆さん、小樽へようこそというような旗をぜひ振っていただきたい。それがやはり市民の皆さんにも、市長がそこまでやっているのなら大丈夫なのだというアピールにもなると思います。どうか、そういうふうな行動を取っていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

それから、道と札幌市との連携協議、これについては必要だということでしたけれども、具体的にどのような連携協議が必要とされていたのか、もしくはこれからされるのか。その具体的な内容について示していただきたいと思えます。

それから、避難所の感染症対策について一つ。

マニュアルの改正がいつ頃になるのかというのが一つ知りたいところです。というのは、先ほどから伺っているように、臨時交付金を活用していくのだということであれば、当然そのマニュアルの中に、どれどれのものがこれだけ必要ですという具体的に必要な資機材購入経費、それは決まっていらないと思うのです。そういうところを考えますと、まずマニュアルができるということが必要なのではないかと考えたものですから、そのマニュアルの改正と、それからこの交付金活用の立案と、この辺のタイミングについてお伺いをします。

それから、歴史文化関係についてお伺いをしました。非常に前向きな御答弁を頂きまして、大変ありがたいことです。市民の皆さんも、取り組んでいる皆さんも大変お喜びになると思えます。

一つ、ウェブ上での公開についてということで、SNSやその他ホームページで、これについて前向きに検討していくということをお話を頂いたと思うのですが、こうした文化遺産のデータベースのウェブ上での公開の検討状況について、どの程度、話が進んでいるのかお聞かせいただきたいということ

が一つ。

もう一つは、市としての連携支援を行うところで、市教委の学芸員もそういうところに加わっていただけるというお話を頂きましたが、もう一つだけお願いしたいのは小樽商科大学で、特にこういう分野で活動をされている方がいらっしゃいますし、学生の皆さんもいらっしゃいます。そこの連携についても、市教委が間に入って進めていただくことはできないかどうか、これについてお答えを頂きたいと思えます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 佐々木議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、私のリーダーシップ、それから今の状況における決断のよりどころ、あるいは原点などについてのお尋ねがありましたけれども、改めてこうした有事に当たりまして、市長のリーダーシップが問われているということを実感しておりますし、また小樽市自体の組織力、こういったものも問われているということを実感しております。

こういった中で私のよりどころ、原点といえますか、これは一つに私の政治姿勢の中に「備える」ということがありますけれども、まさに今、感染の拡大に備えていかなければならない。このことが最重要だというふうに考えております。

それからもう一つは、これは市長としての役割として、市民の皆さんの生活と暮らしを守るということが一番大きな市長としての役割でありますから、今まさにこのコロナ禍においては経済対策を通じて雇用を守る。このことを通じて、市民の皆さんの生活を守っていく、支えていく。このことにつながっていくのではないかと考えております。

ただ、このことは新型コロナウイルス感染症に限らず、市長として市政を進めていく上で政治姿勢として備えていく。そして市長として、市民の皆さんの生活と暮らしを守っていくということについては、不変だというふうに思っているところでございます。

それから、2点目として、臨時交付金の活用当たりの市民の皆さんの要望についてお尋ねがございましたが、これまでも臨時交付金の活用に当たりましては、特に経済対策につきましては経済団体ですとか、あるいは経営者の皆さんの御意見などでもできるだけ聞き取りながら策定してまいりましたけれども、私としても市民の皆さん、あるいは経営者の皆さんの御意見を頂きながら政策を進めていくということは理想だというふうに思っておりますので、ぜひそういった議員の皆さんを通じた市民の皆さんの要望についてはお聞かせをいただければというふうに思っております。

ただ、臨時交付金につきましては、実施計画を国に提出する期間が決められております。今回についてはまだ未定でございますけれども、それに合わせた形で御要望をお聞かせいただければ、私どもとしてはできる限り参考にさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、観光のアピールについてでありますけれども、まずは、やはり感染の拡大に備えていくことが最重要だというふうには考えておりますが、その上で経済対策を段階的に進めていくというのは御答弁のとおりであります。

ただ、小樽にとりましては観光がやはり一番、企業あるいはその事業者が多く、大きな影響を受けているということですので、今後、観光についても段階的に進めていき、多くの皆さんに小樽にお越しいただきたいというふうに考えております。そういった観点から、今回先議いただくことになっております経済対策の中では、動画あるいはYouTubeを使いながら、内外にこの小樽の状況をPRさ

せていただくことになりまして、また観光のクーポン券につきましては、これは国あるいは北海道の観光施策と連携あるいは連動することによって、効果を最大限発揮できるように努めていきたいというふうに思っているところでございます。

また、先日、道教委が小・中学校の修学旅行を道内にとという記事を読んだ記憶があるのですが、やはりこの機会に児童・生徒の皆さんにぜひ小樽にお越しいただきまして、小樽の歴史や文化を学んでいただき、将来のリピーターになっていただきたい。そういう思いもしているところでございます。

それから、4番目の北海道と札幌との連携につきましては、まだ具体的な取組については考えておりませんが、やはり今申し上げましたように、観光をはじめとした経済対策で何らかの連携ができないか、こういったことを考えているところでございます。時期を見て、北海道、札幌との協議を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長(中田克浩) 避難所のマニュアルの改正について、私から答弁させていただきます。

災害はいつ起こるかも分かりませんので、感染症を含めた道のマニュアル改正に伴った改正の時期ですけれども、できるだけ速やかに改正作業を進めたいと思っておりますが、現時点で着手したばかりの段階ですので、その辺を踏まえて対応していきたいというふうに思っております。

道の改正に伴いまして、居住空間における離隔の確保とか避難所の運営職員の増員、そういうような部分も改正していくことになりまして、その辺の部分については庁内、庁外の関係部分との協議が必要ですので、時間が多少かかると思っております。

ただ、議員から質問がございました感染症の対策用品、道のマニュアルで示されているもので言いますと体温計、消毒薬、石けん、それから間仕切り板等につきましては、ある程度運営に関する改正とは別に、並行的に、その必要数を検討できると思っておりますので、それについてはなるべく早く必要数を押さえながら、臨時交付金の充当、活用を間に合うような形で考えていきたいというふうに思っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 佐々木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、小樽市歴史文化基本構想内の小樽文化遺産データベース、これの公開情報発信に関する検討状況ということでございますけれども、まず、歴史文化基本構想に掲げられた小樽文化遺産というのは、この冊子の中にもございますが、約2,700件が掲載されていまして、一覧表では約130ページに及ぶものになっています。そういう状況ですので、それを単純に公開しただけでは市民の皆さんにとっても非常に利用しづらいとか使いにくいという課題があるというふうに思っています。そういったことから、今、市民に分かりやすいものにするためにどうしたらいいかというところを少し検討していきまして、それぞれのデータの中に写真であるとか年代、所属先とか簡単な説明を加えた形でコンパクトにまとめていけないかということも現在検討しているところでございます。

市民の皆さんに御協力を頂いて収集したデータでございますので、それを有効に活用していくということが我々としても大切なことだと思っておりますので、よい形でウェブ上で公開できるように検討していきたいというふうに思っております。

それから、小樽商科大学の教員にもお手伝いを頂いて、市民、町会の取組に参画をしていただきたいというお話がございました。我々としても、そのとおりだというふうに思っておりますので、一度、小樽商科

大学の関係する教員にもお願いをしてみたいというふうに思っていますし、それから、例えば小樽市総合博物館でありますとか小樽市文化財審議会でありますとか、さらには小樽市総合博物館協議会等もございますので、そこら辺の専門の教員にもいろいろとお手伝いできないかということも併せて検討してみたいというふうに思っております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 17番、佐々木秩議員。

○17番(佐々木 秩議員) 1点だけ再々質問させてください。

きっと再質問のときに私の意図がうまく伝わらなかったと思うのですが、経済・観光復興策のバランスについての市長の考えの中で、舵を切った際には、ぜひ市長自ら先頭に立って旗を振ってほしいと、札幌の皆さん、小樽へようこそと。それをしてほしいというのが質問の趣旨だったので、いろいろとそれ以外にもお答えいただいたのですが、例えば今の市長のお答えの中にもあった動画とか、そういう宣伝のための動画みたいな中に市長が登場するものを作るとか、そういうようなことも含めて、市長に立ってほしいということをお願いしたのですが、その辺についてもう一度。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 佐々木議員の再々質問にお答えをいたします。

これから小樽観光の復興に向けまして、多分様々な事業を市としても、あるいは民間事業者の方々も、いろいろなことを計画されて前に進めていくのだらうというふうに思っております。そういった中で一つ例示されましたけれども、動画ですとか、あるいはユーチューブですとか、そういったものに私が出てPRをするということも十分考えていかなければいけないと思っていますので、そういった形でリーダーシップを発揮していきたいというふうに思っておりますし、この後の観光客の誘致ですとか、あるいは再びクルーズ船の誘致だとか、そういったことに当たっても積極的にリーダーシップを発揮しながら、小樽観光の復興に向けてリーダーシップを発揮していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって、会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時26分

再開 午後 4時50分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑及び一般質問を行いたい旨の申出がありますので、順次発言を許します。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 4番、中村岩雄議員。

(4番 中村岩雄議員登壇)

○4番(中村岩雄議員) それでは、質問に先立ち、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた皆様の御冥福と、なお病床にある方々の一刻も早い御回復をお祈りを申し上げます。

また、感染症対策に指揮を執られる市長をはじめとする市職員の皆様、医療などの第一線で対応に当たられている皆様ほか関係各位に対しまして、深甚なる敬意を表し、感謝を申し上げる次第であります。今後も共にこの感染症を乗り越えるべく、私どももまた決意を新たにしたいと存じます。

それでは、質疑及び一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症による経済への影響としては、財務省が本年4月27日に公表した全国財務局管内経済情勢報告概要においても、北海道管内は1月公表時点では、景気は「緩やかに回復している」としておりましたが、今回は新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が抑制され、足元では観光で悪化が見られるなど、極めて厳しい状況にあるとしております。また、小樽商工会議所も同日公表した小樽市経済動向調査結果においても、企業の景況感を示す業況判断D Iはマイナス41.8ポイントで、前年同期と比べマイナス33.5ポイント低下するなど、新型コロナウイルス感染症の流行が全ての業種における業況を悪化させている状況にあります。

このように新型コロナウイルス感染症の流行は市内経済へ大きな悪影響を与えており、国においては大規模な補正予算を編成するとともに、本市においても臨時交付金などを活用し、経済対策や衛生対策などの施策にスピード感を持って対応されておりますが、今後とも国の動向に注視しながら、さらに効果的な対策を講じていただきたいと思います。

一方で、この新型コロナウイルス感染症は本市の財政状況にも大きな影響を与える問題であると思いません。政府は令和元年12月5日に令和2年度予算編成の基本方針と、同年12月18日に令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度を閣議決定し、令和2年度の経済見通しを総合経済対策を円滑かつ着実に実施することで、我が国経済は雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれるとしており、これらを踏まえた上で令和2年度の地方財政計画が示されております。この地方財政計画は、地方財政全体の歳入と歳出を合理的な方法で積算し、その収支の状況を明らかにすることによって地方財源の保障を行うための仕組みであり、本市を含む各自治体は、この地方財政計画を参考として令和2年度予算を編成されたものと思えます。よって、国においては雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展すると見込み、地方の税収は伸びるものとして地方財政計画を策定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、その見込みは大きく変わることとなり、本市財政にも大きな影響がある市税などの一般財源の確保といった問題が生じてくるものと思えます。

そこで質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症により、企業及び従業員に大きな影響が予想されますが、本市においては今年度の市税課税額にはどのような影響が生じるのかをお示しください。国は地方税法などの一部を改正し、徴収の猶予制度の特例を設けましたが、本市における直近での相談状況についてお知らせください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税なども含めた歳入が減少する見込みの中で、今後の財政運営についてはどのように考えているのか、お示しください。

小樽市内の看護師養成について質問いたします。

先般、小樽看護専門学校を運営する学校法人が令和3年度以降の入学者の募集を中止し、令和5年3月に閉校することが報道されました。同校は准看護師を対象として看護師の養成を行う学校であり、准看護師資格を持ち、地元で働きながら看護師を目指す学生が多く、准看護師養成校である小樽市医師会看護高等専修学校からも多数入学しており、重要な進学先とされております。

そのため、これまで小樽看護専門学校への進学を目指していた小樽市医師会看護高等専修学校の学生には動揺が広がっていると伺っております。将来看護師になるという夢を持って入学し、看護師の資格を取り、その後の人生設計を考えている学生には大変大きな問題であると感じておりますが、小樽看護専門学校の閉校について、どのように受け止めているのか、お示しください。

また、少子化の影響から、小樽看護専門学校及び小樽市医師会看護高等専修学校の受験者数も年々減少し、経営的にも厳しい状況にあると伺っております。少子高齢化が進む本市において、看護職員は地域医療及び看護施設において必要不可欠であり、地元で働く看護職員を養成し、確保することはますます重要

になると思いますし、各学校それぞれの問題ではなく、小樽市全体の問題として経営母体を越えての検討を要する時期と考えます。

看護職員の養成・確保に対する小樽市の見解をお尋ねいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症による本市財政への影響について御質問がありました。

まず、今年度の市税課税額に与える影響につきましては、個人市民税は前年の所得等により課税され、固定資産税・都市計画税は、その年の1月1日時点の資産の所有者に課税されるものであるため影響はありません。一方、法人市民税は決算額に基づいて課税され、その影響額は決算期によって違いがあるものの、今後の決算には新型コロナウイルス感染症の期間を含むため減額が見込まれます。また、入湯税についても観光入込客数の激減などにより、同様に減額するものと見込まれます。

次に、市税の徴収猶予の特例制度の相談状況につきましては、6月12日現在で381件相談を受けており、個人では収入、法人では収益が減少したことにより、納期内納付が困難であるとの理由から、徴収猶予の特例制度の申請受付は52件となっております。

次に、今後の財政運営につきましては、歳入においては新型コロナウイルス感染症により市税への影響は今年度から生じる可能性があるほか、徴収猶予制度の特例によりさらなる市税の減少が見込まれることから、本市としても新たに創設される猶予特例債や減収補填債の借入れにより、一時的な減収に対応する予定であります。

また、歳出においては、事業の休止などで今後執行できない事業について精査し、予算の組替えで財源を捻出してまいりたいと考えております。

次に、市内の看護師養成について御質問がありました。

まず、小樽看護専門学校が閉校することにつきましては、小樽・後志はもとより、道内の看護師を育成する3年間の夜間定時制の学校として看護人材の養成のために重要な役割を果たしてきており、閉校となることは地域医療にとって大きな問題と考えております。

次に、看護職員の養成・確保につきましては、まずは小樽看護専門学校の存続に向けた取組が必要と考えておりますので、当該専門学校を運営する法人からの聞き取りや関係機関との協議を進めているところであります。今後とも看護職員の養成・確保について、関係機関と協議を継続してまいりたいと考えております。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、中村岩雄議員。

○4番（中村岩雄議員） それでは、簡単に再質問をさせていただきます。

看護職員の件ですけれども、今後も関係機関と協議ということで市長に答弁いただきましたけれども、その辺、もう少し具体的な答弁といいますか、どのようなところを考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村岩雄議員の再質問にお答えをいたします。

小樽看護専門学校の存続に向けた関係機関との協議についてお尋ねがございましたけれども、小樽看護専門学校の閉校につきまして、昨日も答弁させていただきましたが、5月下旬の学校の理事会で閉校が決定されたということで、その後、私どものほうに報告に参りました。まだ期間が2週間程度ということで、具体的な動きについてはまだまだこれからだというふうに思っておりますけれども、小樽看護専門学校の閉校に伴う影響というのは看護人材の育成、輩出だけではなくて、若い世代の人口流出にもつながるということで、いろいろな角度から考えていかなければならない問題であり、私どもとしても看過はできない問題だというふうに認識しております。

関係機関として考えられるのは、一つには学校法人があると思いますし、もう一つには小樽市医師会、こういった機関があると思いますし、あるいは補助金が北海道から出ていますので、場合によっては北海道との協議も必要になってくるかと思っておりますけれども、具体的にはまだまだこれからになります。そういった関係機関と協議を進めさせていただきながら、来春には医師会の生徒が卒業されますので、スピード感を持って取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 中村岩雄議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、小池二郎議員。

（3番 小池二郎議員登壇）

○3番（小池二郎議員） 冒頭、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方並びに御家族の方々に謹んでお悔やみ申し上げます。そして、危険と隣り合わせの中、感染拡大防止に今もなお御尽力なさっている医療従事者、関係者の皆様に対しまして、深く御礼申し上げます。

これまで本市の感染者数は比較的抑えられていますが、この先、第2波、第3波に備え、これまでの本市の体制を検証することや、今後クラスターの発生や院内感染が起きた場合に対応できるよう対策を検討していかなければならないと考えます。

そこで、小樽市立病院について何点かお聞きいたします。

初めに、マスクを含めた医療防護具は足りていたのでしょうか。全国的にも医療防護具等が不足している状況であったため、市立病院でも不足していたかと思えます。医療従事者を守るために重要な医療防護具が足りないことは感染のリスクを高めるだけではなく、自分の身を守ることができないのではないかと医療従事者の不安につながることであります。本市として、医療防護具の確保はどのようにされてきたのでしょうか。また、現在の医療防護具の確保は平時と比べてどこまで改善されたのでしょうか。

次に、入院患者への面会についてです。

市立病院の面会制限は段階的に行われ、初めは患者のプロフィールに記載された方だけの面会に制限され、その後、全ての面会が制限されました。その時期、他の病院においては既に面会が完全に制限されているところがほとんどで、段階的な面会制限を行ったのは恐らく市立病院だけです。なぜ段階的な制限としたのか、その理由、根拠をお示してください。

一方、面会制限により御家族等が面会したいという声も多くあります。富山県の病院において、そういったお声に少しでもお答えしたいと考え、リモート面会を始めています。面会は入院患者の顔が見たい、声が聞きたいという御家族のお気持ち、また入院患者が御家族の顔を見たり、声を聞き、頑張ろうと思う、心の治療にもつながります。ぜひ、市立病院においてリモート面会ができるよう要望いたしますが、お考えをお示してください。

次に、医療従事者を守る対策、院内感染や感染拡大を防ぐことについてです。

札幌から通勤されている方が、公共交通機関を利用することに不安があるという声がありました。以前、北海道の新型コロナウイルス感染の9割が石狩振興局管内であるという鈴木知事の発言もあったことも考えれば、札幌からの公共交通機関での通勤は感染リスクは高く、院内感染の危険につながる大変重要な問題です。公共交通機関を利用して通勤される医療従事者に対して、一時的にでも車をお持ちの方には車通勤を認め、駐車場を提供するなどの対策は考えられたのでしょうか。

それでも院内感染が起こる可能性もあります。市立病院は小樽市だけではなく、後志の核となる病院です。院内感染により後志全体の医療崩壊につながることも懸念されます。だからこそできる限りの対策が必要と考えますが、総合案内の方のフェイスシールドも最近ようやくつけるようになるなど、感染対策の対応が遅いという不満の声も多く聞きました。今も不安な気持ちの中で働いている方がおります。医療従事者の安心・安全を守る対策について、今後の考えをお示しください。

また、医療従事者への差別的な言葉もあると聞いております。難しい問題ではありますが、医療従事者への心のケアについてはどのような対応をされているのかお示しください。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による本市の政策についてお聞きします。

第1弾の飲食店事業継続支援事業について、この事業は飲食店において固定費の大きい家賃に対しての支援ですが、住宅の一部を店舗にされている飲食店も多くあり、対象にならない飲食店も多くあります。その事業者の方は家賃ではなく住宅ローンの中で支払っている方もおり、支払う形は異なりますが、同じように固定費がかかっていることに鑑みれば、対象にならなかったことは大変残念に思います。

また、現在も行われている除菌電解水の無料配布において、市民の皆様とお会いする中で、この事業を知っている方はほとんどおらず、知っていても、いつ、どこで、どのように行われているか分からない状況でした。第2弾の政策について、小売業等事業継続支援は幅広い業種に10万円の給付が対象になったことは評価できますが、その反面、対象になるのか、ならないのか分かりづらいという声も聞きました。また、市内の中でも地域によって周知している事業者と、そうではない事業者の差を私は感じました。その要因は、中心部の飲食店や小売店等は組合や近隣の事業者等から教えてもらい、周知できたようですが、銭函地区においては知らない事業者の方も多くおりました。

いずれにしろ、これまでの政策が事業者や市民に広く周知されていないことは課題ではないのでしょうか。第3弾の政策においても、事業内容が複雑な政策もあることやクーポン事業が多くあるため、事業者の皆さんや市民の皆さんにしっかり周知され、利用していただけるのか懸念されます。これまでの第1弾、第2弾の経済対策の見解についてお示しください。また、今後の周知方法について改善するお考えがあるのか、お示しください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小池議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症による本市の支援事業について御質問がありました。これまでの経済対策の見解と今後の周知方法につきましては、第1弾経済対策では、訪日外国人旅行者をはじめとした観光客の激減により、宿泊施設や観光関連の飲食店、土産店に非常に大きな影響が及んだため、限られた財源の中で、飲食店の固定費である家賃補助を緊急的に実施をいたしました。第2弾では国の補正予算による臨時交付金を財源に宿泊施設への支援を実施したほか、感染の広がりに伴う外出自粛や会合等のキ

キャンセルなどにより、市民を顧客とした飲食業や小売業、生活関連サービス業にも影響が拡大したことから、対象業種を広げ支援に取り組んでいるところであります。

また、周知方法といたしましては、市のホームページや広報おたる、FMおたる、私の記者会見などによる情報発信に加え、小樽商工会議所や小樽観光協会など、関係団体の御協力を頂きながら、可能な限りの周知に努めたところであります。

今後は、今年20日に案内チラシを新聞に折り込むほか、広報おたる7月号に制度の詳細を掲載することでさらなる周知を図ることとしており、第3弾となる経済対策におきましても新聞折り込みなどを活用しながら、広く周知を図ることができるよう努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 小池議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症による医療体制等についての御質問がありました。

まず、医療防護具などの確保状況につきましては、新型コロナウイルス感染症が国内で感染拡大した頃から、通常の流通での入手が困難となり、医療物資は現在も不足が生じております。

また、不足解消に向けた対応については、医療物資を取り扱っている業者に対し、在庫状況の聞き取り調査や、納入交渉等を随時行ったほか、当院の医師が他の医療機関に、不足している医療物資の提供を依頼するなどの取組を行ってきたところであります。

なお、改善の状況については、現在も流通は一部しか回復しておらず、手術用のガウンなどは品薄状態が続いております。マスクなど一部の医療物資については、国や北海道からの支援や企業等からの寄附により、節約に注意して使いますと2か月程度の在庫を確保したところであります。

次に、面会制限の段階的な実施につきましては、当初、道内において新型コロナウイルス感染症患者は発生しておりましたが、市内においては発生していなかったことから、当院の連絡先に登録されている方のみでの面会制限を実施いたしました。その後、道内で感染が拡大傾向になったため3月7日から、当院から呼び出した方のみ面会が行えるよう制限範囲を拡大したところであります。

なお、他の医療機関では早くから完全に面会を制限しているところもあったと聞いておりますが、当院においては遠方からの入院や終末期の入院などに配慮し、少しでも面会できる時間を設けることが療養の励みや家族の安心につながることを期待できるため、段階的に面会制限を設けたところであります。

なお、このような配慮をいたしましたけれども、やはり2名の方々から苦情の意見書が出されております。それにつきまして、ポスターの掲示、あるいは毎日院内放送をかけまして、理解と協力を求めているところであります。

次に、リモート面会につきましては、御家族等による面会は患者の心のケアにつながることから、大変重要なことと考えておりますが、当院ではWi-Fi環境などの整備が整っておらず、リモート面会について実施することができない状態となっております。

しかしながら、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、院内においても会議の在り方などを見直さなければならない状況にありますので、そのような見直しを行う中で、環境が整った段階で、リモート面会の導入について検討してまいりたいと考えております。

次に、医療従事者へ駐車場の提供などの感染対策につきましては、当院の駐車場は民間企業が当院より敷地を借り、料金収入により管理運営を行っていることや近隣の駐車場を借りて通勤している職員もおり、公平性が保たれないことから、今回は無償で提供する対応は行わなかったものです。

しかしながら、再度の感染拡大時には駐車場の利用状況を勘案し、有償での利用について検討してま

いりたいと考えております。

次に、医療従事者の安心・安全を守る今後の対策につきましては、国の交付金などを活用し、病棟の一部または全部を隔離できる空気感染隔離ユニットの配備や簡易陰圧装置の増設を行うとともに、今月12日から発熱者を感知するサーモグラフィーを正面玄関に設置し、発熱のある来院患者を入口部分で把握して病状を確認するなど、引き続き院内感染の防止対策を強化することで、医療従事者の安心・安全を図りたいと考えております。

次に、医療従事者への心のケアにつきましては、対応する職員のメンタルヘルス対策として、当院の精神医療センターの活動の一環として、院内相談窓口の設置やメンタルヘルス通信の発刊などで情報の提供、それから臨床心理士による講演会などを行い、全職員に対し精神的な不安やストレスの軽減に向けた取組を行っております。

なお、感染症患者に携わる医療従事者は感染リスクの不安を抱えながら日々業務に取り組んでおりますので、心理的・精神的不安の軽減を図るよう、引き続き予防と必要に応じた治療にも取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、小池二郎議員。

○3番(小池二郎議員) 再質問させていただきます。

まず、医療防護具についてと医療従事者の精神的なケアについて、マスク等は2か月分は確保しているというお答えですが、その在庫状況は医療従事者に周知されているのでしょうか。現場の声としては、今どのくらい確保されているのか、いつまで制限されるのか全く分からないため不安があるとおっしゃっていました。医療従事者の精神的なケアとして、院内相談窓口の設置や臨床心理士による講演会などを行い精神的な不安やストレスの軽減に向けた取組を行っているかと答弁がございましたけれども、そのほかにも現在のマスク等の医療防護具の在庫状況を周知することで医療従事者の安心にもつながっていくと私は思うのですが、今後在庫状況を定期的にお知らせするお考えはございますか。

また、現在もマスクの使用制限は継続していますので、1日1枚の使用制限は感染リスクを高めることにもつながることから、一定の在庫が確保されているのであれば、例えば各病棟で感染症リスクのある患者のケアに当たる医療従事者のマスクの使用制限の緩和や多めに配布するなど、調整していくべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

あと、段階的な面会制限についての理由、根拠をお聞きいたしましたが、市立病院の当初の制限が行われたとき、その対応はプロフィールに記載されているかを確認すること、また、体温などの健康チェックをする業務が増えるなど、完全に制限されないことで現場のスタッフがその対応に追われていたと聞いております。なぜ他の病院は完全に制限しているにもかかわらず、市立病院はこのような制限になっているのかが医療従事者の不満につながっていました。

また、面会に来られる不特定多数の方の対応をしなければならなく、院内感染の危険性があり、とても不安だったそうです。制限された理由と根拠をお答えいただきましたけれども、このようなことを想定した上で当初の面会制限を行ったのでしょうか。また、同時に、このような面会制限を行う上で現場が混乱しないような対応マニュアルはあったのかお聞かせください。

あとリモート面会の件で、いろいろ準備が整った上で検討されるということですが、私が以前お会いした市民の方は、旦那が入院しているけれども、病院の面会制限で何か月も会えていないので顔が見たいし、声が聞きたいとおっしゃられていました。また、入院されて面会ができないまま、そのままお亡くなりになられた方もいらっしゃると思います。こういった方は小樽市内には多いと思います。リモー

ト面会を導入した富山県の病院では、初めてのことから満足してもらえるか分からないけれども頑張りますというような掲載をされていました。このような取組はとても素晴らしいことだと思いますし、もし皆様の御家族が入院されても、面会制限で何か月も顔が見られなかったり、声が聞けないとなれば、やはりリモート面会ができたらいいのではないかと思います。今後、現在の面会制限がいつまで続くか分かりませんので、ぜひ検討していただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 小池議員の再質問にお答えいたします。

小池議員も御存じのように、この病気というのは感染症なのです。物すごく人に移る病気なものですから、普通の患者、がんとか、そういうものとは全く違う考えで我々是对応しなければいけないということで、それを制限したわけであります。

そして、やはり院内感染が起きるといことが恐ろしくて、一般の人たちがいろいろと持っている、触っている物、あるいは靴とか、そういうところからの感染なども見られますので、そういうおそれがあり、やはり制限をしたということでございます。

あともう一つ、今、院内の職員に対する在庫云々とありましたけれども、まずは病院の中でも今回この病気、ウイルスに対してきちんとした情報が伝わってなくて、非常に不安感とか、そういうのは非常に多かったのです。ですから、ふだんなら恐れないようなものにも非常に極端な反応をして恐れたり、それから、そういうことをあおる人などがいたりとか、そういうところで少し問題が起きたものですから、我々としては、とにかく新型コロナウイルス感染症の病気がどういうものか、どうすべきかというところを講演や講義とかいろいろなもので、それからマニュアルなどをつくって、そういう対策をしてきたわけであります。

そして、確におっしゃったとおりに、きちんと在庫を調べるのは、それは正しいやり方だというふうに思いますけれども、非常に、感染対策の医員、あるいは事務の人たちで持っているのと、現場は、とにかく何でもかんでも使うのです。ですから、それをある程度コントロールしないと、物が足りないものですから、そういう使い方を結構指導していくのです。

例えば手術用のガウンなどでも、半袖しかございませんけれども、現場では、とにかく長袖のをくれと。長袖は非常に不足しているわけです。そういう場合は、ビニールや何かで作って、そしてそれを着て、こちらはこちらで洗いなさいよとか、そういう指導とか、そういうことはやっていたのですけれども、こういう精神的な云々で十分に伝わっていかなかったというのが、非常に今回の反省点です。これは全て、全くこの新型コロナウイルス感染症の性質、その恐ろしさ云々ということが正確に伝わっていないところから、やはりこういうことが発生してきて、こういう問題が起きたのではないかとこのように思っております。ですから、今回これでいろいろなことを学びましたので、この後の第2波、第3波が来たときにも対応できるようにしていきたいなと、そういうふうに思います。

現場で働いている人は本当に一生懸命、大変だということはみんな知っているのです。その方々が安心して働けるような形、そしてスムーズに、そういう患者が回転できるような形で、そういう意味で、私たちのところもPCRの機械を買うわけです。そして、できるだけ早めにそういう診断をしたり、そういう退院させられるとか、例えば手術のときにウイルスを持っているとかチェックしなければなりませんので、そういう最新のなことを何度もやって、それを職員の方々に知ってもらわないとならないと思っております。

要するに医療従事者、看護師たちが非常に不安な状態で診療していて一番不安に思うのは、患者たちなのです。ですから、それに対して我々としては、できるだけそうならないように努力していきたいと思ひまして、初めのうちはそういう意味で混乱があつて、そういうパニック状態になつたのが大きく伝わつていたと思ひますけれども、現在は、そういうことはかなり抑えられていると思ひますので、この後、第2波、第3波が来たときには適正な対応ができるのではないかと、そういうふうにお思ひしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 病院局事務部長。

○病院局事務部長(佐々木真一) 私からは、リモート面会についてお答えさせていただきたいと思ひます。

先ほど病院局長からも御答弁させていただきましたが、院内で今回のコロナの関係を受けまして、やはり会議の持ち方、密になつた状態で会議をするということがどうなのか、あと学会などでも、今ウェブでの開催などが広がっているところがございます。そうした中で院内のWi-Fi環境なども考えていかなければならないというふうにお思ひしておりますので、リモート面会につきましては、すぐにとつていふわけにはいきませんが、そういう環境を整えた中で、導入の可能性・必要性を、運用方法を含めて検討してまいりたいというふうにお思ひしております。

あと、面会制限のマニュアルについてですけれども、院内で会議を行う中で、そういうような対応をしていく、段階的にやめていくという部分につきましては、マニュアルというほどのものではございませんが、一応周知の文書は作つていたところではあります。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって、質疑及び一般質問を終結いたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号については先議いたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時31分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 面野大輔

議員 高野さくら

令和2年
第2回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

令和2年6月17日

出席議員（25名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
副市長	小山秀昭	病院局長	並木昭義
水道局長	加賀英幸	総務部長	中田克浩
財政部長	上石明	産業港湾部長	徳満康浩
産業港湾部 港湾担当部長	佐藤文俊	生活環境部長	阿部一博
医療保険部長	勝山貴之	福祉部長	小野寺正裕
保健所長	貞本晃一	建設部長	西島圭二
消防長	土田和豊	病院局小樽市立病院 事務部長	佐々木真一
教育部長	森貴仁	総務部総務課長	津田義久
財政部財政課長	笹田泰生		

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤 正 樹
議事係 長 深田 友 和
書 記 樽谷 朋 恵
書 記 松木 道 人
書 記 三上 恭 平

庶務係 長 加藤 佳 子
調査係 長 柴田 真 紀
書 記 相馬 音 佳
書 記 眞屋 文 枝

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、横尾英司議員、須貝修行議員を御指名いたします。

日程第1「議案第2号ないし議案第15号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。

（5番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○5番（面野大輔議員） 昨日までの質問の内容と重複する点がございますが、通告どおりに質問いたしますので、御理解ください。

初めに、（仮称）北海道小樽余市風力発電所について伺います。

経済産業省では、将来的な風力発電の導入見込み量を算定しています。買取り価格によって、見込み量の推測を行っており、幾つかのシナリオによって見込み量に違いはあるものの、全ての想定の中で2050年には風力発電による電力供給量は増加すると設定されています。

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しないという利点に着目され、パリ協定の実現にも貢献するとされており、世界各国でも再生可能エネルギーの導入が加速化されているところです。しかし一方で、騒音問題や低周波による健康被害、景観の変化、鳥類などの生態系への悪影響、強風や落雷によるトラブルなど、問題点も指摘されています。環境影響評価法では、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を環境アセスメントの手の対象とし、その結果を事業内容に反映させることにより、事業が環境の保全に対して十分に配慮して行われるようにすることとなっています。出力1万キロワット以上の風力発電は環境アセスメントの手の対象となっており、配慮書、方法書、準備書、評価書を作成することとなります。

そこで質問いたします。

このたびの小樽市域と余市町域にまたがって、（仮称）北海道小樽余市風力発電所の建設計画が持ち上がっていますが、環境アセスメント手続における現在の段階と手続が完了するまでの一般的な期間をお示しください。

次に、当該施設の概要について伺います。

現在示されている風車の設置基数と高さ、出力、施設から最も近くに位置する住居等までの距離、運用開始時期についてお示しください。

次に、計画予定の施設が運用された際、小樽市への税収についてどのような影響があると考えられるか、お示しください。

本市では、最近、太陽光発電施設の設置に関する動きの中で、地域住民の理解が得られず、市が一度売却した市有地を買い戻すという事案があり、今定例会で土地の取得議案が提出されています。事業を進めるためには地域住民の理解を得なければならないと考えますが、事業者は具体的にどのような取組を行うことになっていますか。

風力発電において、社会的にも関心が高く、反対運動の理由に挙げられる低周波問題ですが、発電所の近くで頭痛やめまい、不眠などの体調不良を訴える住民が増えるという事案です。原因は解明されていないとお聞きしていますが、市としてはどのように認識して、環境アセスメントの手続に対して対応されることになりますか。

本計画の手続が進んでいく中で、市の役割として事業者や住民に対してどのような対応が必要であると考えられますか、市長の見解をお示してください。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応について伺います。

まず、次亜塩素酸水の配布事業について、本市においても新型コロナウイルス対策の独自政策第一弾として、除菌電解水配布事業を実施しています。ところが、5月29日に経済産業省製品評価技術基盤機構から、次亜塩素酸水は新型コロナウイルス感染症への有効性は判断できないと発表があり、今後の評価に対して関心が集まっているところです。また、噴霧による利用では安全性が確認されていないと注意喚起しています。小樽市の配布事業についても、一定の配慮が必要なタイミングであると考えます。

そこで、次亜塩素酸水の配布を決めた要因と想定している効果について、お示してください。

これまで配布された方法や直近までの配布人数、使用上の注意について、その周知内容を御説明ください。

次に、このたび製品評価技術基盤機構から発表された人体への安全性に関する内容について、市の見解をお示しいただき、今後6月25日まで予定されている無料配布を実施されるのかをお示してください。

今後、専門機関の評価次第では、配布事業の在り方を検討すべきと考えられているのか、御所見を伺います。

新型コロナウイルス感染症に対して、有用か、そうでないかという評価よりも、現時点で使用方法によっては人体へ有害である可能性が示唆されている物質は、細心の注意を払いながら取扱いの可否を判断する必要があると考えます。いま一度、正式な解析、評価を待ち、今後の取扱いを検討していただけるようお願いいたします。

次に、文化団体へのサポートについて伺います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に来場者が多く集まるイベントやスポーツ大会、競技会、文化芸術の展覧会や発表会などの行事が中止や延期の措置が取られ、それらに関係する団体や個人の皆様は、活動を継続するための営業活動や披露する場面、練習、稽古の時間を十分に確保できず、様々な面から不安や悩みを抱えていると伺っております。中には、工夫を凝らし、オンラインを駆使して一部活動に取り組んでいる団体もありますが、多くの表現者たちは何かしらの不安を抱え、これまでの時間を過ごしてきたことと考えます。

北海道では、人が密集する可能性がある習い事の教室についても、自粛期間中に協力した団体、事業者へ、協力金を支援する制度を作りましたが、同様の習い事や教室の内容でも、定期的に公民館や公共施設に使用料を支払い教室を開設する習い事は支援の対象外となっており、広く文化団体への経済的なカバーができる制度ではないと聞きます。

そのほか、北海道の支援制度で北海道文化財団が窓口を設け、「北のアーティスト」スペシャルプログラムという支援制度が5月1日から6月1日の申請期間で実施されており、道内在住及び出身の舞台芸術分野のアーティストによる実演や作品などの動画を募集し、道民の皆様が身近に芸術文化に触れることができる機会をインターネット上において提供するという事業がありました。採用された作品には、北海道文化財団ユーチューブチャンネルへ掲載され、採用者に謝金として5万円を支払うという制度でした。

小樽市においても文化団体協議会が組織され、各団体では日々の自己研さんや発表会、イベントなどを通して、芸術文化、伝統芸能の継承や、郷土愛や地域への誇りを醸成し、教育の推進など幅広く尽力されてきたところです。迫市長におかれましては御自身が演奏者として御活躍され、私が説明するまでもないところです。

そこで何点かお伺いいたします。

小樽市文化団体協議会へ加盟されている団体数と、どのような部門の団体で構成されているのか、お示してください。

次に、コロナ禍において、加盟団体がどのような不安や悩みを抱えているのか、具体的に関係者から声が上がっていればお示ください。

次に、北海道で支援策が実施されていましたが、国や北海道、関係省庁が制度化した支援策について、把握している事業があればお示ください。

また、協議会の加盟団体へ情報の発信などされたのでしょうか、お示ください。

北九州市では、独自策として、アーティスト等緊急支援事業が制度化されました。小樽市においても文化芸術活動の機会を失っている方が多く見られます。

しかし一方で、文化芸術活動は、生活基盤が安定しなければ、表現する側も鑑賞する側も、存分に演目や作品を満喫することは難しいかもしれません。感染拡大防止の観点から考えると、活動再開のタイミングの判断は容易ではありませんが、その間に活動を自粛されている皆様にも御支援の輪が広がることを検討いただきたいと思います。

次に、介護施設や障害者施設等へのケアについて伺います。

札幌市では、医療現場や介護施設でクラスターが発生し、施設ごとに多くの感染者数や死亡者について報告されていたところですが。感染者の中には、小樽市在住の方が施設で勤務されていたり、利用されていると報告を受け、本市にも大きな影響が及んでいると実感しています。そんな状況の中で、市内の福祉施設においても新型コロナウイルス感染症対策が取り組まれていて、施設内の除菌、食事を提供している施設では配膳の方法を変更し感染に配慮したり、利用者の施設内での行動においても平時とは異なる対応、スタッフにおいてもふだんの業務以上に仕事量が増え、その上、細心の注意を払い仕事に当たるなど、ハード面、ソフト面、また財務面において、コロナ禍の影響を大きく受けていると伺っています。本市においても、介護施設や障害者施設などの福祉サービス事業を営んでいる事業者から、コロナ禍の影響による意見や要望が寄せられていれば御紹介ください。

本市の独自政策としては、今定例会で福祉関連に対しての支援策は示されていませんが、さきの質問における要望に関連する国や北海道の支援策があればお示ください。

福祉施設と一言と言っても、様々な業態の事業所が存在し、困り事も各事業において違いがあると考えます。小樽市は高齢化率も高く、介護や障害者施設も数多くあります。今後、国会では、新型コロナウイルス感染症対策として引き続き補正予算が組まれると聞いていますので、他の行政機関で支援策が用意されていない点で、市内の事業者が継続して福祉サービスを提供できるように情報収集を徹底し、効果的な支援策の構築に取り組んでいただきたいと思います。

次に、公共施設で働く従業員の状況について伺います。

小樽市の公共施設は、コロナ禍によって、これまでにない長期的で同時多発的な休業や閉館をやむを得ず実施してきました。公共施設の運営は、直営と指定管理者制度によって運営されている施設があります。中でも、使用料などの採算が関係する施設については、休館によって使用料や入場料などが全くない状況で、運営上厳しい状況であると推測します。

指定管理者制度によって運営されている利用料金制の施設の使用料の激減に対する措置は、契約上何か決められていますか。

休業中である施設の運営上、平時ほど従業員が必要ない場合は休んでもらうということや、勤務時間を減らすことが考えられます。社会的にも、収入減による困窮者の増加は大きな問題として取り上げら

れ、各行政機関で様々な支援制度が広がっています。

しかし、雇用調整助成金は申請率も低調な上、助成されるまで時間がかかったり、この制度自体を利用しない企業も多いと聞いています。そのような社会的背景を踏まえ、指定管理者によって運営されている公共施設で働く方の雇用・勤務状況は把握していますか。

公共施設においても、緊急事態宣言の影響で使用料の減収が想定されています。また、今後の見通しが不透明です。公共施設の安定した運営においても配慮していただけるようお願いいたします。

次に、小樽市役所のテレワーク導入について伺います。

総務省では、新型コロナウイルス感染拡大を受け、テレワークを導入する地方自治体に対し、後押ししています。職場での感染を防ぐだけではなく、事態収束後も見据え、子育てや介護などを抱える人の多様な働き方を実現したり、災害時も在宅で仕事ができる職員に自治体の業務継続を支えてもらったりする狙いがあるといいます。また、テレワークの導入を検討している自治体の相談を受ける専門家を増員し、加えてパソコンやタブレットの購入など、導入に必要な経費についても財政支援する事業も予算計上されているところです。

小樽市では、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、職員の出勤を制限するというので、4月23日から5月6日の期間で、札幌市内に住所を有する職員で市内勤務箇所へ通勤する職員に対して出勤制限を実施しました。対象となった職員数、それから、特例としてやむを得ない事情がある場合は出勤を認める場合があると示されていますが、特例で出勤した職員数、また差し支えがなければ、どのような事情で出勤が認められたのか、お示してください。出勤制限を行った結果、業務に支障を来す問題はありましたか。また、今回の出勤制限において、在宅業務などの指示はありましたか。

次に、実施結果の報告はどのような形で取りまとめられたのか、お示してください。また、現在の状況を踏まえて、小樽市役所の業務上テレワークの導入について、見解をお示してください。

次に、子どもの生活実態調査に関連して伺います。

小樽市では、平成30年9月に、子供の貧困対策の推進に当たり、子供やその保護者の生活実態を把握し、適切な支援につなげていくための基礎資料を得ることを目的として、子どもの生活実態調査を実施しました。調査結果を拝見すると、小樽市の子供のいる世帯は、低所得層と中間所得層の格差が全道水準より高く、独り親家庭の約7割が低所得層となっています。さらに、所得が低くなるにつれ、子供のふだんの生活、学校生活、学び、今後の進路など、様々な面において困難に直面する可能性が高くなるだけでなく、健康の面においても、保護者と子供の両方への支援が必要であることが調査の結果で示されています。

突出したデータでは、独り親世帯の71.6%が低所得層と分類され、調査項目の収入と貯金に対し、低所得層世帯では家計がぎりぎりもしくは赤字と回答された世帯が約87%を占めています。別の項目から見ると、母親の仕事の調査では、低所得世帯では正規の職員・従業員の比率は低く、パートやアルバイトの比率が正規雇用の倍の割合になっています。

一方で、低所得層1の世帯で生活保護の支援制度を利用している割合は20.3%であり、低所得層の多くの世帯では、就労による収入によって生計を立てていると推測します。集計結果を概括的に見ても、今回のコロナ禍による影響で生活実態が悪化しているのではと危惧するところです。

本市の独自政策として、第1回臨時会では、ひとり親家庭等生活支援金給付と準要保護世帯特別給付金給付において、各事業で1,500人へ、申請不要で1人当たり1万円が支給されることとなりましたが、今後の独り親世帯や調査の中で分類する低所得層世帯への支援事業は検討されることになるのでしょうか、見解をお聞かせください。

調査の検討事項として、所得が低い世帯に対する支援制度はこれまでも整備されてきましたが、その認知度が十分であるとは言えず、今後はこれらの支援制度の認知度を高めていくことが必要であると示されています。コロナ禍によって、各行政機関では多数の支援策が準備されていますが、調査の検討事項からすると、今がまさに制度の認知度を高め、支援が必要な方へお届けしなければなりません。年代や生活環境などによって効果的な媒体は違ってきます。例えば本調査で実施したように、学校に協力を依頼し、ペーパーや連絡網メールで周知するなど、既存の媒体への新たな応用も必要かと思います。現在、認知度の不十分を解消するためどのような取組をされているのか、お示してください。

新型コロナウイルス感染症の支援策は、各機関で制度化される一方で、類似する支援策も存在し、申請者は時に困惑したり、申請先を誤解していたり、そもそも情報が埋もれて行き届かなかったりと、様々な課題があると実感します。本件にかかわらず、小樽市全体のスムーズかつ明快な情報発信を心がけていただきたいと思います。

次に、小樽看護専門学校の閉校について伺います。

5月16日の北海道新聞の紙面において、学校法人共育の森学園が運営されている小樽看護専門学校が、2022年度末をもって閉校する方針と報じられました。同月26日には、同学校法人の定例理事会において、2023年3月末で閉校すると正式に決定し、それに伴い、来年度以降の学生募集を中止するという判断が示されたわけです。

同専門学校の大きな特徴としては、小樽市医師会が運営する2年制の看護高等専修学校を卒業した准看護師の大半が進学する点が挙げられます。准看護師として日中働きながら、3年間、定時制の当該専門学校に通い、看護師の資格取得に向けて仕事と両立させながら学んでいます。これまでの卒業生は2,400名以上で、まさに地域医療の現場を支える貴重な人材育成の場として運営されてきたと承知しているところです。

そこで、幾つか質問させていただきます。

初めに、看護専門学校の閉校が決定するまでの、小樽市と当該学校法人、小樽市医師会なども含めた関係者からの報告、情報共有について、時系列で御説明ください。

地域としては、慢性的な看護師不足の傾向であること、人口減少対策に取り組む中、若年層の人口流出につながることで、本市の行うひとり親家庭等生活支援の施策では、資格取得に向けた助成事業の受皿に同専門学校がなっていることなどを背景に、小樽市にとっても様々な影響が出てくると考えます。同専門学校の閉校決定を受け、小樽市ではどのような見解をお持ちですか。また、今、例示したような、閉校後に懸念される事柄として、どのような影響を受けると想定されますか。

次に、小樽市医師会が運営する看護高等専修学校の次年度の入学募集の時期についてお示してください。

最後に、今後に向けて、小樽市として専門学校や関係者と協議をするなどの動きも出てくると推察します。アクションを起こし、一定の方向性を見つけるタイムリミットはいつだと考えますか。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 面野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、（仮称）北海道小樽余市風力発電所について御質問がありました。

まず、環境影響評価における現在の段階などにつきましては、4段階の手続のうち、第1段階の配慮書の縦覧を終え、環境影響評価法に基づく知事からの意見照会に対し、本市としての意見をまとめ、北

海道へ提出したところであります。

また、これまでの一般的な事例では、環境影響評価の手續にかかる期間は3年から4年程度となっております。

次に、施設の概要につきましては、配慮書によりますと、風車の基数は最大27基、その高さは約150メートル、総発電出力は11万6,100キロワット程度となっております。

事業実施想定区域から最も近くの住居等までの距離は、余市町側で約590メートルとなっておりますが、本市側については配慮書に記載されておりませんので、改めて事業者を確認したところ、おたる自然の村付近で約780メートルと聞いております。また、本事業の運転開始時期は令和11年3月とされております。

次に、当該施設が運用された場合の本市に対する税収への影響につきましては、発電所が稼働した際には、主に風車等の設備に対して固定資産税を課税いたしますので増収となりますが、事業想定区域が2市町にわたり、設備の配置などが不明であることから、現時点で本市の税収見込みをお示しすることはできません。

次に、地域住民の理解を得るための事業者の取組につきましては、環境影響評価の手續全体を通して、事業者自らが地域の生活環境や自然環境に与える影響の調査、予測、評価を行い、その結果を縦覧することや、住民説明会を開催することなどにより地域の実情をよく知っている住民の方々からの意見を聴取するとともに、地元自治体からも知事を通じて意見を聴取し、環境の保全に十分配慮することとされております。

市といたしましては、この手續に基づく取組が適切に実行されていくか注視してまいりたいと考えております。

次に、低周波問題につきましては、国内外で低周波の健康への影響に関し、様々な研究が進められておりますが、明らかな関連を示す知見は確認されていないものと認識をしております。しかしながら、市といたしましては、健康への影響を懸念する声があることを踏まえ、事業者に対し、低周波の影響について適切な方法での予測と評価を実施するとともに、住民の皆さんへ丁寧かつ誠実な説明を行い、十分な理解が得られるよう、知事への意見書を通じ要請したところであります。

次に、事業者や住民に対する市としての対応につきましては、本計画の手續は事業者の責任において実施されるものですが、住民等から低周波による健康被害、自然環境や景観への影響などを懸念する声、建設に反対する声が寄せられている状況にあり、市としても環境保全や眺望、景観上の影響を危惧しているところでありますので、今後も本事業の環境影響評価の各段階において住民の皆さんの御意見を踏まえながら、市として必要な意見を述べてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応について御質問がありました。

初めに、次亜塩素酸水の配布事業についてですが、まず、次亜塩素酸水の配布を決めた要因につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、市内においてアルコール消毒液等が入手困難な状況となっていたため、次亜塩素酸水を市で生成し、無料で配布することとしたものであります。

また、想定している効果につきましては、次亜塩素酸水は、ノロウイルスやインフルエンザウイルスへの有効性は確認されておりますので、事業所や家庭で除菌を行う際の一助になるものと考えております。

次に、次亜塩素酸水の配布方法につきましては、飲食店などの事業者の方には、おたるマリン広場で5月26日から配布を開始し、市民の皆さんには市内の民間商業施設の駐車場などのスペースを利用させていただき、水道局の給水車を活用して市内を巡回する方法で、6月3日から配布をしております。配

布量につきましては、1人当たり500ミリリットルとさせていただき、6月11日までの配布人数の実績として、おたるマリン広場で508人、市内巡回会場で469人、合計で977人の方に対し既に配布しております。

使用上の注意につきましては、次亜塩素酸水が日光に弱いことから、利用しないときは容器を遮光・密閉し、日の当たらない場所での保管により1週間程度は効果が持続すること、加湿器等に入れて室内空間への噴霧は決して行わないことなどをパンフレットに明記し、注意喚起を行っております。

次に、経済産業省発表の次亜塩素酸水の空間噴霧における人体への安全性評価につきましては、現時点で消毒液噴霧による人体への安全性については確立された評価方法が存在していないと示されております。WHOから、消毒剤を人体に噴霧することは、いかなる状況であっても推奨されないとの見解が出されていることから、室内空間への噴霧は、本市としても行うべきではないと考えております。

また、本市の次亜塩素酸水の配布につきましては、事業所や家庭のドアノブや手すりなどの除菌を行う際の一助を目的としていることから、現時点では、先ほどお答えしたように、配布時に注意喚起を行った上で、予定どおり継続してまいりたいと考えているところであります。

次に、専門機関の評価に伴う今後の配布事業の在り方につきましては、経済産業省は、次亜塩素酸水の濃度などによる再検証を進め、新型コロナウイルス感染症への有効性に関して、6月中旬頃に結果を公表する見通しであることから、本市としてはその結果を注視した上で今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、介護施設や障害者施設等へのケアについてですが、まず、介護、障害者施設等からの意見や要望につきましては、事業者への聞き取りによりますと、マスクや消毒液などの衛生・防護用品の不足に対する支援を求める声や、介護、障害者施設等に従事する職員が感染のリスクを常に意識して勤務をしなければならぬことへの不安の声などが寄せられております。

次に、国や北海道の支援策につきましては、介護、障害者施設等における感染拡大防止対策として、国による施設改修に対する支援のほか、北海道による衛生・防護用品の支給などがあります。

また、感染のリスクを意識した中で日々業務に取り組んでいる介護、障害者施設等の従事者に対する慰労金の支給も、国の第二次補正予算で創設されたところであります。

なお、本市といたしましては、市民や市内企業などから寄附を頂いたマスクや消毒液などを介護、障害者施設等に提供し、支援に努めているところであります。

次に、公共施設の従業者の状況についてですが、まず、指定管理者制度によって運営されている利用料金制の施設の使用料激減に対する契約上の措置につきましては、本市と指定管理者との間で締結している基本協定において、不可抗力によって発生した損害等の負担についての条項があり、不可抗力の発生に起因して損害または増加費用が発生した場合は、指定管理者は市に通知をし、協議の上、費用負担等を決定し、合理的に認められる範囲で市が負担することとなっております。今回の休業等は市から要請したものであり、それによって使用料が減収する分については、不可抗力によって発生した損害等に該当するものと認識をしております。

次に、利用料金制の公共施設で働く方の勤務状況につきましては、庁内の担当部署におきまして、指定管理者と随時連絡を取り合い、従業者の勤務体制を把握しており、従業者の給料についても全額支払われていることを確認いたしております。

次に、本市のテレワーク導入についてですが、まず、4月23日から5月6日の期間で実施した札幌市在住職員の出勤制限につきましては、対象者は、市立病院、保健所及び保育所職員を除く85名であり、そのうち出勤を認めた職員数については、当該期間に一部のみ出勤したものを含め31名おり、そのほと

などの理由が、当該職場の業務多忙と、その職員以外では業務の遂行が困難なこととなっております。

次に、出勤制限を行ったことによる問題につきましては、年度替わりによる業務が多忙の職場におきましては、所属長が職員課長と事前に協議の上、出勤を認める取扱いとしたこともあり、大きな支障はなかったものと報告を受けております。

次に、出勤制限時の在宅業務などの指示につきましては、今回の出勤制限は、職務専念義務を免除したものであり、免除した時間については、本来は勤務時間であることを踏まえ、自宅待機の上、常時所属からの連絡に対応できる体制を取りつつ、業務に資する自己研さんを行うよう通知をいたしております。

次に、出勤制限の実施結果の取りまとめにつきましては、出勤制限期間経過後、職員課が定めた様式により、全ての対象者について、日付ごとに出勤の有無を記載し、それを部局ごとに取りまとめの上、職員課に報告がされております。

次に、本市業務へのテレワークの導入につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止策に限らず、災害等による職員の出勤制限、出勤困難となった場合において有効なものと考えております。しかしながら、市の業務は個人情報を取り扱うことが多く、情報漏えい防止などのセキュリティー対策を含めたインターネット環境の整備が必要不可欠であり、現状での導入は難しいものと認識をいたしております。

次に、子どもの生活実態調査についてですが、まず、今後の独り親世帯や低所得層世帯への支援につきましては、国の第二次補正予算におきまして、低所得の独り親世帯に臨時特別給付金が給付されることになりましたので、本市といたしましても速やかに給付できるよう準備を進めてまいります。

また、独自施策についても、国の臨時交付金を活用し、市全体の施策のバランスを見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、支援制度の認知不足を解消する取組につきましては、これまでの市のホームページや広報おたるへの掲載のほか、本調査の結果を踏まえ、修学資金等を紹介するチラシを作成し、市内の中学校や高校の協力を頂き、保護者宛ての配布をお願いしたところであります。今後も関係機関との連絡を図りながら、支援が必要な人へ必要な情報が行き届くよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小樽看護専門学校の閉校について御質問がありました。

初めに、小樽看護専門学校の閉校については、関係者からの報告、情報共有につきましては、本年3月3日に開催された本市と医師会の懇談会において、医師会からの情報として、正式決定ではないが、当該専門学校が来年度の募集を停止し、令和2年度入学の学生が卒業した後に閉校する予定があることをお聞きしておりました。

その後、5月27日に、同校を運営する法人理事長から私に対して、5月26日の理事会において、閉校を正式決定したと報告があったところであります。

また、6月5日には、小樽市医師会高等看護専修学校の学生から、私に宛てて、当該専門学校の存続に関する要望書と、1,600名の署名が提出をされております。

次に、小樽看護専門学校の閉校決定についての見解と閉校後に懸念される影響につきましては、当該専門学校は、昭和39年7月の設立以来、小樽・後志はもとより、道内の看護師を育成する3年間の夜間定時制の学校として、看護人材の養成のために重要な役割を果たしてきており、閉校となることは、本市及び地域医療にとっても大きな問題と考えております。

また、閉校後の影響といたしましては、御指摘のとおり、地域の医療現場における看護師確保や若い世代の人口減少、独り親家庭の資格取得場所の減少のほか、小樽市医師会看護高等専修学校への進学希

望者の減少などが考えられます。

次に、小樽市医師会看護高等専修学校の入学募集の時期につきましては、令和3年度の入学願書受付期間は10月1日から12日まで、入学試験は11月6日と伺っております。

次に、今後に向けての一定の方向性を見つけるタイムリミットにつきましては、小樽看護専門学校が、例年、新年度の学生募集の準備を始める7月中と考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 面野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応について御質問がありました。

まず、文化団体へのサポートについてであります。小樽市文化団体協議会の加盟団体数と構成につきましては、令和2年5月末現在で51団体が加盟しており、加盟している団体の構成は、写真、美術、音楽、書道など12部門にわたるものとなっております。

次に、加盟団体がどのような不安や悩みを抱えているかにつきましては、高齢者が中心であるため、各団体が活動するに当たり、新しい生活様式での感染対策に不安を持っているほか、合唱や社交ダンスなどの飛沫感染や接触感染のリスクが高い団体におきましては、3密を避けると練習場所が確保できず、今後の活動再開が見通せない状況にあると伺っております。

また、個人事業主からは、教室の休止などにより収入が減少しているなどの声が上がっております。

次に、国や北海道の支援策のうち把握している事業と加盟団体への情報発信につきましては、経済的な支援策として把握しているものとしては、国の持続化給付金や雇用調整助成金、北海道の休業協力・感染リスク低減支援金などが挙げられます。

そのうち、北海道の休業協力・感染リスク低減支援金は、各種教室にも適用されるとの情報が4月下旬にございましたので、直ちに制度の概要を全ての加盟団体に対して情報提供したところでございます。

今後につきましては、国の第二次補正予算として6月12日に議決をされました、文化芸術スポーツ活動の継続支援の事業や、北海道議会の第2回定例会の補正予算案に盛り込まれましたふるさと納税を活用した文化芸術、エンターテインメント活動の再開支援事業などの支援策が予定されております。

いずれにいたしましても、情報提供は大切だと考えておりますので、国や北海道の支援事業のうち、文化芸術関係者の活用が考えられる支援策につきましては、詳細が分かり次第、各団体に情報提供するとともに、各団体から会員の皆様への必要となる情報の周知についてお願いをしまいたいと考えております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 5番、面野大輔議員。

○5番(面野大輔議員) 幾つか再質問をさせていただきます。

(仮称)北海道小樽余市風力発電所について、まず質問いたしますけれども、やはりこの建設の進捗について、地域住民の理解というものは必ず得なければいけないものだと思いますし、御答弁の中でも触れていただきましたけれども、この事業者の取組に対して、市の判断基準であったり、関係機関への、その手続上、市としてはどのような対応ができるのかということをお聞きしたいのと、また、他の自治体、他のケースで、住民理解が得られずに、この風力発電所の建設中止に至ったケースをもし御存知であれば、その辺のケースも御紹介していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、

それから、テレワークの導入についてですが、有用性は感じているけれども、今後の導入についての見解がお聞きできなかつたと思います。聞き漏らしたのかもしれないですが、今後、導入の検討自体は

全くされないのか、それとも検討はされるのかというところをお聞きしたいと思います。

それから、利用料金制の使用料の激減に対する措置ですけれども、これは期間的にはいつからいつまでとお考えになっているのか、御説明いただきたいと思います。

それから、小樽看護専門学校の閉校についてですが、やはり閉校後の影響として、地域の医療人材の不足ですとか看護師確保、それから人口減少についても影響として触れられておりましたけれども、これまでの専門学校の卒業生、資格取得後の進路、勤務地、これについて、何か把握されているのでしょうか。というのが、今後、何かしら協議というか、進めていく上で、やはりこの学校を卒業した、資格を取得した方がどのような勤務地で働いておられるのかというのは、貴重なデータ、情報になるかと思えますので、その点を把握しているのか、していないのか、お答えいただきたいと思います。

それから、文化団体へのサポートについてですけれども、いろいろと支援策が、国、北海道で、新たに拡充されているというふうにお聞きしましたが、教育長の御答弁で、高齢者が中心となっている団体が結構多いということで、私も6月12日に市のホームページで、この文化芸術に対する支援策という一覧が載っていたのですが、やはりなかなかホームページを利用されていない、または環境がないという方もお見受けしますし、私のところにも何件か、ホームページは見ないのだよなというような、そんな御意見も頂いていますので、紙媒体が効果的なのかは検討事項だと思うのですが、そういった支援策の情報の行き届きというのを、何かしらの効果的な方法で周知していただきたいと思えますので、その点についても見解を伺いたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 面野議員の再質問にお答えいたします。

私から、テレワークの導入についてお答えさせていただきたいと思えます。先ほどの答弁では、市として個人情報を取り扱うことが多くて、情報漏えい防止などのセキュリティ対策を含めたインターネット環境の整備が必要不可欠であり、現状での導入は難しいものと認識しているという見解をお示しましたけれども、やはり今回の新型コロナウイルス感染症対策に限らず、今後、大きな災害も非常に頻発している、そういった状況の中で、その有用性は感じているところであります。

難しいものと認識はしておりますが、これについてはしっかり検討していかなければなりませんけれども、例えばどのような職場で、どのような仕事にはテレワークが可能なのかどうか、あるいはどの職場であってもできないものなのかどうか、そのあたりは職場の中で少し調査はしてみたいというふうにいるところがございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（小山秀昭） 面野議員の再質問にお答えします。

私からは、小樽看護専門学校の卒業生の進路についてお答えいたします。

お聞きしたところによりますと、平成30年度の卒業生のうち、20人が市内の医療機関、10人が札幌の医療機関、その他の地域において7人が就職していると聞いております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（阿部一博） 面野議員の再質問にお答えします。

私からは、（仮称）北海道小樽余市風力発電所の関係で、3点ほど御質問があったかと思えますので、

それについてお答えいたします。

まず、1点目につきましては、事業者の取組に対しまして、地域住民の理解を得られたか、市としての判断基準というような趣旨の御質問だったかと思えます。これにつきましては、住民が理解されたかということにつきましては、あくまでも住民の主観に左右されるものが多いものですから、何ををもって判断するのかというのは、その根拠を示すというのはなかなか難しいところではございます。

ただ、住民の皆さんから寄せられた意見に対する事業者の見解ですとか、住民説明会を通しての情報提供の在り方、説明会に臨む姿勢、それから、住民の皆さんに示される資料ですとか計画、そういったものが適切に十分提供されているか、そういったことも判断の一つの目安にはなるのではないかと考えております。

その上で、住民説明会において、住民の皆さんが納得されているかどうか、そういったところの判断、反対意見がそういった説明会でなくなるということが一番分かりやすいかと思うのですが、そういったことが判断基準になろうかと思えます。

それと、関係機関への取組ということでございますけれども、アセスメントの流れとしましては、市が知事に意見を申し入れて、それから知事が経済産業大臣に意見を申し述べて、国が事業者に必要な指導なり勧告なりを行っていくと、そういう流れになってございますので、市としてはアセスメントの各段階におきまして、知事に対して必要な意見を申し述べていく、そういったことが正式な手続かと思えます。

それと最後に、他市で理解が得られず中止に至った事例ということでございますけれども、ぴったり中止ということでの事例はなかったのですが、近い事例で申し上げますと2件ほどお答えしたいと思えます。道内の事例でいいますと、平成26年の事例になりますが、浜頓別町と猿払村の間にまたがる風力発電計画がございまして、この配慮書段階での北海道知事への浜頓別町の意見書におきまして、これは事業実施区域において自然環境に配慮が必要な区域というものがあったのですが、それが候補地に指定されていることについて反対を表明したと。それと、影響が及ばないことが現実的にならない限り容認できないと、こういった意見を出されていたようで、このことが原因かどうかは分からないのですが、これ以降、浜頓別町の地域では、アセスメントの手続が進んでいないというふうにお聞きしております。

それともう1点は、令和元年、最近の事例ですけれども、これは三重県内での風力発電計画での事例ですが、方法書段階におきまして、これは県から経済産業大臣への意見書でのことですが、事業の撤回を求める署名、これが地元から多数出されている状況にあることで、地域住民の理解が得られているとは言い難い。それと、眺望・景観に重要な影響を及ぼす可能性がある、こういったことで、事業の中止または規模縮小について、知事意見として経済産業省に出したと。結果、中止ではありませんけれども、事業規模が縮小された事例があると、そういうふう聞いてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 財政部長。

○財政部長(上石 明) 面野議員の再質問にお答えします。

私から、利用料金制の公共施設の使用料の減収の影響についてですけれども、この減収につきましては、まだ今後も続くことが想定されますので、あくまでも決算を見て判断していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 面野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

小樽市文化団体協議会の会員など、文化芸術関係者の皆さんへの情報の周知についての御質問だと思いますけれども、議員が御指摘のとおり、文化団体協議会の皆様方については、少し御高齢の方が多いということはそのとおりかと私も認識しているところでございます。

情報提供の在り方につきましては、必要な情報が関係者の皆様方に伝わらなければ提供の意味がございませんので、議員のお話にありました紙媒体での提供を行うことなども含めて、確実に情報が伝わるように工夫をしてみたいというふうに思います。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。

○5番（面野大輔議員） 再々質問で、1点だけお聞きしたいのですが、テレワークの導入について、市長から、今回に限らず災害時の部分でも有用性はあるという御答弁を頂きましたが、まさに今回も災害級というような、こういう比喻をされている方もいらっしゃるほど、やはり全国、全世界的に大変な状況になっていると思います。

それで、私も本質問の部分で、災害時に業務継続ができるように、そういった狙いも総務省が持っているということで説明をさせていただいたのですが、やはりこのBCPに取り組むというか計画する中でもこういった議論というのは必要になってくるかと思いますが、今、各職場だったり部局の中で検討していくというようなお答えを頂きましたけれども、その辺、BCPの観点も含めて、各部局なのか、それとも担当部署みたいな、どこか担当の部署を決めて検討していくのか、その辺、何か具体的なものをイメージ、想定があればお示しいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 面野議員、BCPという観点で、市長からあったので、それを受けてだと思えますが、基本的には少しずつ増えてきますけれども、答えられたら答えていただきます。

説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 面野議員の再々質問にお答えいたします。

今、テレワークとBCPとの関係についてお話がございましたけれども、現在、総務部災害対策室で、業務継続計画の策定に取り組んでいるところであります。

この中で、テレワークについてどう考えるのかということについては、これからの議論の中で検討していかなければいけないというふうに思っていますけれども、やはり業務継続計画を策定していく一番は、どのような人員でどのような仕事をしていくかということが一つのテーマになってまいりますし、ではテレワークにどのような人数でどのような業務を、その部分についてはテレワークでやるのか、いわゆる市役所に出てきてやるのかということも考えていかなければいけないと思いますので、当然その業務継続計画を策定していく上で、テレワークをどう活用していくかどうかということの議論にもなってくるのではないかとこのように思っているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 面野議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 23番、山田雅敏議員。

(23番 山田雅敏議員登壇) (拍手)

○23番（山田雅敏議員） それでは、一般質問を行います。

最初に、寄附制度に関連して伺います。

平成27年度税制改正において、特例控除額の上限を、所得割額の1割から2割に引き上げるとともに、

ワンストップ特例制度としてふるさと納税を創設しました。29年度には、寄附額に対して返礼割合の高い返礼品によるふるさと納税の自治体間の激しい寄附金獲得合戦が繰り広げられ、過熱状況が続いていました。

そこで、本市ふるさと納税創設からの状況をお聞かせください。

また、ポータルサイトなど仲介業者に手数料のパーセントと支払われる金額の推移、各事務経費等についてお聞かせください。

さらに、会員や一部の市や町に寄附を特別に呼びかけるメールマガジンは、市町村がお金を出して枠を買っている広告と聞いています。ある広告枠は大きさによって5万円から15万円で、しばしば申込みが殺到し、広告枠は抽せんになると聞いています。本市ではこのようなメールマガジンの利用をしているのか、お聞かせください。

今やふるさと納税を集めるには欠かせないのがインターネットのポータルサイトと聞いています。各市町村の御礼の品を見比べ、クレジットカードで決済できる便利さは、まるで通販サイトと見違えるほど、今やその数は10サイト以上と聞いています。

そこで、本市の利用サイト数は幾つなのか、お聞かせください。

次に、総務省自治税務局による、ふるさと納税制度の健全な発展に向けたこれまでの取組について、平成29年から30年にかけて総務大臣通知が発出され、各自治体に見直しの要請がされ、平成31年3月には地方税法改正案が成立し、令和元年6月1日から、ふるさと納税の対象となる地方団体を総務省が指定することになったと聞きました。では、この見直し要請はどのようなものなのか、地方税法改正による総務大臣によるふるさと納税指定制度に本市がどのように対応したのか、また、指定がされなかった場合どうなるのか、お聞かせください。

次に、あるテレビ局が調査した平成29年東海3県の全自治体調査を例に出すと、179億円の寄附で、ポータルサイト経由の寄附は全体の93%、このうち19億6,000万円が手数料と聞きます。これはポータルサイト経由の寄附の11%と聞き、この割合を全国のふるさと納税の総額3,653億円にそのまま当てはめると、約370億円がポータルサイト側へ流れた計算になります。

慶應義塾大学の土居教授によると、ふるさと納税は自治体に宛てた、特に公益性の高い寄附として、税の仕組み上優遇されているものと指摘、その寄附の1割以上が市町村に届かず業者に利益をもたらす状況には疑問があると聞く。ふるさと納税の返礼品が3割に抑えられている現下、体験型や小樽の特産品の発掘、またはPR費など、本市は将来、どの点に力点を置いていくのか、目標金額の設定など必要と考えますが、本市の方針など、お考えをお聞かせください。

次に、報道によると、加西市では、みんなで支え合う新型コロナウイルス感染症対策基金を創設、加西市民や事業者や全国の皆さんに広く寄附を呼びかけ、この難局を乗り切るために、医療や福祉、地域振興など、新型コロナウイルス感染症対策に必要な支援をするために設置された基金と聞きます。加西市ではこの基金の財源として、正規職員約600名から特別定額給付金相当額の10万円ずつを寄附形式で集めることを想定した予算を組んだと聞きますが、職員からは半強制的な寄附だと反発する声があります。また、加西市以外にも自治体職員に寄附や負担を求めようとする動きが各地で出てると聞きます。

私は、特別定額給付金について、加西市の半強制的な寄附の方法は、職員などからの反感を招いており、あくまでも寄附は自発的な行為の下、善意で行うものと考えます。市長の所感をお聞かせください。

本市でも同様に新型コロナウイルス感染症等対策支援基金を創設され、寄附が順調に集まっていることは喜ばしいことと思います。北海道は第2波が過ぎ、他地域は第2波に備え、新型コロナウイルス感染症が終息するまで1年から3年と言われている中、この基金の目標額や用途について、どのように考

えているのか、お聞かせください。

次に、市民からの善意が寄附という形で困っている方々にいろいろな形で役に立つことが、今後ますます望まれるところです。この厚意という思いを広め、善意の意思が醸成できるよう、寄附が文化になるように望みます。市民が本市に寄附をしやすい申込み方法などの改善についてお聞かせください。

次に、海水浴場について伺います。

本市の六つある海水浴場の中でも、おたるドリームビーチは、昨年市が債権放棄をして、本来あるべき健全な運営が行われると期待している1つです。

最初に、日本を代表する海水浴場として、神奈川県江ノ島海岸を参考に、ルールやこれに付随するガイドラインについて伺います。

平成27年シーズンまでは、神奈川県がパトロール実施計画を作成、28年シーズンからは地域の実情に応じて行政機関、海水浴場組合などの協議会、住民が連携して海水浴場のパトロールを実施していました。この平成28年シーズンから、神奈川県では海水浴場ルールの遵守の実効性を高めるため、ルール違反したことにより占有許可を取り消された場合の海の家は、翌年度以降の一定期間、海を家の占有許可を受けられないとする審査基準の改正を行ったと聞きます。さらに平成29年度には、海の家が占有許可の取消しなどを受けた場合には、翌年度以降の一定期間、その海を家の占有を許可しないこととする審査基準の改正を行い、法的根拠について明確にしました。

今年度、神奈川県は県内13市町村の海水浴場関係団体に、新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインを示したと聞きます。まさに、3密を徹底的に避けたもので、専門家の意見を聞きながらまとめたと聞くが、あまりにも厳しい内容で、茅ヶ崎市が海水浴場の開設を断念したと聞きます。

最初に、この神奈川県の定めたガイドラインはどのようなものなのか、要点をお聞かせください。

最近のニュースでは、海水浴場の開設について、神奈川県相模湾沿いの藤沢市、鎌倉市、逗子市、葉山町、横須賀市の5市町は、6月1日、今夏について、海水浴場を開設しないと正式に発表、千葉県では6月中旬に海水浴場の開設の有無について態度をはっきりすると聞いています。

そこで、本市の対応をお聞かせください。

本市では平成28年6月に、おたるドリームビーチ海水浴場運営対策協議会がルールを作成していると聞きます。昨年のおたるドリームビーチ海水浴場の状況について、開設から閉設時の原状回復、通路、駐車場などにトラブル、問題はなかったのか、クラブ化とともに海岸での飲食や騒音、ごみなど、迷惑行為や苦情についてお聞かせください。

また、前例のない新型コロナウイルス感染症対策に、海水浴場組合、市はどのように対応するのか。また、これからシーズンとなる各海を家の指導、監視パトロールはどのように行いますか、お答えください。

次に、港湾について伺います。

北運河から青の洞窟へ向かうボートや、塩谷漁港からカヤックで洞窟へ向かう人々、運河や港内観光であふれていたカナルボート、新型コロナウイルス感染症による観光自粛やステイホームなど、動きの止まった観光事業、観光船あおぼと、屋形船もしかり、この止まった流れを再度動き始める原動力として、市の政策が重要と考えられます。青年会議所やボランティア団体と連携しながら、個性あふれる話題性のある施策が人々を引きつけると考えます。

そこで、まずお聞きします。現在、本市港湾計画の改訂作業を行っていると聞きますが、港湾計画の改訂により、小樽港のビジョンをしっかりと定めることも、市の施策として重要と考えます。この港湾計画の改訂作業の進捗状況についてどの程度進んでいるのか、小樽港長期構想の策定作業と併せてお聞か

してください。

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発事業についてお聞きいたします。

昨年の議会では、この事業を進めるに当たり、経済界や観光業界との間で、第3号ふ頭を核とした魅力づくり連絡会議を開催し、意見交換を行いながら整備方針を整理していきたいということでした。今後の小樽観光にとって、第3号ふ頭基部周辺の再開発を進めていくことは非常に重要と考えています。この連絡会議での意見交換の内容や進捗状況をお聞かせください。

次に、港湾や係留施設を利用する遊漁船や観光船が安全に利用するために、最低限のルールやマナーが必要と思います。たばこやペットボトル、ごみのポイ捨てが後を絶ちません。コロナ禍以前の青の洞窟観光では、観光船のツアー会社が二十数社に増え、会社の係留場所の違いで出航時間やコースが違い、多くの観光客があちらこちらで見かけられました。では、このような観光船の係留許可のときのマナーや安全指導と、小樽港を発着場所とした海上観光ルートが何種類あるのか、お聞きいたします。

また、このような観光船の係留場所の集約が必要とも感じていますが、北運河のはしけの撤去後の活用など、観光船の係留場所の集約をどのように考えているのか、お聞かせください。

次に、北運河地区全般の利用についてお聞きいたします。

北運河では、市民団体の有志で、運河上や岩壁歩道の清掃活動をしていると聞きます。近年、きれいになった岸壁の歩道は、観光客が多く訪れ、人力車などが通行しているのを目にします。また、一本中に入った旧国鉄手宮線のオープンスペースの歩道は、手宮方面から小樽駅方面まで続く歩道を多くの市民が利用し、植樹した木や花が市民を楽しませています。

そこでお伺いしますが、運河公園広場を中心に、コロナ禍でなくなったイベントや催し、企画について、今後の再生・再開について、今後どのように取り組んでいくのか、現状や本市が行う対策などをお聞かせください。

次に、新型コロナウイルス感染症による児童・生徒の学習への影響について、お聞きします。

文部科学省によると、小・中学生を対象にしたデジタル端末機器の購入費を大幅に増やしていると聞きます。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応する緊急経済対策の一環で、小・中学生全員にパソコンやタブレット端末を1台ずつ配る政府のGIGAスクール構想が今年中に配備される見通しと聞きます。

また、全国でも最も普及する佐賀県では1.8人に1台、愛知県では7.5人に1台と、自治体間でパソコンの格差があります。全国平均では5.4人に1台と聞きます。道や本市の小・中学校におけるパソコンの整備状況と、休校が続く中、学びの機会を保障する、アプリを使った簡単なオンライン授業など、パソコン利活用について、現在の状況をお聞かせください。

次に、6月5日、文部科学省は、小・中学校の教科書のうち、授業外で学ぶことができるとする通知を全国の教育委員会に出し、その内容を例示したと聞きます。この概要について、お聞かせください。

この通知では、オンラインや学習指導員の活用、地域や家庭との連絡、個別指導など、配慮が示されたとも聞きます。本市では英語の教科書やプログラミング教育が始まる中、教える内容の肥大化や教員不足など問題がある中、増員される学習指導員について、子供たちの学習の支援を担保するようよろしくお願いいたします。

最後に、就学援助などについてお聞きいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの小・中学校が長期休業を強いられ、この間、給食が食べられなくなった子供たちのために、約3割の自治体が、就学援助を受けている世帯へ昼食代の支給を決めたと聞きます。例えば、コロナ禍で出費がかさんだり、経済状況が困窮した家庭など、子育て

支援の一環として、富山県滑川市は今年度小・中学生の給食費約1億3,200万円を無償化したと聞きます。また、千葉県浦安市は、6月から8月、市立の小・中学校に通う約1万2,600人の給食費を徴収しないと聞きます。目的は新型コロナウイルス感染症による家計負担の軽減で、予算は約1億円と聞きます。山口県下関市でも1学期分の給食費を無償化、愛知県岡崎市、豊田市も給食再開から3か月間は無償とする方針と聞きます。昼食代の支給を決めた多くの自治体でも、手続に時間がかかり、実際の支給が学校再開後になった例があったと聞きます。

そこで、本市は休校中の子供の食の支援について、具体的な取組をしていましたか。お尋ねいたします。

次に、神戸市では、大型連休明けから就学援助の対象者約1万5,000人の家庭に、米やレトルトカレー、サバの缶詰など20品目3,000円相当の品物を届けたと聞きます。では、小・中学校が休校した日から学校給食センターで発注して調達した食材は使用されなくなったと考えます。どのように処分したのか、お聞きいたします。

次に、学校給食の実施率は100%に近い都道府県が多い一方、神奈川県の中学校では学校数で半分もなく、滋賀県、京都府では7割程度と聞いています。給食の事情に詳しい跡見学園女子大学鳳咲子教授によると、給食がないと弁当などを用意できない生徒がきちんと栄養を取れる機会が減ってしまう。給食は広い意味で社会保障であり、子供の貧困が社会問題化する中、貧困救済としての給食の役割は何ら変わらないと言います。

では、この食のセーフティーネットとして、子ども食堂の役割が重要と考えますが、この間の活動を分かる範囲でお聞かせください。

子供を支援する団体や公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンなども、休校中の職員による見守りを求め、文部科学省は4月21日、全都道府県教育委員会に対し、2週間に1回程度、学校が電話などで心身の状態を把握するよう通知していますが、本市の教育委員会では、小・中学校に通知した後、児童・生徒の見守りはできたかどうか、具体的な状況をお聞かせください。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 山田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、寄附制度に関連して御質問がありました。

まず、本市のふるさと納税制度創設からの状況につきましては、平成20年度に本市の歴史的な産業遺産等を生かし、個性豊かなふるさとづくりに資することを目的とした、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金を設置するとともに、寄附者へは本市の総合博物館や文学館、美術館などの入館料が減免される小樽ファン認定証を贈呈しておりましたが、より多くの方々に応援していただくため、平成28年度に市外居住者の寄附者に返礼品の贈呈を行うこととしました。その際、寄附される場合に、寄附金の使い道の選択肢を増やすため、小樽市ふるさと応援基金を新たに設置したものであります。

さらに本年5月25日には、小樽市新型コロナウイルス等感染症対策資金基金を設置し、新型コロナウイルス等の感染症対策への寄附もふるさと納税の対象としたところであります。

次に、ポータルサイトへの支払い額及び事務経費等の推移などにつきましては、まずポータルサイトへの支払い額は、平成28年度から令和元年度までは定額制で、年額約5万円となっており、30年度に限り、寄附者を増やすための機能の付加分として、約5万円を加算して支払っております。

なお、今年度からはポータルサイトの定額制が廃止されたため、毎月寄附額の5%を支払っております。

その他返礼品の調達や発送などの事務経費は、平成28年度約600万円、平成29年度約3,900万円、平成30年度約4,900万円、令和元年度約5,500万円となっております。

また、ポータルサイトによるメールマガジンにつきましては、現在、本市では活用しておりませんが、サイト増設に伴い、その有効性を検討してまいりたいと考えております。

さらにポータルサイトの数につきましては、現在一つのサイトですが、今年度中に二つのサイトを増やして、合わせて三つのサイトにする予定であります。

次に、総務省によります、ふるさと納税制度の見直し要請等につきましては、一部自治体において過剰な返礼品や広告などが見受けられたことから、平成29年に総務省から返礼割合を3割以下にすることや、返礼品を地場産品にするよう見直しの要請がありました。その後、31年3月の地方税法改正法の成立により、総務大臣によるふるさと納税指定制度が創設され、その指定基準において、ふるさと納税の募集を適正に実施すること、返礼品は返礼割合を3割以下とすること、返礼品は地場産品とすることが示され、この基準を満たした自治体が指定を受けられることになりました。

本市におきましては、返礼品の中に地場産品かどうか判断が難しいものがありましたので、後志総合振興局に確認をした上で返礼品の整理を行い、令和元年6月1日に総務大臣の指定を受けたところであります。

なお、仮に指定が受けられなかった場合は、本来、寄附者が受けられる寄附金の特例控除が対象外となるものであります。

次に、ふるさと納税の本市の方針につきましては、より多くの方々に本市の魅力を伝え応援していただきたいと考えておりますことから、ポータルサイトを増やし、併せて魅力ある地場産品の返礼品を発掘することや、既存品のリニューアルなど、強化に努めていきたいと考えております。

また、小樽市収支改善プランにおいて、平成30年度の寄附額と比較して、毎年1,000万円ずつ増加させる目標を設定していることから、その目標が達成できるよう、今後も寄附額の増加を図ってまいりたいと考えております。

次に、職員による基金への寄附につきましては、議員の御指摘のとおり、寄附は職員が自発的に判断して行われるべきものと認識しております。

次に、基金の目標額や使途につきましては、今回の基金の設置目的は、新型コロナウイルス等感染症に対応する経済対策や医療従事者への支援等であることから、今後、使途については、この目的を達成するために効果的な事業を厳選し実施する財源として活用したいと考えております。

なお、基金の目標額は、寄附される方々の善意の結果でありますので、特に設定はしておりません。

次に、市民が寄附しやすい申込み方法の改善につきましては、新型コロナウイルス等感染症対策資金基金の設置により寄附者が増加していることから、改めて寄附申込書の様式の見直しなどを行い、寄附される方々が利用しやすくなるよう改善してまいりたいと考えております。

次に、海水浴場について御質問がありました。

まず、神奈川県が定めた海水浴場等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガイドラインにつきましては、例年、県下の海水浴場に、県内外から300万人を超える多くの来場者があり、感染リスクの高い、いわゆる三つの密状態となることが想定されることから、県がその対策として、専門家の意見を基に定めたものと承知をいたしております。

このガイドラインの要点につきましては、一つ目として、ソーシャルディスタンスの確保のため、砂

浜に一定の間隔で目印の設置を行うこと。二つ目として、ライフセーバー等監視人用に、マスク、フェイスシールドなどの个人防护具を備えること。三つ目といたしまして、浜茶屋などの飲食店等施設の密集を避けるために、施設の利用を完全予約制とすること。四つ目は、イベントは中止すること、五つ目といたしまして、開設する場合は地元自治体の了解を得ることなどを定めており、これら全ての事項を完全に遵守できない場合には、海水浴場の開設をしないよう求める内容であると承知をいたしております。

次に、今年の海水浴場に対する本市の対応につきましては、市内では、今年も六つの海水浴場組合が北海道に開設届を提出し、6月下旬からの開設に向けて、現在準備を進めているところであります。

海水浴場は、各組合が開設し、適正な管理運営を行うことにより海岸の秩序が保たれ、安全で快適な環境が維持できると考えていることから、本市といたしましても、海水浴場開設に向けて、各組合と安全面や衛生面で連携した取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、去年のドリームビーチ海水浴場の状況につきましては、特段苦情は寄せられておらず、大きなトラブルはなかったものと認識しております。

次に、海水浴場における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、海水浴場の開設に当たり、本市及び開設者に対して北海道から通知があり、北海道が策定した新型コロナウイルス感染症対策に関する基本指針に基づき、新北海道スタイルを実践するほか、北海道コロナ通知システムの活用など、感染症防止対策の徹底について要請されております。

この内容につきましては、各海水浴場組合のほか、関係機関で構成する小樽市海水浴場管理運営連絡協議会において、周知と取組の徹底を要請したところであり、各組合においても、開設期間中の入場制限、マスクの着用や小まめな手洗い、テーブル、椅子、トイレなどの消毒洗浄などのルールを定めているところであります。

また、海水浴場の開設期間中には、小樽警察署、小樽海上保安部、北海道などの関係機関と連携し、パトロール等を実施する予定であり、必要に応じて各組合や事業者への指導を行ってまいります。

こうした取組を通じて、利用者に安全・安心な海水浴場を提供してまいりたいと考えております。

次に、港湾や北運河について御質問がありました。

まず、小樽港港湾計画改訂等の進捗状況につきましては、小樽港長期構想の策定につきましては、小樽港の目指すべき姿や基本目標、これらに基づいた将来のプロジェクトなどの素案を検討する第3回小樽港長期構想検討委員会を本年3月に開催予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から延期をいたしております。現在、7月の開催に向けて調整をいたしており、最終的には11月頃に予定をしている第4回委員会後に取りまとめを行い、計画どおり年内に策定してまいりたいと考えております。

また、港湾計画の改訂につきましては、本年1月から既存施設の利用状況や取扱貨物量などについて整理、分析を行っており、4月からは企業ヒアリングを行いながら、将来の貨物量推計や港湾整備の計画などについて検討していく予定でありましたが、長期構想の第3回委員会開催と企業ヒアリング時期の遅れにより作業に影響が生じたことで、当初の目標であった令和3年3月から同年7月へ変更してまいりたいと考えております。

次に、第3号ふ頭を核とした魅力づくり連絡会議の進捗状況につきましては、令和元年6月の第1回以降、これまで計6回開催し、埠頭周辺の利用状況、土地利用に関わる規制、他港の整備事例などの情報共有のほか、この区域に導入すべき機能、整備コンセプト、民間投資も見据えた施設の配置計画などについて、意見交換を行っております。

現時点では、既存施設の利活用や官民の役割分担などの課題を整理している段階であり、具体的な内容をお示しできる状況ではありませんが、今後も引き続き会議を進め、本年末をめどに意見集約を図ってまいりたいと考えております。

次に、観光船につきましては、まず、係留の許可をするときの条件につきましては、ごみのポイ捨てや、利用者の車両の路上駐車を厳に慎むこと、また、小樽市港湾施設管理使用条例及び同規則や関係法令を遵守することとしております。

また、小樽港を発着場所とした海上観光ルートの種類につきましては、大別して積丹方面、浜益方面、青の洞窟、小樽港内、小樽運河をそれぞれ周遊するルートの合わせて5ルートがございます。

次に、観光船の係留場所の集約につきましては、北運河のはしけの撤去後の場所についても活用を検討しておりますが、現在、策定作業を進めている小樽港長期構想の中で観光船を含めた小型船舶の係留場所について検討を行っており、効率的で安全に運用が図られるよう整備したいと考えております。

また、乗船場所については、乗船客の利便性や安全性などを考慮し、第3号ふ頭基部に小型船だまりを設けて、できる限り集約したいと考えております。

次に、運河公園でのイベントにつきましては、例年5件程度のイベントが実施されておりますが、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、直近のものは中止または未定となっている状況であります。5月25日の緊急事態宣言の解除を受け、イベント開催の動きが見込まれますが、開催に当たっては感染拡大の場とならないよう、北海道が示している新北海道スタイルの遵守を主催者に呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症による児童・生徒への影響について御質問がありました。

子ども食堂の活動状況につきましては、市内の子ども食堂は、現在民間で実施している5か所がありますが、国・北海道の緊急事態宣言を受け、利用者の安全に配慮して、3月以降休止していたことを確認いたしております。緊急事態宣言終了後は、1か所が6月初旬から再開をしており、ほかは今後の状況の推移を見ながら判断するとお聞きしているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 山田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症による児童・生徒への影響について御質問がございました。

まず、北海道と本市の教育用コンピューターの整備状況につきましては、平成30年度における教育用コンピューター1台当たりの児童・生徒数は、北海道が4.9人、本市が9.0人であります。

また、臨時休業期間中の学びの機会を保障するICTの利活用につきましては、学校によっては授業動画や教員によるメッセージ等を配信し、家庭のパソコンやスマートフォン等で視聴できるようにしたところがあり、市教委におきましても、小・中学校の学年ごとに、教科書に沿った算数、数学の授業動画と、ALTによる英語の授業動画を合わせて28本作成し、本市の児童・生徒向けに限定して配信をしており、多いものでは視聴回数が1,200回を超えた動画もあり、大変好評でありました。

次に、文部科学省からの通知の概要についてであります。6月5日付の学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等についての通知は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、長期休業中における登校日の設定や1日当たりの授業こま数を増加するなど、授業時数確保の取組を最大限行ったとしても、なお年度当初に予定していた内容の指導を本年度中に終えることが困難な場合に、あくまでも補完的な取組として、学習指導要領に定める内容が効果的に指導ができるよう、家庭など授業以外場で取り扱うことの例が具体的に示されたものであります。

次に、臨時休業中の児童・生徒に対する食の支援の具体的な取組につきましては、臨時休業が長期間となり、給食を提供することができなかったことから、児童・生徒に対する健康の保持増進と生活困窮世帯への家計補助として、児童・生徒1人当たり1万円を特別給付金として支給する準要保護世帯特別給付金給付事業を実施しており、5月末時点で就学援助の認定を受けている世帯に対しましては、6月12日に支給したところでございます。

次に、学校給食センターで調達した食材の処分につきましては、4月20日以降の臨時休業に伴い、4月30日分まで発注しておりました給食食材につきましてはキャンセルの依頼を行いましたが、一部キャンセルできなかった食材がございました。キャンセルできなかった長ネギと削り節につきましては、買い取った上で、有効に活用していただけるよう、社会福祉施設や小樽市立病院に引き取っていただきましたが、給食用にカットして解凍いたしました豚肉につきましては、衛生面から転用が難しいため、食材業者に対応を依頼いたしました。

次に、休校中の児童・生徒の見守りにつきましては、小学校では家庭訪問や電話連絡、個別に登校した児童との面談により、児童一人一人の心身の健康状態を把握しており、中学校ではこれらに加え、学校によってはメールによる相談窓口を開設し、不安や悩みの相談にきめ細かく対応しております。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 23番、山田雅敏議員。

○23番(山田雅敏議員) 今回、海の家の開設ということでお聞きしましたが、苦情などトラブルは何もなかったということでお答えをお聞きしました。では、そういう聞き取りはどちらから、この協議会から聞いてお答えを頂いたのか。その点と、それから、前例のない新型コロナウイルス感染症に対して、組合また市はどのように対応するのかでは、そういう会合を持って基本指針、新北海道スタイルを遵守するように会合を行ったとありますが、そのほか、この遵守するのに、市は、例えば最初と最後は、その開設と閉設のときには現場を見に行くのか、行かないのか、その点についてお聞かせいただいて、あとは予算特別委員会でお聞きいたします。よろしくをお願いします。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(徳満康浩) 海水浴場のことについて、私から再質問にお答えいたします。

苦情やトラブルはなかったかという、どこから聞いたかという話でございますけれども、海水浴場の管理運営連絡協議会の事務局を、小樽市産業港湾部観光振興室でやってございまして、当然、各組合員と連絡、意見交換等やってございますので、今年のそういう海水浴場の開設期間の終了後に、協議会なり各組合との意見交換の中でそういう話は聞いていない、トラブルはなかったということでの話でお答えしたところでございます。

あと、海水浴場の開設時の最初と最後に確認に行くのかというところでもございましたけれども、当然、海水浴場開設のときには、各組合に、オープニングとかもございまして行っておりますが、終了後については、全海水浴場に行っているかどうかは、少し確認できておりませんが、周辺のところには行ってございます。

一応我々は、新北海道スタイルの遵守ということで、各組合にお話ししておりますし、先般の協議会を開催したときも、それを遵守していただきたいということで。その前に、ちょうど北海道の海の担当の部局も市の観光振興室に来てございまして、新北海道スタイルの海のバージョンみたいな形のものを示していただきましたので、そのペーパーを示した形をお願いしたというところでございます。

○議長（鈴木喜明） 山田議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時10分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 一般質問します。

最初に、特殊地下ごうについてです。

戦中、小樽市内に防空ごうが掘られました。このうちの一つに、堺町から水天宮方向にかけて掘られた特殊地下ごうがあります。この特殊地下ごうは1977年度にエアモルタル填充工事が実施されています。当時の決算説明書には、桜地区と東雲地区で860万円、そのうち国庫補助金で430万円とあります。東雲地区の防空ごうは高さ2メートル、幅2メートルで、延長140メートルの防空ごうです。当時の事務執行状況説明書では、東雲地区の特殊地下ごう填充工事は、延長65.4メートルとあります。使ったエアモルタルは268.5立方メートル、1メートル当たり4.1立方メートルですから、高さと幅とほぼ合致します。

市として、1977年の工事で、この防空ごう140メートルのうち65.4メートルを充填したとの認識ですか、お答えください。

この3年後の1980年度に、水天宮下の特殊地下ごう填充工事を実施しています。事務執行状況報告書では堺小学校とあります。1980年度の工事は1977年度の工事とつながっている防空ごうでしょうか、お答えください。

1977年以降に65.4メートル以外に防空ごうを埋める工事は行われてきたのか、説明してください。

国の特殊地下壕等対策事業は、来年度までに採択された事業が対象となります。仮に後で空洞が明らかになって、市の単独事業で防空ごう対策事業を行うことになった場合、市の財政にとって大きな負担になります。ですから、防空ごうの埋め戻しには、この事業に採択される必要があります。

来年度の特殊地下壕等対策事業に採択されるための要件やスケジュールについて説明するとともに、市で単独事業として実施する場合との財政負担の比較も示してください。

1980年第1回定例会予算特別委員会では、当時の土木部長は、水天宮の参道の下部分はなかなかつかみにくい、地上にある程度影響が出た時点でまた調査も考えなければならないと思っていると答弁し、さらに、今の段階ではこれより仕方がないということで止めているが、さらに階段が下がるということであれば、どういう事情なのか、その辺の聞き取りをして、中略、穴の確認をしてエアモルタルの注入も考えていかなければならないと答弁しています。

1977年度の工事では、あと70メートルが埋まっていない可能性があります。市はこのときの工事を実施した防空ごうの上にある住宅の石垣の損害は、防空ごうに由来しないと判断しているとのこと。それならば、石垣の損害が防空ごうに由来しないと証明する意味も含め、空洞調査を実施すべきではないでしょうか、お答えください。

堺町から水天宮方面にある防空ごうの上には、防空ごうが掘られる前からあった住宅地があります。しかし、市はその石垣の修復は個人の土地だから個人負担ですとの立場です。防空ごうが原因でこの住宅の石垣が影響を受けているなら、その補償は行政が行うべきではありませんか、市長の見解を示して

ください。

次に、北海道新幹線の札幌延伸について質問します。

第1に、新小樽（仮称）駅の整備についてです。

北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会の第4回会議で、営利施設のスペースを確保しても出店は担保できないと、営利施設のない整備方針を示しました。また、示された想定では13本の列車が停車するとしています。随分と甘い想定ですが、その想定の下、駅前の整備には約12億円から13億円かかります。多目的広場や中長期駐車場の整備及び維持管理はどこが責任を持つことになるのでしょうか。その維持費をどのように捻出する予定ですか、お答えください。

また、駅前広場内に擁壁工が必要になり、段差が生じることとなります。小樽市は、この駅前広場の整備を北海道が実施することを求めています。北海道との協議はどうなっているのか示してください。

第2に、並行在来線についてです。

今年度から北海道新幹線並行在来線対策協議会で、函館本線の旅客流動調査、将来需要予測、収支予測調査を実施することとしています。新型コロナウイルス感染拡大の状況でも調査は実施されるのか、実施されるとすれば、実施したほうがよいと考える理由を示してください。実施されないとすれば、計上した予算はどうなるのか、お答えください。

2011年11月に、北海道において函館本線の旅客流動調査・将来需要予測調査を実施しています。この目的として、実態把握、将来需要予測、今後の地域交通の在り方の検討に必要な基礎資料が挙げられています。この調査結果の下でどのような地域交通の在り方が議論されてきたのか、説明してください。

この調査に基づき、小樽市としてどのような地域交通がふさわしいと考えたのか、お答えください。

なぜ2011年の調査は北海道が実施し、今回の調査は沿線自治体で半分持つことになったのか、理由と負担に対する市長の見解を示してください。

今年度実施予定の調査についても、JR北海道が情報を開示すれば、多額の予算をかけて調査する必要がありません。現在経営しているJR北海道が、旅客の動きや将来の需要予測、収支の予測を持っていないということですか、その情報が不足しているということですか、このことも踏まえ、なぜ必要と考えているのか、お答えください。

JR北海道の経営状況は、新幹線開業による赤字も含め、大赤字です。8日に発表された2019年度の営業損益は、過去最大の551億8,300万円、線区別で最大の赤字は北海道新幹線の93億4,700万円です。市長は、北海道新幹線がJR北海道全体の経営を圧迫していると考えませんか、お答えください。

並行在来線対策協議会第6回後志ブロック会議で、JR北海道は、2018年度の最終損益が約220億円、今後約70億円のコスト削減を新幹線開業までに徹底的にやり遂げていきたいと述べています。どんなふうにコストを削減するか、JR北海道提出の資料では、車両部品の解体検査の先延ばし、御利用の少ない駅や踏切の見直しとあります。まさに安全を軽視し、利用者に負担を押しつける内容となっています。市長は、この会議の中で、この安全軽視の経営姿勢を聞いてどう思いましたか、感想を聞かせてください。

さらに、函館本線の土木構造物の大規模修繕、更新費用は今後20年間で64億円、車両の更新費用は62億円に上ります。JR北海道は、経営分離を大前提に、大規模な更新を行わないことが十分に想像できます。事実、協議会でも、「劣化の進み具合でこれから計画を立てていきますが、いつこれを掛け替えるかというのは今現在持っていません」と、計画がないことを明らかにしました。

昨年8月、並行在来線関係道県協議会は、並行在来線への財政支援を国に要請しました。調査よりも、国が並行在来線の維持補修や経営への財政支援または鉄道以外の選択肢を選んだ場合の財政措置を明ら

かにすることが先ではないですか。国が財政措置できないのであれば、JR北海道による経営分離を条件から外すべきと考えませんか、お答えください。

新幹線の延伸に前のめりで、日常的に使われる在来線の鉄道整備がおろそかになっています。今必要なことは、札幌間で削られたエアポートの復活など、函館本線の充実です。市長の見解をお聞かせください。

以上、再質問は留保いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の御質問にお答えいたします。

初めに、特殊地下ごうについて御質問がありました。

まず、昭和52年度の工事でエアモルタルを充填した東雲地区の防空ごうにつきましては、推定延長140メートルのうち65.4メートルを充填したものと認識しております。

次に、昭和55年度と52年度に工事を行った防空ごうにつきましては、過去の調査によりますと、それぞれ別の防空ごうであり、つながっていないものと考えております。

また、52年度に工事を行った防空ごうにつきましては、それ以降、市による充填工事は行っておりません。

次に、特殊地下壕等対策事業の採択要件等につきましては、戦時中に旧日本軍、地方公共団体、その他これに準ずるものが築造した防空ごう等であること、陥没、落盤、または壁面のひび割れ、出水等が顕著となっており、建築物等に対する危険度が増し、放置し難い特殊地下ごうの全部または一部の埋め戻しを行う事業であること、当該事業は、地方公共団体が行うこと、1か所当たりの事業費が200万円以上であることなどとなっております。

スケジュールにつきましては、例年、春と秋に補助事業の新規箇所についての要望調査があるほか、緊急対応が必要な防空ごうが発見された場合は、随時、北海道を経由して国への相談は可能とのことであります。

また、市の単独事業として実施する場合との財政負担の比較につきましては、具体的な事業費はお示しできませんが、補助事業の場合は、国の補助率は事業費の2分の1以内とされておりますが、残る市負担分の8割は、特別交付税で措置されるため、市の実負担は少なくとも事業費の1割となります。

一方、単独事業の場合は、事業に要する経費の5割が特別交付税で措置されるため、残る市の実負担は5割となりますので、単独事業とした場合の市の財政負担は補助事業の場合と比較して、最大で5倍ということになります。

次に、空洞調査の実施につきましては、昭和52年度の工事から40年以上経過しておりますが、御質問にあった石垣に沈下が見られないことに加え、周辺の家屋や道路などについても変状が見られないことから、市といたしましては、適切に工事が行われたものと認識しており、空洞調査を実施する必要はないものと考えております。

次に、石垣の修復に関わる補償につきましては、ただいま申し上げたとおり、適切に工事は行われたものと認識しており、石垣への影響はないものと判断していることから、市として補償する考えはありません。

次に、北海道新幹線の札幌延伸について御質問がありました。

まず、北海道新幹線新小樽（仮称）駅前前の多目的広場や中長期駐車場の整備等につきましては、そ

の事業主体となる市が責任を持つことになると認識をしております。

なお、維持費については運営手法等が決まっていないことから、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、駅前広場の整備に関する北海道との協議につきましては、現在、都市計画決定に向けて擁壁の設置や歩車道の線形など、技術的な協議を進めているとともに、北海道による事業実施について引き続き要望をしているところであります。

次に、並行在来線の旅客流動調査等につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、調査業務の発注を見合わせているところであり、今後、北海道新幹線並行在来線対策協議会において、実施時期を検討する必要があるものと考えております。

また、当該調査業務に関わる本市の協議会負担金予算の取扱いにつきましては、調査の実施時期により変わってくるため、現時点では定まっております。

次に、平成23年の旅客動向調査等に基づく議論につきましては、協議会の後志ブロック会議において、並行在来線の現状及び将来の利用状況について共通認識を図るとともに、調査結果を踏まえた上で、国の支援制度や鉄道及びバス転換の事例などについて、調査研究、意見交換等を行ってきたところであります。本市といたしましては、今後、協議会の中で検討や議論を深め、沿線自治体と連携を図りながら地域交通の在り方について判断してまいりたいと考えております。

次に、平成23年と今回の調査における費用等につきましては、23年の調査は、協議会がまだ設置されていなかったことから、北海道が単独で実施したものであります。今回の調査は、協議会の事業として行うこととなり、その費用については、構成団体である北海道と沿線15市町で半分ずつ負担することが協議会において提案され、私としましては、調査の目的、内容、負担割合等について妥当であると判断し、同意をしたものであります。

次に、北海道旅客鉄道株式会社が持つ情報の活用等につきましては、このたびの調査は、経営分離後の第三セクター鉄道及びバス転換に関わる収支見直し等を調査するものであり、利用目的や乗降駅など、より詳細な情報が必要となるため、現在のJR北海道の情報では不足をしており、改めて協議会において実施するものであります。

次に、JR北海道の経営状況についての見解につきましては、現時点における北海道新幹線の営業損失は、御指摘のとおり線区別では最大の赤字となっておりますが、北海道新幹線は、札幌延伸により本来の開業効果が発揮されるものと認識しておりますので、将来も含めた経営の影響については、現時点で判断できるものではないと考えております。

次に、JR北海道のコスト削減策に対する感想につきましては、昨年の後志ブロック会議においてJR北海道から安全基準を絶対に維持するとの発言の後、経営自立のための収支改善策について説明があったものであり、安全を前提としてコスト削減の企業努力を行うものと受け止めたところであります。

次に、調査より先に国の財政支援を明らかにすることにつきましては、経営分離後の収支予測調査等を行うことにより、具体的に必要となる国の支援を見定めることができるため、どちらが先かという観点ではなく、早期に調査を実施する必要があるものと考えております。

なお、経営分離については、整備新幹線着工に当たっての基本的な条件の一つとして、既に沿線自治体と共に同意したものであり、これを変更することにはならないものと考えております。

次に、函館本線の充実につきましては、本年3月のダイヤ改正において、快速通過駅の利用増に対応した区間快速の各駅停車化や、札幌―小樽間における朝の通勤時間帯の増発及び観光需要に応じた快速運転時間帯の拡大のほか、小樽―長万部間への新型車両の投入などが行われており、JR北海道におい

て、状況変化に応じて必要な対策を行っているものと捉えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 20番、小貫元議員。

○20番(小貫 元議員) 再質問をいたします。

まず、特殊地下ごうについてですが、答弁では結局65.4メートルしか埋めていないし、40年以上、工事をしてからたっているけれども、空洞調査も今まで実施していないという話なのですが、私が心配なのは、40年以上たっても、当時の充填した工事で、現在も空隙が生じていないということが確定できるのかというところ。エアモルタルの性質として流動性が大きくて、水中での材料分離が起きる、所定の空隙の充填を確実に行えないという問題点が過去にありましたけれども、現在の充填剤は、多分改良が重ねられていると思うのですが、私はこれは、本当に空隙がないというふうに言い切れないのではないかと思うのですけれども、答弁では問題ないという話でしたが、市として、絶対に当該の防空ごう跡に空隙がないと言えるのかどうか、これにまず一つお答えください。

あと、補償する考えはないということで、石垣ですけれども、市の対応について答弁があったのですが、ただそれだと、これまでの延長線のやり取りが近隣の住民と行われるだけで、問題の解決になっていかないと。私は市と住民との見解の相違を埋めていく努力というのを行っていかないと問題の解決にはならないと考えています。

それで、市として、結局、今までのとおり説明をして、住民の理解を得られると考えているのか、そのことにお答えください。

次に、札幌延伸の関係ですと、まず、新駅の整備について、市が主体となってやっていくけれども、財源はまだ決まっていない、今後の検討だという話でしたが、まずこれ、なぜその辺が決まっていないのか、理由を示していただきたいと思うのです。

どういう財源を使うかによりますけれども、新駅の予想の人数というのは、小樽市内の在来線の主な駅と比べて少ないというのは、もうこれまでの議論で明らかなのですが、私たちが毎年のように小樽築港駅だとか銭函駅だとかを除雪してくれといてもやってくれないのです。新駅よりもはるかに多い人数なのです。それなのに、多分、新幹線の新駅は、きれいに除雪されることになるのだろうと。そうなると市民に対して不公平な扱いになっていくのですよね。その辺の財源をしっかりと示してやっていく必要があるのではないかとと思うのです。

それと、結局決めていかないと、この維持管理費というのが市財政への大きな影響になると思うのですが、この辺はどういう議論をされているのか、お答えください。

次に、並行在来線について、沿線自治体に負担を全体的に押しつけられていることに対して、容認する答弁だったと考えています。この点については、端的に言えば、国の責任をどう考えているのかということころなのです。

JR北海道の経営について、北海道新幹線が圧迫しているのではないかとということについては、現在、判断できないのだというようなことでしたけれども、結局、その間にも、北海道内でどんどん廃線が進められていると。これは、やはり北海道新幹線もそうだし、そもそも地域の路線というのは国が責任を持つものだというふうには私は考えているのですが、まずその根本的な考えはどう思うのかというのを市長の考えをお聞かせください。

それとその上で、経営分離との関係は、着工の条件だから関係ないみたいな答弁だったのですが、あと、調査と国の財政措置についても、どちらが先かという話にならない、取りあえず調査を先行させるのだという話でしたが、ただ、本来、国やJRグループ全体で北海道の鉄道網をどうするかという責任も

含めて、国民の移動する権利、交通権を保障するというのが国の責任だと私は考えていて、その後始末を自治体に押しつけるということが今行われていると。

だから、やはりどうしても、そういった経営分離が前提だと言うのならば、これは国、調査との関係は置いておいても、まず、国の責任というのがどうあるべきかというのが、財政負担の問題で国の責任がどうあるかというのを明らかにすべきだというのが質問の趣旨なのですが、これについて再度答弁をお願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

1点目は、空洞が工事を行ってから40年以上経過をしているということで、空洞がないと言い切れるのかということと、それから、補償する考えはないのかという二つの質問があったかと思えます。

先ほど答弁をさせていただいたことの繰り返しになりますけれども、私といたしましても、先日来、担当から経過を聞いておりますが、御質問にありました石垣に沈下が見られないということ、あるいは、その周辺の家屋や道路などについても変状が見られないということで、いわゆる過重の問題からいっても、防空ごうとの関連性が非常に低いということで判断を市としてはしているわけでございますし、一方で、工事についても適切に行われてきたということでもありますので、繰り返しの答弁にはなりませんけれども、関連性がない以上、補償する考え方はないということでございます。

それから、次に、新駅の考え方でございますが、多目的広場ですとか、中長期駐車場の整備に関しての維持費について、現在検討を進めている、今後検討を進めていくということでもありますけれども、新駅にどのくらいの新幹線が停車するかどうかということは、今、官民の協議会の中でも議論をさせていただいております。より多くの列車に止まっていただくような戦略をこれから考えていかなければならないということで、どれくらいの停車があるかどうか、そういったことも含めて、駐車場なり多目的広場がどれくらいの利用があるかということも含めて考えていかなければなりませんので、そういったことも含めて維持費については今後検討し、費用については算定をしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、並行在来線の地元の負担についてでございますけれども、先ほども答弁させていただきましたが、今回の協議会において提案されておりますけれども、私といたしましては、この調査の目的、それから内容、負担割合等については妥当であると判断をしているところでございます。

それから、最後の御質問は、経営分離の関係で国の責任はどうあるべきかというようなお尋ねでございましたけれども、全体を通じて、国に対して必要があれば要望するべきところは要望していきながら、この問題の解決に向けて取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

○20番（小貫 元議員） 再々質問いたします。

少しずれている部分もありますけれども、地下ごうの問題は、再質問では補償すべきだという質問をしたわけではなくて、そこに住民との見解の相違が今生じていて、それが埋められていないと。ただ、本質問に対する答弁だと従来の対応どおりになってしまうと。それでは問題の解決にならないということで、どういうふうに住民の対応をしていくのかと。市は地下ごうとの関係はありませんと言っている。ただ、住民は地下ごうが原因なのではないかと言っていると。そういう面で、私は証明するために、

空洞調査をやったらどうかと言ったら、市はそれはやりませんと言ったと。それだったらどういう方法で住民に対して、これは一般の石垣の崩れですよということを納得させるのかという、そこはどのような対応を取るのですかというのが、今までどおりなのですかと。それはあなたの責任だから、あなたのところでやりなさいと言うだけで終わらせるつもりなのですかというのが質問の趣旨ですので、これについてお答えください。

もう一つ、国の責任の問題ですが、必要があれば求めていくという話なのだけれども、根本的に私はそうではないと思うのです。市長がどう考えるかというのはありますが、全国の鉄道網を今、特に北海道が問題になっていますけれども、国がやはり、どのみち第三セクターにしたって、バス転換にしたって赤字なのですから、それだけで経営は成り立たないのですから、そこに対して、国が責任を持つべきではないかという立場になるかどうかという、そこについてはいかがかということでお聞きしたいと思います。その2点、お答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（西島圭二） 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

まず、最初の特種地下ごうにつきましては、住民との見解が違う中で、今後どうやって納得させていくのかという御質問ですけれども、基本的には、これまで同様の説明を繰り返すことにはなるのですが、まず、ここの石垣の状況といたしましては、石垣の上部の一部の間知石が前方に浮き出ているということで、いわゆるはらみ出しの状態になってございます。これは原因としては、何らかの水平方向の力がかかったものというふうに考えてございます。どのような水平力かは断定はできませんけれども、可能性のあるものとしては、地震力による水平力、または盛土した部分の土の横滑り、もしくは、可能性としては、樹木の根が成長して、そこに影響を与えている場合など、そういったものが考えられます。

一方で、防空ごうがもし崩壊したということになりますと、石垣には今度は水平方向ではなく鉛直方向の力がかかりますので、そういった意味では、先ほど答弁にもありましたように、石垣の沈下、または周辺道路や宅地などの陥没などが当然見られてくるというふうに考えております。こういったものが今のところ一切見られておりませんので、この辺のことをより丁寧に、ここの住民の方に説明をして、納得していただくよう努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、並行在来線の国の責任についてでございますが、先ほど市長からも答弁がありましたとおり、並行在来線に関しては、一応現在、それこそ並行在来線関係道県協議会ですとか、全国市長会を通じて、支援措置の充実について要望しているところでございます。これは、当然、国にも、やはりその辺の責任を持っていただきたいという趣旨での要望事項でございますので、そういった趣旨で、これからも要望を続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木喜明） 小貫議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

（19番、高野さくら議員登壇）（拍手）

○19番（高野さくら議員） 一般質問します。

最初に、町会への支援についてお聞きします。

現在、人口減少や少子高齢化がますます進行し、地域における人と人とのつながりが希薄化しています。その一方で、高齢化、単身世帯の増加の中、子育てや介護環境、災害に対する備えなど、市民ニー

ズや地域が抱える課題が複雑、多様化する中で、市民が安心して住むために、住民と自治体が安全で安心なまちづくりのために協力しなければならない場面も広がっています。

市内では、2018年度7月現在で、約4万6,250世帯が町会に加入しており、住民基本台帳世帯数に対する町会加入率は約72.2%となっており、1987年加入率92.1%のピーク時に比べ減少傾向が続いています。私は、町会のコミュニティー活動は、安心・安全なまちづくりのためにも重要な役割があると考えていますが、近年、町会加入率の減少、会員減に伴う町会費等の収入減、役員の高齢化、成り手不足等の大きな問題が起きており、町会活動や運営が困難となり、解散した町会も出ています。市長はこうした町会の現状について、どうお考えでしょうか。市長の所見をお聞かせください。

先日、町会の役員をされている方にお話を伺いました。町内に住んでいても町会に入る人も減っているから、町会として活動するのも困難がある。また10年ほど前は、町会館で葬儀利用される方も多く、葬儀利用だけで会館維持も何とかなっていたけれども、現在は葬儀利用も年間1件から3件ほど、会館によってはゼロ件というところもある。新型コロナウイルス感染症の影響で、毎週会館を利用していた団体もキャンセルが続いているので、年間300万円かかっている会館維持費の支払いも町会費だけでは大変になっている。町会館の照明をLED化するとき、市の補助があればと話していました。

現在、小樽市が実施している町会活動への助成制度は、町会館等の新築・改修時の助成が対象となっていますが、町会館の照明器具をLEDに交換する場合は助成の対象に入りますか。

また、対象にならないとすれば、維持費を軽減するためにも、照明器具をLEDにする場合も助成対象にするお考えはありませんか。お答えください。

市のホームページを見ますと、小樽市が実施している町会活動への助成制度は、町会活動や青少年育成活動への助成などがあります。しかし、町会の役員をされている方も助成があることを知らなかったという方や、市のホームページを見ても何が助成対象に含まれるか分からないという声もありました。具体的な例も出して、周知に改めて改善する必要があるのではないのでしょうか、お答えください。

昨年9月に行われた、しあわせな地域づくりのための市民アンケートの中で、地域活動に参加している方の68.7%が町会活動と答えています。町会活動など、地域の活動に参加されていない方の理由には、どんな活動があるのか分からないが25%を超えており、分からないから活動していないという方も一定数いることが分かります。町会の加入者を増やすために、市としても力を入れる必要があるのではないのでしょうか、お答えください。

次に、性的指向及び性自認により困難を感じている方々の権利保障と支援の拡充についてです。

以前、市民の方からパートナーシップ制度の導入、差別のない社会を求め相談があり、この間、議会で取り上げさせていただきました。LGBTなど性的指向、性自認におけるマイノリティーの方々は、最近の民間団体の調査では、日本では人口の8%から10%前後、10人から13人に1人とされています。

例えば日本人に多い名字の上位4位の佐藤、鈴木、高橋、田中の合計が約641万人と日本の人口の5%、20人に1人の割合なので、それよりも多いことになります。そう考えると、決して少なくない人数ですが、性的マイノリティーと言われている当事者の方々は、差別されるなど、人知れず悩み苦しんで孤立してしまう方が多いと言われています。当事者の皆さんが抱えている生きづらさを市長はどのように感じていますか。

現在、同性カップルの権利保障を進めるパートナーシップ条例、制度の推進が、2015年東京都渋谷区を皮切りに、2020年5月現在では51自治体まで広がり、今後も増えることが予想されます。以前、議会で私は、本市もパートナーシップ制度の創設を求めてきましたが、森井前市長の答弁では、制度創設の前に、社会全体で性自認や性的指向における多様性を認められるよう意識啓発した上で、他都市の状況

を見ながら、その後は考えてみたいとの答弁でしたが、小樽市として、その後どのような意識啓発の取組を行ったのでしょうか。

他市では、当事者の願いに対する取組としてパートナーシップ制度の創設を行っています。本市も第7次総合計画の中で、初めて、性の多様性は個人の尊厳に関わる人権の問題と捉え認識していく必要性と性的少数者への理解を深める文言が書き込まれました。自分たちの存在を公的に認められていないという深刻な困難を抱えている方々の生きづらさを少しでもなくし、性の多様性を尊重する取組として、改めてパートナーシップ制度の創設を求めます。お答えください。

性的マイノリティーの方が自分のセクシュアリティを自覚するのは、小学生から中学生までの学齢期が多いと言われています。また、性的マイノリティーの方は、社会や地域の無理解や偏見等の社会的要因によって自殺念慮の割合が高いことから、2017年の国の自殺総合対策大綱にも、性的マイノリティーへの支援の充実が掲載され、性的マイノリティーに対する教職員の理解促進と、学校における適切な教育相談の実施等が促され、教育現場で取り組む必要性が掲載されています。

子供たちが自己形成を図りながら、健やかに育つためには、子供の頃から一人一人が主体的で多様な生き方を選択し、互いの価値を認め合うことを学ぶ必要があります。

そこで伺いますが、2015年4月に文部科学省から出されたセクシュアルマイノリティーの子供への配慮を求める通知後、教育委員会としてどのような取組をしたのか伺ったところ、性的マイノリティーの方がいたら対応するという答弁であり、配慮に対して不十分に感じられました。その後、どのような取組をしたのでしょうか。

以前、議会の質問で、市が設置している公共トイレの表示の改善、多目的トイレ、誰でも使えるトイレの推進を質問したところ、他都市の先進的な取組を調査して対応していきたいとの答弁でしたが、その後、トイレの取組はどうなっていますか、お答えください。

トランスジェンダーなど、性別にとらわれることに苦痛を感じる方への配慮として、市が作成する書類などの性別欄について、法的に義務づけられたものや事務上必要とされるものを除いて、不要なものは削除することを求めます。

市が行うアンケートなどで男女の性別欄が必要な場合でも、男性・女性の欄以外に、その他の性自認の欄を設けるなど、配慮することが必要ではありませんか。

また、市営住宅の入居要件において、同性カップルも異性間の事実婚に準ずる取扱いを行うなど、柔軟な施策の推進検討をしてみたいかがでしょうか、お答えください。

相談窓口についても、電話での相談窓口の設置を求め、性的マイノリティーに関する悩みについては、男女共同参画課が担い、明確化や周知もしていくとの答弁でしたが、現在も相談窓口の設置がされておらず、市民の方が相談したいと思っても担当課が分からなければ相談もできません。札幌市やほかの自治体のように、市のホームページにアクセスすると性的マイノリティーの問合せ先が分かるような掲載をしていただきたいと思います、いかがですか。

最後に、学校給食についてです。

2月27日、政府は、新型コロナウイルス感染症拡大の対応として、全国一斉の小・中学校等の休業要請を発表しました。これに伴い、全国で学校給食に農産物、食品を納入していた農家、食材納入業者に大きな混乱がもたらされました。小樽市内の小・中学校の給食は2か月前からメニュー表を作成し、事業者をお願いをしているわけですから、当然、今回の学校休業に伴い、学校給食関係事業者にも影響がありました。学校給食関係事業者の影響や現在の状況はどうなっていますか。

学校の臨時休業に伴い、発注した学校給食の食材など、どの程度キャンセルをしたのか、また、キャ

ンセルができなかった食材についてはどうしたのでしょうか。

ある水産業者の方は、この間の学校休業に伴い、食材の保存等など経営に影響が出ていると話しています。キャンセルが間に合わなかった食材だけではなく、学校給食センターから発注を受けて産地に発注済みのものなど、給食食材を扱う給食関係事業者の負担について、国の責任で補償するように市として求める必要があるのではないのでしょうか。

保護者の方から学校給食費について相談がありました。3月休業のときには学校給食費の支払いがなく、4月も途中から学校が休業となっていたから給食費は半額なのかと思っていたら、口座を見たら全額引き落としされていた、なぜなのだろうか、後で食べていない給食費は戻ってくるのだろうかなど疑問の声が出されていました。

3月10日、文部科学省の3月2日から春季休業までの臨時休業に伴う学校給食休止についての通知文書では、臨時休業期間中の学校給食費については返還等を行い、保護者の負担にならないようにすること、学校給食費を保護者へ返還するために要する費用を国が補助すると記載されていましたが、6月からの学校再開を考えると、この通知文書よりも1か月以上長い学校休業となります。4月以降、国や道からの補助金はなかったのでしょうか。4月以降の食べていない給食費を返還することや、ほかの自治体のように6月の給食費として扱う考えはないのでしょうか、お答えください。

以上、再質問を留保して、終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、町会への支援について御質問がありました。

まず、町会の現状につきましては、市と町会長との定例連絡会議などで町会の役員の方々から直接お聞きしているところであり、人口減少や高齢化が進むことで町会活動の運営などに様々な支障が生じていることは承知をいたしております。

町会は、地域コミュニティーの維持や協働のまちづくりには欠かせない存在でありますので、町会活動の維持に向けた対策は急務であると認識をいたしております。

次に、町会館の改修等に関わる助成制度につきましては、500万円を上限として工事費の2分の1を10年に1度助成するものであり、主に屋根や外壁改修等、老朽化対策などを想定した大規模な補修工事を対象としております。

照明器具のLED化のみの工事については、本助成制度の対象とはしておりませんが、他の改修工事と一体で行うことなどにより該当する場合がありますので、事案ごとに町会関係者から工事内容をお聞きし、該当の可否を判断しているところであります。

次に、町会に対する助成事業の周知につきましては、御指摘のとおり周知不足の面もありますので、ホームページの掲載内容を見直すとともに、小樽市総連合町会を通じて各町会に分かりやすくお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、町会の加入者を増やすための取組につきましては、町会を維持するための加入促進対策は、市としても重要な課題であると捉えており、これまでも広報おたるや市のホームページにおいて町会加入についての啓発記事を掲載するほか、転入や転居で異動の届出に來られた方に町会の加入を呼びかけるチラシをお渡しをしております。

今後も引き続き、さらによい方法がないか、他市の取組も研究し、小樽市総連合町会と連携しながら

取り組んでまいりたいと考えております。

次に、性的指向及び性自認により困難を感じている方々の権利保障と支援の拡充について御質問がありました。

まず、性的マイノリティーの生きづらさにつきましては、学校や職場での偏見や医療や公共サービスを受ける際の自認しない性の取扱いなど、日常生活を送る中で様々なストレスがあるものと認識しております。私といたしましても、性的マイノリティーへの理解を深め、あらゆる性を尊重し合う社会づくりに向けた意識改革が必要であると感じているところであります。

次に、意識啓発の取組につきましては、平成29年3月に男女共同参画情報誌「ばるねっと」でLGBTの用語解説を掲載し、同年6月号の広報おたるでは、理解を促す記事を掲載いたしました。

また、同年秋には性的マイノリティーの問題を周知するため、市内3か所でパネル展を開催したほか、30年2月には男女共同参画推進協議会の事業として、LGBT当事者で支援団体でも活動している方との情報交換会を開催しております。

さらに昨年3月には、「ばるねっと」でLGBTに関して多様な性の在り方についての特集記事を掲載し、相談窓口の紹介も行ったほか、28年度から継続的に職員研修において、市職員にも性的マイノリティーに対する意識啓発を行っているところであります。

次に、パートナーシップ制度の創設につきましては、これまでも議員からは創設の要望をお受けしているところでありますが、パートナーシップ制度を導入した自治体では、導入に当たり、反対する声なども多く寄せられたということも聞いており、社会全体への理解の浸透が必要と認識しておりますので、引き続き性の多様性を認めた上で、それを理解して尊重する意識が高まるよう、市民の皆さんへの意識啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、市が設置する公共トイレの表示の改善などにつきましては、平成30年9月に港湾室前の公共トイレ内の多目的トイレにLGBTに配慮したピクトサインを設置し、どなたでも利用できるように変更したほか、昨年1月には市庁舎別館1階のトイレ改修に合わせて多目的トイレを設置し、同様に表示をしたところであります。

今後も市の公共施設においてトイレの新設や改修を行う場合には、条件が許す限り、誰でも使える多目的トイレの設置を進めてまいりたいと考えております。

次に、書類における性別欄の削除につきましては、近年は北海道が高校入試願書の性別欄を廃止するなど、自治体でも性別欄の削除などの性的マイノリティーに配慮した対応が広まっていることは認識しておりますので、まずは庁内で、申請書における性別欄の必要性について調査を行いたいと考えております。

また、アンケートなどにおけるその他の性自認の欄につきましては、集計処理の対応や性的マイノリティーの方への配慮として、適切かどうかなどの課題もありますので、他都市の事例も踏まえながら慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、市営住宅への同性カップルの入居につきましては、まずは同性カップルに対する市民の皆さんの理解を深めることが必要であると考えております。また、入居要件の緩和につきましては、入居者間における住宅使用料の支払いに対する責任の所在など、課題を整理した上で、他都市の事例などを調査研究してまいりたいと考えております。

次に、市のホームページにおける性的マイノリティーの問合せ先の掲載につきましては、現在本市のホームページには、性的マイノリティーに関するページがないため、LGBTなどのキーワードで検索してもアクセスできない状況となっておりますので、今後は性的マイノリティーに関するページを新設

し、そこで相談窓口も紹介してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 高野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、性的指向及び性自認により困難を感じている方々の権利保障と支援の拡充について御質問がございました。

初めに、性的マイノリティーの子供に対する教育委員会の取組につきましては、国からは、性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童・生徒に対するきめ細かな相談体制が求められておりますことから、市教委の指導主事が道教委主催の性的マイノリティーに関する研修会に参加し、本市のスクールカウンセラー連絡協議会においてその内容を還元するとともに、スクールカウンセラーが性的マイノリティーの相談内容に関する情報を共有し、効果的なカウンセリングの在り方について協議を行うことで、各学校における相談体制の構築を図ってきているところでございます。

今後も引き続き学校における校内研修などを実施し、教職員の共通理解を深めていくとともに、これらの相談体制を維持できるよう養護教諭やスクールカウンセラー、関係医療機関とも連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

次に、学校給食について御質問がございました。

まず、学校臨時休業に伴う学校給食事業者の影響や現在の状況につきましては、影響を最小限とするため、主食のパン、米飯、麺業者については、学校臨時休業対策費補助金により、供給予定量の9割分の加工賃相当額を補償いたしました。また、主食以外の食材は、食材業者各社にキャンセルの依頼を行い、キャンセルできなかった食材については買取りをしたところでございます。

なお、5月の分散登校以降、給食の再開に当たっては、これまでどおり支障なく、食材の供給を受けているところでございます。

次に、臨時休業に伴い発注した食材のキャンセルの状況と、キャンセルできなかった食材につきましては、キャンセルの状況を月ごとに金額で申し上げますと、2月は約350万円、3月は約2,550万円、4月は約1,440万円、5月は約1,740万円となっております。キャンセルした主な食材は、いずれの月も牛乳、パン、米飯、麺の主食と野菜や肉の生鮮食品、その他の食材となっております。

キャンセルできなかったものを月ごとに金額と主な食材で申し上げますと、2月は約93万円で野菜、肉、麺。3月は約25万円で受注生産品のひなあられ、4月は約31万円で野菜、肉となっており、5月はございませんでした。

キャンセルできなかった食材は、全て買取りをいたしました。そのうち長ネギと削り節は、有効に活用していただけるよう社会福祉施設や小樽市立病院に引き取っていただきましたが、給食用にカットして解凍した肉類については、衛生面から転用が難しいため、食材業者に対応を依頼しました。

次に、国に補償を求めていくことにつきましては、食材業者各社にキャンセルの依頼を行う際、冷凍食品など保存可能な食材について、学校再開後の給食で使用することを伝え、食材業者の負担にならないよう配慮をいたしました。当市におきましても、4月以降の学校給食のキャンセルに伴う事業者への補償につきましては、北海道都市教育委員会連絡協議会を通じて、国に対して要望するよう道教委に緊急要望をしているところでございます。

次に、4月以降、国や道からの給食費返還に対する補助金などにつきましては、令和2年3月までの給食費返還に係る経費に対する補助金につきましては、事業は終了をしております。

また、4月以降の供給していない日の給食費の取扱いにつきましては、給食費は1食単価に年間供給

回数190回を掛けた年額を12回に分割し、月々の額を平準化しておりますが、4月に供給していない8回分につきましては、夏、冬季休業に登校日を設けることといたしましたので、その際の給食費の増額を抑えるため、この8回分を当てたいと考えております。

なお、5月分の給食費につきましては、徴収しないことといたしました。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

○19番（高野さくら議員） それでは、幾つか再質問をしたいと思います。

まず、町会の支援についてですけれども、答弁を聞いたらLEDの助成の単品というか、それは対象にしていないということだったのですが、私は対象にしたほうがいいのではないですかということを行っているのですが、それについてもお答えいただきたいと思います。

あと、町会活動への助成の周知の改善については、ホームページの見直しなど、分かりやすくしていくということだったのですが、先ほどの答弁でも、やはり募集をするときに、工事費100万円以上から助成対象になるとか、10年に1回でないと助成が使えないということもありますので、そこら辺もしっかり周知する必要があるのではないかとこのふうには思いますので、そこら辺もしっかり周知していただきたいと思います。

あと、加入者を増やすために、市としてもさらに取り組んでいきたいというような答弁がございました。これまでもいろいろと市も取り組んでいただいたと思うのですが、先日、町会の役員をされている方からこのようなお話を伺いました。特別定額給付金の申請に、コピーの仕方が分からない方がいるのではないかとこのことがあって、役員の中で話が出されて、すぐに町会に住んでいる方に回覧板等を使って、町会館のコピー機が活用できるように連絡して、コピーの仕方が分からない方には、会館の当番の方がコピーの仕方を教えたりなどしていたようです。多いときには一日8人ほど会館のコピーを利用したそうで、町会に入っている方は、本当に町会に入ってよかったというような、大変喜ばれたという話も聞いていました。

やはり町会に入ることで、こうした市民のネットワーク、メリットがあるということ、やはりそういうこともお知らせすることで、加入率の向上にもつながるのではないかとこのふうには考えます。

先ほど、転居とか転入された方にもお知らせしていると言っていたのですが、それ以外に、入っていない方にも広く呼びかける工夫や、横浜市の加入促進のピラのように町会に入っている方の声も掲載するなど検討されてはどうかと思いますので、その点の答弁をお願いしたいと思います。

次に、性的指向及び性自認や困難を抱えている方について質問したのですが、意識啓発について取組を聞きました。その中で、市長の答弁では職員にも意識啓発を行っているというお話があったのですが、どんなことを行ってきたのか、お聞かせいただきたいです。

あと、パートナーシップ制度の創設を求めるということを聞いたのですが、市長は導入は反対したところもあるから、それよりもまずは、周知とか理解の促進が必要ではないかとこのふうには思うのですが、昨年の虹色ダイバーシティの調べでは、札幌市では77組がパートナーシップ制度を使用しています。全国のパートナーシップ制度を導入している自治体を見ても、導入された後に制度を利用している方が必ずいるということを考えても、必要な制度なのではないかと思えます。私自身、小樽市に住んでおり、小樽市にパートナーシップ制度を導入してほしいという方にお話を伺ったときも、本当に周りに、友人に付き合っている方いるの、どんな人と、付き合いが長いなら結婚とか考えないのかと言われたときに、私は結婚したいと思ってもパートナーのことをオープンにできない。本当に性的マイノリティーへの理解や制度が進まないのであれば、小樽からも出ることも考えていると

いうことも話されていきました。本当に当事者の方にとっては、深刻な問題だと思うのです。だから、やはり性の多様性を尊重する取組としては、行うべきなのではないかというふうに思いますので、その点について再度お答えください。

あと、教育長に、文部科学省から出されたセクシュアルマイノリティーの子供への配慮の通知について、どのような取組をしたのかと聞いたのですけれども、具体的に、私がいろいろ質問したときの答弁は、そういう方がいたら対応するという答弁だったので、そういうことではなくて、必ず1学級に1人はいるのだろうということで、しっかり配慮するべきではないかということで、そういうことだったのですけれども、教育長の答弁では、スクールカウンセラーと連携するとか、そういうことで、いまいち、具体的な取組が少し分かりづらいというふうに感じたので、いま一度、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の再質問にお答えいたします。

まず、町会の関係で何点か再質問がございましたけれども、1点目は、LEDの工事に対する支援のお尋ねでありました。これは、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、LED化の工事だけ、これについては助成制度の対象としていないわけでありますので、必要であれば制度そのものを改正していかなければならないわけですが、現状ではそうならないわけで、担当からも他の改修工事とできるだけ一緒にやることによって、できるだけその工事も助成対象にするような形で配慮はさせていただいておりますし、そういった形でできるだけ対象になるような形で、町会にはアドバイスをさせていただいているということで御理解を頂きたいというふうに思っております。

それから、助成制度の周知が足りないのではないかという御指摘がございました。御質問の中にもありますけれども、町会の役員の方であっても、市の助成制度について御理解いただいていないということになりますと、やはり我々にとっても助成制度の周知が改めて足りないのではないかというふうに思っているところでありますので、広く役員の方だけではなくて、広く町会に活動や、あるいは助成制度について、周知をしていくように心がけていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、加入率の向上といいますか加入促進については、これは我々としましても、大変大きな課題だというふうに思っております。人口の減少、あるいは役員の成り手が少なくなっている。そういった中で、町会の活力が低下していくということになりますと、協働のまちづくりを進める上での町会といいますのは重要なパートナーでありますので、我々としましても、この町会に地域住民の皆さんが加入していただくように、様々な形で努力していきたいというふうに思っております。一方では、ただ入ってくださと言われても、なかなか入っていただけるような状況ではありませぬので、やはり入っていただくことによってどうなるかという動機づけを併せてしっかりやっていくということで、周知をするだけではなくて、周知の仕方そのものもしっかりと考えていきながら町会への加入促進を図っていききたい、併せて支援をしていききたいというふうに思っているところでございます。

それから、パートナーシップ制度のことでございますけれども、答弁で申し上げましたのは、パートナーシップ制度そのものを導入しないということではなくて、その前にまずは、多くの方々に制度導入よりも、性の多様性についての意識啓発、あるいは意識の醸成、そういったものをしっかりとした上で、制度設計に入っていくことが理想ではないのかという趣旨で答弁をさせていただきましたので、引き続き、性の多様性について、意識啓発なり、意識醸成に市として努めていきたいというふうに考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 生活環境部長。

○生活環境部長(阿部一博) 高野議員の再質問にお答えいたします。

私からは、性の多様性の関係で、職員研修で意識啓発として行っていることという御質問が1点あったかと思っておりますので、それについてお答えしたいと思います。職員研修で行われていることにつきましては、平成29年度につきましては新任監督者研修、それと30年度につきましては新任監督者研修と新規採用職員のフォローアップ研修、それと令和元年度は中級研修と新規採用職員のフォローアップ研修で、いずれも男女共同参画についての講義の一部として実施してございます。

内容につきましては、多様な性の在り方があり、LGBTは11人に1人の身近な存在でありますとか、性的マイノリティーへの配慮を忘れないことが重要であるとか、そういった内容で講義をしてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 高野議員の再質問にお答えをいたします。

ただいま、セクシュアルマイノリティーに関しまして、学校での具体的な取組ということでお話がございましたけれども、議員からも質問のところでお指摘を頂いたように、2017年の国の自殺総合対策大綱、これについて、支援の充実が掲載され、教職員の理解促進と学校における適切な教育相談の実施等が促され、教育現場で取り組む必要性が掲載されているという、議員のおっしゃるとおり、そういうような指摘があるわけです。

そういう指摘を受けまして、文部科学省においても、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」というものが出ていまして、その中でもそうだけれども、相談体制の充実ということと、それから教職員の理解促進ということが述べられております。

それを受けて、答弁では、相談体制の充実を現在図っているということと、学校における校内研修などを実施して、教職員の共通理解を図っている。それについては、各学校に研修の中で実施するように指導しているところでございます。そういう具体的な取組の中で対応していくということでございまして、それが、授業の中でも性的マイノリティーに特化したものではございませんけれども、性の指導、性教育の中で、そういった部分を取り扱われているという部分はございますので、そういうトータルの中で対応しているということでございます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、高野さくら議員。

○19番(高野さくら議員) それでは、再々質問をしたいと思っております。

2点したいと思います。まず、パートナーシップ制度の導入で、私は市長が言っていることの逆なのです。というのは、小樽市がパートナーシップ制度をすることで、逆に理解促進につながるのではないかと思いますし、小樽市以外の自治体にも広がる可能性、小樽市内に住んでいる当事者にも、希望になるのではないかとこのように思います。というのは、実際に私に相談した方も、渋谷区などのパートナーシップ制度の報道を見て、小樽市にもできたらと思って相談があったわけなのです。

そして何よりも、パートナーシップ制度のあるなしで、その人の生き方も変わってしまうというところがやはり問題なのです。別の当事者の方からもお話を伺いましたけれども、全国でパートナーシップ制度があるわけではないから、転職がない職業を選択しているということも話を聞きました。だからそういうことを考えると、生き方も変わってしまうということなのです。

だから、第7次総合計画の中でも、性の多様性は人権の問題というふうにもきちんと書かれているわけですから、前向きに答弁いただきたいというふうに思います。それが1点です。

もう1点ですが、教育長から今お話があって、教職員の適切な理解促進をする必要があるということが文部科学省からも出されていると話があったのですけれども、2年前に高島小学校で開催された小樽市母と女性教職員の会の人権学習会の中で、この性的マイノリティーの問題の学習があったのですが、その中で教職員の方が、セクシュアルマイノリティーだと思われる子供がいた場合にどのような対応したらいいのか分からないということが何人かの教員から実際に疑問が出されていたのです。やはり現場で働いている教職員の方が、どういったことが配慮になるのかということがしっかり理解されないと、子供に対しても十分に対応できないのではないかとというふうに思うのです。

だからこそ、先ほど教育長が相談体制とか理解促進、校内研修もしているという話があったのですけれども、校内研修だけではなくて、小樽市として独自に、職員用のリーフレットを作ったり、その中で書籍の紹介とか、セクシュアルマイノリティーの電話相談とかも、そういうことも載せたりとか、やはり教員方もどうしたらいいのかと困ったときに、専門的なアドバイスというところにつながるように、そういうことも必要なのではないかと思いますので、その点も伺いたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の再々質問にお答えいたします。

高野議員の御指摘は、パートナーシップ制度を先に導入して、その上で市民の意識も高まっていくのではないかなというようにお尋ねであったかと思いますが、後か先かということになりますけれども、私たちといたしましては、このパートナーシップ制度を導入した自治体の様子などもお聞きした上で、先ほどの答弁の中にもありますが、反対される声も多く寄せられたという、そういった事案もあるようですから、まずは市民の皆さんに対する意識を啓発していきながら、市民の皆さんに理解を頂ける、そういった土壌を整備していただいた上で、パートナーシップ制度を導入していくことが、この制度を円滑に導入していく上で必要なのではないかとというふうに考えているところでございますので、御理解を頂きたいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 高野議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

2年前、高島小学校でセクシュアルマイノリティーと思われる子供がいた場合の対応がわからないという教員の方のお話を踏まえての話でございましたけれども、そうしたときに、どういうふうに相談体制の中でやっていくかというところが、今ちょうど答弁をさせていただいたところでございます。

実際に、そういうケースもこの中でスクールカウンセラー、学級担任、それから養護教諭などでチームをつくって、いろいろ相談に乗ってあげたというケースもございますので、そういう対応の中で、今後とも、学校の中でチームとして、その力を発揮していくという形で進めていきたいというふうに思っています。

もちろん、議員のおっしゃるとおり、必要な情報については、学校にも伝えていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木喜明） 高野議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時34分

再開 午後 5時00分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。

（1番 横尾英司議員登壇）（拍手）

○1番（横尾英司議員） 一般質問いたします。

初めに、新型コロナウイルス対策による市民等への影響についてお伺いいたします。

市民生活についてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け4月16日に全国に緊急事態宣言がなされ、北海道も特別警戒都道府県の一つに指定されました。5月25日には緊急事態宣言が解除されましたが、解除後における市民生活、事業活動の段階的な移行に関して、特に留意すべき点は、一人一人が基本的な感染症対策を継続するとともに、新しい生活様式を日々の生活の中で継続して実践していくことが重要とされています。感染拡大の防止に向けて、市はこの新しい生活様式の取組について、必要な協力を市民にどのように求めていくのか、見解をお示してください。

感染予防対策について、国の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定した基本的対処方針、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部から示された「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針～感染症に強い北海道の構築に向けて～」、また、北海道の新生活様式、新北海道スタイルも出されています。北海道としての警戒ステージの設定もされておりますが、このような内容について、市民への周知が十分にされているのか、理解がされているのかという懸念があります。市の見解をお示してください。

仮に、警戒ステージ2のアラートが発出された場合、市としてどのように対応され、市民にはどのような対応が求められるのでしょうか、お示してください。

小樽市の現在感染拡大指定地域の指定や警戒ステージは、現時点でどのようなになっているのか。市民は、外出自粛、札幌との往来自粛、イベントの開催など、どのような対応を取るべきなのかについて、一目で分かる、または伝わるようにすることが必要と考えますが、見解と市の対応について、今後の見込みも含めてお示してください。

次に、いわゆるコロナ鬱についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響で自分が感染してしまうのではないかという直接的な不安以外にも、自粛が続くことによるフラストレーションから心の不調を訴える人が増えていると聞いています。自粛生活が解除されると、今度は症状が落ち着いていた人たちが危険であり、ますます増加する可能性があるといえます。

そこで、新型コロナウイルス感染症に関連した心の不調について、小樽市ではどのような対策が取られていますか。また、具体的に取り組んでいるものや、現在までの状況についてお示してください。

次に、熱中症についてですが、近年、熱中症による健康被害が数多く報告されております。さらに今年の夏は、感染症対策から、さらにマスクの着用や外出の自粛など、これまでとは異なる生活環境下であることから、例年以上に熱中症に気をつけることが重要です。

熱中症により救急搬送者や医療機関を受診する方が増加した場合、新型コロナウイルス感染症の対応を行っている医療機関に負荷がかかってしまうことが考えられるため、熱中症予防を一層徹底する必要があります。

市民が十分な感染症予防を行いながら、熱中症予防をこれまで以上に心がけていただけるよう、気温の高い日が続くこれからの時期に備え、市民一人一人に対して熱中症予防の普及啓発、注意喚起を行う

など、対策に万全を期すことが重要と考えます。

この点について、どのように考えられているのか、今後の予定も含めてお示してください。

また、熱中症の患者が増え、救急搬送も増加することが懸念されています。熱中症は、発熱等の症状が新型コロナウイルス感染症と類似しており、識別が難しいと思いますが、出動時における救急隊員の感染予防の対策はどのような状況なのか、具体的にお示してください。

また、この対策によって搬送した熱中症等の患者が、新型コロナウイルス感染症であるといった誤った情報として伝わらないための対応も必要と思われませんが、見解をお聞かせください。

次に、町会活動についてですが、緊急事態宣言が解除された現在においては、様々な事業活動を再開するに当たり、感染拡大防止ガイドラインに基づく感染予防対策を確実に実践することが求められています。

私にもある町会の役員から、町会の総会に始まり、今後の活動や集会所の利用再開と使用許可について判断しなければならないが、誤った対応をしたことにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をさせてしまうこともできない。しかし、そもそも判断するための考え方や対応の参考とするものが分からないとの相談がありました。町会での活動については、基本的に町会で決めるものではありますが、その前提の上で、対応の参考とする方法や資料について、ホームページなどで示している自治体も札幌市をはじめ多々あります。

市として感染拡大防止の対策を要請する立場からも、また実際に困っている市民の立場に立って町会に対し、今後の町会活動、町会館や集会所の利用について、新型コロナウイルス感染防止に向けた対応の相談窓口、参考となる対応を分かりやすく示していただくことを提案いたしますが、いかがでしょうか、見解をお聞かせください。

また、北海道コロナ通知システムの導入について、小樽市として活用していくのか、町会の集会所など人の集まる場所での必要性についてはどのように考えているのか、見解をお示してください。

次に、学校の対応についてお伺いいたします。

休業中の家庭との連絡についてですが、健康状態の確認のため、生活や学習の状況について様子を確認していたかと思います。家庭との連絡はどのように行われたのか。また、その具体的な内容と状況の確認ができなかった児童・生徒がどのくらいいたのでしょうか、お示してください。

また、連絡の結果、どのような問題があった、またはなかったのか、今後の課題も含めてお示してください。

学校でのICT活用について、本年3月の第1回定例会予算特別委員会において、教職員の研修、学校の現場での活用等がある意味失敗を恐れずに、今年度から十分に行っていただきたいと思いますが、見解をお聞かせくださいとの私の質問に、現段階では次年度のタブレットの導入時期が未定、事前に準備を進めることが大切であると考えますので、教職員の授業改善を進めるためにもしっかりと取り組んでまいりたいと答弁されていました。

今回の臨時休業に際して、時間的な余裕はなかったかと思いますが、ウェブ会議や動画を使った授業などICTを活用した学校、事例はありましたか。検討したが実施できなかった事例も含めてお示してください。

学校の暑さ対策について、今年は暑い夏が予想されていると聞いていますが、さらに授業中も子供たちはマスクを着用した状態になり、熱中症についてもより心配されています。小樽市教育推進計画では快適な学習環境の整備として、学校施設のトイレの洋式化や照明、暑さ対策など、快適な学習環境の整備を図りますとされています。

暑さ対策として、網戸、エアコン、または扇風機などの設置などが考えられますが、それらの現在の設置状況について、教室、特別教室、体育館などの区分とともにお示しください。

この計画で想定している暑さ対策の整備とは、具体的にどのようなものでしょうか、お示しください。また、今年度の予定している暑さ対策についてお聞かせください。

新しい生活様式を踏まえた行動基準について、5月14日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言で示された地域区分を踏まえ、それぞれの地域区分を学校の生活圏に当てはめた場合の行動基準が文部科学省により作成されました。この中で地域の感染レベルは1から3までありますが、このレベルのいずれに該当するかは地域の蔓延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、自治体の衛生部局と相談の上判断することとされています。

小樽市の場合、どのように判断されるのか、具体的な判断の方法や仕組みについて、また今後の取組も含めてお示しください。

臨時休業の判断基準について、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」では、学校教育活動の実施の可否や在り方は、児童・生徒等及び教職員等の生活圏における蔓延状況により判断することが重要だとされています。臨時休業する場合、教育委員会は都道府県単位の緊急事態宣言措置等を前提としつつも、それぞれの生活圏がどのような感染状況にあるかを把握し、児童・生徒の学びを保障する観点からどのような対応が可能か、必要に応じて自治体の首長とも相談し、地域ごとにきめ細やかに対応することが必要です。小樽市の場合、市内の状況だけではなく、教職員の居住する札幌市などの近隣市町村の感染拡大状況も加味して判断するのでしょうか、お示しください。

また、学校で感染者が発生した場合、小樽市内一律の臨時休業とするのでしょうか。または、学校単位の臨時休業となるのでしょうか、考え方も含めお答えください。

次に、小樽市役所の感染予防対策についてお伺いいたします。

職員に対する取組の結果について、2月27日に職員が感染、または感染の疑いがある場合、濃厚接触者となった場合の対応と、小・中学校の臨時休校に伴い職員が子を養育、監護、または付添いをする必要がある場合は年休、または職専免等で対応するものとする旨、通知がされました。

また、4月23日から5月6日までの期間は、札幌市から市内勤務箇所へ通勤する職員の出勤を制限することとし、5月7日からは職場単位で職員の3割に当たる職員を対象に、日ごとの交代制で出勤を制限し、職務専念義務の免除での取扱いとしました。さらに5月15日からは、追加措置として職員の時差出勤を認める対応を取りました。これらの取組状況と課題や問題点についてお示しください。

B C P、業務継続計画について、今回の新型コロナウイルス感染予防対策で出勤制限の対策等により、出勤できない人の人数やどんな人が休むことになるかが分かったかと思いますが、B C Pの検討に際し、この結果をどう活用するのか見解をお示しください。

業務の選別について、行政サービスは、特定警戒都道府県となった場合でも、住民が必要最低限の生活を送るためにも、社会の安定の維持の観点から三つの密を避けるための取組を講じつつ、事業を継続しなければなりません。当面、経済活動の緩和期と抑制期の繰り返しが想定され、新常态、いわゆるニューノーマルとなることが今後想定される中、緊急事態宣言の再出発時のような抑制期には、オフィスワークはできる限り少なく、最大でも全体の業務の20%以下に抑える必要があり、事業継続に必要な業務に従事する職員のみを出勤させる対応が求められます。そのため、今の業務を、例えば継続必須業務、縮小可能業務、中断可能業務と識別をする必要があります。こうした業務を再整理するに当たって、やはり業務を法律で義務づけられている業務のほかに、市として市民への価値提供という観点から、絶対

に欠かすことのできない業務は何かを改めて整理する必要があり、業務や事業ごとにきちんと評価、判断する視点の必要性もあると考えますが、見解をお聞かせください。また、このような内容を検討する部署は、どこになるかもお示しください。

オンライン会議について、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、三つの密の防止が重要です。新規感染者数が限定的となり、対策の強度を一定程度緩められるようになった地域でも再度、感染が拡大する可能性があり、長丁場に備え、感染拡大を予防する新しい生活様式に移行していく必要があるとされています。多くの事業者において、社内外の会議は一気にZoomなどのビデオ会議にスイッチされました。新型コロナウイルス感染症の拡大が終息し、明けた頃には一定のものが対面型に戻ると思われますが、一方ではこれを機会にかなりのオンラインミーティングやオンライン業務が継続されることとなります。新型コロナウイルス感染症後のニューノーマルとしては、オフラインと同等以上にオンラインが選択されることを見越してか、室蘭市ではビデオ会議を積極的に活用しており、ビデオ会議専用の部屋を設けたとの報道もありました。

そこでお聞きしますが、市の部署で新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、オンライン会議を活用した実績があればお示しください。

また、職員の研修なども含め、今後のオンライン会議の利活用についての見解と、予定があれば見込みも含めてお示しください。

テレワークについて、総務省が今年3月26日時点で1,721市区町村のテレワーク導入状況を調査したところ、導入しているのは51団体にとどまっています。しかし、新型コロナウイルス感染症後のニューノーマルとしてテレワーク制度、在宅勤務制度は特別なオプションではなくオフィスワークと並ぶ普通のオプションとなり、各人が業務内容やプライベートの状況に応じて、働く場所や環境を選べる働き方になると考えられます。自治体がテレワークを導入する際のポイントは、1、首長がテレワークに前向きなこと、2、対象者をできるだけ多くすること、3、中間管理職に実践してもらうことなどが挙げられています。具体的にはテレワークとの親和性、事業継続性の二つの観点から業務の整理を行うことが重要となるなど様々な課題はありますが、市職員のテレワークの導入について市長の見解をお伺いいたします。

喫煙所について、限られた空間で複数の方が利用する喫煙室は、三つの密の状態が生じる可能性があります。喫煙所が混むことを避けて、指定した喫煙場所以外で喫煙する者が出てくることも懸念されます。市の庁舎の喫煙室についてはどのような対応をされていますか。今後の予定も含めて、検討していることがあればお示しください。

平成30年7月に受動喫煙防止対策を強化する健康増進法の一部を改正する法律が公布され、事業者にも受動喫煙防止対策の強化の対応が求められるようになりましたが、今回の新型コロナウイルス感染症防止対策として事業者の対応はどのようなになるのか、市の対応も含めてお示しください。

次に、新型コロナウイルス対策による市の計画への影響についてお伺いいたします。

第二次小樽市観光基本計画では、行政の役割として「市民、観光事業者、観光関連団体、経済界及び大学等と協働し、国や北海道の協力を得ながら、観光振興施策を推進するとともに、各主体が自主的に取り組む観光事業への支援に努めます。また、小樽観光を取りまく社会的変化に対応するため、現状分析、ニーズの把握、情報発信を行い、観光関係団体や事業者等に積極的に情報を提供し、共有化することにより、市全体の観光振興を図ります。さらに、後志地域や札幌などの周辺市町村と連携した広域の観光振興の取組を進めます」とされています。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しているこの期間で、この行政の役割としてどのような支援、

情報提供などを行ってきたのか、具体的に取り組んでいるものがあればお示してください。

基本的対処方針においても、地域ごとの感染状況を踏まえ一定期間不要不急の帰省や旅行などについては特定警戒都道府県であった都道府県との間の移動などを避け、観光はまず県内など近隣のエリアで楽しむことから始めるよう検討いただくことが望ましいとされています。今後は、札幌市など近隣市町村や道内各地から小樽市へ観光を楽しみに来られることも予想されますが、道内や道外の観光客をターゲットとした取組や、安心して小樽市にて過ごしていただくための具体的な取組などがあればお示してください。

大阪では、プロ野球やU S J の再開が鍵などと言われていましたが、小樽観光復活のシナリオ、スキームについてどのように考えていますか、その見解についてお示してください。

そもそも観光振興の目的は、観光客を増やすことではなく地域を元気にすることです。今こそ、市民の皆さんや利用者の皆さんなどと一緒に、量の観光ではなくリピート志向、滞在志向の観光客を地域に引きつける質の観光を目指すよいチャンスと捉えるべきであると考えます。今後、観光基本計画への影響、または観光施策における重点の置き方の変更などの検討はされるのでしょうか、見解についてお示してください。

公共施設再編計画について、新型コロナウイルス感染症の影響で、今までのイベントの開催やオフィスに対する考え方もかなり変わってきており、これまでのオフィスのトレンドであったオープンスペースやフリーアドレスは、従業員のリスク回避の観点から廃れざるを得ない状況となっております。オフィスでの3密回避としては、パーテーションなどの仕切りのあるデスク、ブース型のデスクが事実上の標準になっていくなど、執務内環境整備へ重点的に費用も充てられることになるのではないかと思います。これらの考え方の変化により、今後、必要な施設の規模などに影響を与えていると思いますが、現在策定を進めている長寿命化計画への影響について見解をお示してください。

また、「整備方針が定まるまで、必要な保全を行い、現施設を当面維持します」としている施設の整備方針の検討をする際の影響についてもお示してください。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 横尾議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス対策による市民等への影響について御質問がありました。

まず、市民生活についてですが、新しい生活様式をどのように市民に求めていくのかにつきましては、国は緊急事態宣言解除後の感染対策として、5月4日に七つの新しい生活様式を公表し、北海道においても同様の内容を含む北海道スタイルの浸透、定着を掲げ、感染対策をはじめとする各種対策を推進することとしております。本市におきましても、北海道の方針に沿いながら、市民の皆様が新しい生活様式を日常生活に取り入れ、継続していけるよう、市のホームページや町会への通知など様々な機会を通じ呼びかけをしてまいります。

次に、北海道が設定している警戒ステージの周知や市民が十分に理解しているかにつきましては、5月25日の緊急事態宣言の解除後5月29日に北海道における感染拡大防止に向けた取組が決定され、その取組の中に蔓延防止に向けた警戒ステージが設定されました。これらにつきましては、北海道知事の会見等により、広く道民に公表されておりますが、今後さらに理解を深めていただくため、本市といたしましてもホームページへの掲載に加え、FMおたるなど様々な機会を通じて周知を行ってまいります。

次に、警戒ステージ2のアラートが発出された場合の対応につきましては、感染状況や入院患者数などの指標が一定の目安に至った場合に、警戒ステージが1から2に上がり、知事がアラートを発出するとされておりまして。

市といたしましては、アラートの内容に基づき新型コロナウイルス対策本部会議において対応について協議をし、外出自粛の呼びかけなど市民に対し協力を要請してまいります。

次に、感染拡大地域の指定や警戒ステージ、外出自粛やイベント開催などに関する市民に対する情報提供等につきましては、地域における感染状況や警戒ステージの変更等について、市民に分かりやすく迅速に情報提供を行うことが重要と考えております。現在も、感染状況は予断を許さない状況にあることから、引き続き小樽市内及び道内における感染状況を注視し、ホームページなどにおいて必要な情報提供に努めてまいります。

次に、コロナ鬱についてですが、新型コロナウイルス感染症に関連した心の不調への対応につきましては、まず、保健所の帰国者・接触者相談センターで相談に応じますが、その中で心の不調に関する相談があった場合は、保健師による心の健康相談で相談者の悩みに対応しており、これまでのところ数件の相談に応じております。

次に、熱中症についてですが、まず、熱中症予防につきましては密集、密接、密閉を避けるなどの新しい生活様式の中で、熱中症予防に取り組むことが重要であると考えております。新しい生活様式での熱中症予防として、マスク着用時には負荷のかかる作業や運動を行わないなどの注意点のポイントを7月の広報おたるやホームページに掲載をし、広く周知することとしております。

次に、出動時における救急隊員の感染予防対策につきましては、119番などの通報内容からは熱中症か新型コロナウイルス感染症かの識別が困難な場合もあることから、全ての救急出動において新型コロナウイルス感染症を想定し感染予防対策を講じており、マスク、ゴーグル、グローブ及び感染防止衣を着装しております。

次に、救急隊員の感染予防対策により搬送した熱中症等の患者が、新型コロナウイルス感染症であると誤った情報が伝わらないための対応につきましては、救急隊員の感染予防対策は非常に重要なことであり、マスク、ゴーグルなどの装備は必要と考えております。しかしながら、救急隊員の感染予防対策に伴い、市民の皆さんに誤解を招くという御指摘でありますので、救急業務の現況についてホームページ、広報おたるなどを活用し、市民の皆さんに十分周知してまいりたいと考えております。

次に、町会活動についてですが、まず、今後の活動や会館利用に関わる新型コロナウイルス感染症防止対応の相談窓口などにつきましては、これまで町会から相談があった場合は、市と小樽市総連合町会の双方で個別に対応しており、町会の皆さんが新型コロナウイルス感染拡大への懸念や不安をお持ちであることは認識しております。そのため総連合町会と連携を図り、新型コロナウイルス感染防止の観点から町会活動や町会館の利用における留意点等をまとめ、各町会長に対し周知してまいりたいと考えております。

次に、北海道コロナ通知システムの導入につきましては、このシステムは、まず施設管理者、イベント主催者などがQRコードを取得し、そのQRコードから利用者がEメールアドレスを登録することで、同日の同一施設の利用者に感染者が確認された場合、利用者に北海道からEメールでお知らせが来るといったもので、本年5月29日に運用が開始されたものと認識しております。現時点で、既に他市の一部施設でも導入されているものと聞いておりますので、その有用性を勘案しながら市としましても活用を図っていく必要があるものと考えておりますし、必要に応じ事業者やイベント主催者そのほか、町会への周知も図ってまいりたいと考えております。

次に、小樽市役所の感染予防対策について御質問がありました。

まず、職員に対する取組の結果についてですが、感染予防への取組状況につきましては、職員が感染または感染の疑いがある場合や、濃厚接触者となった場合、または小・中学校等の臨時休校に伴い、子の監護等を要し職務専念義務の免除を取得した者については、通知を発出した本年2月27日から5月末までで95名、延べ約900名が取得をしております。札幌市から通勤する職員の出勤制限については、市立病院、保健所及び保育所を除く85名が対象であり、取組期間中の出勤制限者数は延べ約400名となっております。職員の3割に当たる出勤制限については、市立病院、保健所、保育所及び消防署を除く約1,000名が対象であり、取組期間中の出勤制限者数は延べ約2,700名となっております。時差出勤については13名が申し出て、取組期間中延べ53名となっております。

また、課題や問題点については、札幌市から通勤する職員の出勤制限及び時差出勤では、業務に大きな問題はなかったと報告を受けておりますが、3割の出勤制限については5月初旬に業務多忙となる職場においては、結果として他の職員に負荷がかかったことや、出勤制限が長期にわたった際の業務執行への影響も今後の課題になるものと考えております。

次に、業務継続計画BCPについてですが、今回の臨時休校による職専免などの業務継続計画への反映につきましては、業務継続計画は出勤可能な職員で対応することを前提として、非常時優先業務を定めていくものでありますので、今回の出勤制限の結果は本計画の策定に当たって業務遂行体制を整理していく中で一つの事例として検討してまいりたいと考えております。

次に、業務の選別についてですが、今後の非常時における職員の出勤制限等を想定し、法律による義務づけのほか、市民の安全・安心の確保、業務の緊急性等を基本としてあらかじめ業務を区分し、優先順位の高い業務の遂行に必要な職員を選定しておくことは、非常時の備えとして有効でありますことから、今後、業務継続計画の策定に当たりましても、その考えを踏まえながら取り組んでまいりたいと考えております。この区分は、全庁的な業務の整理ということになりますので、統括的な担当部署は総務部になりますが、具体的な業務整理は各部局で行う必要があるものと考えております。

次に、オンライン会議についてですが、まず、新型コロナウイルス感染拡大防止対策としてのオンライン会議の参加実績につきましては、市の主催ではありませんが、把握している範囲では、総務部、医療保険部、教育部で各1件となっております。

次に、今後のオンライン会議の利活用につきましては、感染防止策として有効であるほか、これまで参加が困難だった遠方での会議などにも参加できることに利点を感じております。しかしながら、今後オンライン会議を拡大していくためには、カメラ、パソコン、インターネット環境などの整備が不可欠となるほか、会議で使用するソフトの種類が多く、その活用方法を職員が取得する必要があり、またセキュリティの確保も重要なこととなりますので、一定のルールに基づいて活用を図る必要があるものと考えております。

次に、テレワークについてですが、市職員のテレワークの導入につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止策に限らず、災害等による職員の出勤制限、出勤困難となった場合等において有効なものと考えております。しかしながら、市の業務は個人情報を取り扱うことが多く、情報漏えい防止などのセキュリティ対策を含めたインターネット環境の整備が必要不可欠であり、現状での導入は難しいものと認識をしております。

次に、喫煙所についてですが、まず本庁舎の喫煙所につきましては、現在、健康増進法で言う特定屋外喫煙場所としまして、水道局敷地内にプレハブの喫煙所1か所を設けており、このプレハブ以外での喫煙は禁止をしております。喫煙所が1か所であることから、休憩時間には一時的に相当程度の混雑が

見受けられる場合もありますが、喫煙所の増設は考えておりませんし、現状を考えますと人数制限などの使用制限を設けることも現実的ではありませんので、喫煙の際には各自が感染リスクを考慮しながら喫煙マナーを守ることが重要と考えております。

次に、受動喫煙防止対策を行いながら新型コロナウイルス感染防止対策を講じることにつきましては、喫煙室を設置する事業者は喫煙室における密集、密接、密閉の三つの密の状態を避けるため、利用者に対して混雑時の利用を避けることや、利用者同士が近距離で会話をしないことを注意喚起する貼り紙を貼るなどの対応が望ましいと考えております。市としましては、これらの対応についてホームページやFMおたるを活用し、事業者に周知してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症による市の計画への影響について御質問がありました。

初めに、観光基本計画についてですが、まず、コロナ禍における観光行政の役割としての支援や情報提供などにつきましては、本年1月に観光事業者に対し観光協会や市のホームページを通じ、感染予防対策の強化を依頼し、その後、観光協会や観光事業者などと新型コロナウイルス感染症対策について協議を重ねてまいりました。その結果、市の補助事業として観光協会において特設ホームページを構築し、新型コロナウイルス感染症の対策事業を講じている事業者や団体の取組を広く情報発信するとともに、SNSの活用による新型コロナウイルス感染症収束後の小樽への旅行意欲喚起についての事業を行ってまいりました。

さらに、5月の第1回臨時会において議決いただいた宿泊業事業継続支援事業に取り組んでいるところであります。

次に、今後の観光客への取組につきましては、昨日、先議いただいた宿泊施設市民応援キャンペーンによる市民の宿泊施設への支援をはじめ、宿泊観光事業者支援事業により、道内外の観光客に宿泊先として本市を選択していただけるよう魅力ある宿泊プランを造成することとしており、今後予定されている北海道の道民割や、国のGoToキャンペーンとの相乗効果が発揮できるよう連動、連携を検討してまいります。

また、本市において観光客の皆様安心して過ごしていただくため、観光事業者には感染防止対策の徹底を要請するとともに、北海道が示している新北海道スタイルや北海道コロナ通知システムの周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、本市観光復活へのシナリオ等につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束には時間を要するため、段階的に誘客を図っていく必要があるものと考えております。そのため、まずは既存の観光事業者の事業継続を支援することが喫緊の課題であり、併せて市民による観光消費を喚起するため宿泊施設市民応援キャンペーンを実施してまいります。

次のステップとしましては、札幌を中心とした道央圏や近隣の市町村から、徐々に道内、道外へと国内客の誘致を図ってまいります。

また、海外からの誘客につきましては、一定程度時間を要すると思われることから、本市の魅力の発信や情報提供を継続するとともに、新型コロナウイルス感染症収束状況を見極めながら海外キャンペーンなどの誘致施策を行ってまいりたいと考えております。

次に、観光基本計画への影響等につきましては、平成29年度に策定した第二次小樽市観光基本計画では、持続可能な観光都市としてさらに発展するための姿を示しており、「ホンモノの小樽とふれあう——観光客と市民がふれあい、新しい発見があり、また来たいと思える街——」という基本的なコンセプトは現状においても維持すべきであると考えており、現計画において課題としている通過型観光対策についても、引き続き取組を進めていく必要があるものと考えております。

今後も小樽の魅力を深め、広げ、そして共有するという観光基本計画の三つの柱に基づき、各施策を進めてまいります。このたびの新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、多角的なプロモーションに努めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設再編計画についてですが、現在策定中の長寿命化計画等への影響につきましては、新型コロナウイルス感染症の終息に至るまでは、国や北海道が示した新しい生活様式や北海道スタイルなどを踏まえて、各施設における感染症対策は必要だと考えておりますが、長寿命化計画の策定及び整備方針等の検討への影響についてはないものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 横尾議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、学校の対応について御質問がございました。

まず、休業中の家庭との連絡についてであります。児童・生徒に対し家庭訪問や電話連絡などにより、心身の健康状態や家庭学習の取組方、生活習慣が定着しているかどうか確認するとともに、必要に応じて指導を行っており、確認できなかった児童・生徒はいなかったと報告を受けております。

児童・生徒や保護者からは、生活習慣の乱れや学習の遅れについて心配する相談が多数寄せられており、特に中学校3年生においては進学や成績に対する不安の声があったと学校から報告を受けております。これらのことから、学校再開後は学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等による健康相談や教育相談などをさらに充実させ、児童・生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな対応に努めるとともに、これまで指導できなかった内容を確実に指導することができるよう、授業時数を確保するための取組や、授業を補完するための家庭学習や放課後学習を効果的に組み合わせるなどして、学びの保障に努めてまいります。

次に、学校でのICT活用についてであります。ICTを活用した学校、事例につきましては、臨時休業中に授業動画や教員からのメッセージ等を配信した学校や、今後のオンライン授業を想定し在宅勤務を行っている教職員も参加したオンライン会議を実施した学校もございました。市教委におきましても、小・中学校の学年ごとに教科書に沿った算数、数学の授業動画とALTによる英語の授業動画を合わせて28本作成し、本市の児童・生徒向けに配信をしております。

なお、学校と生徒の双方向による遠隔授業の実施を検討した学校もございましたが、生徒のアカウントを登録する手続きが集中したことにより、業者の対応が間に合わず休業期間中には実施に至らなかったとの報告を受けております。

次に、学校の暑さ対策についてであります。まず網戸の設置状況につきましては、全小・中学校の全ての普通教室及び特別教室で設置をしており、体育館は設置する構造にはなっていないことから、網戸は設置しておりません。

また、扇風機につきましては、全小・中学校で普通教室が209台、保健室を含む特別教室は42台、体育館は3台となっており、エアコンにつきましては主にパソコン教室での設置となりますが、小学校は4校、中学校は2校の設置となっております。

次に、小樽市教育推進計画における暑さ対策につきましては、これまでも学校からの要望が多い扇風機の設置や、校舎の大規模改修などに合わせ、教室内が高温となるパソコン教室にはエアコンについて整備を行っていくこととしていたところでございます。今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため学校が休業となりましたことから、不足する授業日数を確保するため夏季休業期間に授業を行うこととしたところでございます。また、近年、北海道では、本州並みに真夏日になるこ

とが多いことから、当初予算では計上しておりませんが、3密を防ぐ換気対策と併せて各学校へ扇風機や冷風機を早急に整備したいと考えております。

次に、新しい生活様式を踏まえた行動基準についてでございますが、どの感染レベルに該当するかは学校の設置者である教育委員会が自治体の衛生主管部局と相談の上、判断することとなっております。本市におきましては衛生主管部局である保健所と協議いたしました結果、感染症の発生状況が落ち着いていることや医療提供体制等の状況を踏まえ、地域の感染レベルをレベル1と判断したところでございます。

今後も迅速かつ的確に対処することができるよう地域の生活圏における蔓延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、保健所と連携を図り判断してまいりたいと考えております。

次に、臨時休業の判断基準についてでございますが、まず、近隣市町村の感染拡大状況も含めて判断するのかにつきましては、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」に基づき、学校で感染者が出ていない場合であっても、地域の感染状況が悪化し感染経路不明の感染者が多数発生しているような場合には、市内の状況だけではなく札幌市など近隣市町村の蔓延状況も確認し、臨時休業の必要性などについて判断することとしております。

次に、学校で感染者が発生した場合の臨時休業につきましては、臨時休業の必要性を検討するために作成した小樽市立学校における新型コロナウイルス感染症発症時の対応ガイドラインに基づき、小樽市教育委員会連絡会議において感染した児童・生徒や教職員の学校における活動の態様や、接触者の多寡のほか、地域における感染拡大の状況や感染経路を保健所と協議の上、臨時休業の実施の有無や規模、期間を検討し、小樽市新型コロナウイルス対策本部会議の協議結果を踏まえながら教育委員会において地域一律ではなく学級単位、学年単位、または学校全体の臨時休業の判断をいたします。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 1番、横尾英司議員。

○1番(横尾英司議員) 再質問させていただきます。

まず、今ありました臨時休業の考え方の部分があるのですが、私も子供を学校に行かせている部分で、臨時休業にどういう状況でなるのかというのが分かりづらいというのがあって、やはり急遽、臨時休業となったというようなイメージがあるのです。この市のガイドラインもあるのですが、これを分かりやすく周知するというか、こういうふうになったら臨時休業になるというのが、市民また保護者がより分かっていたら、ある程度の見込みをつけながら業務を調整できたりすると思うのですが、今の状況でありますと、先日の分散登校も急遽、2週間する予定が1週間になったというときも急に来た感が若干ありまして、その判断基準というのももう少し分かりやすくして示していただければと思っております。その辺の見解をお示しいただきたいと思えます。

あと、暑さ対策についてですが、今回、扇風機、冷風機等を整備されるということですが、この整備をした結果、きちんと暑さ対策ができていくのかという、対策して扇風機、冷風機を設置することが目的ではなくて、やはり暑さ対策、暑さが少しでも緩和されるということが大事かと思っております。既に扇風機は設置されているところもちろんありますが、学校の中でも特に暑い教室というのがあったりします。そこが、今回の対策によって暑さが解消されているのかというのもやはりあります。三十何度ある中で扇風機を回しても暑い風しか来ないということもありますので、今回整理していただいた後に、速やかに効果も見ていただいたり、学校から状況を聞いて、本当に子供たちの学習環境が整備、暑さ対策としてなされているのかどうかというのも確認していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

以上、2点お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 横尾議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、臨時休業等の判断基準につきまして、本市で現在、発症時の対応ガイドラインというものをつくっていきまして、それを判断基準として保護者の皆様だとかに提供できないかというお話だというふうに思います。これまで北海道の状況、要請を受けて臨時休業だとかというのをしておりますけれども、これからは本市においてどういうふうに学校を休校していくのかというのは、そもそも我々が判断していかなければならないということになりますので、今言ったガイドライン、学校にはもちろん伝えておりますが、具体的に子供がどのようなときに臨時休校になるのかというのは、なかなか数字では判断しづらい部分もございまして、保健所と協議しながら、実際にどのぐらいの濃厚接触者がいるとか、それから健康観察者がいるとか、そういったようなことを総合的に判断しながら検討していくということとされているものですから、保護者に具体の状況を判断しながらお伝えしていくことはなかなか難しい状況でございますけれども、どういう考え方にあるのかということも含めて、内部でその情報提供の在り方について検討してみたいというふうに思います。

それから、扇風機だとかを今回早急に整備したいということでございますけれども、そもそも学校における暑さ対策はどの程度のものかということでございますが、議員がおっしゃるとおり、もちろん扇風機をつければ、要するに中が涼しくなるというほど簡単なものではないというふうに思っているところでございます。今よりは少しでも環境をよくしたいということの思いで、限られた予算の中で整備をしていきたいという思いから、今答弁をさせていただいたところでございますけれども、議員がおっしゃるように、この扇風機でどのくらい効果が上がったのかという検証も含めて、当然やっていく必要もございまして。あとは、実際に暑さ対策でございますので、子供たちに無理をさせないように、どういうふうに学校で対応していくかという、そういった部分のマニュアルもございまして、そういったものを学校と状況を協議しながら対策をしていきたい。

それから、体育などの授業についてはマスクを外して実施するだとか、いろいろな対策も講じていかなければならないというふうに思っていますので、今後そういう取組についても効果と併せて検証していきたいというふうに考えていますし、授業については学校といろいろな面で暑さ対策について相談してまいりたいというふうに考えております。

○議長(鈴木喜明) 横尾議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 14番、須貝修行議員。

(14番 須貝修行議員登壇) (拍手)

○14番(須貝修行議員) 一般質問させていただきます。

5月25日に緊急事態宣言が解除され、経済活動も徐々に再開され、少し落ち着きを取り戻してきたように思います。本市においても5月7日の3名の陽性患者、翌5月8日の死亡患者を最後に新規患者が確認されておらず、市民に落ち着きと安心感を与えているように感じます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症はまだ序章かもしれず、第2波、第3波に備えなければなりません。そのためにも、これまでの活動を検証し、しっかりとした備えが必要と考えます。私は本日、新型コロナウイルス感染症に関連してのみ質問させていただきたいと考えます。代表質問、一般質問のしんがりを務めますので、質問項目の重複があるかもしれませんが御容赦いただきたいと思います。

第1項目、医療体制について、まずは、過酷とも言える状況下で、御自身の危険と隣り合わせの中、懸命に患者の治療及び検査にお取り組みいただきました全ての医療機関関係者及び保健業務に携わった方々に深い感謝と敬意を表すところであります。防護服にゴーグル、マスクを着け、汗だくになりながらの診療行為、さらには御自身への感染リスクとの隣り合わせ、これらを考えると医療関係者の心身の負担は大変なものとお察申し上げます。

これらの負担をお金に変えられるものではありませんが、せめて危険手当という形で最低限報いなければならぬと考えます。本件に関しては、我が会派からも代表質問にて取り上げさせていただきました。ぜひとも御検討をよろしくお願いいたします。

小樽市立病院の院内感染防止策についてお聞きします。

今回の新型コロナウイルス感染症の特徴に感染力の強さがあります。そのため、従来の防止策を抜本的に見直す必要があると考えます。小樽市立病院において患者待合室や外来診療科の移転など、患者の動線の見直し、患者密集のリスク軽減策はどのようになりましてでしょうか。

また、感染疑い患者の一時対応の方法はどのようにしているのか、お示しいただきたいと思います。

さらには今回、感染疑い患者の受入れ拒否やたらい回しなどの事例は生じなかったのか、お聞きいたします。

6月7日、読売新聞に214名ものクラスターが発生した永寿総合病院の詳細が報道されておりました。持病のある患者2名を肺炎と診断し、一般病棟に入院させ、発見が遅れそこからアウトブレイクしたとあります。また、北海道がんセンターでは82名の感染者のうち4割が看護師とあります。病棟における院内感染対策は大変重要と考えます。

小樽市立病院での病棟配置、患者、医療スタッフの動線の見直し、スタッフルームの3密、手指消毒の状況はどうなっているのでしょうか。小樽市立病院で院内感染が起これば、ひいては地域の医療崩壊を起こしかねません。これらを指摘させていただいたほか、十分な検証と準備をぜひともお願いいたします。

保健所についてです。

電話相談、PCR検査手配、入院先の調整、感染経路調査等、激務であったと推察いたします。しかしながら、私のところへ不安を抱え、どうしたらPCR検査が受けられるのか教えていただきたいとの問合せが数件ありました。本当に必要な方々に検査はできていたのでしょうか。6月5日現在の公表を見ますと相談件数3,291件、うち市民2,487件、医療機関461件、そして検査件数243件とあります。保健所から私への回答では、医師の判断ありきであるとの御説明がありましたが、そうであれば医療機関相談件数と検査件数の差が気になります。御説明ください。

さらに、回答の翌日に新聞に掲載された相談・受診の目安のフローチャートと少し見解が違うように感じます。今後には備え市民の皆様がどのような順序で行動すればよいのか、一連の流れについて御説明ください。

市立病院、市内医療機関、保健所間の風通しのよい連携と、信頼が今こそ必要です。保健所による調整機能の強化をぜひともお願いいたします。

第2項目、経済対策について、本市の感染症対策として、第1弾、第2弾の素早い対応に多くの感謝の声を頂いております。一方で、小売業等事業継続支援事業費において情報伝達がうまくいっていないケースも散見いたしました。第1弾の家賃補助申請をした方へ郵送による案内、小樽商工会議所や各種組合を通じた連絡等を実施したことは承知しております。しかし、家賃補助申請をしていない飲食業や組合加入率の高くない業種、例えば理容店、美容店、クリーニング店、生花店など、さらには御高齢で

インターネット等を利用しない情報弱者とも言える小規模事業者もいらっしゃいました。このような事態を踏まえて、今後どのように漏れなく支援情報を伝えていくのか、御見解を伺います。

ここまでの支援策から漏れている業種がまだ存在すると考えます。例えば、医科、歯科や調剤薬局等の医療機関、鍼灸院、さらには芸術や文化に携わる方々、まだまだいらっしゃると思いますが、これらの方々の被害も甚大です。今後の国の支援策も待たれるところではありますが、小樽市としてこの支援漏れを極力なくす、不公平感是正のためには、やはり水道料金・下水道使用料の減免は有効策の一つと考えます。本市でも検討した経緯は何이었습니다。事業規模が大き過ぎることも理解します。そこで、申請方式による業務用基本料金の減免を提案いたします。本市の見解を伺います。

昨年、第4回定例会で取り上げさせていただきました外国人労働者に関してですが、現在市内在住で今回のコロナ禍で仕事を失ったり、帰国できず困窮している外国人の方々ははいないでしょうか。現状と対策を伺います。

第3項目、教育関連について、今回の休校による生徒や保護者の不安、不満、ストレスは大変大きなものと推測いたします。新入生や受験生、特に思春期の中学生等、心配を挙げれば切りがありません。休校中の児童・生徒へのアプローチ方法はどうであったのか、学習指導や生活指導はどのように行ったのか、お聞きいたします。

また、感染防止対策として授業や部活動における飛沫防止対策はどのように講じていくのか、お答えください。

トイレや水道の利用や清掃に関してはどのようにしていくのか見解を伺います。

児童・生徒の健康管理、学校行事の在り方、学習の遅れ等については今後取り上げさせていただきます。

最後に、これからは命も経済も守らなければなりません。社会全体が少し落ち着きを見せ余力があるうちに、これまでを検証し総括する、そして次に備えていただきたいと考えます。

つい最近、オバマ前大統領は、これまでのやり方はこうだという人はもう要らない、これからの世界は自分たちでつくるのだとおっしゃっておりました。このパンデミックによる破壊は、全てを見直すよい機会になったのかもしれないかもしれません。新たな生活様式、新たなスタイル、新たな小樽のまちづくりを我が会派も迫市長と共に一緒に考えてまいりたいと考えます。

再質問を留保し、一般質問を終了いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 須貝議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症の医療体制について御質問がありました。

まず、医療機関からの相談件数とPCR検査件数との差が生じている理由につきましては、医療機関からの相談の中には医師からのPCR検査依頼だけではなく、当初、院内感染対策や国の通知内容の確認等、様々な内容が含まれていたことから差が生じているものであります。

なお、医師が必要と判断したPCR検査につきましては、全件調査を実施いたしております。

次に、新型コロナウイルス感染症の相談と受診の一連の流れにつきましては、相談をしていただく目安としては、息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状がある場合や呼吸器疾患等の基礎疾患のある方で、軽い風邪症状が続く場合に保健所への早めの相談を呼びかけております。保健所では相談者に対し、かかりつけ医などでの受診をお勧めし、受診の結果、医師が新型コロナウイルス感染症を疑いPCR

R検査が必要と判断した場合には、医師から保健所に連絡がありPCR検査を受けていただくこととなります。

次に、経済対策について御質問がありました。

まず、小売業等事業継続支援事業の周知につきましては、これまで市のホームページや広報おたる、FMおたる、私の記者会見などによる情報発信に加え、商工会議所や観光協会など関係団体の御協力を頂きながら周知に努めたところであります。

今後は、今月20日に案内チラシを新聞に折り込むほか、広報おたる7月号に制度の詳細を掲載することにより、さらなる周知を図ってまいります。

次に、申請方式による業務用水道料金・下水道使用料の基本料金の減免につきましては、市内のほぼ全ての事業者が上下水道を使用していることから、私といたしましても支援策の一つとして料金の減免は有効であると考えております。今後、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が追加で配分されますので、その交付金を活用し、水道料金・下水道使用料の基本料金の減免も含め、限られた財源の中で新型コロナウイルス感染症によって売上げが減少した事業者に支援が行き渡る方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、市内外国人労働者の現状と対策につきましては、市内企業や団体へのヒアリングでは、外国人労働者の解雇は聞いておりませんが、退職時期と重なり帰国の手続に時間を要した方や、帰国困難者となったため国の制度を活用して継続雇用をされている方が少なからずいるものと認識しております。

今後、外国人労働者の雇用状況等を把握するとともに、受入れ企業や外国人労働者に対する支援策の周知に努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 須貝議員からの新型コロナウイルス感染症の医療体制についての御質問がありました。

まず、小樽市立病院の外来における患者密集のリスク削減策につきましては、外来各所に配置している3人掛けのソファについて、中央の席には座らないように表示の上、来院者に距離を保つように院内放送で促しているほか、料金精算所の混雑を避けるため呼出し案内への表示件数を減らす対応や窓口にビニールシートを貼ること等によりリスクの軽減を図ってきております。

また、これらの感染防止策に加え、今月12日より発熱者を感知するサーモグラフィーを正面玄関に設置し、発熱のある来院患者を入り口部分で把握して病状を確認するなど、動線を分けることでさらなる院内感染の防止に努めております。

次に、保健所から連絡を受けた新型コロナウイルス感染症の疑い患者への対応につきましては、疑い患者が来院された際には通常の患者との動線を分けるため、正面玄関ではなく救急搬送出入口から入っていただき、陰圧対応の診察室で診療を行っております。また、各種検査をする際にも他の患者との時間差を設けるなど、院内においても他の患者と接触することのないように対応しております。

次に、疑い患者の受入れ拒否などの事例につきましては、発熱等の症状があり感染が疑われる場合は、直接来院せずに、まずは保健所の帰国者・接触者相談センターに連絡して相談をしていただくことになっております。相談の結果、疑い例として保健所から当院に診察の依頼を受けた場合は、全て受け入れてきております。しかしながら、保健所に相談されずに御自身で感染を疑い直接来院された場合は、看護師が問診を行い、疑い例の可能性を判断し、可能性があれば保健所に指示を仰いだ上で診察し検査を

行っております。

一方、問診の結果、可能性のない方や保健所から疑い例ではないと判断された方につきましては、入院を必要とする症状等がなければ御自宅で様子を見ていただいたり、かかりつけ医への受診などについてお伝えしております。

当院といたしましては、市民の皆様の一刻も早く受診したいというお気持ちは理解しておりますが、保健所への相談をなさらずに直接来院されますと、十分な感染対策を行うことができず、感染症を蔓延させるおそれがありますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願いしているところであります。

次に、当院の病棟における対応の状況につきましては、新型コロナウイルス感染症患者に対応する病棟については、感染症病床及び結核病床を有する病棟を使用しておりますが、入院患者の動向を勘案し随時、当該病棟の一般病床の使用制限を行うとともに、陰圧機能を強化することにより対応病床の確保に当たっております。このような対応を限定したフロアで行うことにより、可能な限り他の患者や医療スタッフの動線を区別するように努めております。さらに、今後は病棟の一部または全部を隔離できる空気感染隔離ユニットを配置し、院内の感染予防策を強化する予定であります。

また、スタッフルームや休憩室の使用においては、カンファレンスの時間を短くすることや、休憩時間の分散等により密を避けるように取り組んでいるところであります。

医療スタッフに対しましては、現場に院内感染防止対策マニュアルを配置しており、平時から常時感染に対する防止対策に努めるようにしておりますし、また、今回の新型コロナウイルス感染症の対策、対応につきまして、院内ネットを活用しまして、強くしっかりと指導しております。とりわけ手指衛生や必要に応じたマスクやガウンなどの着用は、感染の有無にかかわらず全ての患者に実施しなければならない標準予防策となっているため、引き続きしっかりと守るよう努めてまいりたいと考えております。

なお、院内の医療材料等の在庫につきましては2週間に1回、院内のコロナ対策委員会におきまして各種医療材料の在庫数の報告を行っており、ここに出席した各部門からの委員がそれを現場に持ち帰って、現在の病院の状況を把握するようにしております。

いずれにいたしましても、医療従事者は患者の安全を確保するための不断の努力が求められておりますので、感染防止に対する職員の意識の醸成を図ってまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 須貝議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、教育関連について御質問がございました。

まず、休校中の児童・生徒へのアプローチ方法につきましては、小学校では家庭訪問や電話連絡、メールでの連絡、個別に登校した児童との面談、教員方で作成した動画の配信などにより家庭学習の取組方や望ましい生活習慣の定着に向けた指導を行い、中学校ではこれらに加え、学校によってはメールによる相談窓口を開設し、学習指導や生活指導を行っております。特に、小学校と中学校の新入生には新しい学校生活への不安、中学校3年生には進学や成績の不安などについてきめ細かくに対応をしているところでございます。

次に、授業や部活動における飛沫防止対策につきましては、教育活動においては対面形式となるグループワークや音楽での合唱、家庭科での調理実習など感染リスクが高い学習活動は、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることから、飛沫を飛ばさないよう児童・生徒及び教職員は基本的には常時マスクを着用するなど、感染症対策をしっかりと行った上で実施することとしております。

ただし、体育の授業や運動系の部活動につきましては、運動時の身体へのリスクを考慮し、マスク着

用の必要はありませんが、マスクを外している間は児童・生徒間の距離を2メートル以上を確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合は、さらに長い距離を確保した上で実施することとしております。

次に、トイレや水道の利用、清掃につきましては、現在児童・生徒が水筒を持参し、水道の利用回数を減らしたり、使用するトイレと水道を学年や学級で指定し、分散させて使用したりする取組のほか、床に等間隔で並ぶための表示を設置するなどの取組を行っております。休み時間には、トイレや水道付近に教員を配置し、消毒液及び石けんの使い方や手洗いの仕方を指導するとともに、密集、密接にならないよう指導をしております。

また、教室やトイレなど児童・生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒等が手を触れる箇所は、職員が文部科学省が示している衛生管理マニュアルに従い1日1回以上、消毒液を使用して清掃を行うこととしており、今後もこれらの取組を継続することが必要であると認識しているところでございます。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 14番、須貝修行議員。

○14番(須貝修行議員) 丁寧な御答弁を誠にありがとうございます。

私から2点だけお聞きしたいと思います。

まず、1点目はPCR検査に関してです。

市長から御答弁をいただきました。それで、私も先ほども申し上げたとおりですが、順番が、例えば市のホームページを読んだり、それから新聞のフローチャートを見ると少し表現が違うのですね。最初が、例えば保健所であって、保健所が帰国者・接触者外来や開業医の医師を紹介して、必要ならば検査をする。それから、ホームページは先に帰国者・接触者外来が来るというところで、このところをもう一度この場で、今後も第2波、第3波に備えて、やはり市民の方々がこういう順番でここにまず行くのだよというのを分かるようにしていただきたいと思います。それをさらに、市のホームページにきちんと分かるように、できればフローチャートで、もしくは、できないのであればアンダーラインでもハイライトでも結構ですけれども、そんな形で分かるようにしていただきたいというのが1点です。

それからもう1点は、病院局長からも御答弁をいただきました。それで、私は先ほどの質問の中で永寿総合病院の例を出させていただきましたけれども、あそこで一番問題になったのは、やはり混合病棟だったのです。なので、今、小樽市立病院でも混合病棟があると私は認識しているのですが、今後やはりそういった病棟配置の見直しというのはやっていく予定があるのか、ないのかということでぜひお答えいただければと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 保健所長。

○保健所長(貞本晃一) 須貝議員の再質問にお答えをいたします。

PCR検査につきましては、基本的には先ほど申し上げましたように、まずは保健所の帰国者・接触者相談センターに連絡を入れていただくと。その上で保健所から帰国者・接触者外来、小樽市立病院ですけれども、そちらに紹介する、もしくは、もう少し様子を見ていただくという説明もあるかもしれませんが、いずれにしろ、まず保健所に御連絡を頂きたいと。その上で緊急を要するものについては、中には感染者との接触が明らかで帰国者・接触者外来を通さなくてもそのまま検査をしなければならないというケースもありますが、そうでないケースについては、まずは帰国者・接触者外来、小樽市立病院を

受診していただいて、そこでその医師の判断の下で、やはりPCR検査が必要だというふうに判断されれば、保健所が検体を取りに行って検査をしているというような流れになってございます。

ホームページの表現が少し分かりづらいという御指摘でございますので、その辺は持ち帰って検討して、市民の皆さんに誤解がないようにお伝えしたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 病院局長。

○病院局長(並木昭義) 混合病床化のことですけれども、これは考え方としては、とにかく病院に多くの患者を入れるためには、それで稼働率を90%以上とかなとするにはどうしても、やはり混合病床化は必要で、全ての病院がそういうふうになっているのです。

ただ、このような感染症の場合には、そういう患者を入れないで、感染症だけの患者になってしまうわけです。ですから、小樽市立病院は5階のところにそういう病床があるのですけれども、そのときは、例えば十何人入っても、入れられませんからあと60床ぐらい空けなければならないのです。

ですから、感染症では、そういう意味では患者を入れませんけれども、通常の診療の場合は、どこの病院もそうですが、これからも混合病床化は通常の形のやり方ではないかというふうに思っております。

ただ、今言いましたように、こういう感染症の場合は、そういう患者を入れないということで、ですから多くの空床があって、それで経済的に大変だということになりますので、御理解を頂ければと思います。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第2号、議案第3号、議案第9号及び議案第11号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。横尾英司議員、酒井隆裕議員、秋元智憲議員、松岩一輝議員、中村吉宏議員、中村誠吾議員、佐々木秩議員、川畑正美議員、山田雅敏議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第4号、議案第5号、議案第10号、議案第12号、議案第14号及び議案第15号につきましては、総務常任委員会に、議案第6号ないし議案第8号につきましては、厚生常任委員会に、議案第13号につきましては、建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙、お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から6月29日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時31分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 横 尾 英 司

議 員 須 貝 修 行

令和2年
第2回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

令和2年6月30日

出席議員（25名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
副市長	小山秀昭	総務部長	中田克浩
財政部長	上石明	教育部長	森貴仁
総務部総務課長	津田義久	財政部財政課長	笹田泰生

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤 正 樹
議事係 長 深田 友 和
書 記 樽谷 朋 恵
書 記 松木 道 人
書 記 三上 恭 平

庶務係 長 加藤 佳 子
調査係 長 柴田 真 紀
書 記 相馬 音 佳
書 記 眞屋 文 枝

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、丸山晴美議員、高木紀和議員を御指名いたします。

この際、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 発言のお許しをいただき、ありがとうございます。

このたび、市内におきまして、日中にカラオケを行っている飲食店による新型コロナウイルス感染症の集団感染、クラスターが発生いたしました。昨日までに36名の感染が確認され、うち1名の方がお亡くなりになっております。亡くなられた方に哀悼の意を表しますとともに、御遺族の方々に心よりお悔やみを申し上げます。また、現在治療中の方々には、一日も早く回復されますようお見舞いを申し上げます。

現在、本市では、濃厚接触者等の調査を進めているところでありますが、この集団感染では、濃厚接触者の範囲が広く、さらに、新たな感染者の発生が予想され、緊急事態宣言下レベルと同程度にあるものと強い危機感を抱いております。

本市では、6月28日に新型コロナウイルス対策本部会議を開き、法に基づくものではありませんが、昼カラオケの営業自粛の要請を決め、併せて、御協力をいただける店舗に対して協力金をお支払いすることとし、現在、制度の設計を急いでいるところであります。また、感染拡大防止のため、図書館や市民会館等、市の公共施設を昨日から少なくとも2週間休館するとともに、保健所長のもとに感染症対策班を設置し、本庁から職員を派遣することで体制強化を図ることといたしました。

本市といたしましては、濃厚接触者等の把握を現下の最優先課題と捉え、職員がこの危機感を共有し、全庁を挙げて感染拡大の防止に取り組んでまいりますので、市民や事業者の皆さん、議員の皆さんの御協力をお願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 日程第1「議案第2号ないし議案第15号並びに陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○16番（中村誠吾議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第3号につきましては、採決の結果、賛成多数により、可決と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第1号一般会

計補正予算は可決、議案第3号介護保険事業特別会計補正予算は否決の立場で討論をします。

議案第1号です。マイナンバーに関連した予算もありますが、大部分が新型コロナウイルス感染症対策関連予算であり、賛成します。

議案第3号です。マイナンバーカードは普及が進みません。利用拡大策を取れば取るほど矛盾が広がり、問題点が明らかになっています。特別給付金のオンライン申請では、他自治体ではトラブルもありました。役に立たないだけでなく、自治体に混乱を招き、情報漏えいのリスクもさらに広がるという問題だらけのマイナンバー制度そのものをやめるべきです。

以上を申し上げ、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第3号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、濱本進議員。

（22番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○22番（濱本 進議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第15号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、陳情第8号及び陳情第15号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情及び所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第16号について、審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第15号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第8号JR小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方については採択、陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方について、陳情第16号小樽の子どもたちの教育水準を維持するための一人一台タブレット支給方については継続審査

を主張し、討論を行います。

陳情第8号です。陳情者は、JR朝里駅付近と張碓地区に避難路やシェルターを整備することを求められています。道内でも、津波対策として整備している実態があります。一定の課題はあるものの、趣旨は理解できるものです。

陳情第13号です。小樽市立でフリースクールを設置することが現実的であるとは思えませんが、引き続き、審査することを求めます。

陳情第15号です。地域におけるコミュニティ活性化の核としても重要である塩谷小学校の存続は必要です。

陳情第16号です。表題は理解しますが、「公的教育は学習塾と異なり…などと建前を述べている場合ではありません」といった思い込みと感じられる表現もあることもあり、継続して審査することを求めます。

議案第15号です。核兵器禁止条約が発効し、日本が批准したのなら、小樽港に核兵器を積んだ艦船は入港することができません。それにもかかわらず、政府は禁止条約に承認、批准をしない立場です。小樽市独自の取組が必要です。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。

○2番（松田優子議員） 公明党を代表し、陳情第15号小樽市立塩谷小学校の存続方について、陳情第16号小樽の子どもたちの教育水準を維持するための一人一台タブレット支給方については、いずれも継続審査を求めて討論を行います。

まず、陳情第15号ですが、塩谷小学校の長橋小学校への統合を初めとする小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画は、見直しをすることで一時中断され、また、公共施設の再編に関する調査特別委員会において、公共施設再編計画案として塩谷児童センター、放課後児童クラブを塩谷小学校に移転することが示されるなど、委員会等での議論を待たなければ、今後の対応が見えない状況であり、さらに議論が必要と考えます。

また、陳情第16号につきましては、一人一台のタブレットについては予算が可決されたことで年度内の支給の見通しが立ち、願意は満たされたものの、全員への配付時期は未確定であり、また、オンライン事業開始に当たっては、今後のオンライン環境の整備が求められます。

以上の理由により、陳情第15号小樽市立塩谷小学校の存続方について、陳情第16号小樽の子どもたちの教育水準を維持するための一人一台タブレット支給方については、いずれも継続審査の態度を表明し、全ての議員の賛同を呼びかけて討論いたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、佐々木秩議員。（拍手）

○17番（佐々木 秩議員） 陳情第15号小樽市立塩谷小学校の存続方についてと、陳情第16号小樽の子どもたちの教育水準を維持するための一人一台タブレット支給方について、討論をいたします。

まず、陳情第15号ですが、以前からの陳情も含めて、塩谷・桃内地区の皆様の思いは伝わっています。

現在、市教育委員会が計画を白紙に戻し再検討中ですので、その思いを受け止めつつ、広い視野に立って、私たちも引き続き、調査・検証を進めてまいります。よって、本陳情については、継続審査を主張します。

続いて、陳情第16号についてですが、今定例で、この件については、市から、対応のために教育用端

末整備事業の提案があり、先ほど可決されたところですので、それらの実施により願意は満たされつつあると考えます。今後、機材が早期に子供たちの手に届くのか、家庭での Wi-Fi 環境について不明な点もありますので、一度経緯を見守ります。よって、本陳情についても、継続審査と判断いたします。

以上、立憲・市民連合の討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 15 号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第 15 号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第 8 号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、16 番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16 番、中村誠吾議員。

（16 番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○16 番（中村誠吾議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第 17 号及び陳情第 18 号につきましては、採決の結果、賛成者がなく、いずれも不採択と決定いたしました。

次に、陳情第 1 号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第 17 号及び陳情第 18 号について、審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、高野さくら議員。(拍手)

○19番(高野さくら議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第1号奥山等の針葉樹単一放置人工林を森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方について、陳情第17号「COVID-19 感染拡大に伴う小樽市内の中小企業の倒産を防ぐための基金」創設方について及び陳情第18号「COVID-19 感染拡大に伴う中小企業の倒産を防ぐ為の小樽市条例」制定方については不採択を主張し、討論を行います。

陳情第1号については、これまで述べたように、陳情者が求める天然林に戻すための皆伐をすることになれば、環境負担も含めて適切ではありません。よって、賛成できません。

陳情第17号については、既に小樽市では、小樽経済の復興も含まれた新型コロナウイルス等感染症対策資金基金を創設しており、新たに設置することになれば、基金が分散されることで適切ではないと考えます。

陳情第18号については、小樽市が条例を制定することで負担が増える企業が出てしまうおそれもあり、現実的に難しいと考え、賛成できません。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします(拍手)

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 15番、中村吉宏議員。(拍手)

○15番(中村吉宏議員) 自由民主党を代表し、陳情第17号「COVID-19 感染拡大に伴う小樽市内の中小企業の倒産を防ぐための基金」創設方について及び陳情第18号「COVID-19 感染拡大に伴う中小企業の倒産を防ぐ為の小樽市条例」制定方について、不採択を求めて討論します。

まず、陳情第17号についてであります。

本市では、新型コロナウイルス等感染症対策基金を既に創設しており、願意はこの基金により満たされるものと解します。

陳情第18号については、本市では、中小企業振興基本条例を制定しており、それに基づいて中小企業振興会議が活発な議論を行いながら、これらの諸問題についても検討、対応されることが期待できます。

また、本陳情に示される条例案の条文を確認するに、市民や各企業が過大な責任を負うようになることも想定されるため、認めるわけにはまいりません。

以上より、陳情第17号、陳情第18号は不採択とすることに議員の御賛同をお願いし、討論といたします。(拍手)

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 1番、横尾英司議員。(拍手)

○1番(横尾英司議員) 公明党を代表し、陳情第17号及び陳情第18号については、不採択を主張し、討論をします。令和2年第1回臨時会において、小樽市基金条例の一部を改正する条例案を可決し、新型コロナウイルス等の感染症対策のための寄附を受け付けたことに伴う経済対策、医療従事者への支援等の資金とする目的の新型コロナウイルス等感染症対策資金基金が設置されました。

しかし、陳情第17号にある市内の中小企業の倒産を防ぐための基金を創設することで、先に設置した新型コロナウイルス等感染症対策資金基金の使途が、新型コロナウイルス感染症による中小企業の倒産を防ぐため以外のものに限定されることや、新型コロナウイルス等感染症対策のために寄せられた資金が分散されることにより、市が実施する対策等を縮小しなければならないなどの影響が及ぶことも考えられます。

また、陳情第18号にある条例の制定については、この基金の設立が前提となっているとも考えられることから、陳情第17号及び陳情第18号については不採択とすべきと考え、討論いたします。（拍手）

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。（拍手）

○5番（面野大輔議員） 立憲・市民連合を代表して、陳情第17号及び陳情第18号について、委員長報告に賛成し、不採択の態度を主張し、討論いたします。両陳情の趣旨、目的は、理解できるものです。しかし、目的を達成するための手段としては適当なのかは疑問があるところです。

基金の設置については、本市においても小樽市新型コロナウイルス等感染症対策資金基金が創設されています。基金の設置趣旨は、医療機関や医療従事者の方々への支援、外出自粛や休業要請で影響を受けた市内経済の復興対策などに役立てますとコロナ禍の影響に対する復興対策が広くうたわれており、本陳情の趣旨も含まれているものと考えます。

次に、条例制定については、現在のような非常時の危機対応に必要な手段は抽象的な理念による条例ではなく、予算を伴った具体的な施策を講じるべきと考えます。

今定例会で新型コロナウイルス対策について、様々な角度から影響や支援について議論が行われてきたところです。

本市の経済対策についても、市内経済の実態把握のため、各業種、事業者に対し聞き取り調査などを進め、その上で、限りある財源の中で最大限の施策を講じる旨の意気込みを示されており、具体的な施策を前に進めることが最も重要であると考えます。

よって、両陳情について、不採択を求めます。

以上、議員各位の賛同を求め、討論いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第17号及び陳情第18号について、一括採決いたします。

委員長報告はいずれも不採択でありますので、原案について、採決いたします。

採択と決定することに賛成の議員の起立を求めます

（起立者なし）

○議長（鈴木喜明） 起立がございません。

よって、不採択と決しました。

次に、陳情第1号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第6号ないし議案第8号並びに陳情第2号及び陳情第3号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査とそれぞれ決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては 継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第6号ないし議案第8号は否決、陳情第2号及び陳情第3号については採択の立場で討論をいたします。

議案第6号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案についてです。

マイナンバーカードには、既に銀行の預金口座がひもづけられることが可能となっています。また、今後は、健康保険証、運転免許証としての利用も予定されております。便利さだけが喧伝されますが、情報漏えいの心配が払拭できないこと、個人の情報が1枚のカードに集約されることで、万が一、マイナンバーカードを紛失した時の影響などデメリットも大きくなります。また、実際に総務省のデータでは、2020年1月20日現在、全国の普及率は15%とされており、普及が進んでいないことから、マイナンバーカードを持たなくても日常生活に特に支障はないと考え、マイナンバー制度自体に反対します。

議案第7号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び議案第8号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてです。いずれも条例の一部を改正する内容となっておりますが、制度自体に問題があると考えます。

この制度の活用により、待機児童の解消が期待されておりますが、一方で、保育の質の低下が心配されます。所定の研修を受けた家庭的保育者ということではなく、きちんと資格を持った保育士の採用を増やし待機児童をなくす、保育士という専門家が、職場集団の中で経験を積むことで、子供たちの成長と発達を支え、子供たちの可能性を最大限に引き出すことが大切だと考えますので、この制度に反対します。

陳情第2号子ども医療費の小学校卒業まで無料化方についてです。

本年度から、未就学児の通院についても、医療費を実質無料化と助成制度が拡大されることは大変喜ばしいと思います。しかし、日本共産党は、さらなる少子化対策、子育て支援の必要を訴え、子供の医療費無料化を中学校卒業まで拡充することを目指しています。少子化対策の一環として、引き続き、子供の医療費の助成拡充に取り組む必要があると考えることから、採択を主張します。

次に、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方についてです。

地域住民が長年にわたり要望し、既に建設用地も想定されているまちづくりセンター建設ですが、長年運動を続けるこうした取組を続けておられる地域住民の要望に応え、まちづくりセンターの建設を実現するべきと考えます。

各議員の賛同をお願い申し上げまして、討論を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第3号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第6号ないし議案第8号並びに陳情第2号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 9番、秋元智憲議員。

(9番 秋元智憲議員登壇) (拍手)

○9番(秋元智憲議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号ないし陳情第6号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案第13号は可決と、陳情第9号及び所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 20番、小貫元議員。(拍手)

○20番(小貫元議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第4号ないし陳情第6号は採択を求め、討論します。

建設常任委員会に付託された陳情に関しては、建設部及び水道局が関係者と協議を重ねているところですが、まず、陳情第4号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について及び陳情第6号天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方については、バス路線に関する陳情で、細長く山坂の多い小樽市を象徴する陳情です。

委員会では、バス事業者との協議状況について答弁がありました。今後、バス事業者には、国や市の補助が入ることになります。事業者は、公共交通の担い手として、小樽市と協力していくことが求められています。

次に、陳情第5号について、星野町ゴンシロ川流域(星野町71・172地域)の上水道整備方についてです。給水区域設定前に住宅があった地域で、安定した給水を受ける権利があります。地域住民は、水道の整備でなくても、安全な水の供給を求めているとのことでした。代替案を示し、補助制度を作るこ

となどが必要です。

いずれも願意は妥当であり、採択を求め、討論いたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第5号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第4号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第6号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、公共施設の再編に関する調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 20番、小貫元議員。

(20番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○20番(小貫 元議員) 公共施設の再編に関する調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、丸山晴美議員。(拍手)

○7番(丸山晴美議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第7号については不採択、陳情第11号及び陳情第14号については採択を求めて、討論いたします。

まず、陳情第7号小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方についてです。これまでの議論で旧緑小学校跡地は市営室内水泳プールの建設が検討されてきました。

ただいま提出されている公共施設再編計画でも、旧緑小学校跡地には、総合体育館と市営室内水泳プールの建設が盛り込まれています。両施設の整備方針やその時期については、今後の長寿命化計画に示

すとされたところですが、別の場所での建設計画が示されない限りは、陳情第7号に賛同することはできないため、不採択を求めます。

次に、陳情第11号公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上についてです。公共施設再編に当たり、住みよいまちづくり、魅力的なまちづくりに寄与する公共施設が期待されています。本陳情が主張するバリアフリー、ユニバーサルデザインを採用した計画であるとともに、さらに、利用者の意見が最大限尊重された計画である必要があると考えます。

最後に、陳情第14号新市民水泳プールの早期建設方についてです。水泳は個人個人の習熟度に応じて取り組めるスポーツであり、また、その特徴である浮力を利用して、高齢になっても体力向上、筋力維持などの効果を期待されるスポーツであります。

2007年に小樽駅前にあった市営室内プールが廃止された後も、プール建設を求める市民が運動が長く続いてきたことから、陳情どおり早期の市営室内水泳プール建設に賛同します。

よって、陳情第11号及び陳情第14号は採択を求めます。

各議員の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第14号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の陳情について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第17号ないし議案第20号」を一括議題といたします。

市長から、提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。（拍手）

○市長（迫 俊哉） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第17号令和2年度一般会計補正予算につきましては、6月9日付で、議長から、市議会の総意として、議会費の一部を返上し、新型コロナウイルス感染症関連施策の充実に活用するよう申入れをいただきましたので、これを受けまして、政務活動費補助金及び費用弁償などを減額いたしました。そして、これら減額分の財源の活用につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う小・中学校の休業措置による授業日数の減少に対応するため、夏季休業期間中に児童・生徒の登校日を設けることとなりましたが、その際に、三つの密を防ぐための換気対策及び暑さ対策として、各教室に扇風機を設置し、また、熱中症対策として、保健室に冷風機を設置する空調設備整備事業費を計上いたしました。

そのほか、新型コロナウイルス等感染症対策資金基金につきましては、寄附をいただきました皆さんには、心から感謝を申し上げるとともに、今後の新型コロナウイルス感染症対策の事業に活用するため、所要の補正を計上いたしました。

議案第18号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、中嶋秀夫氏の任期が令和2年6月

30日をもって満了となりますので、引き続き、同氏を選任するものであります。

議案第19号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、一柳富佐子氏、池田道弘氏の任期が令和2年9月30日をもって満了となりますので、引き続き、両氏を委員の候補者として推薦するものであります。

議案第20号農業委員会委員の任命につきましては、北島吉治氏、古里和夫氏、佐々木晴男氏、岩部利治氏、三國幸一氏、川畑正美氏、千葉進氏、今堀政藏氏、林下孤芳氏、木露正敏氏、江南繁壽氏、本間俊一氏、中橋義則氏、田口玲子氏の任期が令和2年7月27日をもって満了となりますので、引き続き、北島吉治氏、古里和夫氏、佐々木晴男氏、岩部利治氏、三國幸一氏、川畑正美氏、千葉進氏、今堀政藏氏、木露正敏氏、江南繁壽氏、本間俊一氏、中橋義則氏、田口玲子氏を、新たに浜谷礼子氏を任命するものであります。

何とぞ原案どおり御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、順次、採決いたします。

まず、議案第20号について、採決いたします。

本件につきましては、農業委員会委員14名の選任について同意を求める案件であります。川畑正美氏とそれ以外の方々を分離して採決いたします。

最初に、川畑正美氏について採決いたします。

この採決に当たりましては、地方自治法第117条の規定により、川畑正美議員は除斥となりますので、退席を求めます。

（21番 川畑正美議員退席）

○議長（鈴木喜明） お諮りいたします。

同意と決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

（21番 川畑正美議員着席）

○議長（鈴木喜明） 次に、ただいま決定いたしました以外の方々について、一括採決いたします。

同意と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

議案第17号は可決と、議案第18号及び議案第19号はいずれも同意と、それぞれ決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし意見書案第9号」を一括議題といたします。

意見書案第8号及び意見書案第9号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし意見書案第7号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第1号ないし意見書案第5号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 提出者を代表して、意見書案第1号看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書案、意見書案第2号介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設

を求める意見書案、意見書案第3号「国による全国学力・学習状況調査を全員参加の悉皆から抽出に求めること」を求める意見書案、意見書案第4号「公立学校教員に1年単位の變形労働時間制を適用しないこと」を求める意見書案、意見書案第5号農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に反対する意見書案の提案説明を行います。

意見書案第1号です。看護師の賃金は地域間、施設間、雇用形態による賃金格差があり、賃金の地域差は、利益率の差にも反映されている実態があります。医療・看護の質の向上には、賃金、労働条件の改善が不可欠です。

意見書案第2号です。介護職の賃金は、介護保険創設前と比較して低下しており、地域間、施設間、雇用形態で大きな賃金格差があります。また、全産業平均と比べても賃金が低額です。低賃金労働者の拡大を防止し、介護の質を担保する上でも、全国一律で最低賃金を定める必要があります。

意見書案第3号です。全国学力・学習状況調査の目的が調査であるならば、サンプル調査で十分です。

意見書案第4号です。教員の恒常的な時間外労働の解消こそ必要です。

意見書案第5号です。世論の声に押され、種苗法改正案は審議できずにいます。しかし、政府は取り下げる意思がないことから、廃案を求めるものです。

以上、議員各位の賛同を申し上げ、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、意見書案第6号及び意見書案第7号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

○16番（中村誠吾議員） 提出者を代表して、趣旨説明をいたします。

意見書案第6号2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案については、国内経済における消費の拡大、デフレ脱却のためはもちろん、同一労働・同一賃金の原則のもと、正規・非正規による所得格差を改善することが雇用の拡大、新たな労働環境の整備に不可欠であることから、政府は早期に最低賃金1,000円を目指すことを閣議決定しているものであります。

意見書案第7号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案については、環境と開発に関する世界委員会「我ら共通の未来」は持続可能な開発という概念を提示し、環境と開発はいやや応なしに結びついている、開発は悪化する環境資源を基盤にして生き延びることはできないと述べています。

そこで、分かりやすい目標や指標が必要であることが確認され、これを持続可能な開発目標SDGsとしています。その実現には、地球規模、国、そして市民がいかに関わり、どのように具体化していくかはもちろんのこと、いかに実現させるかの財源の裏打ちも、当然必要となります。

そのために、意見書案では、森林の多目的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保することとしています。

そうしなければ、国はもちろん、真面目にSDGsに取り組む団体・企業・個人の努力を台なしにします。これをグリーンウォッシュ、環境問題に配慮しているふりをすると言いますが、SDGsをグリーンウォッシュにさせないためにも、今はさらに一歩前進することが必要です。

議員各位への賛同をお願いし、趣旨説明を終わります。

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。（拍手）

○15番（中村吉宏議員） 自由民主党を代表し、意見書案第6号 2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案について、否決の立場で討論いたします。

趣旨については理解をいたします。しかしながら、今、新型コロナウイルス感染症の影響は経済状況に大きなダメージを与えており、そのような状況下で、経営者側も雇用維持を含め大きな試練と向き合っているところであります。国や道、本市においても、経営の持続と雇用の維持について、予算措置を含め取組を行っているところであります。今は、この新型コロナウイルス感染症による経済的打撃から経営と雇用が安定した状況を早期に回復させるべきであり、本意見書案の内容は、その後に求めていくべきことであると考え、我が会派は、今定例会における意見書案第6号については、否決すべきと判断いたしました。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。（拍手）

○6番（高橋 龍議員） 立憲・市民連合を代表し、討論をいたします。

まず、意見書案第6号 2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案についてです。

これまで、賃金改定を主とする意見書案は、本市議会にも都度提出、可決をされてきました。

唐突ですが、一つ投げかけます。仮に、最低賃金が1,000円になったとして、非正規でどれだけの稼ぎになるかです。1日8時間、月20日間の勤務をしたとして給料は16万円、そこから税等が引かれると手取りは13万円台。これは高望みでしょうか。

そして、これまで賃金改定の意見書が可決されてきたとも申し上げましたが、新型コロナウイルスの影響下では賃金を上げられないという御意見があるのは、承知をしております。本来、切り離して考える点かとも思いますが、あえて新型コロナウイルスにも絡めて申し上げます。本意見書案を御一読いただけるとお分かりのとおり、これは労働者のみの立場で書かれているものではなく、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策も同時に要請されているのです。

むしろ、新型コロナウイルスの影響が大きいというのなら、今だからこそ、労働者そして経営者双方の支援策が必要とされるのではないのでしょうか。賛同を求めます。

次に、意見書案第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案についてです。

全国の森林面積のうち、約25%を北海道が占めている現状において、意見書案の中にあるとおり、森林資源の循環利用の確立は必要であると訴えます。治山の重要性や災害防止の観点からも、道において事業が進められてきたところです。提出者からもあるとおり、川上から川下までの総合的な対策が求められているという点も理解できます。よって、施策の強化・拡充を図る必要性につきましても、賛同をするものであり、可決を主張いたします。

以上、討論を終わります。（拍手）

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。（拍手）

○21番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし意見書案第5号は可決、意見書案第7号については否決の立場で、討論します。

意見書案第1号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書案及び意見書案第2号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書案についてです。

日本医療労働組合連合会が実施した2017年介護職員の労働実態調査では、厳しい勤務環境で働く看護師は人手不足で仕事がきつい、賃金が安いなどを理由に、仕事を辞めたいと感じながら働いている割合が84.9%に達していると発表しています。

低賃金・過重労働の実態は、依然として改善されておられません。全産業平均より低い賃金水準の要因の1つには、同じライセンスでありながら、働く地域によって初任給格差が月額8万円にも及ぶ地域間格差が指摘されております。地域間格差が大きすぎて、看護師の賃金水準が引き上がらずに、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしております。

介護従事者についても、平成25年全国労働組合総連合が実施した介護施設に働く労働者アンケートでは、賃金が全産業労働者の賃金より約9万円も低くなっており、賃金が安い、忙しすぎる、体力がもたないなど、それらを理由に辞めたいと考えたことがある人は57.3%にも達しており、今も低賃金、過重労働の実態は依然として改善されていない実態にあります。このような状況は、本市においても現れております。そもそも、社会的な役割にふさわしい賃金になっていない上に、最低賃金の地域間格差が賃金にリンクしている状況です。

よって、国及び政府において、看護師及び介護士の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保等体制強化を図るため、全国を適用対象とした特定最低賃金を新設すべきであります。

意見書案第3号「国による全国学力・学習状況調査を全員参加の悉皆から抽出に改めること」を求める意見書案です。

文部科学省は、2007年より、全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に全国学力・学習状況調査を行ってきました。全員参加で実施され、学校別の成績を開示する地方自治体が次々と現れたため、地方自治体の間だけでなく、学校間の点数競争を引き起こしております。

このような状況から、国連子どもの権利委員会は、2019年2月、子供にとってあまりにも競争的な日本の教育状況を改善するように、日本政府に勧告しています。不登校や子供の自殺が社会問題となっている現状で、子供のストレス要因を取り除く努力が国に求められております。

全国学力・学習状況調査の目的が調査であるならば、サンプル調査で十分であり、全員参加の悉皆から抽出の調査に改めるよう、国及び政府に求めるものであります。

意見書案第4号「公立学校教員に1年単位の变形労働時間制を適用しないこと」を求める意見書案です。

2018年の厚生労働省の過労死等防止対策白書によれば、全ての学校の教職員の1日当たりの所定労働時間は7時間45分となっておりますが、実勤務時間の平均は1日11時間17分になっています。そして、時間外勤務は、1か月当たり平均で77時間44分になっています。

文部科学省が2016年に実施した教員勤務実態調査によると、時間外労働月80時間という過労死ラインを超えて働く教員は中学校で約6割、小学校で約3割に上ります。過労で倒れる人も、精神疾患による休職は、年間約5,000人で、長時間労働の原因として、部活動や授業数の増加などが指摘されています。最も問題なのは、1971年に制定され、今回改正された給特法です。

給特法は、実習や職員会議、災害時などの超勤に対して、時間外労働8時間相当の教職調整額として月額給与の4%を支給する一方で、授業準備や部活などは自主的活動とみなして、勤務時間外が支給されておられません。これが、長時間労働の温床と批判されています。

給特法の改正は、教員の負担を減らすのではなくて、夏季休暇のまとめ取りにすぎず、日常の労働環境の抜本的な改善とは言えません。

意見書案第5号農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に反対する意見書案です。

自家栽培とは栽培した作物の種子を取り、またそれを撒くことです。人間の歴史で、栽培が始まった時から、今に至るまで続けている行為であります。その営みを担ってきたのが農業者です。種苗法第21条でも、農業者が収穫物の一部を種苗として扱う自家増殖について、原則自由としてきました。改正案は、この条項を削除し、自家増殖を一律禁止するというものです。

食料や農業の植物遺伝資源に対する国際条約や、国連の農民の権利宣言は、地域の伝統的な品種の保存、利用や自家増殖は農民の権利と定め、農業者の自家増殖を認めております。

多国籍種子企業によって、種子開発競争が激化し、種を制する者は世界を制すると言われているもとで、種苗法改正は農業者だけでなく、消費者、国民にも影響します。不要不急の改定は、断念すべきであります。

意見書案第7号林業・木材産業の成長産業化に向けた施設の充実・強化を求める意見書案です。

森林を歴史的に維持・管理してきたのが林業です。日本の林業は、今、歴代政権の外材依存政策のもとで、木材価格の低迷が続き、林業労働者が減少するなど危機に瀕しております。それに拍車をかけるのが、林業の多面的な機能を著しく軽視し、木材供給による利潤拡大を優先する安倍政権による林業の成長産業化路線であります。

私ども日本共産党は、林業資源の循環利用に反対するものではありませんが、林業の成長産業化に反対です。成長産業化路線は、国有林、民有林を問わず、植林後約50年の森林を大規模に皆伐し、市場に供給しようとするものであります。この路線は、輸入木材への依存を続ける現状のまま、今以上の木材価格の下落と国有林の荒廃を招き、木材の供給調整機能も果たせなくなるという不安が高まっています。

以上を申し上げて、討論いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号ないし意見書案第5号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第6号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第7号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、全て議了いたしました。

第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 2時13分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 丸山晴美

議員 高木紀和

○諸般の報告

○今定例会に報告された委員長報告

○今定例会に提出された意見書案

○令和2年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

- (1) 監査委員から、令和2年4月の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日印刷配付分)

以 上

予算特別委員長報告[別紙]

質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

G I G Aスクール構想は、児童・生徒に一人一台タブレット端末を支給し高速大容量ネットワークを整備することで、公正に個別最適化された創造性を育む教育を実現させる構想だという。

現在、端末の導入やネットワークの構築などの整備は当初の計画より遅れているというが、新型コロナウイルス感染症対策はスピード感が求められるため、ソフト面では当初予定していたカリキュラムのほか、新型コロナウイルスによる遅れを取り戻すためのカリキュラムが含まれているのかどうか。また、新型コロナウイルスの影響によりICTの活用が重視される時代になった印象を受けることから新たな生活様式に合わせた授業やICTの活用を視野に入れながら進めてほしいと思うがどうか。

教育情報化推進事業費においては、国の緊急経済対策におけるG I G Aスクール構想の前倒しを受けて、当初、学年ごとに順次整備される予定であった端末が、市内全小・中学校の全ての児童・生徒に、一斉に整備されることになったという。

これは、新型コロナウイルス感染症に係る小・中学校の休校により、在宅でのオンライン学習が進んだことに起因するものだが、今後、各家庭での通信環境の差による学習環境の差が児童・生徒の学習機会の均等を確保するための課題となることから、市には、通信環境が未整備である家庭への支援をしっかりと行ってほしいと思うがどうか。

学校給食地場産品活用事業費補助金は、学校給食における地元食材を使ったメニューの提供機会を増やし、休校により生活リズムが崩れた児童・生徒を元気づけること等を目的として、本年度、地場産品提供に係る費用の一部を助成するものであるというが、小樽市教育推進計画において、食育の推進として地場産品を活用した学校給食の提供に努める旨記されていることから、来年度以降も地元食材を活用したメニューの提供機会を増やすことができるよう取組を継続してほしいと思うがどうか。

新型コロナウイルス感染症患者を医療機関等から札幌市の宿泊療養施設へタクシーを使って移送する感染症患者宿泊療養施設等移送事業費において、市は他市のタクシー事業者に移送を委託するという。

コロナ禍の現状に鑑みると、他市の事業者への委託はやむをえないと思うが、疲弊した本市のタクシー業界を応援するためにも、本市のタクシー事業者の利用を検討してほしいと思うがどうか。

また、仮に委託先のタクシー事業者が所在する市で感染者が増加した場合、小樽市内の患者の移送に対応できない可能性があることから、本市のタクシー事業者に対し、当該事業の受託の可否について意向調査を行うべきと思うがどうか。

議案第3号「介護保険事業特別会計補正予算」の介護保険事務処理システム改修事業費は、国のマイナンバーによる情報連携に対応するために現行システムを改修するものだというが、マイナンバー制度は、国が策を取れば取るほど矛盾が生じて問題点が明らかになっており、実際、今回の特別定額給付金の申請において、マイナポータルを利用したオンライン申請は、郵送による申請よりも職員の手間が増えている。

このように、マイナンバー制度は役に立たないだけでなく、自治体に混乱を招き、情報漏洩のリスクも広がる問題だらけの制度であるので、この制度そのものをやめるべきだと考えるがどうか。

被災者支援システムは、災害発生時に職員が機能を理解しておらず、能力を十分に発揮させることができないために支援を行き渡らせられない場合があることが問題だと言われており、日頃からの運用訓練が必要だと思うが、市は、今後、平時の運用訓練を行う考えはあるのか。

また、防災アプリは、今回の新型コロナウイルス感染症に関する情報発信にも活用が期待できるものだが、道内35市のうち、防災アプリを導入していないのは本市を含め10市しかなく、他市よりも取組が遅れているように思われるがどうか。

今後は、本市においても防災アプリを導入し、防災情報のみならず新型コロナウイルス感染症情報の発信ツールとして積極的に活用してほしいと思うがどうか。

災害備蓄品について、市は、より必要性の高いものは現物で備蓄し、そのほかは、自助、もしくは流通備蓄で補足していく考えであり、乳児用液体ミルクについては、流通備蓄として対応するという。

しかし、災害によってライフラインが断絶されたとしても飲用可能な液体ミルクは、人工栄養を必要とする乳児にとって非常に重要なものであり、入手できない場合に2、3日待てるようなものではないため、市が現物で備蓄すべきだと思うがどうか。

また、現物で備蓄しているというダンボールベッドは、感染症対策や寒さ対策に役立つものだが、市内に製作できる工場もあることから、流通備蓄に適していると考えられるため、当該事業者と災害時の応援協定の締結を行って物品を調達するなどの検討を進めてほしいと思うがどうか。

本市における現在の予算編成方法は、平成25年度から毎年度、ほとんど内容が変わらない予算編成方針に基づき、原部が市民ニーズを踏まえ見積り、さらに各事業費の削減等につながる見直しを行って、予算要求額を基準枠内で収めている。

しかし、これが財政部の査定によりさらに削減されてしまうとのことであり、それでは職員の責任感やモチベーションは低下してしまうのではないか。

また、今後も収支悪化が見込まれるのであれば、市には予算編成方針と収支改善プラン、行政評価などをしっかりとリンクさせ、本市の行政運営が持続可能なものとなるよう、予算編成方針の見直しを行ってほしいと思うがどうか。

平成30年11月に策定された小樽市収支改善プランは、34ある取組項目のうち、効果額の記載がないものが19項目あり、全体の約6割にも及んでいる。目標があってこそそのプランなのであって、効果額が把握できないような項目まで無理に載せるより、具体化した時点で追加するなど柔軟な作り方とした方が効率的と考えるがどうか。

また、効果額が記載されているものでも算出根拠が全く分からず、確証も裏付けもない、非常に簡素な作りであることから、算出根拠については補足説明を記載すべきと考えるがどうか。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、潮まつりをはじめとするイベントが、ほぼ中止となってしまったが、市内にはいまだに中止の判断がなされていないイベントがあると聞く。

今後のイベント実施は、新型コロナウイルス感染症の収束が条件になると思うが、市には、これらのイベントに対し、新型コロナウイルス対策を含め、積極的に支援を行ってほしいと思うがどうか。

海水浴場の開設について、新型コロナウイルス感染防止対策として、石狩市などの近隣の海水浴場の開設中止を判断した中、本市においては6カ所の海水浴場が開設を予定しており、札幌圏から多くの海水浴客が押し寄せることが懸念される。新型コロナウイルスによる影響下にあつて、市は、開設期間中のパトロールや海上保安庁などとの連携、トイレの設置などについて、どのように行おうとしているのか。

環境省が令和2年度補正予算により実施する「国立・国定公園、温泉地でのワーケーションの推進事業費補助金」は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済を再活性化することを目的としており、本市では、NPO法人おたる祝津たなげ会が本事業に申請しているという。

国定公園を有するまちである本市として、このように自然環境を活かした観光コンテンツを開発していくことは非常に重要な取組であると考えているが、おたる祝津たなげ会が実施を目指す事業に対し、市はどのように関わっていくつもりか。

本市が初めて単独で申請した地域型日本遺産については、不認定という大変残念な結果となったが、市は、原因をどのように捉え、今後の検証作業をどのように行うつもりなのか。

この日本遺産に係る取組は、本市の歴史文化を新たに民の力という視点で捉え直した労作であり、市は、結果が不認定であったからといって、これまでの取組を終わらせてしまうのではなく、また、観光施策の中で歴史・文化遺産の位置づけを見失わないよう、本市の大切な遺産を保存・活用しながら、まちの未来を育てていく道を探っていくしてほしいと思うがどうか。

塩谷太陽光発電所の建設について、6月20日に事業者と地域住民による話し合いが行われ、その際、塩谷・桃内連合町会と塩谷太陽光発電所問題を考える会は連名で事業者に対し要望書を提出している。

要望事項は、雪や雑草対策、パネル損傷事故対応など、地域住民が安全に安心して暮らしていくための最低限の保証を求める内容であり、市は、こうした地域住民の要望について、どのように認識しているか。

また、市は、住民の安全を守る立場で、事業者に対し、設備の安全性の確保と設置後の点検管理を着実に履行し、地元住民との確認事項を遵守するよう働きかけるとともに、全面的に協力してほしいと思うがどうか。

本市では、これまで、さまざまな子育て施策を実行しているが、一方で、保育所の入所手続きにおいて、4月入所の場合には、その結果連絡を3月下旬まで待たなければならないこともあるなど、市民から「小樽は子育てがしづらいまち」との風評を聞く。

こうした市民の声は、子育て施策を推進する上で、改善すべき喫緊の課題であるとの認識に立ち、市民の思いに寄り添った施策の展開が必要ではないか。

また、市には、子育て世代の人口流出に歯止めをかけるためにも、市民が子育て施策に満足するよう、さらには、そうした噂を聞きつけた他市町村の方が転入してくるよう、覚悟をもって諸課題に取り組んでほしいと思うがどうか。

新型コロナウイルス感染症対策について、国や道から様々な基本的対処方針などが示されているが、北海道が現在、特定警戒都道府県、感染拡大注意都道府県、感染観察都道府県のいずれに当たるのか、また、段階的緩和のステップではどの段階なのか、さらには警戒ステージではどれに当たるのか分かりづらく、これらによって対処方法が大きく変わるにもかかわらず、市民が理解できない場合もあるのではないかと考えるがどうか。

また、市は、新型コロナウイルス感染症対策に関する現在の状況と必要な対処方法を市民がすぐに把握できるよう、市のホームページやフェイスブックなどを活用して情報発信する必要があると考えるがどうか。

新型コロナウイルス感染症のクラスターの発生を防ぐため、市内の接客を伴う飲食店では、経営者の方々が感染症対策に知恵を絞り、工夫をしながら営業していると聞いているが、中には旧態然とした営業を続けている飲食店もあるといい、従業員から不安であるとの相談を受けている。

市は、飲食店経営者の自助努力に委ねるだけでなく、市内の飲食店を見回り、感染防止の指導を行うなどの取組を行うことで、クラスターの発生を防止する必要があると思うがどうか。

海洋散骨については、現状、明確な法規制がなく、民間事業者の社会的な規範によって運営されているものの、一部の社会的な規範が欠如した事業者によって港湾関係者や漁業者が風評被害を受け、経済的な影響を受けることが危惧されている。

市は、相談があれば、民間の海洋散骨事業者が策定しているガイドラインを参考にして散骨を行ってもらおうよう説明するとのことだが、今後、散骨を希望する遺族が増えていくとすれば事業者数も増えることが想定され、様々な問題が発生すると思われることから、市として、海洋散骨の方向性を示すことが重要だと思うがどうか。

本市においては、地形的な条件から日常生活の全てを徒歩で賄える方は少なく、バスやタクシーといった交通インフラは欠かすことができないが、新型コロナウイルス感染症の拡大による自粛要請を受けて外出の機会が激減する中、これらの業種は、利用者の減少によって収益の確保が極めて難しくなっていると考えられる。

今後、事業継続が難しくなるようなことがあれば、市民生活に大きな影響を及ぼすことになるが、市は、市内の各交通事業者から経営状況の聞き取り等を行っているのか。

また、交通事業には、車両の整備費や人件費等、多額の経費が必要であるため、国の臨時交付金等を活用して支援の拡充を図る必要があると考えるがどうか。

長橋なえぼ公園は、自然と触れ合うことができ、子供や高齢者など年齢に関係なく集える公園であり、少子高齢化の進展が著しい長橋地区における「にぎわいの場」として期待できると考える。

今後、公園利用者の利便性向上を図るために使用条件を見直し、例えば炊事を認める時期を花見の時期だけでなく、雪のない時期にはバーベキューができる公園とするなど利用方法を検討してほしいと思うがどうか。

また、インターネットを整備することで子供たちが公園で疑問に思ったことをその場で調べられるようにしてほしいと思うがどうか。

総務常任委員長報告[別紙]

質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第5号小樽市税条例の一部を改正する条例案は、政府の2020年度の税制改正大綱の法制化が主な内容であり、未婚のひとり親への個人住民税の非課税措置を適用するなど必要な措置も含まれているが、一方で、固定資産の所有者の所在が不明である場合に、その使用者を所有者とみなして固定資産税を課税することができる規定の新設については、その適用が限定的であるとはいえ、濫用も懸念されることから、慎重に対応してほしいと思うがどうか。

陳情第15条小樽市立塩谷小学校の存続方について、陳情には、塩谷児童センターと放課後児童クラブを塩谷小学校に移転する公共施設再編計画案に賛同しているように読み取れる記載があるが、陳情者は同計画に賛成の立場であると考えてよいか。

また、そもそも塩谷小学校を存続し、そこに塩谷児童センター及び放課後児童クラブを入れることは、施設の規模的に可能なのか。

新型コロナウイルス感染症の影響により、今後は災害時の備蓄品として、感染症対策に必要な備蓄が求められるというが、避難所については従来から備蓄場所の不足が課題として挙げられており、この課題に対し、根本的な解決策を模索しなければならないと思うがどうか。

また、避難所の運営に当たっては、今後は感染症対策を併せて行わなければならないことから、単なる市民のボランティアなどで避難所を運営していくのは困難になると考えられ、適切な知識を持った人や、ある程度責任ある立場の人がその場において指示を出せるようにしなければ、様々な問題が生じるのではないかと思うがどうか。

市内医療機関で勤務している市民から、変則的でもいいので、市役所の開庁時間の延長や開庁日を増やしてほしいとの御意見があったことについて、市は、人員配置の見直し、コストの増加、手続の効率化などの課題があることから、開庁時間の延長等には難色を示している。

一方、市当直室では、開庁時間外に年間で800件を超える届出を受け付けているなど一定の需要も見られることから、市には、常時、土曜・日曜・祝日を開庁している新潟県長岡市などの例を参考にし、開庁時間の延長等の検討をしてほしいと思うがどうか。

先日、塩谷の徳源寺において、「船絵馬」など、北前船にまつわる文化財が発見されたという記事が新聞に掲載され、それらは歴史文化基本構想における小樽文化遺産の新たな構成文化財になり得る貴重なものであるという。

報道後、塩谷神社において、20枚もの船絵馬が発見され、その中には、明治一桁台に作成されたものもあるというが、市教委は市内に現存している「船絵馬」について、どのような情報を把握しているのか。

また、市民が気付かないまま、こうした文化財がまだまだ市内に埋もれている可能性もあると思うので、市には、普段から文化遺産について地道な啓蒙を行い、雰囲気醸成し、盛り上げてほしいと思うがどうか。

経済常任委員長報告〔別紙〕

質疑・質問の概要は、別のおりであります。

陳情第17号「COVID-19感染拡大に伴う小樽市内の中小企業の倒産を防ぐための基金」創設方について、本市では、すでに新型コロナウイルス等感染症対策資金基金が創設されており、更に中小企業に限定した基金を創設しても積み立て額はなかなか増えないのではないかと思うがどうか。

また、陳情第18号「COVID-19感染拡大に伴う中小企業の倒産を防ぐ為の小樽市条例」制定方については、市が、金融機関へローン返済の凍結を行うなどの民事介入を行えるよう条例の制定を求めているものであるが、現実的に考えて、市がこのような民事介入を行うことは可能なのか。

今年度のクルーズ船の運航は、新型コロナウイルス感染症の影響により世界的に自粛され、本市への寄港数も現在のところゼロ隻だという。

そのため、市では寄港したクルーズ船への歓迎行事や誘致活動などを行う小樽港クルーズ推進事業を実施できていないというが、新型コロナウイルス感染症が終息しても、クルーズ船が観光として復帰するまでに時間がかかると言われる中でも、クルーズ業界では再開に向けた取り組みを行っていることから、市には、クルーズ船社に意見を聞くなどの連携を図り、クルーズ船業界全体の動向を随時把握して行ってほしいと思うがどうか。

アフターコロナの観光について、観光旅行をためらう一番の理由は、旅先の安全が確認できないためであり、行政と民間が連携して本市が安全で安心であるとアピールすることで集客が期待できると考える。

新型コロナウイルス感染予防対策については、真面目に取り組む事業者と、いい加減な事業者に二極化していることから、本市独自の感染予防対策の基準を策定し、基準を満たした事業者を、「小樽コロナ対応実施店」として認定し、店舗にステッカーなどを掲示することで、観光客に対し、本市の安全・安心の取組みをアピールできると思うがどうか。

現在、新型コロナウイルス感染症によって、観光客を誘客できない状況にある一方、滞在型観光につながる、質の観光を目指す良い機会であるとも考えられる。

今後取り組むSNSキャンペーンやYoutubeによる動画配信では押し付けにならないように、本市の魅力を自然に紹介するなど、観光客の目線を大切にしていってほしいと思うがどうか。

小樽産品の販売について、本来であれば、3月から6月に全国の百貨店で開催される予定であった物産展が、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となり、4億円近い売上げが失われてしまったという。

また、近年では、百貨店での物産展も縮小傾向になっており、現在の世情に鑑みると、今は、複数の販路を確保し、小樽産品をPRしていくことが重要であると考えますが、市には、失われた物産展の売上げをカバーするような、販路拡大に向けた具体的な経済対策を考えてほしいと思うがどうか。

厚生常任委員長報告〔別紙〕

質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第6号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案については、マイナンバー法の一部改正により通知カードが廃止されたことに伴い、通知カードの再交付に係る手数料を廃止するものであるが、通知カードが廃止されることで市民にはどのような影響があるのか。

また、国は、マイナンバーカードについて、運転免許証としての利用や銀行口座とマイナンバーの紐づけなどを検討しているとのことだが、様々な情報を紐づけることにより、個人情報の漏洩やカードの紛失をしたときの影響が大きいことが心配され、そのことがマイナンバーカードの普及率の低さにつながっていることに鑑みれば、マイナンバー制度自体の必要性に疑問を感じざるを得ないがどうか。

本市の産業廃棄物最終処分場の残余容量は、令和2年度末時点で4万8,000立方メートルとなっており、過去10年間の平均処分量が約2万1,500立方メートルであることに鑑みると、約2年で満杯になるという。

この状況について、市は道に軽微変更の申請を行い、処分場の延命を図るというが、この延命措置を行う場合、具体的な工事の準備をいつ始め、何年程度延命されるのか。

また、産業廃棄物の処分量が減少していることについては、建設リサイクル法による搬入規制の影響と思われるが、処分場の延命に効果が期待できることから、同法の所管部署との情報交換を行ってほしいと思うがどうか。

本年4月から運用が開始された子育て応援アプリ「母子(ボシ)モ」について、市は、現時点まで307件という想定よりも多くのダウンロードがあったというが、このアプリについて、利用者からはどのような意見があったのか。また、市で修正すべきと考える点はあるのか。

更に市は、新型コロナウイルスの影響により、当初想定していたより情報発信ができていない状態だというが、感染拡大を受けて、これまでにアプリを用いて情報などを発信したことはないのか。

また、次の感染拡大に向けて、アプリを活用し発信したいと考えていることはあるのか。

8050問題とは、80代の親が自立できない事情を抱える50代の子の生活を支え、そうした親子が社会的に孤立してしまうことを指すもので、孤立死を引き起こす実態もあることから、全国的に問題となっていると聞くが、本市における8050問題に該当する世帯の孤立死の状況は把握しているのか。

また、厚生労働省では、今年度から8050問題に係る研究事業を実施すると聞くが、市は、市内においてこの問題が深刻化して9060問題へと移行する前に国の動向を注視し効果的な対策を実行してほしいと思うがどうか。

新型コロナウイルス感染症に係る後志管内の広域連携に関しては、小樽市保健所が事務局となる新型コロナウイルス感染症対策協議会を立ち上げ、後志管内の医療機関と保健所の情報を集約し共有することで各医療機関が院内感染対策などに役立てていくという。

協議会には、小樽市民の健康、安全、安心を守るのはもちろんのこと、後志の医療機関のリーダーとしての役割を果たしてほしいと思うがどうか。

建設常任委員長報告〔別紙〕

質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第13号「動産の取得について」、現在、市ではロータリ除雪車を25台保有、7台をリースしており、リースよりも市で保有する方が安価であることから、ロータリ除雪車を新たに1台購入し、リースを1台減車するとのことである。また、稼働年数が15年以上の除雪車については、民間企業で保有が困難となったものを購入するなどし、更新をしていくという。

除雪車の更新基準を15年とすると、更新により財政的な面が懸念されることから、更新を進めるためにどのように計画を示していくつもりか。

市は、雪対策基本計画において、ICT技術の導入を位置付けているというが、現時点で、技術の活用や実用化の目途をどのように考え、初期費用はどの程度見込んでいるのか。

また、新たにロータリ除雪車を取得するというが、こうした新しい機器を導入するのであれば、GPSやAIなどの最新技術を取り入れ、除雪ステーションの効率的な管理運営ができるようにしてほしいと思うがどうか。

除雪機械の販売価格は、材料費の値上がりや建設機械の排出ガス規制に係るエンジン開発費用により高騰しており、持続可能な雪対策の推進を図るために、その時々々の優先度を考慮して市が民間企業で保有が難しくなった除雪機械の購入を進めているという。

ロータリ除雪車や他の除雪機械も含めて、市が保有する除雪機械の老朽化度合や、民間企業での保有状況を把握しながら、除排雪作業に支障がないよう、計画的に更新を進めてほしいと思うがどうか。

陳情第6号「天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方」は、当該バス停の近隣住民の高齢化が進み、冬道を歩くことを困難に感じている住民が多いことから、要望されているものだが、バス事業者としては当該停留所の利用開始日の繰上げは、雪解け時期が見込めず、市民へ利用開始日の周知やバス車両と運転手の調整が必要であることから困難であるため、現状では夏タイヤへの切替日に合わせて当該バス停を開設しているという。

難しい状況にあることは理解するが、今後もバス事業者と調整し、検討して行ってほしいと思うがどうか。

小樽築港駅停留所は、同駅の新設に伴い小樽駅側に移設されたことで、当該停留所からJR小樽築港駅までが遠くなり利用者からは、駅の近くに移設することを望む声がある。

以前の停留所が設置されていた地先の方々からは、設置すると吸い殻等ごみが散乱するとの理由から、戻すことには難色を示しているとのことだが、現在は利用者マナーも改善しており、市内の停留所ではゴミが散乱していることもなくなっていることから、こうした現状を地先の関係者に丁寧に説明することで停留所の移設について理解が得られると思うがどうか。

公共施設の再編に関する調査特別委員会の報告[別紙]

質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

公共施設再編計画素案から、市民意見交換会、パブリックコメント、議会議論等を経て示された、今回の公共施設再編計画では、生涯学習プラザや塩谷児童センターの再編案など、一部、素案から変更になったものがある。

これらの変更は、利用者の意見を聞いた上で変更したものと思われるが、一方で、施設を利用していない方の、声として聞こえてこない賛成意見について、市は、どのように捉え、計画に反映したのか。

また、計画策定の議論は、外部の方が入らない庁内検討委員会のみで行ってきたとのことだが、施設の削減や統合について議論するに当たっては、学識経験者や市民など外部の方を入れた策定委員会を設置して行ったほうが良かったのではないかと思うがどうか。

公共施設再編に関して、市は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった若者世代との意見交換会の代わりに、2団体の代表者を通じて意見集約を行ったというが、それらの意見はどのように受け止め、今後、若者世代の参画をどのようにはかっていくつもりなのか。

また、それらの団体から、旧商業高校の活用について、他の地域にはない新しい施設にしてほしいという意見が出されたと聞くが、計画にも、市立高等看護学院の移転によって、小樽商科大学や海上技術短期大学校との連携や交流が期待できると記載されていることから、市には、どのような交流をはかるのか具体にし、若者の意見を生かした活用方法を考えてほしいと思うがどうか。

公共施設再編にあたっては、コストをできる限り圧縮することは必要だと思うが、その結果、極端に住民サービスに支障をきたすようでは困るため、市には、市民の声を最大限取り入れることを念頭に置いて計画を実施してほしいと思うがどうか。

市が示した公共施設再編計画では、市民会館や総合体育館などの4施設で整備方針が定まっていないという。

計画案の段階であれば、整備方針が定まっていないというのもまだ理解できるが、正式な計画となってもなお定まっていないというのは、計画の作りとして問題があると思うが、市はどのように認識しているのか。

また、再編に当たっては、実施の優先順位をどうするかが市民の関心を集めることになると思うが、主観的に順位をつけていては理解を得ることはできないため、例えば項目を設けて採点するなど、客観的に説明できる順位の決定方法をとるべきだと思うがどうか。

小樽市公共施設再編計画（案）におけるパブリックコメントや市民意見交換会では、総合体育館について、市民プールの建設とともに優先的に取り組むべきとの意見や、体育室を可動式の壁で仕切ること等の意見が寄せられたものの、全体的には、まだ各施設について具体的な要望が少ないように感じる。

今後、長寿命化計画の議論が進むに従い様々な意見が出てくると思われるが、市は、市民や利用者の意見を汲んで計画を作成してほしいと思うがどうか。

新市民プールの建設について、若者世代から寄せられた意見の中には、将来世代の負担を懸念するものもあり、こうした意見は大変貴重なものだと思うが、一方、高齢者にとっては健康づくり、子育て世代の方にとっては子供の健康やスポーツなどの利用ニーズがあることから、引き続きこうした声を分析しながら、市として方針をまとめてほしいと思うがどうか。

また、公共施設再編計画は、施設総量や市民ニーズ、安全性といった観点から作られているため、立地適正化計画や中心市街地再々開発などのまちづくりの観点における議論との関連が見えにくいように感じるが、市は今後、まちづくりのビジョンをどのように描き、長寿命化計画に反映させていくつもりか。

公共施設再編計画は、施設総量の削減を基本方針の一つとしているが、できあがった計画は、その方針を具体的に反映したようには見受けられず、また、この間の市の説明も不十分であるため、施設を削減していくことについて、市民の理解は不十分であると思われる。

今後、長寿命化計画を策定する段階で、施設を削減する考えが突然示されたらと市民に受け取られるようなことがないように、事前に丁寧に説明してほしいと思うがどうか。

平成29年度に創設された、公共施設の集約化複合化事業など6事業を対象とする公共施設等適正管理推進事業債は、平成30年1月25日に長寿命化事業の対象を拡大するとともにユニバーサルデザイン化に要する経費が追加されたほか、長寿命化転用立地適正化ユニバーサルデザイン化事業については財政力が弱い団体であっても取り組めるよう交付税措置率を引き上げるなどの拡充が行われたという。

本市では交付税措置等が有利な過疎債の活用を基本としているなどから当該地方債を活用する予定はないとしているが、市民の負担が少しでも減るような地方債の活用を検討してほしいと思うがどうか。

看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小 池 二 郎
同 高 橋 龍
同 酒 井 隆 裕

高齢化が進む中で、厚生労働省は、2025年に向けた看護職員の推計と確保策の中で、看護職員の必要数は200万人と試算しました。しかし、医療・看護の現場では、引き続き厳しい労働環境と低賃金の下、看護師の定着が進まず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いています。日本医療労働組合連合会が実施した「2017年看護職員の労働実態調査」（全国の看護職員 3 万 3 千人の集計）では、慢性疲労が約 7 割、健康不安の訴えも約 7 割、3 人に 1 人が切迫流産で、流産も 1 割に達するなど、人手不足の中で過酷な勤務実態が浮き彫りとなりました。このような勤務環境で働く看護師は、仕事を辞めたいと感じながら働いている割合が 74.9%にも達し、辞めたい理由の第 1 位は「人手不足で仕事がきつい」47.7%、次いで「賃金が安い」36.6%という結果となっています。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。

全産業平均よりも低い看護師の賃金水準の原因の一つには、同じライセンスでありながら働く地域によって初任給の格差が月額 8 万円にも及ぶ地域間格差が指摘できます。本来、公定価格である診療報酬で看護師の労働に関する評価が公正にされるべきですが、地域間格差が大きすぎて看護師の賃金水準が引き上がらず、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしています。医療施設等の安全・安心な職員体制や医療・看護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。

よって、国及び政府においては、看護師の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、下記の事項について取り組むよう強く要望します。

記

- 1 看護師の賃金の底上げを図り、安全・安心の医療・看護体制を確保するために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金（特定最低賃金）を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 2 年 6 月 30 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	令和2年6月30日	議決結果	否 決
-------	-----------	------	-----

介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小池 二 郎
同 高 橋 龍
同 酒 井 隆 裕

高齢化が進む中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。平成25年度に全国労働組合総連合が実施した「介護施設に働く労働者アンケート」では、介護施設の労働者の賃金が全産業労働者の賃金より約9万円も低くなっています。介護の仕事を「辞めたい」と考えたことがある人は57.3%にも達し、辞めたい理由は「賃金が安い」（44.7%）、「仕事が忙しすぎる」（39.6%）、「体力が続かない」（30.1%）となっています。「十分なサービスができていない」は回答者の4割近くに上り、その理由として「人員が少なく業務が過密」が約8割と群を抜いています。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。

本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。しかし、現実には、職員体制の充実は事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、更には介護報酬の引下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしています。

よって、国及び政府においては、介護従事者の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、下記の事項に取り組むよう強く要望します。

記

- 1 介護従事者の賃金の底上げを図り、安全・安心の介護体制を確保するために、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金（特定最低賃金）を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年6月30日
小樽市議会

議決年月日	令和2年6月30日	議決結果	否 決
-------	-----------	------	-----

「国による全国学力・学習状況調査を全員参加の悉皆から抽出に改めること」を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小池 二郎
同 酒井 隆裕
同 佐々木 秩

文部科学省は2007年より、全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に全国学力・学習状況調査を行ってきました。全員参加（悉皆）で実施され、学校別の成績を開示する地方自治体が次々と現れたため、今日では、都道府県や政令指定都市などの地方自治体の間だけでなく、学校間の点数競争を引き起こしています。

全国学力・学習状況調査の対策として、都道府県、更には市レベルでも模擬試験を導入する自治体が激増し、平成30年度には、全体の70%の都道府県が独自の学力調査を実施し、更には85%の政令指定都市までもが独自のテストを行っており、子供たちはテスト漬けの状態です。このような状況を受け、国連子どもの権利委員会は2019年2月、子供にとってあまりにも競争的な日本の教育状況を改善するよう、日本政府に勧告しています。不登校や子供の自殺が社会問題であるいま、国に求められているのは、早急に子供のストレス要因を取り除く努力なのではないでしょうか。

教員に関しても、ただでさえ過労死ラインを超える過重労働が問題視されている中で、教員はテストの分析と対策に追われ、疲弊しています。2018年に実施された、経済協力開発機構（OECD）による国際教員指導環境調査（TALIS）でも、教員の週平均労働時間は、加盟国平均の38.3時間に対し、日本は56時間と最長でした。

また、教員不足が社会問題となり、全ての教室、教科に教員を確保することさえできていない状況があります。一方で、毎年50億円を超える税金を大企業が実施する全国学力・学習状況調査に費やし、各自治体でも数億円を超える予算が自治体テストに費やされていることには、矛盾を感じずにいられません。

今年の全国学力・学習状況調査は、新型コロナウイルスの感染者増加を受け中止になりました。全国学力・学習状況調査の目的が「調査」であるならば、来年以降はサンプル調査（抽出）で十分です。

よって、国及び政府においては、子供や教員への深刻な影響を懸念し、全国学力・学習状況調査を、全員参加の悉皆から抽出の調査に改めることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年6月30日
小樽市議会

議決年月日	令和2年6月30日	議決結果	否 決
-------	-----------	------	-----

「公立学校教員に 1 年単位の変形労働時間制を適用しないこと」を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小池 二 郎
同 酒 井 隆 裕
同 佐々木 秩

平成30（2018）年の厚生労働省「過労死等防止対策白書」によれば、小・中・高・特別支援学校を含めた全ての学校の教職員の 1 日当たりの実勤務時間の平均は、通常時でさえ 1 日 11 時間 17 分間（所定勤務時間は 7 時間 45 分）、1 か月当たりの時間外勤務の平均は 77 時間 44 分であり、実に中学校教員の 57.7%、小学校教員 33.5% が過労死ラインを超えて働いていることを文部科学省も報告（平成 28（2016）年教員勤務実態調査）しています。

教員の労働環境は、子供にとっての学習環境です。長時間過密労働の影響は教員だけにとどまらず、教育現場は「子供と過ごす時間も十分にとれない」「あしたの授業準備さえままならない」などの悲痛な声であふれていて、もはや子供の学習権を保障できているとは言い難い状況です。教員がしっかりと子供と向き合い、教育活動に専念できる抜本的な労働環境の改善と子供の学習権を保障するための投資が今、早急に求められています。

これに対して政府は令和元（2019）年 12 月、通常の勤務時間を延長し、代わりに夏休みなどの勤務時間を縮める 1 年単位の変形労働時間制を導入することができるよう「公立学校の義務教育諸学校等教育職員の給与等に関する特例措置法」（給特法）を一部改正しました。しかし、この法改正をめぐる国会審議で「教師の業務や勤務が縮減するわけではない」と文部科学大臣は明言しています。新学習指導要領への対応等で業務はむしろ増える傾向にあって、教員の時間外労働は一層肥大しています。法改正は教員の負担を減らすのではなく、夏休み中の休暇のまとめ取りを推奨する負担分散に過ぎず、教員の日常の労働環境の抜本的な改善とは到底言えない内容です。更に文部科学省は、時間外労働の上限を「月 45 時間、年 360 時間以内」とする「指針」を本制度導入の前提としましたが、小学校の約 6 割、中学校約 7 割の教員が既にこの上限を超えて働いていて、制度導入の前提すら整っていません。

何よりこの制度が導入されれば、ゆとりを持って子供と向き合い個々の成長や発達に寄り添うことが困難にならないか、時間をかけて授業準備をすることが一層難しくなって子供の学力低下を招くことにならないか、日々の疲労が回復できず過労を募らせ夏休み前に倒れる教員が多くなるかなど、懸念は尽きません。したがって、1 年単位の変形労働時間制を導入するよりもまず、恒常的な時間外労働の解消こそ第一になすべきことと考えます。

よって、道及び北海道教育委員会に対し、下記の事項を実現するよう強く求めます。

記

- 1 1 年単位の変形労働時間制を公立学校教員に適用する条例制定をしないこと。
- 2 教員が子供としっかりと向き合い、授業の準備をする時間の確保など、「子供の学習権の保障」という観点から教員の労働環境の抜本的な改善を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 2 年 6 月 30 日
小樽市議会

議決年月日	令和 2 年 6 月 30 日	議決結果	否 決
-------	-----------------	------	-----

農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に反対する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小 池 二 郎
同 面 野 大 輔
同 酒 井 隆 裕

これまで農業者の種取り（自家増殖）については「育成者権が及ばない範囲」（21条）で「原則自由」とされてきました。現在、国会で審議中の種苗法改正案は、この条項を削除し、登録品種を「許諾制」にすることで、事実上一律禁止するものです。

自家増殖の権利が著しく制限されるほか、許諾手続きをして許諾料を支払うか、種子を毎年購入しなければならないとなり、農家にとっては大きな負担が発生します。

現在の登録品種の作付割合は、米で16%、ブドウ9%、リンゴ4%、ミカン2%、野菜9%です（農林水産省の資料より）。サツマイモやイチゴ、サトウキビなど、栄養生殖で増える野菜の登録品種への依存は強まっていて、自家増殖で苗をとるサツマイモでは、登録品種の作付けが5割以上を占める農家もみられます。

一般品種の自家増殖は認められるとしても、登録品種を増やし続ける政府の下で、許諾料が、民間参入の増加、登録品種の作付割合の拡大とともに値上がりしていくことや、種子価格が供給独占により開発時と比較して上昇していくことは容易に推測できます。

優良品種の海外流出の防止になるという意見もありますが、農林水産省は、「有効な対策は海外での品種登録を行うことが唯一の方法である」（2017年11月食料産業局知的財産課）とのべています。国内農家の自家増殖を禁じなければならない理由は有りません。

農民の種子への権利を定めた、「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」の前文は、農業における遺伝資源の保全、改良及び提供が、農業者の権利の基礎であることを確認しています。国連総会が 2018年11月に採択した「農民の権利宣言」でも、農民の自家増殖の権利を明記しています。

自家増殖禁止は、地球規模での気候変動による食料不足が心配される中、食料自給率の低い日本においては食料安全保障の観点にも逆行しています。

いま、新型コロナウイルスの感染を食い止め、国民の暮らしと経済を守ることが何よりの課題であり、国会や政府に求められていることです。

深刻な問題を含んでいる「種苗法改正案」は不要不急であり、国会での成立を断念し、廃案にした上で、国民的議論に委ねることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年6月30日
小樽市議会

議決年月日	令和2年6月30日	議決結果	否 決
-------	-----------	------	-----

2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小池二郎
	同	秋元智憲
	同	中村誠吾
	同	小貫元

北海道最低賃金の引上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、特に、年収200万円以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも41.5万人と、給与所得者の24.3%に達しています。また、道内の全労働者216万人（内パート労働者64.7万人）の内、51万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針2019において「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」としています。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均1,000円に向けた目標設定合意を6年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

よって、北海道労働局においては、令和2年度の北海道最低賃金の改定に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」という目標を掲げた「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額994円）を下回らない水準に改善すること。
- 3 厚生労働省のキャリアアップ助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年6月30日
小樽市議会

議決年月日	令和2年6月30日	議決結果	可決	賛成多数
-------	-----------	------	----	------

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横 尾 英 司
	同	中 村 誠 吾
	同	濱 本 進
	同	前 田 清 貴

北海道の森林は全国の森林面積の約 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものです。

北海道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところです。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 2 間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。
- 3 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取組や森林づくりを担う林業事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 2 年 6 月 30 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	令和2年6月30日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-----------	------	-----	---------

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松田優子
	同	中村岩雄
	同	中村誠吾
	同	高野さくら
	同	山田雅敏

いま地方自治体には、医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多様化・複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害やそのための防災・減災対策の実施、また新たに発生している新型コロナウイルス感染症対策など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症に対しては、国の緊急事態宣言が出されるなど全国的に猛威を振るっており、いまだ収束の目処は見通せないどころか長期化が予想される状況になっています。このため、各自治体では住民の命と生活を守るために感染拡大防止対策や地域経済対策、雇用対策など様々な対策が取られています。

しかしながら、4月30日に成立した2020年度一般会計補正予算において、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」が成立しましたが、全国各自治体が必要とする財政需要に到底対応できるような規模には至っておらず、政府は6月12日に2020年度第2次補正予算を成立させ、迅速な予算執行に向けて準備を進めていますが、長期化が予想される新型コロナウイルス対策には、国の責任においての更なる追加予算措置を含めた対応が必要不可欠です。

一方で地方の財源対応の基本的な方向性については、政府はいわゆる「骨太方針2018」で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしています。実際に2020年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4,318億円、前年比プラス1.0%と、過去最高の水準となりました。

しかし、人口減少・超高齢化に伴う社会保障費関連を始め、新型コロナウイルス感染に係る継続的な対策を必要とする地方の財政需要に対応するためには、更なる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2020年度補正予算及び2021年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

- 1 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の総額を大幅に増額すること。交付額の算定に当たっては、財政力の弱い自治体においても必要かつ十分な対策を実行できるよう、確実な財政措置を行うこと。
- 2 各自治体の実情に応じた実効性ある対策が講じられるよう、国の対策に伴い地方負担が生じる場合には確実に交付金の対象とするとともに、柔軟に活用できる自由度の高い制度とすること。
- 3 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」についても、総額の増額など、地域に必要な医療提供体制を整備するための措置を講じること。
- 4 社会保障、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策、新型コロナウイルスを始めとする感染症対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これらに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。
- 5 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 6 会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、確実にその財源を確保すること。
- 7 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。
- 8 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
- 9 地域間の財源の偏在性は正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。
また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を始め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
- 10 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
- 11 2020年度の地方財政計画では、依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和 2 年 6 月 30 日
小樽市議会

議決年月日	令和2年6月30日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

義務教育費国庫負担制度堅持等を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	丸山晴美
	同	高橋克幸
	同	高木紀和
	同	佐々木 秩
	同	前田清貴

現在、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文部科学省は「学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題に対応するため」として、2020年度分として4,235人増の要求を行いました。しかし、8年間の教職員定数改善計画は実現されず、教職員定数増3,726人となり、教職員配置の見直し2,000人減を除いた改善数は1,726人の定数増にとどまりました。

子供たちへのきめ細やかな教育のためにも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、教職員定数を抜本的に改善するなど、教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。

2017年9月に厚生労働省が発表した2016年の「国民生活基礎調査」では、18歳未満の子供がいる世帯の子供の貧困率は13.9%、ひとり親世帯は50.8%と、依然として7人に1人の子供が貧困状態にあります。また、2019年3月、文部科学省が発表した「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護率は、全国で15.23%と7人に1人、北海道においては全国で8番目に高い21.04%と5人に1人が補助を受けている状況となっており、依然として厳しい実態にあります。

このような状況にあるにもかかわらず、教育現場では、いまだに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じています。

更に、「高校授業料無償制度」への所得制限、「給付型奨学金」は対象者が限定されていることから有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子供たちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子供の「貧困と格差」は改善されていません。子供たちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

よって、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持など、以下の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう要請します。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 2 地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。
- 3 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。
- 4 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年6月30日
小樽市議会

議決年月日	令和2年6月30日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

令和2年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○会期 令和2年6月9日～令和2年6月30日(22日間)

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	令和2年度小樽市一般会計補正予算	R2.6.9	市長	—	—	—	—	R2.6.16	可決
2	令和2年度小樽市一般会計補正予算	R2.6.9	市長	R2.6.17	予算	R2.6.22	可決	R2.6.30	可決
3	令和2年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	R2.6.9	市長	R2.6.17	予算	R2.6.22	可決	R2.6.30	可決
4	小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案	R2.6.9	市長	R2.6.17	総務	R2.6.23	可決	R2.6.30	可決
5	小樽市税条例の一部を改正する条例案	R2.6.9	市長	R2.6.17	総務	R2.6.23	可決	R2.6.30	可決
6	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	R2.6.9	市長	R2.6.17	厚生	R2.6.24	可決	R2.6.30	可決
7	小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	R2.6.9	市長	R2.6.17	厚生	R2.6.24	可決	R2.6.30	可決
8	小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	R2.6.9	市長	R2.6.17	厚生	R2.6.24	可決	R2.6.30	可決
9	小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	R2.6.9	市長	R2.6.17	予算	R2.6.22	可決	R2.6.30	可決
10	工事請負契約について〔潮見台中学校校舎耐震補強工事〕	R2.6.9	市長	R2.6.17	総務	R2.6.23	可決	R2.6.30	可決
11	工事請負契約について〔旧緑小学校解体工事〕	R2.6.9	市長	R2.6.17	予算	R2.6.22	可決	R2.6.30	可決
12	不動産の取得について〔旧最上B住宅敷地〕	R2.6.9	市長	R2.6.17	総務	R2.6.23	可決	R2.6.30	可決
13	動産の取得について〔ロータリ除雪車〕	R2.6.9	市長	R2.6.17	建設	R2.6.24	可決	R2.6.30	可決
14	工事請負契約について〔重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事〕	R2.6.9	市長	R2.6.17	総務	R2.6.23	可決	R2.6.30	可決
15	小樽市非核港湾条例案	R2.6.9	議員	R2.6.17	総務	R2.6.23	否決	R2.6.30	否決
16	小樽市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案	R2.6.9	議員	—	—	—	—	R2.6.9	可決
17	令和2年度小樽市一般会計補正予算	R2.6.30	市長	—	—	—	—	R2.6.30	可決
18	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について	R2.6.30	市長	—	—	—	—	R2.6.30	同意
19	人権擁護委員候補者の推薦について	R2.6.30	市長	—	—	—	—	R2.6.30	同意
20	小樽市農業委員会委員の任命について	R2.6.30	市長	—	—	—	—	R2.6.30	同意
意見書案第1号	看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書(案)	R2.6.30	議員	—	—	—	—	R2.6.30	否決
意見書案第2号	介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書(案)	R2.6.30	議員	—	—	—	—	R2.6.30	否決
意見書案第3号	「国による全国学力・学習状況調査を全員参加の悉皆から抽出に改めること」を求める意見書(案)	R2.6.30	議員	—	—	—	—	R2.6.30	否決
意見書案第4号	「公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないこと」を求める意見書(案)	R2.6.30	議員	—	—	—	—	R2.6.30	否決
意見書案第5号	農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に反対する意見書(案)	R2.6.30	議員	—	—	—	—	R2.6.30	否決
意見書案第6号	2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)	R2.6.30	議員	—	—	—	—	R2.6.30	可決
意見書案第7号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)	R2.6.30	議員	—	—	—	—	R2.6.30	可決
意見書案第8号	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)	R2.6.30	議員	—	—	—	—	R2.6.30	可決
意見書案第9号	義務教育費国庫負担制度堅持等を求める意見書(案)	R2.6.30	議員	—	—	—	—	R2.6.30	可決
陳情第15号	小樽市立塩谷小学校の存続方について	R2.4.6	議長付議	R2.6.17	総務	R2.6.23	継続審査	R2.6.30	継続審査
陳情第16号	小樽の子どもたちの教育水準を維持するための一人一台タブレット支給方について	R2.5.12	議長付議	R2.6.17	総務	R2.6.23	継続審査	R2.6.30	継続審査

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 日 年 月 日	議 決 結 果	議 決 日 年 月 日	議 決 結 果
陳情 第17号	「COVID-19 感染拡大に伴う 小樽市内の中小企業の倒産を防ぐた めの基金」創設方について	R2.5.12	議長 付議	R2.6.17	経 済	R2.6.23	不採択	R2.6.30	不採択
陳情 第18号	「COVID-19 感染拡大に伴う 中小企業の倒産を防ぐ為の小樽市条 例」制定方について	R2.5.12	議長 付議	R2.6.17	経 済	R2.6.23	不採択	R2.6.30	不採択
その他会議に 付した事件	行財政運営及び教育に関する調査に ついて（総務常任委員会所管事務）	—	—	—	（総務）	R2.6.23	継 続 審 査	R2.6.30	継 続 審 査
	市内経済の活性化に関する調査につ いて（経済常任委員会所管事務）	—	—	—	（経済）	R2.6.23	継 続 審 査	R2.6.30	継 続 審 査
	市民福祉に関する調査について（厚 生常任委員会所管事務）	—	—	—	（厚生）	R2.6.24	継 続 審 査	R2.6.30	継 続 審 査
	まちづくり基盤整備に関する調査に ついて（建設常任委員会所管事務）	—	—	—	（建設）	R2.6.24	継 続 審 査	R2.6.30	継 続 審 査

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
8	J R小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について	R元. 11. 20	R2. 6. 23	継続審査	R2. 6. 30	継続審査
13	小樽市立フリースクールの創設方について	R2. 2. 3	R2. 6. 23	継続審査	R2. 6. 30	継続審査
15	小樽市立塩谷小学校の存続方について	R2. 4. 6	R2. 6. 23	継続審査	R2. 6. 30	継続審査
16	小樽の子どもたちの教育水準を維持するための一人一台タブレット支給方について	R2. 5. 12	R2. 6. 23	継続審査	R2. 6. 30	継続審査

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方について	R元. 5. 13	R2. 6. 23	継続審査	R2. 6. 30	継続審査
17	「COVID-19 感染拡大に伴う小樽市内の中小企業の倒産を防ぐための基金」創設方について	R2. 5. 12	R2. 6. 23	不採択	R2. 6. 30	不採択
18	「COVID-19 感染拡大に伴う中小企業の倒産を防ぐ為の小樽市条例」制定方について	R2. 5. 12	R2. 6. 23	不採択	R2. 6. 30	不採択

厚生常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
2	子ども医療費の小学校卒業まで無料化方について	R元. 6. 7	R2. 6. 24	継続審査	R2. 6. 30	継続審査
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について	R元. 6. 10	R2. 6. 24	継続審査	R2. 6. 30	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
4	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について	R元. 8. 9	R2. 6. 24	継続審査	R2. 6. 30	継続審査
5	星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方について	R元. 9. 5	R2. 6. 24	継続審査	R2. 6. 30	継続審査
6	天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方について	R元. 9. 6	R2. 6. 24	継続審査	R2. 6. 30	継続審査
9	行政財産に係る地方自治法の遵守及び条例の制定方について	R元. 11. 22	R2. 6. 24	継続審査	R2. 6. 30	継続審査

公共施設の再編に関する調査特別委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
7	小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方について	R元. 11. 19	R2. 6. 25	継続審査	R2. 6. 30	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について	R2. 1. 24	R2. 6. 25	継続審査	R2. 6. 30	継続審査
14	新市民水泳プールの早期建設方について	R2. 2. 18	R2. 6. 25	継続審査	R2. 6. 30	継続審査

小樽市議会会議録

令和2年 第2回定例会

令和2年8月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話(代) (0134)32-4111